

10. 農林水産食糧

23

①①

国立公文書館	
分類	内閣府 平成17年度
排架番号	4E
	35
	565



裏面白紙

農林 水産 食糧

23

①①

林業 等

裏面白紙

昭和二十三年産茶の輸出暫定措置要綱

(E=三 S=一 B=)

昭和二十三年茶は政府貿易の対象として或一定数量を貿易公団として買上げしむることある外は、新設民間貿易に移行し輸出業者各々の立場に於て取引を實施せしめることとし、其の取扱に關し七の通り定めるものとする。

一、一般取扱手續

- 1. 輸出規程作成の上輸出希望最低價格と七八月積出輸出可能数量を四月月上旬水テル東京に発表する。
- 2. 國內輸出希望者は引合申告書、資料換算表及び諸掛見積書を貿易公団經由貿易廳に提出する。
- 3. 右に依り貿易廳は該等引換能力を檢査し同價格の適否を審査したる後引合申告書に裁定記入して貿易公団經由申告者に返還する。
- 4. 輸出業者は前項に依り承認せられた申告内容に基づきバイヤーと商談する。

1.13  
10nd

二 資金の融通

- 5. バイヤーと製造者が成立した輸出前送金は正式引合申告書を貿易公団経由貿易廠に提出する貿易廠は正式引合申告書に付し付金の承認を得る
- 6. 輸出業者は輸出準備申請書を公団経由貿易廠に提出する。貿易廠は之を承認し輸出し承認を受けるものとする
- 7. コントラクトフォームに署名捺印しバイヤーの署名捺印後の承認を得る
- 8. 才六項 才七項の承認ありたる時は 貿易廠は貿易公団に対し義務指圖書を交付し 公団は輸出業者より自ら買取契約に依る契約を締結するものとする
- 9. 民間貿易手続は右の如く一般民間貿易手続に準じて行くも政府貿易手続の場合の如くは輸入税関に於て貿易公団をして買上げしむるものとする

- 1. 貿易廠は輸出準備申請書の承認を得たもの、みに対し資金融通のためスタンプ手形の承認をなす。その期日は四月頃とする
- 2. 輸出業者はスタンプ手形に依るか、又は資金の融通を自己の力でなすか、又は自己資金に依り各自の能力に依り輸出向荒茶又は仕上茶を裏荷するものとする

三 資材の配給

- 1. 輸出準備申請書が承認されたものに於て貿易廠は資材換算に依る包装荷造り資材及び再製用コークスを配給する
- 2. 円價格と弗價格の均衡を保たしめ且つ農家並に荒茶製造業者の供出意欲を増進するためには生産諸資材等の重点配給制を採用するか之が実施要領は農林省より別途指示するものとする

四 其他

- 1. 九月以降の積出に就ては 五月頃より買取実施するものとし 資材の配給 資金の融通は買取契約成立の都度為すものとする

コ 標準規格に依り各樹の取引値段が標準茶價格より上廻る場合には標準  
用價を基準として追加料とする  
ク 輸出用茶の國內常規取引及び不適格品の処分については別途指  
示するものとする

追記

輸出用茶の現行價格統制の之を撤廃する方針の下に内需用茶の價格対策  
を念め、別途に具体的な措置を至急検討するものとする。

林業對策

第一 對策を必要とする理由

一 わが國は戰爭前は内外之を合せて面積四五八〇万ハク百積ハク。伐石に及ぶ森林資源をこつていたが、戦時に及り樺太、朝鮮、台湾等における貴重な森林資源を失つた結果、森林面積は二五〇〇万町歩（五二％）蓄積は六二億石（八九％）に激減した。

二 しかるに立木伐採量は昭和十一年一億一千九百九十九萬四千七百六十二立方尺に達したが、これは需要をこし上溢してゐる態勢であり、實際の採産物の需要量は産業復興所材、燃料、造船用材等各種の部門において戦前に劣らざる莫大な量、並して木材、今後なお増大する傾向にある。

三 わが國の森林に負担をかけることなく、必要を充足するに非ずば、木材を大量に輸入せねばならぬが、日本の本産物はもとより、余剰が

ないであらうし、又、建物は世界的に需給が逼迫していきるのでその英  
かうもこのことは到底期待しえない。そのところの米豆の争奪が正常  
化し、更にこの復興が行われるようになつた暁には、わが國に對し  
て相當量の林産物の輸出が要請されることとなり、戦時中のわが國と  
してはこれに在念しなくてはならぬ。

四 わが國の森林(林業)に對し何等対策を講ずることなくしてこのよ  
うな過剰な負担を課する結果は、戦時戦後を通じて行われ、未だ過伐  
をますます加害することとなり、林産物の需給はいよいよ逼迫し、國土  
の崩壊による災害の類然と招来するのみにあらず、今後二、三十年にし  
て、森林資源を涸竭することとなる見込しうある。

五 そこで林業のあらゆる部面について森林の生産力を最高度に向上下  
る方針を講じ、以て森林の部内から産業の復興及び民生の安定に資する  
施策がある。

### 第二 対策の前提となる森林(林業)の現情

一 わが國の森林は所有別に見ると国有林が面積において三割二分、私  
林が五割五分、民有林は面積において六割八分、面積において四割五  
分を占めてゐる。国有林はその六割九分が北海道東北地方に偏在して  
ゐる。民有林の七割五分は面積は私林である。

二 林相別に見ると針葉樹林が三割八分、闊葉樹林が五割六分(原野その  
他が九分)である。

三 私林はどの所有者が最も多量に集中してゐる。一森林所有者の平均所  
有面積は二町三反であり、面積がいれば五町歩以上の所有者の所有  
する面積は全体の二五%に過ぎず、全体の七五%は五町歩未満の所  
有者に属し、所有者数でいえば五町歩以上の所有者は全体の二五%に  
過ぎず、凡九%余は十町歩未満の所有者であり、一町歩未満の所有者  
が実に全体の七五%を占める。

四 森林の一町歩当り面積は国有林は二六五マールが民有林は二六五マール

一八七〇年私有林一五九石で國民全體は二五〇石と云り極めて低値に  
ある。

五 林業の面から見ると森林は林業の経営の對象として觀念されてい  
る。このよりを穿つてその國家的な地位として林業の位置をいふといふ  
觀念が一般的である。従つて林業に對する資本と技術の投入が不  
充分であつたその生産性は低く、その結果には計画的な投資を欠かれば林  
業は寧ろ所有者の現金投入の便宜性から行われてゐる現状である。

### 第三 對象の專傾

#### 一 林野制度の整備

森林生産力の最高度の發揮を期するためには根本問題として林野制  
度の問題について考究する必要がある。所有の異かう国有民有の區別  
があり、経営の異かう自營民營の區別があり、その組合せて林野制度

の向題を生ずる。一現狀から見れば所有と経営とは原則として合致して  
いて、従つてこれを同一視して可であらう。この向題をイデオロギ  
イの上から議論することは本論の林業對象を確立するといふ異かう意  
味であり、又それからは結論が異なる。對象の目的を達成するため  
は寧ろ経営技術の面及び経営機構の面における実証的成長の異かう向  
題を考究すべきである。

#### 一 国有林の向題

森林の全部を国有にすることは多分にイデオロギイの面に反り過  
ぎた立論であり、経営技術の異かう見ても必ずしも国有林が最善の  
営とも認められない。経営機構の異かう見ても、詳細な森林と一々國  
が直接経営することは非能率的である。しかも国有林には従前の在  
在理由を、その程度に、差こそあれ、各國とも国有林を保有することと違  
別としてゐる。国有林の割合は國によつて異なる。ソ連は一〇、我が  
國は二一%カナダは九〇%旧植民地は三三%フィンランドは四〇%が



ノールエーは一三カユーゴーは三八カ等となつてゐる。如何なる森林と如何なる程度に国有として保有すべきかの点については国有林の存在意義から考え、公益性の強い（公益性、採算性の強い）森林であつて、相当地域と包括的に国有林として保有すべきものであろう（具体的に、水源保安林が国有林の中核となるべきものであろう）

国有林の骨格となるのは右の如く特に公益性の強い森林であるが、そのほか森林の所有者が所有権の正当な行使（森林の所有権については森林の公益的性格からして合理的施策を行う義務を有する）を怠り、又はそれによつて生ずる場合には、その森林の所有又は経営を国が引き受けねばならぬ。この場合当該森林が地域的にまとまつたものでないときは、国が直接経営にすることが不適当と考えられるから、その経営は民間の経営能力が優越する者に委託せねばならぬ。このほかにも国有林の一部に対しては、経営能力の優れた者が、その経営の希望

があるときはこれに経営を委託することと考へられる（かような場合には国有林の形態となる）

右のような考え方は、国有林をその存在意義に適合した純粋な公益林として観念してゐるのであるが、現実の国有林行政上向題となるのは、国有林特別会計の独立採算性の問題がある。従来日産業の不況の度、低産出であり、資本の蓄積も少く、利潤率も低いといふことを、長期に亘つて考慮すれば、それは採算がとれないといふことでは、たゞ毎会計年度においてバランスをとることに経営するとすれば、公益的節減又は収入の増進のために合理的施策が行われず、国有林の採算性を阻害し、一個の大面積所有者に墮するものといわれはならぬ。大に国有林の純粋性と阻害せぬようにならねば、国有林の全体的な財政的機能とその経営実施の根拠と分離して確立する必要がある。

(二) 国有林の向題

国有林はこれを公有林と私有林とに分けて考え、森林法によつて

私有林の種別を厚するが採集各等の區から考へるべきは、  
私人所有の私有林に過ぎない。

(イ) 公有林  
公有林は地方公共団体の所有(公営)に属する森林であつて、國  
有林と私有林との中間的存在である。公有林については、  
林野整理統一の向懸があり行政上これを整理した結果に當  
てり、是認したが現在統一の完了したところは概ね認着して  
あり、また統一の出来ぬところは將來も統一を強行するこ  
とが適當だと考へらる。公有林については、生産力が充分で  
あるが向懸であり、いわゆる入会山が最も荒廢してゐる等、  
是は國土上も考慮を要する。入会山については、一定の規約の存す  
ものもあるが分権主義で乱採されてゐるものが多い結果であらう。  
この中、所有森林組合の制度を設けて一定の制限の下に生産力を  
保全しつつ地元民の山の利用を適正化する方を考へねばならぬ。

(ロ) 私有林

私有林は國有林と並んで独自の存在意義がある。個人所有の森林  
應に其の緻密細心な管理の行われ、其の相当の利益に見  
るべき成績を挙げているものがある。私有林については、所有(私  
営)規模の向懸と所有(公営)主体の向懸と、全般的組織の向懸とが  
ある。

(甲) 所有(私営)規模の向懸

私有林に、いて個人的な所有面積の最高限度を制限すべきこと  
というものがいふれられたことがある。イデオロギイの向懸として、  
て森林の生産力の増進という見地から、所有の細分は寧ろ有害  
である。林業の生産性は一般的に大規模の森林である種、  
あるの、この点から、並に所有(私営)の面積の制限  
その拡大策中を講究せねばならぬ。林地開闢におつて、

現存の最高限度の制限、所有の細分化、はたして農地の生産力の向上を結果しえらぬのであろう。たゞ農地改革は自林業の創設、小作関係の改善という目的があるが、林業においては所有と経営の分離は稀薄であり、且つ小作関係は一般的には存在しないので、この点から所有の制限を行ふ必要はない。もつとも林業においても森林の所有者と利用者との及び所有者と労働者の間には對等的な関係が確保せぬでも、この点で所有と生産の最高限度の制限の問題から解決すべき事項ではない。

三、所有（経営）主体の問題

森林の生産力の最大発場の見地からすれば、何人が所有（経営）の主体として最も適当であるかといえは、森林の経営に対し、最大の資本と最高の技術とを投下する者が最も適当な主体である。森林を単に国家的な財産と観念し資本と技術とを投下せぬ者は如何に個人的に森林の思想をもつていても、林業の改良発展

上歓迎すべき主体とはいへない。この人や組織による利益を目的としてたゞ森林を保有する者は、林業経営者とはいへない。森林の思想というものは森林に資本の累積を因らざる経営を、科学的に向上させる積極的意識を云うので、山を愛するといふ個人的なセンチメントではない。所有の主体を形態別に見ると、個人経営、会社経営、組合経営、山林本営等があり、これらそれぞれが専業経営と副業経営とに分れるが、その何れが適当であるかは専ら前記の標準によつて実証的に判断すべきであり、概念的観念的に結論することはいふ所ない。ただ現在までの通念においては個人が兼業的に所有しているものが経営成績が良く、山林に投資する産業へは山業、製紙業、木利業等が兼業的に従事しているものが比較的良く、個人又は会社が専業的に所有しているものの一部に於いて優良なものが見られる。以上を考慮するに、このことは林業経営調査の結果をまづ、山林

すべしはなるまい。もつとも個人の兼業的経営が如何に発達する  
種別に属するといつても、これに違つて、農林経営者に対する所有と  
強制的に移転することは出来ぬ。

劣悪な経営者が正当な理由なしに、園の専断する計画を遂行し  
るに於て、所有又は至営の強制的移転が承認される。この場合に  
は劣悪な経営者から優良な経営者に直接所有（至営）を移転するこ  
とに座落を生ずるので、中間的措置を考慮せねばならぬ。即ち  
当該森林が相当まとまつたものである場合は、国が直接その至営  
を受け取る。それが分散してゐるものであるならば、国が一応引  
受けて、更にそれを民間の優良な経営者に引受けさせることにする。  
所有（至営）の任意的移動も右のような意味において規制せざ  
るをえなむ。即ち劣悪な経営者への所有の移動を防ぐためには、無  
林の買買に許可制をとり、よりよき至営への集中を図らねばなら  
ぬ。

更に所有の細分化を防ぐためにも、森林の買買を制限する必要が  
あるし、又相続の場合についても、農地と同様に、民法の特則を定め  
ねばならぬ。

(丙) 至営組織の問題

森林至営が大規模な至営である程、その生産性が高くなる。しか  
し、そのが、国の森林所有の規模は極めて零細化してゐることを考  
合わせると、ここに零細な所有の森林至営を如何に形態において  
合同すべきかの問題が生ずる。この種の森林を漸次、又は民間  
優良な経営者に集中すべきものであることは前に述べた通りであ  
るが、これは全面的には実現せらるゝ。そこで、このよう小森林を  
合同して、運営するためには、森林組合の制度がある。  
森林組合は昭和十三年の改正以前は、森林法によるものは、荒  
造林、土工、林道の四種に区分されてゐた。昭和十三年の改正  
によつて、森林組合はすべて、地区内の森林に、その運営を編成し

これに基づいて行う農業を運営し又は組合員の行う農業を調整することとし計画農業を促進するたりの組織体である性格が明確にされた。そして、新に出資制度を採用し林産物の加工販売、資本金の供給等各種の経済行為を行うことになり、その経済力は法的に著しく整備された。しかるに新しい森林組合の生成傾向も全く同様であり、戦中の中村統制方式は森林組合の成長を懸念し抑圧するものであったために、森林組合は抑圧その能力を補充されたにも拘らず健全な発達を見ることができ、現在に至っている。

森林組合は形式的には森林所有者の組織する人的団体であるが、実体的に見るとこれは一地域内の森林を土台として組織される物的団体である。一地域内の森林の所有者は自動的に組合員となる。森林自体が公益性をもっているのに照応して森林組合も公共的性質をもっている。即ち森林組合は一面あたかも森林

所有者が私的団体の如くであるが、他面國が森林について公的專断計画農業の確保を実現するための國の代行機関として存在する。農業家の編成についても農業守違反の場合の丕管権の取上げについても本来は國が直接行うべきものであり、てしかも實際上丕管機構の負なり政策上の要請から國が直接行うことを不適当とする事案については森林組合の中間的性質を利用して國の代行機関として活用することが適当である。考慮を要することは森林組合は一般的に見て劣悪丕管者の野蠻に入れられる小森林所有者が主として組織している団体であることである。即ちそれは小森林所有者の優越性そのままに法的に保有していることである。かような小森林所有者が支配している森林組合によつては森林に対する資本及び技術の蓄積集中は期待し難いのではないか。如何にして森林組合の優越性を除去するか。そのためには旧の環境森林組合に同大森林

所有者を加入せしめていぬのでその制限を除き組合に加入する者の範囲を拡大し優良な所有者を吸収すること同組合の地区は原則として市町村界を越えておらず、河川の流域単位に拡張し大森林所有者を加入し易いようにすること同組合自体に資本と技術の蓄積が可能となるようにすること同組合の目的を以て組合の事業能力を拡張するため現在所有する機能のほか同組合員の貯金の受入(同国又は公共団体の委託による森林の管理)地区内森林の所有等を行うようにすること(同組合現在所有する機能のうち製材設備の拡充、林産物販売施設の整備など経済的活動を活発にする。同組合の農業家への編成、実施、林業技術者の雇入等)に対して高率の助成を行う(同組合強化の一方法として造林、林道、森林土木等に対する補助金は原則として森林組合を通じて交付する等の措置を講ずる。)

森林組合に關しては又農業直営組合と農業調整組合の何れを原

則とするかの向題がある。計画農業を完全に実施する上からは農業直営組合が理想であるから將來は漸次直営組合一本に誘導すべきである。

更に森林組合と林産組合との事業の調整を如何なる契においべきかの問題については森林組合の事業の拡充に伴つて山元の製材業、木材業はこれに吸収するか又はこれらの業者を森林組合の指定業者として活用すべきであり森林組合は消費地における林産業者の団体として存在すべきものであらう。

### 三 林地の経営区分の確定

林産な林地を最も効果的に利用し各種産業の総合的充実に資するに於ては林地の利用管理の区分を確定せしむべきである。特に最近自然保護の盛んなるに於ては林地の指定を以てその用途を決定し、法により新炭林採草地等に使用権が設定されること、或るその用途(性)

が林業不振の基礎を不安定にし造林意欲を著しく低下せしめ且つ過伐に地味を削いでいるのでこの真かうも林地の不振正分を確定する必要がある。ハ広義において土地の利用正分の確定といえは国土を農業用地、牧畜用地、畜産用地、宅地、公園地等に正分する国土計画を意味するが、これは別途計画するべきである。これには三の向題がある。オ一は林地と農地との正分であり、オ二は林地のうちの不適合林、不安林、農用林の正分であり、オ三は国有林と民有林との正分の向題である。

(一) 農地と林地との正分に関してはわが国の現状からして一五五万町歩の新規開拓地が主として林地に要求されることは当然であり農地改革がわが国の重要な国策の一つである限りこのことは無下に扱ふしえない。ただ水墾地開拓が十町歩以上の場合は開拓地輸入及び買収計画の決定は都道府県農地委員会が開拓委員会の意見をきいて行うものであり、農地委員会には中立委員を農林大臣が選任しうること

にちつており開拓委員会にも林業関係者が委員に加つてゐるのである。すしも林業を重視した決定が行われるとは限らぬが、十町歩未満の小開拓の場合には市町村農地委員会のみで予定地及び買収計画の決定を行うのである。この場合は林業関係の利益を保護する何等の保証がない。林地を農地に転換する際には当該林地を林野として保存することと農地に開拓した結果、何れが国家的に利益が大であるかを客観的に慎重に勘案して決定する必要がある。しかも農地を、公共的用途には農地の調整へ地主小作関係の調整の事を目的として設置された機軸でありその後農地改革関係の適正化団が介入するに依つて農林地の調整についてこそ此が主等立地に立つてゐるのであるがこれはその本来の性格から見てその本質を逸脱し、いふべきは組織について考えても小作地主と自依二つというものは農地への調整に肉しては全然無意味である。よつて農林地の調整に

自休農創設特別措置法による土地の改良、買収計画の  
又はそれ以外の土地に於けるものとする。但し、この法に  
て定められたる土地整備委員会が行うものとして、土地  
整備委員会との関  
係を断絶する。

(四) 林地を農地に転換するときには、林地整備委員会の承認を要する  
ものとする。

(五) 保安林、苗圃及び新規造林地並びに十五度以上の傾斜地は原則  
として、農地に転換できないものとする。

(二) 林地の区分、保安林、農用林の区分に因しては、当然放棄する中  
で、放棄されねばならぬ。森林はその全營日時によつて、(一)商品たる  
林産物の生産を目的とするもの(生産林) (二)農家の農用及  
び自己消費用の林産物の生産を目的とするもの(農用林) (百世林)  
(三)保安林の効果を目的とするもの(保安林) (公益林)の三種に区分さ  
れる。保安林はその土地条件によつて、生産林と客観的な区分がつく

農用林は地元農民の採草、放牧、自己消費、薪炭、炭のたための  
森林であり、全森林と客観的に区分がつく。一定の標準によつて  
生産林と区分して設けられるものがある。保安林と生産林との  
その、生産林である。保安林及び農用林の別を定むる  
國法は、民有林との区分、又は、保安林は新設國有へ、農  
用林は漸次民有へと移行させる原則の、國有の、區域の、  
又は、勸業し地方勸業委員会の意見をきいて農林、  
整備法を立てるものとする。

(四) 林地整備委員会に於ては、現行の、  
成立する委員五農業委員三畜産委員二中立委員三、割合と、  
委員の互換とする。委員会は法令により、  
果ては、審査議するほか、林地整備の基準の作成、適用等を行



四 森林の細分化の防止

森林が著しく零細化するに及ぶと、その生産力の低下の一因となつてゐる。この以上森林所有の零細化を防止し、漸次その所有へ至るべき規模の拡大を図らねばならぬ。このため森林所有者がその所有する森林の上地を譲渡し、譲渡するときは都道府縣知事の許可を要するものとす。同法(四)条又(五)条は地方公文団体の譲渡する場合(六)法令又は法令に基く命令等によつて譲渡する場合の森林組合へ又はその連合会に譲渡する場合の許可を要しない。

(七) 公益相統の場合農地と同様に特別を設ける。

五 計画施業の実施の確保

(一) 施業案の編成

森林の生産力を高む森林生産の確保を要する国民に對し必要なる森林

物を供給するとともに国土の保安にも遺憾なく期するたのみに、木の生長量を基準として伐採を行ひ且つ再造林を確保する長期の計画に従つて施業を実施すべきであり、一時生産物の生産量の増やすることがあつても緊急的有極限を制限せねばならぬ。現在施業の編成されてゐる森林面積は国有林民有林を通じて約六割に達してゐる。そこで施業案の次のようにしてその確保を促進する。

(二) 施業案は森林組合に加入してゐない大森林所有者の所有する森林についてはその所有者に編成させる。森林組合の組合員の所有する森林については組合員がこれを編成する。組合の施業案の編成費は、その組合員が、如く施業案の他種別性格から全額一、二割を補助する。民有地の施業案は森林の公益性に對して所有者の同意を得て編成することはない。それは所有者の希望を諮詢し、その森林の土地条件を基礎として、その公益的公益性を認め、その編成せねばならぬ。従つてこの公益的公益性を認め、

ることとする。都道府縣は森林生産の保護を旨とし、必要と認めるときは施業案の認可に當つてその施業要件の履行を要し、又はその認可し、施業案の施業方針、ついで、改良を命ずることとが得べきである。ただしこの場合は原則に於ける地方森林委員会との協議を以て民主的に決定を行ふ。

(イ) 施業案の編成は、その地域の技術を要するもの、都道府縣又は市町村がその委託に當つてその実施を代行することとが得べきである。

(ロ) 民間の施業案の内容は施業要件の確実な履行を期すること、主眼としてその内容を説明するものとして普遍性をとらざる。

(ハ) 施業案は国有林、民有林を通じて施業方針、施業方法などについて統一した目的計画によつて編成することとし、この間の調整については地方森林委員会を活用する。

(ニ) 従来施業案は折角編成されてもそのまま棚上げされることが多くなり、その実行の監査が不充分であつたため、施業案の編成が施業計画

の基礎となつて、その目的が達成できなかった。そこで、施業計画の基礎としての施業案を生かすためには、その実行については、特定の監査機関を設け、一定の時期において、現地のつき監査を行うことが必要となる。監査の結果は施業案の改良命令を発することとなる。かういふ一次の監査機関は都道府縣に置き、第二次の監査機関は林野局に置く。

(ホ) 施業案を全国的に編成するには相当の期間を必要とするが、その間、施業案の編成を促すことは、都道府縣知事は地方森林委員会に諮問の上、地裁を指定して一定の樹令以下、幼令林の伐採、一定面積以上の皆伐等、森林生産の採種を妨げない限り、守に有害な行爲を制限するため、一時的な伐採方法を指定し、行うことにより、市町村ごとに臨時種伐計画を立て、毎年度の伐採造林計画を決定する。

(三) 伐採の規則

施業の計画化を確保するためには施業計画によつて伐採を抑制せねばならぬ。

(1) 森林所有者がその所有する森林の上の立木を伐採し又は伐採の停止を意図せしむるときは都道府県知事の許可を受けなければならない。但し(1)一定の枚数以下の伐採、枝條の伐採等森林の生産力に及ぼす影響のない場合(2)法令又は法令に基く命令処分その他の都道府県知事の指導勧奨に基いて行つた伐採(3)施業計画に基く(4)他の法令に基く(5)等許可を当然必要としない場合(6)施業計画に基く(7)組合員がその施業業に従つて行つた伐採並びに施業調整森林組合の組合員が行つた伐採であつて組合がその施業業に従つて承認し与えたもの等は許可を要しないこととして許可制度の円滑な実施を図るとともにこれによつて森林組合による小森林の合同施業の促進に資する。

(2) 伐採又は伐採のための荒廃の許可申請があつたときは都道府県

知事は当該年度における木材の生産計画と国土保存上の影響とを照み合せて処分を決定する。小許可処分については、地方林業委員会の意見をきくものとする。

(3) 伐採又は伐採のための荒廃の許可違反行為に對しては次のように処置する。即ち伐採又は伐採のための荒廃の許可を必要とする場合において(1)許可を受けないで森林所有者又は買受人が伐採に着手した場合(2)都道府県知事又は買受人に對し伐採の停止を命ずる(3)伐採停止命令に違反して伐採が行つた場合及び悪許可のままに伐採が完了してしまつた場合は当該森林の土地の地上権は國が取得する。國はその林地につき自ら造林を行つた又は森林組合その他の適当な者に地上権を委譲して造林を行はしめる。

(4) 私有林の立木について伐採又は伐採の停止を命ずる行為は、その主としてその所有者の現金収入の増進を目的とするものであるから、計画的伐採を強制するものではない。是等行為は、主として立

木を伐採し又は伐採のため荒廃せしめんとする希望がある場合には、  
許可がえりぬことは森林所有者は当該立木と森林組合に對して  
荒廃の中込をすることができ、所在地に森林組合のない場合又は  
森林組合が買入を行なぬ場合は、國が買入し、國はその  
森林を自ら管理し又は森林組合その他適當な者に管理を委託する  
ことができ、買入の場合の価格については地方林業本委員会がこ  
れを決定する。

### (三) 造林の促進

森林は他の用途に供する場合は、伐採跡地には必ず再造林が行  
われねばならぬ。これは森林生産力の維持培養を図るためにも國  
土の保安を確保する上からも又先人の遺産を後人に伝えるより高い  
見地からも要請されることであり、経済的にも立木伐採による収入に  
は再造林費が包含されているからである。

(1) 伐採後一年以上を空置した造林不済地については、都道府縣知事

が再造林を勧奨する。勧奨を受けた森林所有者は、再造林計画と知  
事に届出て一定の期限内に再造林を実施せねばならぬ。右の期  
限内に再造林が行われなかつたときは、知事は、地方林業本委員会の意  
見をきいて一定の期限を付して造林を命ずる。

(2) 造林命令に定められた期間内に造林が行われなかつた林野につ  
いては、國が地上権を取得する。國はその林野につき自ら造林を行  
い、又は森林組合その他適當な者に地上権を委譲して造林させる。  
現在官行造林は公有林野以外には行われていないが、造林を促進  
する意味からしてこれを一般私有林野にも拡張して國が買入によ  
り造林を行うことができるようにする。官行造林の増収を企及する  
については、民收の歩合は地代を額上程度とする。

(3) 造林の勧奨を受けた林野の所有者は当該林野につき官行造林の  
義務を締結することによつて造林の義務を免れることができる。  
不 施業策に基く民營造林事業、新造林改良事業、樹種改良事業等

には高率の増徴を行う。補助金の額は現実に即応するよう、

(八) 山林所得税の査定の際造林費等の必要経費を収入から控除することになつてゐるがその控除額を現狀に調うようにする。

(九) 農地関係法令の適用が造林意能を低下してゐる事案のあるりに鑑み特定の期日以後において造林された森林は原則として農地並に扱ふ及び自林農創設特別措置法の適用を受けたいこととする。

(十) 林用樹種の増進については輸出産業の振興、食糧増産等の見地から特種に留意すべきである。

(四) 林道網の拡充

森林生産力の増進は里山の幼林令林分が選伐されてゐる一方、各地の老齢選熟林分が未雨養又日雨養不充分であつて、伐採の負担が全森林に均等にかかつてゐないことに原因するから計画的な施策を確保するために林道網を拡充して里山の休養を計りつつ林産物の生産を減

退せしめたいようにする必要がある。

(1) 林道の設置は国の専断に基くものでありしかも、資力の不充、意旨今日においては新設修理も容易であるので幹線林道は国營によつて整備する。

(2) 林道網の拡充は国有林、民有林を通じて、莫した山山によつて実施することによつてその利用率を高め、減価償却を早くすること、特に留意するところ、その拡充は、林道、林道、林道、河川、その他開拓事業、深山開墾等との連関を考慮せねばならない。

六 林業種苗の確保

造林の促進せうれのない原因の第一は種苗の不足にあり、又造林不況の起る原因は種苗の不足にあり、その原因は主として、下級の種苗の使用にあり、また、種苗の不足する原因は優良種苗の充分の確保が第一前提にあり、(1) 林業の官公營生産事業を拡充する。

(一) 産出の数量的需給状況の厳格に行なへる性質のものを、自らその  
 原因として森林植林系統機関と種苗生産業者の間の間の交渉  
 に従つたものである。国又は都道府県は主として一級又は二級産林  
 の保存、種苗の採取制限、種苗の配付、或る指定、種苗の保証票の  
 発行、種苗の生産及び使用の確保に努力すべきである。

(二) 種苗はその使用の効果を促進するの期間を極めて長期に亘るか  
 ら優良品種の確保は特に重要である。そこで種苗は都道府県一又は  
 産林大臣の指定する国産の行う検査に合格したものでなければこ  
 れを販売することゝが定めらる。

(三) 種苗の増産には苗圃の拡充を必要とするが苗圃は現在農地として  
 取扱われていて農地関係の法令が適用され、そのため苗圃の確保が  
 困難な状況であるから、苗圃についてはその適用を受けないものと  
 する。

七 保存林の整備

保存林は現在箇所数四一五万、面積一八六万町歩に及び全森林の八  
 分程度であるが、わが国の保存林制度は、一、急峻な山嶺の保存  
 主義により平面的な取扱を行つて、いふのみならず戦時戦後を前する不  
 材増産の途に退かぬ保存林の充実と矢つていふものもあり、一方林  
 産資源の窮乏な現情に於いては保存林と雖も適当な施策方法をとり、日  
 相当に合理的に利用しうる契を考へて、現在の保存林の種別を改め、各  
 々の種別に於いてその取扱に差別を設けるとともに現在の保存林を再  
 検討して不必要なものに解除し新に必要とするもの、保存林に輸入  
 してその適正な配置を図り以て森林の合理的利用と保存的機能との調  
 和を期する。

(一) 現在九種類ある保存林を水源保存林、防災保存林及び保樹林の三  
 種とする。

(二) 水源保存林

- (7) その森林自体を維持し國土及び資源を保全し、ためら設ける。
- (8) 主要河川の水源及び重要地域の上部山林において、比較的広い地帯を森林として設ける。
- (9) 森林の保護に關して指定するた森林の字を附し、して指定する。
- (10) 編入解除は國府が民有林を通知し、都道府縣知事及び指定する都道府縣知事を通知し、農林大臣が定める。
- (11) 保護及び施業の方法は國府林については農林大臣がこれを指定し、民有林については農林大臣の認可を以て都道府縣知事がこれを指定する。
- (12) 施業方法の指定は森林の公益的利用に経済的利用を加味して立案し、その実施を敢行にする。
- (13) 編入解除及び施業方法の指定は地方林業委員会の議とを必要とし、はならない。
- (14) 民有林があつて指定に違反した行為があり公益上支障があるときは、

認められる場合には当該森林は國において、これを管理する。

(15) この保安林で行われる各種の事業は、國府又は都道府縣知事による。

ハ 防災保安林

- (1) その森林により危害を防止し生命財産を保全するに必要とする。
- (2) 懸崖、壁石、崩壊、落石、風、津波等不慮な天然災害を防止するに必要とする。
- (3) 地盤を単位とし、個所を指定して設ける。
- (4) 編入解除は國府林有林を通知し、都道府縣知事及び指定する都道府縣知事を通知し、農林大臣が定める。編入解除については、地中に埋蔵するべき地帯を指定する。
- (5) 保護及び施業の方法は國府林については農林大臣、民有林については都道府縣知事が指定する。
- (6) 施業方法の指定は森林の災害防止機能の発揮を以て、農林大臣

しその維持については森林所有者及び利害関係者が協力してその責に任ずる。

- (7) 編入解除については地方林業委員会の議を乞ねければ行ない
- (8) 民有林であつて指針に違反し防災保安林の機能を破壊するよう  
な行爲があつたときは知事は復旧又は再造林を命ずる。
- (9) 前号の命令を二年以内に実行しなかつたときは知事はこれを代  
行し当該森林を管理し立木を所有するへ知事がこれを実施しな  
つたときは国がこれを執行しその森林の管理及び立木の所有は国が  
代る。

### (二) 保護林

- (1) 風致、衛生、保健のために設ける。
- (2) 森林の公益的利用のため地方公共団体に保護せしめる。
- (3) 保護林に関する規定は別にこれを定める。
- (4) 保安林は農地調整法及び自収農創設特別措置法の適用を受けぬと

のとする。

- (1) 保安林の整備と併行して治山施設を拡充実施する。

### ハ 地方林業委員会

現在の地方森林会の組織機構は右の如くこれを改組して地方林業委  
員会を設ける。

- (一) 委員は都道府県吏員、営林局署官吏、都道府県会議員、市町村の  
代表者、森林組合の代表者、林業関係産業の代表者、林産団体の代  
表者、農業協同組合の代表者、林業に関する学識経験者その他を以  
てこれに充てる。
- (二) 委員会は法令によつてその権限に属する事項を審議するほか地方  
の林業に関する事項について行政官廳に意見を具申することができ  
る。



九 農利林の設立

農利林の設立については林地整備委員会をしく農用林設定の基準を樹立せしめ、その基準によつて具体的に施業案の中にこれを規定すべきである。農用林設定の運用については現在の森林政策委員会を林地整備委員会に改め、その権限を現在程度の練で行くこととする。  
（農用林については現在農林省中の調査の完了をまつ、並つて詳細規定することとした。）

十 林業団体の整備

現在、林業団体としては大日本山林会、帝國森林会、日本造林協会、等の各団体、製材会、林友会、林野会等の同門団体、林産組合、森林組合等の専業者団体、日本林業会、地方林業会等の利益代表団体があつた。行政官廳が特定の団体に特別の利益を与えることを免れせぬ限り、民間の自主的機運により各層の団体がござることは、たとへその

内容、目的、事業等が重複しても、一向差支ない、その結果本格的に自主でさめものは自発的に解散すべきである。行政官廳としてはその設立解散に何等積極的の干渉をすべきでない、従つて向懸と与るものは特別法人（林業会、森林組合、林産組合）である。  
（一） 林業会は戦時中の官治統制に代る民間の自主的統制機關として其業ごもたが林業会法の施行後間もなく全統制制は一切官廳自ら任ずべきで民間において突進するを許さぬこと、方針の一変を見なすべし。林業会は生誕の当初から本質的に方針の一変を見なすべし。林業会は生誕の当初から本質的に方針の一変を見なすべし。林業会は生誕の当初から本質的に方針の一変を見なすべし。

しえぬので、財政的にも自主できなくなつてゐる。林業会の根本理念は林林統合にあるが、森林業と木材業（製材業）とは本質的に相対立する関係にある。利害が明白に対立してゐるものを統合することを目指す団体は自壊すべき宿命にある。もつと明白に林業会は本訓令三号に登載されてゐるから当然閉鎖されるが、地方林

業金は当分の余裕期間を見込んで解散せしめる方針をとるべきである。林業会解散の必要があれば林業の連絡協議会（委員会）がその意向の創発により設立されるであろう。

(四) 林産組合は商工組合の改組されたものであり内容は商工組合と同様であるが、林業組合のものをもちろむので林産商工組合に改組して存続させる。

(五) 森林組合については前記の通りである。

十一 林業金融の円滑化

財政金融の一般事情を反映し林業金融も著しく窮乏である。（表林）中金の林業金融額は四億余に過ぎない。林業経営（植伐実行）の現情から見て計画施業は円滑な金融の裏打ちがなくては期待しえない。しかし林業特にその育成的部門に要する資金は回収に長期を要し通常の金融機関では賄ひ切れぬのみならず、林業の低利潤性から考えれば

業金融に特段の措置を講じない限り資金が自ら林業に流入することには期待しえない。これがたう林業金庫を新設する。金庫は産額園の出産とし林業団体の予金、貸付金の回収及び利子、園の補助金等を收入とし、施業家による造林成採等の資金、林産、種本物、木立倉庫、炭炭の設置、炭材購入等の資金、森林組合が森林へ又は立木へを貸上ける資金等の貸付を支出とする。

十二 林政の統一

(一) 林政の統一の向題として治山事業と砂防事業との統一の向題がある。川の上流における砂防工事と治山工事と殆んど同一の技術に、のどあり場所的にも極めて接近している。従ってこれらは同一の事業で統一的に進行することによつて一層技術の進歩を施設の能率向上も図りうる。

(二) 林政の統一の向題として林へと木材工業と木工業との統一の

一、是がある。現在、林野局の所管に属する所管の限は、木質、木一  
次加工品たる製材（単板合板）までであり、ペルマ、木工品等は商  
工省の所管に属する。こゝからは木材に懸度の加工を施したる運搬  
材等の範疇に属せしめて投付の向上、炭材取得の円滑化、こゝによ  
る放棄の放棄への資本の投入を促す必要がある。  
同様に、漆工業、木炭工業等、特殊林産物関係工業及びその製品を林野  
局の所管に属することと明瞭にして、こゝから工業の発達を期する必要があ  
る。

第二節 我國山林の面積及蓄積

我國の森林は天然林としても人工林としても相当立派なものが多くが最近の調査に依ると森林の面積及蓄積は別表の通りである。内地及北海道の森林面積の一一％は立木地、立木地は八九％となつてゐる。國有林の立木地は良い林が多いが民有林中には随分悪い林があり立木中の三割位は有用な樹種に改良せねばならない所がある。林野面積、蓄積及一町当りの蓄積は左記の通り、民有林の一町当りの蓄積の少いのは天然の蓄積が非常に少いのと人工造林がまだ十分にゆきわたつていない爲である。

内地北海道計		面積 (千町)	蓄積 (千石)	一町当り蓄積 (石)
内地平均	國有林	二五、三五八	六、二三六、四二六	二四九
	民有林	二〇、〇三一	四、二七五、〇一一	二一三
	國有林	四九、五五	一、九〇三、八六二	三八八
	民有林	一五、〇七五	二、三三七、一四九	一五八

1.10  
4.2  
26

北海道平均		
國有林	五三二七	一九六一、四一五
民有林	三三三〇	一五四九、四四二
	一九九八	四一一、九七三
		三七〇
		四六九
		二〇五

明治時代は教育の普及と共にめざましい林業の発達を促し殊に日露戦争後は非常な進歩を示し一時は國內の木材需要を充たして尚余りあるに至ったがやがて人口は益々増加し産業文化の発達と共に需要激増し遂に大正十年を一期として木材輸入國にならうてしまった。(昭和十三年の木材輸入は一千万石に及んでゐる)近時は木材の輸入は全く専ら國內資源に頼らざるを得なくなり後に記す如く年に過伐を余儀なくされてゐる。

山林面積及蓄積調

單位(面積千町、蓄積千石)

區分	地			内			計	地	無立木地	合計
	公有	社有	私有	公有	社有	民有				
内地計	面積 二八五、九三二	蓄積 一〇五、五二二	面積 三、七〇〇	面積 二、二四	面積 五八	面積 一、〇五二	面積 二、四四一、二二五	面積 一、〇五二	面積 一、六九五	面積 二、三九五
	面積 九、〇三二	蓄積 五五五、五二八	面積 五、四九二	面積 四、七八三	面積 四一	面積 一、三三五	面積 一、六九五	面積 一、三三五	面積 六、〇三七	面積 三、〇三二
	面積 一、四〇一、六四五	蓄積 一、〇五七、四五四	面積 二、八六七	面積 三、二四六	面積 一五	面積 三、三五七	面積 七、三、八八一	面積 一、二二二	面積 一、六五五	面積 三、三五七
	面積 一、〇〇〇	蓄積 四、二七五、〇一一	面積 一、三、〇〇一	面積 二、八二四、三	面積 一、二五	面積 四、七三、五七八	面積 一、三、四八二	面積 九、九	面積 一、三、四八二	面積 二、三、七、一、四九
	面積 一、〇〇〇	蓄積 一、八六九、三三九	面積 一、〇、六三五	面積 二、八二四、三	面積 一、二五	面積 四、七三、五七八	面積 一、三、四八二	面積 九、九	面積 一、三、四八二	面積 二、三、七、一、四九
	面積 二、〇三三	蓄積 一、八六九、三三九	面積 九、五五	面積 二、八二四、三	面積 一、〇	面積 四、七三、五七八	面積 一、三、四八二	面積 九、九	面積 一、三、四八二	面積 二、三、七、一、四九
	面積 二、〇三三	蓄積 一、八六九、三三九	面積 九、五五	面積 二、八二四、三	面積 一、〇	面積 四、七三、五七八	面積 一、三、四八二	面積 九、九	面積 一、三、四八二	面積 二、三、七、一、四九

一人当りの一単間の木材需要量を他國の例と比較すると左の通りである。

合計	北海道内								
	計		内		民有林				
	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積			
蓄積 二〇九一九二九	面積 六三三八七	蓄積 一〇六三三五七	面積 三八三三	蓄積 二〇、二四	面積 五八	蓄積 二七、八七〇三	面積 一、〇九二	蓄積 一三六、二七四	面積 四、九七三
蓄積 二〇、五四一九七	面積 一、二四四三	蓄積 六、二七、三八四	面積 六、一九一	蓄積 四、九九七	面積 四三	蓄積 二、八、〇三三	面積 一、七三二	蓄積 八、九三、四一三	面積 七、九六四
蓄積 二〇、九〇、三〇〇	面積 四、七〇五	蓄積 二、八六、五九八	面積 一、四五五	蓄積 三、二四六	面積 一五	蓄積 二、三、七、五九〇	面積 五、九二	蓄積 五、二、七、四三三	面積 二、〇六一
蓄積 〇	面積 一〇〇	蓄積 〇	面積 九四	蓄積 〇	面積 一	蓄積 〇	面積 四	蓄積 〇	面積 九九
蓄積 六、三、三、六、四三六	面積 二、二、六、三、五	蓄積 一、九、七、七、三三九	面積 一、一、五、六、三	蓄積 二、八、四、五、六	面積 一、一、六	蓄積 七、七、七、三、二六	面積 三、四、一、九	蓄積 一、五、〇、九、八	面積 一、五、〇、九、八
蓄積 〇	面積 二、七、三、三	蓄積 〇	面積 一、二、一、八	蓄積 〇	面積 一、一	蓄積 〇	面積 七、四、七	蓄積 一、九、七、六	面積 一、七、〇、七、三
蓄積 六、三、三、六、四三六	面積 二、五、三、五、八	蓄積 一、九、七、七、三三九	面積 一、一、七、八、一	蓄積 二、八、四、五、六	面積 一、一、七	蓄積 七、七、七、三、二六	面積 四、一、六、五	蓄積 二、七、八、三、一、二二	面積 一、七、〇、七、三

國有林	北海道内								
	計		内		民有林				
	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積			
蓄積 七、二、九、六、五四	面積 一、〇、一、〇	蓄積 二、七、六、〇、一六	面積 三、六、六	蓄積 一、一、八、四、五	面積 一、三、三	蓄積 三、四、五、八、七	面積 四、〇	蓄積 四、六、四、三、四	面積 一、六、四
蓄積 一、一、六、〇、七、八三	面積 三、四、七、九	蓄積 六、五、三、五、五二	面積 二、四、一、〇	蓄積 七、一、八、五、六	面積 六、九、八	蓄積 九、一、六、一、七	面積 三、四、七	蓄積 一、六、三、六、八、七	面積 一、〇、四、七
蓄積 一、五、六、二、八、六、六	面積 二、六、四、〇	蓄積 一、〇、三、二、八、四、七	面積 一、八、三、八	蓄積 二、四、三、三、九	面積 一、一、六	蓄積 一、七、七、五、五、三	面積 二、九、〇	蓄積 二、〇、一、八、六、二	面積 四、〇、六
蓄積 〇	面積 一	蓄積 〇	面積 〇	蓄積 〇	面積 〇	蓄積 〇	面積 〇	蓄積 〇	面積 〇
蓄積 三、四、五、三、三〇四	面積 七、五、三、七	蓄積 一、九、六、一、四、一、五	面積 四、六、三、四	蓄積 一、〇、八、〇、一、〇	面積 九、三、八	蓄積 三、〇、三、七、四、八	面積 六、七、七	蓄積 四、一、一、九、七、三	面積 一、六、一、六
蓄積 〇	面積 七、四、八	蓄積 〇	面積 六、九、四	蓄積 〇	面積 二、八、五	蓄積 〇	面積 九、四	蓄積 〇	面積 三、八、二
蓄積 三、四、五、三、三〇四	面積 八、二、八、五	蓄積 一、九、六、一、四、一、五	面積 五、三、三、七	蓄積 一、〇、八、〇、一、〇	面積 一、二、二、五	蓄積 三、〇、三、七、四、八	面積 七、七、一	蓄積 四、一、一、九、七、三	面積 一、九、九、八

日	欧	ロ	ア	
本	洲	シ	メ	用
		ヤ	リ	材
			カ	薪
				材
				合
				計
				合計中薪材の占める比率
一〇石	一八石	二二石	六五石	
一八石	一一石	二九石	三二石	
二八石	二九石	五一石	九七石	
六四%	三八%	五七%	三三%	

一人当りの木材消費量中薪材の消費の占める比率の少い國程文明の程度が高いと云われて居るが、我國に於ても今後薪炭に代る「エネルギー」の培養に努め以て用材の占める比率を大にする様に努めねばならない。

第三節 造林

一 沿革

31

民有林造林奨励事業は森林資源の培養と謂う直接生産事業の助長以外に  
森林の有する公益性即ち水源涵養、水害防止、土砂崩壊流出防止、防風、  
飛砂防止等各種の災害防止及び隣接産業の助長並びに民生の安定の観点  
から昭和四年から開始せられた。  
当初は対象を無立木地、散生地に限定し昭和四年から二十三年度に至る  
二十ヶ年七〇万町歩の造林助成を計画し、毎年三万五千町歩に對して  
造林經費の四分の一以内の補助率で実行して來た。其の後數次に亘る財  
政上の整理、節約等のため毎年一万五千町歩に減少せられた。更に昭和  
十三年度に至り同年度から十七年度迄五ヶ年間に毎年一万町歩に減少せ  
られた。更に昭和十三年度に至り同年度から十七年度迄五ヶ年間に毎年一  
万町歩迄の助成に變更せられた。翌十四年度には同年度以降二十三年度迄  
十ヶ年間、毎年二万三千町歩を助成する計画となつた。

1.19  
1025  
1



然るに益々森林の増伐の割合が加わつた爲、民有林に對する造林奨励を  
強化することとなり、昭和十六年度に於て一〇三万町歩に對し、同年度  
から二十五年年度迄、十ヶ年間、毎年一〇万町歩余を助成することとなり  
尚伐採跡地も助成対象に加えた。

戦争の推移に伴つて伐採跡地が益々増加するのに對処する爲め、昭和十  
九年度に於て、同年度から二十八年年度迄十ヶ年間に、面積三一五万町歩  
に對し補助率四割以内、經費一八一三九〇〇〇円を以て助成すること  
に決定し、十九年度には二六万町歩、經費一五一四〇〇〇〇円の計画で  
あつたが戦費の關係から二五%減額せられ、二十年度に於ては二十六万  
四千町歩の計画のところ同様に二五%の節減をすることとなつたが、新  
たに森林資源造成法に基く證券造林（特に戦時中の伐採地造林を奨励す  
るもので補助率五割）によるもの一四四〇〇〇町歩、經費一、九七九、五  
〇〇〇円の跡地計画が実行に移つたので一般補助造林の方は面積一一四、〇  
〇〇町歩、經費七一、一〇万円となつた。

戦後における造林奨励方策として昭和二十一年度において全年度から二  
十五年年度迄五ヶ年間に二、四三三、〇〇〇町歩の助成を、證券造林と雑木  
林の一般補助造林との二本建てで推進することとなり二十一年度は證券  
林二七九、二〇〇町歩、經費一四、五五六、〇〇〇円、一般造林一四六、八〇〇  
町歩、經費九三、〇四九、五〇〇円、補助率五割以内で実行し、二十二年度は  
證券造林二五七、五〇〇町歩、經費一〇、八五二、六〇〇円、一般造林三八、四  
〇四町歩、經費六六、八三三、五三六円の計画が進行中である。

ニ 我が國で人工造林の最も多いのは杉や檜で造林といへば杉や檜を指す  
位である。次に多いのは松と楡である。之等の樹種は我が國の氣候や土  
地に適してゐるばかりでなく造林も容易にできるもので古くから造林され  
てゐたものである。そして三四百年も前から、杉や檜の植付を始め今日  
立派な林業となつてゐる所もあるのは心強い。併し我が國の民有林中人  
工造林地は約二割であるし戦時中以來の益伐に對処する爲にも今後大規  
模な造林を行はねばならない。そこでなれば森林資源の培養、保護、

支障あるのみならず、国土保全上にも由やしき悪影響を与へること明か  
である。只「インフレ」期には造林は中々行われ難いものであつて國家  
の強力な補助乃至干渉が要請される。

戦前の伐採は一年二億五千万石程度であつたが戦争中はひどい量伐りな  
り昭和十八年の如きは三億八千万石に及んだ。戦後になつても未だ過伐  
であつて昭和二十二年度の如きは二億四千八百万石伐る計画であるが合  
理的な伐採量は一億五千万乃至一億八千万石といはれる。伐採跡地の未  
植栽面積は昭和二十一年度末に百七十万町あるといはれる。伐採の樹齡も  
新材は二十年乃至二十五年たつてから伐るべきものを今は十一、二年で伐  
つて居り、用材も四十年乃至五十年たつてから伐るべきものを三十五年  
位でやつてゐる。之では生長量と伐採量とのバランスは失はれるのであ  
つて、もう少したつて伐れば経済的になるのに不構成の中途でムザク  
伐るのは實に無駄が多い。

又荒蕪造林帯 若三期地帯は早く植栽すれば荒蕪林地にならざるすむ

のり、植栽させず長い間放置してかくと植物の腐敗質が雨と共に流れ  
荒蕪林地になる。そうなるも木を植えただでは駄目で土木法を必要とす  
るのである。昭和二十一年度末の荒蕪林地は二十五万五千町といはれる  
之以上荒蕪林地を多くさせない爲にも造林を行はねばならぬ。造林存  
ら町当り九千円ですむのに、荒蕪林地復旧は町当り二十五万円もかゝる  
のだから、こんなところでは早く造林した方が遙かに安上りなのである。

三、人工造林で有名なのは徳川時代の藩の古語になつた秋田、青森、水戸  
の美林とか、藩の古語なしに四百年來の地方の人々の努力によつて成功  
した吉野川流域の林業とか、其の他三重縣尾鷲や天龍川流域の林業等  
がある。

人口植栽は通常一町歩に三十本の苗木を植えるのであるが吉野や三多  
摩では四十本だし、九州では二千五百本の所がある。人工造林をするの  
に大切なことは苗木の養成であつて準備に次いで苗圃の用意が肝要であ  
る。苗圃は種子の種類によつて違ふけれども杉や松などはせむとも苗圃

を作らねばならない。それで苗圃としては普通苗圃と床替苗圃とに分けるが、普通は同じ苗圃の中に設け、残置上輪種もやれば床替もするのである。そして其の位置は出承るだけ造林地に近く気候や土性のやゝ似てゐるところがよいのである。

- 種子を播くのは普通春の三月から五月頃まで、播き方は撒播とする場合が多く、線のやうな大粒のものは條播とする。発芽後は日除霜除、除草の他の保護手人など十分やり杉、松などは翌春一回の床替をなし、次いで翌年才二回の床替を行ひ、満三年生で山行苗とするのが普通である。(昭和二十一年度は予算が足りない関係から一年生の苗のみに限定された)昭和二十二年度は予算が足りない関係から一年生の苗のみに限定された)苗木を養成して植付ける以上のやうな方法の他に、挿木による造林法もある。挿木にも挿木場と畑地に挿して苗木を養成してから植付けると直接挿木を山に挿す場合とがある。後者は九州方面で行つてゐるところもある。
- 四 日本のは造林は天然による造林法もかなり行はれてゐるが、造林では自

然に種子が落ちて新造林を作る。これを天然更新と言つてゐる。なほ、造林のやうに萌芽によつて再び森林を仕立てるものも多く、これらは天然更新林として重要な作業方法とされてゐる。

### 五. 撫育

- (一) 山林の入手は苗木を植付けたから其の生長について下刈、枝打、間伐といふ工合に順を追つて行ふのが普通之を撫育といふ。

(二) 苗木を植える時は、ぬいぬい地帯にするが、段々雑草や灌木が茂つて苗木を埋めてしまふから、それらをなるべく低く刈拂ふのが下刈である。六月頃才一回の刈拂をなし、残地で草などがよく茂る所では八月頃才二回の刈拂をするが、土地の様子や仕事の都合上夏の土用の頃一回刈拂する所もある。普通は植付けたから四五年は毎年やるが、その後でも草類は必ず毎年刈取る。

### (二) 枝打

植付けの樹が低当の年令に於ては、緩々下枝が枯れ上つてくるから此の枯枝を打落したり生枝の一部を伐つたりするのが枝打である。その目的は下の方の枯枝を、上枝の一部を伐取つて節のない長い材木を取りたいことが主たる目的であるが、枯枝や下枝が多いと山火事になり易いからその予防になり、亦下枝を伐つて利用したり或は下木の生長を助けるとか、林内の道を荒らすとかの目的もある。

枝打の方法として、下の方の小さい枯枝などは叩いて落すが生枝や幹の幹を傷める虞がある。また、上枝の枯枝などはよく切れる鋸、鉋などで削り、死節を作つて、その腐を悪くする。

枝打は、樹の中心やるものではなく、普通は樹液が流動しなくなつた秋の天候が、春の過湿で、春早くするのが一番よい。併し極く寒い時は切り口が寒からよくないし、夏は樹皮がむけ傷つき易いからやはりやめた方がよい。

枝打は無制限にやつてはいけな。一般には樹の枝の中で一番太く且よく茂つてある力枝を残し、それより以下を切取る。だから樹が長するにつれて力枝は自然と緩々上の方になつてゆく。樹令十二年から二十年前後が樹として一番生長力が盛なので、枝打を早く二三年毎に繰返すが二十四五年頃からは五年毎或は十年毎に必要な応じてやればよい。併し枝の縁にある樹は枝打はしない方がよい。

(三) 間伐 (疎伐)

間伐とは抜き伐りすること、其の目的は残つた材目の生長を助けると共に早く収入をあげる爲である。植付け後相当の年令になつた杉枝など、太い樹の中、細い不良の樹がまぢつてゐるのを見かけるが之は間伐をしない枝で、植付け時から手入れをせず放つておいたからである。間伐は適當にやれば早く収入を得ることとできるし、亦残りの木も太り、同じ材積になるのに間伐しないものより五年や十年は早くなる。材木にも生存競争があつて、勢のよいものと悪いものができるが、そ

の正割のつき始めを時や一回の間伐をやるのが一番よい。併し始め一  
二回は不良木を抜いてしまふのだから収入はない。其の後間伐を繰返  
すのは樹の種類や枝の状態でよつて一様ではないが初めは三年乃至五  
年目、中年期は五年目乃至十年目、それ以後は十年乃至二十五年目毎  
に一回、よい間伐は二十年頃迄は隣の枝と枝とが重なり合ふ頃  
を見ては伐つてゐる。どんな樹を間伐すればよいかといふと、病氣や  
虫害のある樹、曲つたり、折れたり二又になつたりした木とか、或は  
とるはとれて大きい為には木の根本の木の生長を邪魔する木は伐るので  
あつて、伐る程度によつて弱度、強度と名称をつけてゐる。  
間伐の割合は一割にはきめられぬ。生長の様子、樹の種類、気候  
土地の性質等が大きいに關係するからである。最も弱い程度の一割の  
割合では本数の二割五分乃至三割五分、材積割合で一割五分乃至二割  
位である。間伐の時期は材積の点からいへば冬が一番よいが樹皮を利  
用するときは四五五月頃がよい。

生長の盛な枝又は細かく植付けた枝などは早く間伐せねばならぬ  
が之に反し、生長不良のもの又は疎林等は遅く且弱く間伐する。いづ  
れにしても間伐を行ふ前には十分枝の状態を調査する必要がある。  
六、造林や間伐を行ふ場合に注意せねばならぬ問題として「プラント・サ

クセツシヨナーの現象がある。一見すると山林はいつも同じ様相を維持  
してゐる様に見えるけれども実は絶えず変化してゐるものであつて、造  
林を行ふに當つても山林の環境の中に有機的調和をもたらず様々にけ  
れはならない。例へば松を植えるとき迄と環境が異り影さ好む松が生長  
し易くなるから松の次は松を植えるが如きことは「プラント・サクセツ  
シヨナー」の原理を応用したものである。又例へば嵐山の赤松林に櫻の咲  
乱れた風景は一見人の工夫もないかの如く見受けられるけれども、あ  
の裏面には長年の並々ならぬ努力がかくれてゐることには注意せねばなら  
ない。元來赤松がある跡に陽光を好む櫻を植えることは無理がある理で  
あるが毎年肩石に若野から櫻の苗を嵐山にはこぼせ赤松の南面に之を植

えたことによつて遂に今日の美觀を呈する基礎を築いたのであつた。フアラント、サクセツシヨンは甲の本から乙の本へと移つて又甲に戻つてくる繰返納のものと甲、乙、丙、丁と順次に移行してゆくものと兩種ある。

### 七 證券造林

公共事業に含まれる造林の外に從來森林資源法に依る証券造林の制度がある。これは戦時中に造られた制度であつて申請者が森林組合を通じて農林中央金庫に申請するが申請と同時に造林費は五年間の下刈料の合計額の半額を現金で納込まねばならない。拂込と引換に造林証券を貰ふがその額は造林費の五割以下刈料の合計額である。(例へば杉の造林に付ては造林費町当り一八〇〇円、五年間の下刈料一〇〇〇円と予め農林大臣が定めがある)申請者が造林を終ると地方長官の代行者たる森林組合連合会が造林行為の認定を行ひ、その証明書と造林証券とを農林中央金庫に提出すると造林費へ杉の場合には一八〇〇円をくれる。又五年た

つて入手がすみ造林の成功がわかると下刈料(杉の場合には一〇〇〇円)をくれるのである。

右の様に造林に付する補助と同様のことをやつてゐる訳であるが造林証券の発行限度は三億円と定められてゐるから限度の改訂を行はない限り昭和二十二年度に滿額になりそうであり、且今の様にインフレの時代には申請者が先づ五割の拂込を行ひ行紙もたつてから造林費で下刈料を貰つたのでは通貨の實際的購買力が下落してしまふ爲めに申請者の損失になつてしまふ嫌があり、おそらく昭和二十二年度で此の制度は運用が停止されてしまふのではないかと思はれる。



## 第四節 林道

## 一、林道

狭義の林道とは林産物搬出を主目的として開設された運搬道路及之に附属した土場を云い、運搬器具に依り車道、牛馬道、木馬道の三つに分けられる。施設する区間は森林の伐採地と一般公道（國府縣道、市町村道）及鉄道等との区間で所屬区分は私道である。用途は主として林産物搬出であるが之が開設は森林経営を基礎とするもので即ち林相、森林の更新状態等を基礎とする施業案の植伐計画に基いた林産物の種類、数量と開設に対する経営上の経済的能力等に應じて施設されるものであるから森林経営の各部門とは密接不可分の関係にあるものであり、従つて之が開設の適否は直ちに森林経営の死命を制する重大な施設である。

広義の林道とは右の狭義の林道を含む他、森林軌道、河川流道路、鉄索、鉄線運搬路及水陸貯水場、網場等をも含み之等を統稱して林道と云う。

## 二、奥地開発林道

1-10
522
1



奥地開発林道とは搬出路が全然ないため未利用林として放置されている  
 老齡過熟の奥地林分に対し開設する林道を稱するものであつて少く共利  
 用区域は五〇〇町歩以上を有し且平均一町歩當蓄積三七三石を有する広  
 大なる過熟林分地区に対し幹線搬出路を開設するのである。此の林道を  
 開設する主目的は只に未利用資源の開発生産に止まらず（一利用区域の  
 経営的見地による必要性よりも）既設林道地区の著しい過伐により國土  
 保安に憂慮されるに至つた現在の伐採状態を是正し森林資源の保續と生  
 産増強を計らんとするものである。

三 補助率は民有林林道三割、奥地林道六割、北海道林道が四割、災害復

旧五割になつて居る。事業主体は縣有林の林道及大きい林道は府縣、市  
 町村有林の林道は市町村、其の他は凡て森林組合である。

四 一「ヘクタール」當りの林道延長

一「ヘクタール」當りの林道の延長を外國の实例と比較してみると左表  
 の通になる。

瑞 西	三〇「メートル」(最良地)
独 速	二〇「メートル」
「ノルウエー」	「スエーデン」
「フィンランド」	水路多い爲、林道は比較的少い。
日 本	三「メートル」



一般用材地域別格差算出整表

區	分	發取材一公尺級 價格の平均値	指定地区の 取付業者の
① 北海道		S	(S+40) x 110
② 青森 岩手 秋田 山形 福島 宮城 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京都 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 和歌山 奈良 徳島 香川 高松 岡山 広島 山口 島根 鳥取 倉敷 福山 岡山 広島 山口 徳島 香川 高松 岡山 広島 山口 島根 鳥取 倉敷 福山		L	(L+20) x 110
③ 大分 新潟 佐賀		L + 20	(L+40) x 110
④ 石川 秋田 山形 福島 宮城 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京都 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 和歌山 奈良 徳島 香川 高松 岡山 広島 山口 島根 鳥取 倉敷 福山		L + 40	(L+60) x 110
⑤ 石川 秋田 山形 福島 宮城 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京都 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 和歌山 奈良 徳島 香川 高松 岡山 広島 山口 島根 鳥取 倉敷 福山		L + 50	(L+25) x 110

1.2 / 4.2

區	分	參照上之渡船處 渡路の統計額	指定地 通過の渡船數
② 四野山		L + 70	(L + 111) × 110
③ 渡和 尾原 津奈川 沢 栗		L + 90	(L + 170) × 110
④ 大坂		L + 90	(L + 206) × 110

(1) 地域別陸運の距離算出基礎 (単位)

A 東京地区

区	移入生産比 %	距離 km	加重平均距離
大 京	10	736	75.8
"	12	569	68.3
"	12	539	63.6
"	4	357	44.2
"	12	267	32.0
"	5	163	8.1
"	10	144	14.4
"	6	159	9.5
"	1	98	9.7
"	5	136	8.8

(2)

茶	新	山	野	長	坂	新
12.8	4.28	3	15	1	3	100
16	166	1	215	1	3	100
32.2	421	1	421	1	3	100
67	254	1	254	1	3	100
348.7						100
348						

大阪地区

大阪	新	山	野	長	坂	新
5.4	109	1	5.1	1	3	100
44	443	1	5.1	1	3	100

大阪	新	山	野	長	坂	新
8	150	1	5	1	3	100
25	417	1	5	1	3	100
4.6	93	1	5.1	1	3	100
11	141	1	8	1	3	100
26	185	1	30	1	3	100
217	287	1	25	1	3	100
149	297	1	5	1	3	100
32.6	543	1	5	1	3	100
94	235	1	4	1	3	100
18						100
513						

名古屋地区

雪山地帯

地名	移入生産地	距離	加重平均距離
川内野	3	304 Km	1.7
長吹	22	204	1.2
静三	28	252	5.4
志賀	5	108	3.8
賀及	29	238	11.0
赤坂山	3	222	6.3
	3	154	2.6
	3	180	5.4
計	100	353	10.5
加重平均距離			207.8
加重平均距離			204 Km

雪山地帯

地名	移入生産地	距離	加重平均距離
川内野	10	108 Km	10.8
長吹	34	293	5.9
静三	20	117	5.3
志賀	3	379	8.3
賀及	6	513	5.2
赤坂山	6	120	2.7
計	100		306.5
加重平均距離			306 Km

雪山地帯

山	移入土層比 %	距離 KM	加重平均距離
— 豐 田 郡	35	210	26.8
— 大 井 郡	30	211	23.1
— 三 島 郡	25	210	49.5
計	—	—	198.6 KM
查 定 價	—	—	198

F. 播 田 地 區

積込 引取 其他費用算出基礎

積込	引取	其他費用算出基礎
取採料	送込	2,000
"	引着	250
積込料	送込	350
"	引着	310
積引	送込	200
積引	引着	100
移送料		320

二 1000 吉リ 下均積數量  
 素材 2555 x 40% = 100  
 製材 30 x 60% = 180  
 } = 280 石

針	18.20
夏期 天 燈	1
夏期 天 燈	30 石

計 23.66

2) 引取費 一 坪 100 坪 20人 = 1000  
 坪 100 坪 20人 = 1000  
 坪 100 坪 20人 = 1000  
 坪 100 坪 20人 = 1000

3) 保費 一 坪 100 坪 20人 = 1000  
 坪 100 坪 20人 = 1000  
 坪 100 坪 20人 = 1000

4) 賃金 一 坪 100 坪 20人 = 1000  
 坪 100 坪 20人 = 1000  
 坪 100 坪 20人 = 1000

5) 燃料 一 坪 100 坪 20人 = 1000  
 坪 100 坪 20人 = 1000  
 坪 100 坪 20人 = 1000

6) 運送中概耗率 一 坪 100 坪 20人 = 1000  
 坪 100 坪 20人 = 1000  
 坪 100 坪 20人 = 1000

(4) 保費料 素材平均価格 400 x 100 x 20 = 800000  
 製材 400 x 100 x 20 = 800000

(7) 輸送中概耗率 素材平均価格 400 x 100 x 20 = 800000  
 製材 400 x 100 x 20 = 800000

貨運 3400  
 引取 3500  
 保費 1225  
 整理 1000  
 金庫 1000  
 送料 746



特別地区	20	(第一地区)	100.44
第一地区	30	(第二地区)	98.50
第二地区	30	(第三地区)	87.55
第三地区	30	(第四地区)	82.05
第四地区	30	(第五地区)	76.51

100.44

陸運(鉄道)運賃及積込其他費用集計表

地区	東京地区	大阪地区	名古屋地区	富山地区	岡山地区	福岡地区
トン	348	213	207	306	192	210
トン	9370	5591	8510	8570	6180	9910
トン	11340	2910	2960	10370	2455	6520
トン	3780	2628	2653	3025	2472	2190
トン	40	40	40	40	40	40
トン	10	10	10	10	10	10
トン	2280	1061	1591	1591	984	2403
トン	3767	2962	2962	3445	...	2587
トン	10844	10904	10144	9840	8208	9850
トン	14711	12586	13586	13245	11191	12437

(11) 地区別通運 第一九 運賃及運費 津出 整理  
A 大阪地区

項目	素材	製材
1 積込別	24.75	24.75
2 整理	11.52	11.52
3 床	9.00	9.00
4 倉庫	8.45	8.89
5 倉庫	9.52	9.50
6 倉庫	2.16	1.62
7 倉庫	2.35	5.98
8 倉庫	5.89	5.59
9 倉庫	102.28	76.71
10 倉庫	0.95	2.07

11 船内	7.98	2.10
12 船内	0.88	5.28
13 船内	2.26	2.33
14 船内	14.25	13.18
15 船内	10.19	5.38
16 船内	12.67	12.67
17 船内	11.52	11.52
18 船内	36.46	36.46
19 船内	7.44	5.39
計	289.24	257.22

積込別 115.89 + 40.00 = 154.89  
整理 11.52 + 11.52 = 23.04  
倉庫 9.00 + 9.00 = 18.00  
倉庫 8.45 + 8.89 = 17.34  
倉庫 9.52 + 9.50 = 19.02  
倉庫 2.16 + 1.62 = 3.78  
倉庫 2.35 + 5.98 = 8.33  
倉庫 5.89 + 5.59 = 11.48  
倉庫 102.28 + 76.71 = 178.99  
倉庫 0.95 + 2.07 = 3.02

(2)

(単位：円)

品名	船内荷役材		船内荷役材		船内荷役材		船内荷役材	
	原木	製材	原木	製材	原木	製材	原木	製材
釘	20	40	2310	2310	600	600	2130	2130
足	20	2000	2310	4200	600	600	2130	2130
足	20	2000	2310	4200	600	600	2130	2130
足	20	2000	2310	4200	600	600	2130	2130
足	20	2000	2310	4200	600	600	2130	2130
足	20	2000	2310	4200	600	600	2130	2130
足	20	2000	2310	4200	600	600	2130	2130
足	20	2000	2310	4200	600	600	2130	2130
足	20	2000	2310	4200	600	600	2130	2130
計	1000	2000	2310	4200	600	600	2130	2130

原木 30石 }  
 製材 40石 }  
 石当り 845 689 932 950 216 182 235 500 689 818

原木製材 }  
 之を算出した。原木 500円 製材 500円 500円 算定基礎

II 70-ル距離算出基礎

区分	入荷数量	比較(A)	標準価格(B)	(A) × (B)	(C)	(D)
和歌山縣	50000	11	11500	575000	111	55500
三重縣	21000	11	10200	214200	111	23310
徳島縣	30000	11	10200	306000	111	33210
安芸縣	30000	11	10200	306000	111	33210

新 知 縣	45,000						
宅 崎 縣	16,000						
鹿 兒 島 縣	3,000						
計	185,000	100					

名寄運地区 (海運)

名寄運地区	運賃	積載	加算	合計
一 新寄	497.60	7	34.83	532.43
一 新寄	497.60	7	34.83	532.43
計				260.06
合計				352.00

名寄運地区 (海運)

東 京	新寄 (三重縣林)	運賃	積載	加算	合計
"	" (和歌山縣林)	352.64	50	34	386.64
計					386.64
合計					352.00

鐵道及海運各一ル價格算出表

地 区	東 京 地 區	中 央 地 區	近 畿 地 區	關 東 地 區	關 西 地 區	四 國 地 區	海 道 地 區	積 丹 地 區
積 載 比 例	10	10	53	45	70	50	100	0
運 賃	19111.35200	13536.27600	13506.26000	13205	100	100	12437	0

(00)

一	進	15240+25220	14090+2200	4422+28224	13286+0	10891+0	12437+0
計		15745	21290	17296	12285	10891	12437
差	尺	170	210	190	100	80	125

北の進球の内地に於ける販売価格の算定

① 船運の費用

船運の費用は、一箱につき、  
 船運の費用は、一箱につき、  
 (A) (B) = 2195  
 (C) = 2195  
 (D) = 2195

② 整理費

整理費は、一人一日一人、  
 整理費は、一人一日一人、  
 (A) = 2195  
 (B) = 2195  
 (C) = 2195  
 (D) = 2195

③ 保管料

保管料は、10日付、  
 保管料は、10日付、  
 (A) = 2195  
 (B) = 2195  
 (C) = 2195  
 (D) = 2195

④ 船運料

船運料は、  
 船運料は、  
 (A) = 2195  
 (B) = 2195  
 (C) = 2195  
 (D) = 2195

⑤ 船運料

船運料は、  
 船運料は、  
 (A) = 2195  
 (B) = 2195  
 (C) = 2195  
 (D) = 2195

⑥ 船運料

船運料は、  
 船運料は、  
 (A) = 2195  
 (B) = 2195  
 (C) = 2195  
 (D) = 2195

⑦ 船運料

船運料は、  
 船運料は、  
 (A) = 2195  
 (B) = 2195  
 (C) = 2195  
 (D) = 2195

① 同 種 224  
 ② 機用原料 1428  
 ③ 燃料 1318  
 ④ 燃料 118  
 ⑤ 燃料 838  
 ⑥ 燃料 838  
 ⑦ 燃料 838  
 ⑧ 燃料 838  
 ⑨ 燃料 838  
 ⑩ 燃料 838  
 ⑪ 燃料 838  
 ⑫ 燃料 838  
 ⑬ 燃料 838  
 ⑭ 燃料 838  
 ⑮ 燃料 838  
 ⑯ 燃料 838  
 ⑰ 燃料 838  
 ⑱ 燃料 838  
 ⑲ 燃料 838  
 ⑳ 燃料 838  
 ㉑ 燃料 838  
 ㉒ 燃料 838  
 ㉓ 燃料 838  
 ㉔ 燃料 838  
 ㉕ 燃料 838  
 ㉖ 燃料 838  
 ㉗ 燃料 838  
 ㉘ 燃料 838  
 ㉙ 燃料 838  
 ㉚ 燃料 838  
 ㉛ 燃料 838  
 ㉜ 燃料 838  
 ㉝ 燃料 838  
 ㉞ 燃料 838  
 ㉟ 燃料 838  
 ㊱ 燃料 838  
 ㊲ 燃料 838  
 ㊳ 燃料 838  
 ㊴ 燃料 838  
 ㊵ 燃料 838  
 ㊶ 燃料 838  
 ㊷ 燃料 838  
 ㊸ 燃料 838  
 ㊹ 燃料 838  
 ㊺ 燃料 838  
 ㊻ 燃料 838  
 ㊼ 燃料 838  
 ㊽ 燃料 838  
 ㊾ 燃料 838  
 ㊿ 燃料 838

① 燃料 838  
 ② 燃料 838  
 ③ 燃料 838  
 ④ 燃料 838  
 ⑤ 燃料 838  
 ⑥ 燃料 838  
 ⑦ 燃料 838  
 ⑧ 燃料 838  
 ⑨ 燃料 838  
 ⑩ 燃料 838  
 ⑪ 燃料 838  
 ⑫ 燃料 838  
 ⑬ 燃料 838  
 ⑭ 燃料 838  
 ⑮ 燃料 838  
 ⑯ 燃料 838  
 ⑰ 燃料 838  
 ⑱ 燃料 838  
 ⑲ 燃料 838  
 ⑳ 燃料 838  
 ㉑ 燃料 838  
 ㉒ 燃料 838  
 ㉓ 燃料 838  
 ㉔ 燃料 838  
 ㉕ 燃料 838  
 ㉖ 燃料 838  
 ㉗ 燃料 838  
 ㉘ 燃料 838  
 ㉙ 燃料 838  
 ㉚ 燃料 838  
 ㉛ 燃料 838  
 ㉜ 燃料 838  
 ㉝ 燃料 838  
 ㉞ 燃料 838  
 ㉟ 燃料 838  
 ㊱ 燃料 838  
 ㊲ 燃料 838  
 ㊳ 燃料 838  
 ㊴ 燃料 838  
 ㊵ 燃料 838  
 ㊶ 燃料 838  
 ㊷ 燃料 838  
 ㊸ 燃料 838  
 ㊹ 燃料 838  
 ㊺ 燃料 838  
 ㊻ 燃料 838  
 ㊼ 燃料 838  
 ㊽ 燃料 838  
 ㊾ 燃料 838  
 ㊿ 燃料 838

新 計 = 3700 X 4 = 15166 + 3475 = 18641

① 燃料 838  
② 燃料 838  
③ 燃料 838  
④ 燃料 838  
⑤ 燃料 838  
⑥ 燃料 838  
⑦ 燃料 838  
⑧ 燃料 838  
⑨ 燃料 838  
⑩ 燃料 838  
⑪ 燃料 838  
⑫ 燃料 838  
⑬ 燃料 838  
⑭ 燃料 838  
⑮ 燃料 838  
⑯ 燃料 838  
⑰ 燃料 838  
⑱ 燃料 838  
⑲ 燃料 838  
⑳ 燃料 838  
㉑ 燃料 838  
㉒ 燃料 838  
㉓ 燃料 838  
㉔ 燃料 838  
㉕ 燃料 838  
㉖ 燃料 838  
㉗ 燃料 838  
㉘ 燃料 838  
㉙ 燃料 838  
㉚ 燃料 838  
㉛ 燃料 838  
㉜ 燃料 838  
㉝ 燃料 838  
㉞ 燃料 838  
㉟ 燃料 838  
㊱ 燃料 838  
㊲ 燃料 838  
㊳ 燃料 838  
㊴ 燃料 838  
㊵ 燃料 838  
㊶ 燃料 838  
㊷ 燃料 838  
㊸ 燃料 838  
㊹ 燃料 838  
㊺ 燃料 838  
㊻ 燃料 838  
㊼ 燃料 838  
㊽ 燃料 838  
㊾ 燃料 838  
㊿ 燃料 838

北海道精糖製造所の経費明細表

品名	数量	単価	金額
精糖	2475		2475
糖蜜	1162		1162
糖汁	400		400
糖粕	897		792
糖渣	986		913
糖灰	226		233
糖油	534		690
糖粕	763		620
糖汁	4211		4211
糖蜜	724		258
糖汁	796		648

品名	数量	単価	金額
精糖	988		988
糖蜜	226		233
糖汁	1425		1318
糖粕	1019		838
糖渣	1269		1251
糖灰	1152		1152
糖油	3646		3646
糖粕	522		522
糖汁	1000		1000
糖蜜	1622		1622
糖汁	26125		26486
糖粕	50%		20
糖汁	20000		5090
糖蜜	425100		25907

全 天 價

425100

25907





昭和23年度木材配管表

生産局 需給課

	一 用 材	造 用 材	業 用 材	香 柱	枕 木	枕 木	山 材	今 以 用 材	合 計	備 考
運 送 費	3,500,000									
貯 蔵 費	415,000								3,600,100	
新 出	1,100,000	30,000		120,000		250,000			2,150,000	
入	2,650,000		918,000						1,500,000	
出	350,000	100,000				2,150,000			5,848,000	
損 耗	850,000		2,000	210,000					450,000	
貯 蔵	500,000			430,000					1,062,000	木材に除く(愛知) 信濃株式會社
石	1,700,000			20,000	11,950,000	40,000			1280,000	
火 工 費	15,000								13,910,000	
鉄 鋼	350,000					2,000			17,000	
磁 石 粉	250,000					10,000			360,000	
石 油	60,000				1040,000				1,290,000	
全 局 工 業	120,000				10,000				70,000	
船 隻	120,000	2400,000							120,000	
機 械	1,450,000		80,000						2,520,000	
窓 門	150,000								1530,000	愛知通信機中 木材株式會社
化 学 肥 料	350,000					8,000			158,000	
					10,000				360,000	

2.9  
422

51 (1)

		一 等	級 材	造 材	材 材	系 材	兩 材	電 柱	地 木	地 木	材 材	合 板 材	合 計	備 考
化 工 業	油 炭													
	炭 油													
	其 他													
	(小 計)	(250,000)											(250,000)	
織 造 業	蚕 糸	80,000											80,000	
	其 他	600,000											600,000	
	(小 計)	(680,000)											(680,000)	
紙 パ ル プ	60,000							2,000	5,500,000			5,562,000		
炭 塩	100,000											100,000		
炭 業	900,000											900,000		
林 業	150,000											150,000		
水 産 業	1,000,000											1,000,000		
養 蚕 業	40,000											40,000		
畜 産 業	60,000											60,000		
食 糧 品 工 業	酒	80,000											80,000	
	其 他	950,000											950,000	
	(小 計)	(1,030,000)											(1,030,000)	
煙 草	600,000											600,000		

合計	備考
230,000	
80,000	
400,000	
(100,000)	

	一級材	建築材	車用材	重	大	枕木	枕材	合板材	合計	備考
	27,000								487,000	内 煤炭 7,000
	3,000,000								3,000,000	
	(2,400,000)								(2,400,000)	
									100,000	
	1,520,000					10,000			1,530,000	内 土石積累 21,000
	12,000,000								12,000,000	
	80,000								80,000	
	50,000								50,000	
	110,000								110,000	
	(240,000)								(240,000)	
	5,000								5,000	
	2,270,000								2,270,000	
	125,000								125,000	
	19,000								19,000	
	400								400	
	(240,000)								(240,000)	
	130,000								130,000	
	160,000								160,000	
	140,000			40,000		12,000			146,000	
合計	43,270,000	2,530,000	1,000,000	100,000	1,200,000	250,000	550,000	120,000	70,000,000	合計 合板材120,000

昭和二十年 第一四半期 木材配当表

生産局 需給課

	一般用材	造船用材	軍用用材	重粒	焼木	枕木	丸太用材	合板用材	合計	備考
国産材	900,000								900,000	
経費削減撤去用	150,000								150,000	
出 用	220,000	30,000		30,000	11	40,000			320,000	
陸 運	662,000		227,500	32,500		552,000			1,474,000	
海 運	28,000	25,000							53,000	
通 信	512,500		500	52,500					565,500	予当不足除く用英 通商船社等也
電 力	120,000			120,000					240,000	
石 炭	425,000			5,000	2862,500	10,000			3302,500	
ガス コークス	3870					500			4,300	
鉄 鋼	88,000					2,500			90,500	
鉛 山 精 送	62,510				225,000				287,510	
石 油	15,000				2,510				17,510	
金 属 工 業	30,000								30,000	
船 舶	30,000	577,500							607,500	
機 械	362,500		20,000						382,500	自产通信機中 予当不足除く
薬 業	37,500					2,000			39,500	
化学肥料	87,500					2,500			90,000	

合板用材	今	備	考
	900.50		
	150.00		
	120.00		
	1407.00		
	113.00		
	205.50		
	220.00		

生足島 船倉探

		合板用材	合板用材	合 計	備 考
				(62,500)	
				20,000	
				150,000	
				(170,000)	
			500	149,500	
			149,500	25,000	
				225,000	
				37,500	
				250,000	
				10,000	
				15,000	
				20,000	
				227,500	
				(257,500)	
				150,000	

		一 月	紙 材	造 用 船 材	車 用 機 材	重 注	坑 木	地 木	丸 ノ 材	合 板 用 材	合 計	備 考
心 算 三	紙 材	121,700									121,700	内保紙 1,700
	土 地	750,000									750,000	
	(小 計)	871,700									(871,700)	
術 少 用 品	25,000										25,000	
土 木	382,500						2,500				382,500	内土石 5,000
建 材	3,000,000										3,000,000	
其 他 産 業	金 銀 器	20,000									20,000	
	土 産 品	12,500									12,500	
	土 地	27,500									27,500	内保紙 5,000 Z合七
	(小 計)	60,000									(60,000)	
天 正 屋 三 池 改	法 務 庁	1,250									1,250	
	文 部 省	567,500									567,500	
	厚 生 省	31,250									31,250	
	勞 働 省	4,900									4,900	
	富 士 省	100									100	
	(小 計)	(605,000)									(605,000)	
空 需	325,000									325,000		
小 口 需 要	400,000									400,000		
保 留	380,500				10,000		1,500			380,500		
合 計	10,817,500	632,500	250,000	250,000	3,150,000	625,000	1,475,000	300,000	17,600,000			

2.16  
10-5

事業別経済効果造林試算表 林野庁

例 大分県大野川流域 林業三種の第一歩算り (流域内共通)

直接効果

項目	金額	備考
投下増本額		
固定資本投下 (A)	47,000円	杉300本植、楠植2割、苗木代、苗木運賃、地拵、假植 植付人代費200円、下列5回養切2回除枝、回枝打2回
運乾被本投下 (B)		
畑圃施設費 (C)		
投下資本計 (D)	47,000円	
浸益額 (E)	25,470円	生産浸益8,975円+保全浸益16,575円
償却計画		
耐用年数 (F)	10年	伐期年数
償却総額 (G=A+C)	47,000円	
應得年額 (G/F)	4,700円	
年総費		
利子 (I)	3,760円	D×0.08
人件費 (J)	50円	3000町歩当管理一人年給与150,000円
修繕費 (K)		
削減経費 (L)		
その他 (M)	655円	連年地代300円(地価約0.08)全地租90円雜費50円 (組合費等)、修繕費7800円0.1% = 195円 計655円
経費計 (N)	4,465円	I + J + M
年支出 (O=H+N)	5,640円	
年収入 (P)	8,975円	40年主伐収入330,000円 50年副伐収入22,000円 25年副伐収入9,000円 計359,000円0.1% = 35.9円
超過利益 (Q=E-O)	19,830円	
国民所得増加額 (R=I+J+Q)	23,660円	
投資回収率 (S=E/P)	0.54	$\frac{23,660}{47,000}$
費用便益比率 (T= $\frac{E}{G}$ )	0.50	$\frac{25,470}{50,940}$
投資所得比率 (U= $\frac{R}{G}$ )	0.50	$\frac{23,660}{47,000}$

国士1966

85

1 研歩当固資本投下額内訳 (工事費説明)

年度	種別	数量	単価	金額	備考	
1	運搬費	10 槽	170 円	1,700		
	批荷費	95 人	200 円	19,000		
	修繕費	1 人	200	200		
	組付費	15 人	200	3,000		
	手入費	13 人	200	2,600		
	計			27,700		
	2	新増苗木	600 本	44 円	26,400	
		植付費	5 人	200	1,000	
		下刈手入	13 人	200	2,600	
		計			62,400	
		下刈手入	12 人	200	2,400	
4	下刈手入	113 人	200	22,600		
	下刈手入	11 人	200	2,200		
8	除草機	10 人	200	2,000		
	計			2,000		
10	除草機	4 人	200	800		
	計			800		
12	除草機	4 人	200	800		
	計			800		
15	除草機	8 人	200	1,600		
	計			1,600		
合計	打	5	200	1,000		
	計			47,000		

-121-

5111111111

5

償還額算定説明

1 研歩当

研歩当 / 研歩当收種金額 (現在畑) の 1/40 (40% 成期)

研歩当 1,100 単価 300 収入金額 330,000



合計	260	1,000	47,000
----	-----	-------	--------

償還額算定説明

平均償還

＜時＞ 当船1隻歩当收獲金額（現在船）の1/40（40隻戦期）

年 次	噸 数	単 価	収入金額
25年同伐	100	300	330,000
30年同伐	110	200	22,000
計			352,000

$$352,000 \times \frac{1}{40} = 8,800 \text{ 円}$$

平均償還

この最大野川流域に就いて

流域内林呼面積

57,124町歩

立木地面積

$$F = 48,122$$

昭和21～25年  
平均面積

要森林地面積

$$N = 3,002$$

流域内災害被害額中

山地流出土火によるもの

$$D = 167,161,125 \text{ 円} \quad (\text{昭和21年} \sim \text{25年} \text{ 平均現価換算})$$

仮全的償還係数

$$A = \frac{50 - 1}{F + N \times 50} = \frac{49}{48,122 + 3,002 \times 50}$$

原金の償還

$$B = A \times D = 167,916,125 \times 0.00009835 = 16,514,115.5$$

註 大分県田和21～25年災害被害平均年額2686,658.4円の25%

が大野川流域内平均比率である額671,664,500円

被害報告の過大により、乾燥なる山地流出土火による

被害をとして  $671,664,500 \times \frac{1}{4} = 167,916,125$



薪炭リン 物資府縣別割当表

府縣別	物資別	單手 (石)	採業衣 (着)	運	酒 (石)	酒 (10.1.12時) (追加分) (石)	塩 (8-10) (石)	ロウソク (箱)	備考
總	數	100,000	200,000	29,000	5,957	520	239.0	700	
北	海	4,500	8,600	2,347	298	26	17.0	40	
青	森	2,000	5,800	54	197	19	7.4	18	
岩	手	5,000	14,200	2,744	496	58	10.2	30	
宮	城	1,000	5,200	754	166	10	5.0	14	
秋	田	1,000	7,200	1,044	223	24	5.7	25	
山	形	1,000	5,400	754	171	12	6.7	15	
福	島	2,400	10,200	1,477	362	30	10.5	29	
茨	城	5,200	4,400	638	127	5	2.4	6	
福	木	2,200	4,400	638	129	10	3.6	26	
群	島	2,300	4,600	667	134	12	2.8	19	
埼	玉	1,000	2,000	270	36	3	1.3	5	
千	葉	1,200	2,400	340	49	4	4.5	3	
京	東	1,400	2,800	404	90	3	2.0	15	
和	奈	900	1,800	261	38	4	1.4	6	
新	潟	1,700	4,200	609	128	10	11.0	25	
富	山	2,200	2,400	348	67	4	7.0	17	
石	川	1,300	2,600	377	69	6	5.1	17	

一箱=1600本

(1)

2.17  
40/

物産別  
 布類別  
 銀  
 金  
 銅  
 鐵  
 錫  
 鉛  
 鋅  
 鎳  
 鉻  
 錳  
 鈷  
 鎳  
 鉑  
 鈾  
 釷  
 鈾  
 釷  
 鈾  
 釷

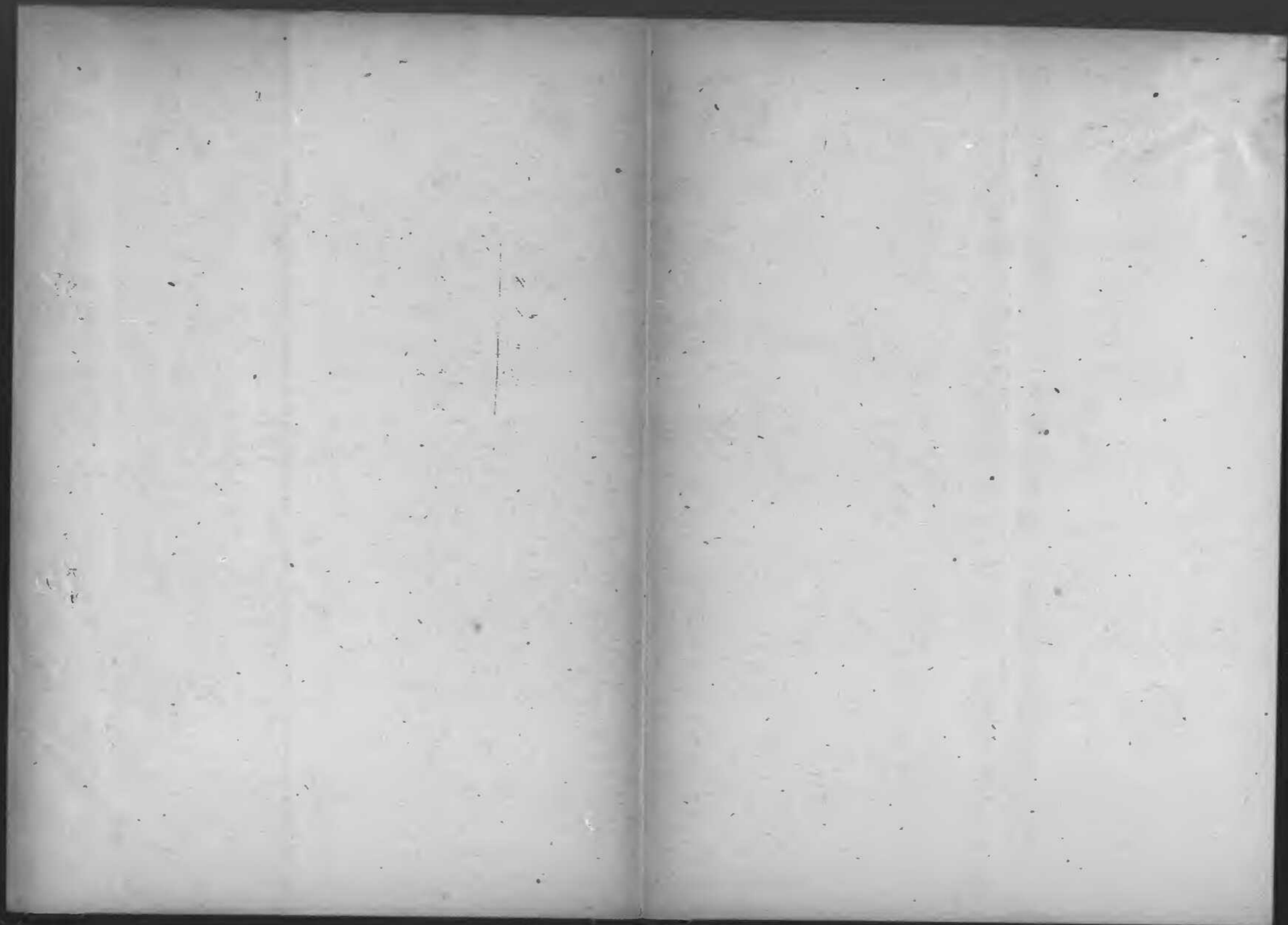
府縣別	物質別	單 子 (双)	作 業 衣 (着)	煙 草 (箱)	酒 (石)	酒 (128升) (石)	炭 (8-10) (石)	口 一 寸 寸 (箱)	備 考
福	井	1.700	3.400	493	96	11	4.6	19	
靜	岡	1.700	400	493	88	9	5.0	15	
愛	知	1.800	3.600	522	89	4	2.7	9	
三	重	1.700	3.400	493	82	7	2.9	11	
滋	賀	1.600	3.000	290	36	8	3.3	12	
京	都	1.400	2.800	406	64	4	2.4	5	
大	阪	700	1.400	203	43	2	0.8	2	
兵	庫	2.400	2.800	696	140	10	4.3	8	
和	歌 山	1.200	2.400	348	65	5	3.3	12	
鳥	取	1.500	3.000	435	79	4	4.2	10	
岡	山	2.700	5.400	783	169	12	5.8	19	
広	島	2.800	5.600	812	181	13	7.5	24	
山	口	1.700	3.400	493	100	13	4.5	12	
徳	島	1.500	3.000	436	83	6	5.6	7	
香	川	900	2.800	261	36	2	2.1	10	
愛	媛	2.300	4.600	667	137	11	1.4	5	
高	知	3.700	7.400	1173	228	18	4.3	3	
福	岡	1.200	2.400	348	61	4	8.0	4	
佐	賀	900	1.800	261	38	4	2.0	3	
長	崎	1.300	2.600	377	71	7	2.2	5	

(2)

19	15	9	11	12	5	10
19	15	9	11	12	5	10

府縣別	物資別	米 (2)	米 (3)	米 (4)	酒 (5)	酒 (6)	酒 (7)	酒 (8)	酒 (9)
熊	本	2,700	4,200	604	124	14	4.5	17	
大	分	1,700	3,400	493	99	9	3.7	12	
宮	崎	2,700	5,400	783	151	9	9.8	27	
鹿	児	2,600	5,250	754	171	21	7.3	15	
山	梨	2,700	4,200	609	118	14	4.2	22	
茨	野	4,200	8,400	1,218	273	21	7.4	29	
岐	阜	2,300	4,600	67	169	16	7.5	34	
島	根	2,300	4,600	667	148	16	4.2	24	
奈	良	800	1,600	232	39	3	1.3	12	
中	央	1,000	2,000						

(3)



林業

一、民有林造林事業（國庫補助率 40%）

府縣名	事業費總額	國庫補助額	府地方費	林業負擔	計
北海	一八六七三一三八	七四六九二五五	一八六七三一五	九三三六五六八	二二二〇三八八
青森	一三二五〇〇〇	五三〇〇〇〇	一三二五〇〇	六六二五〇〇	七九五〇〇〇
岩手	一七五〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇	一七五〇〇〇	八七五〇〇〇	一〇五〇〇〇〇
宮城	一七五〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇	一七五〇〇〇	八七五〇〇〇	一〇五〇〇〇〇
秋田	二〇二五〇〇〇	八一〇〇〇〇	二〇二五〇〇	一〇一二五〇〇	一三二五〇〇〇
山形	一〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇
福島	六〇〇〇〇〇〇	二四〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三六〇〇〇〇〇
茨城	四〇二五〇〇〇	一六一〇〇〇〇	四〇二五〇〇	二〇一二五〇〇	二四一五〇〇〇
栃木	一五〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇〇
群馬	七五〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇	三七五〇〇〇〇	四二五〇〇〇〇

2.27  
422

山	廣	岡	島	島	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛
口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知
四〇〇〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	一三五〇〇〇〇	二七五〇〇〇〇	五七五〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	三七五〇〇〇〇
一六〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇〇
四〇〇〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	一三五〇〇〇〇	二七五〇〇〇〇	五七五〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	三七五〇〇〇〇
二〇〇〇〇〇〇〇	三七五〇〇〇〇	三七五〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	六二五〇〇〇〇	一三七五〇〇〇	一三八七五〇〇	一三五〇〇〇〇	一八七五〇〇〇
六〇〇〇〇〇〇〇	四五〇〇〇〇〇	四五〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇	一八〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇	一六五〇〇〇〇	三四五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	三二五〇〇〇〇

靜	岐	長	福	石	富	新	山	神	東	千	埼	府
岡	阜	野	井	川	山	湯	梨	川	京	葉	玉	名
一七五〇〇〇〇〇	三一〇〇〇〇〇	四二五〇〇〇〇	一〇二五〇〇〇	五五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一三三五〇〇〇	一三五〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	七五七五〇〇〇	一二二五〇〇〇	事
七〇〇〇〇〇〇〇	一三四〇〇〇〇	一七〇〇〇〇〇	四五〇〇〇〇〇	二二〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	五五〇〇〇〇〇	五四〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	三〇五〇〇〇〇	四九〇〇〇〇〇	國庫補助額
一七五〇〇〇〇	三一〇〇〇〇〇	一七〇〇〇〇〇	一〇二五〇〇〇	五五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一三七五〇〇〇	一三五〇〇〇〇	七五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	七五七五〇〇〇	一二二五〇〇〇	地方費
八七五〇〇〇〇	一五五五〇〇〇	二一二五〇〇〇	五六二五〇〇〇	二七五〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	六八七五〇〇〇	六七五〇〇〇〇	三七五〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	三七八七五〇〇	六一二五〇〇〇	等員担
一〇五〇〇〇〇〇	一八七五〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	六七五〇〇〇	三三〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇	八二五〇〇〇〇	八一〇〇〇〇〇	四五〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇	四五〇〇〇〇〇	七三五〇〇〇〇	計



府	總	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	計
縣	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	見
名	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	見
事業費總額	一五〇〇,〇〇〇	二五〇〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇	一五〇〇,〇〇〇
國庫補助額	六〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	四九〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
府	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
地方	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
費	七五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	八七五,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	五三七,五〇〇	六二二,五〇〇	二二五,〇〇〇	三三七,五〇〇	三二五,〇〇〇	五〇二,六五三
等	九〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	一〇五〇,〇〇〇	五四〇,〇〇〇	六四五,〇〇〇	七三二,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	四〇五,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	六〇三,一八三
員	九〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	一〇五〇,〇〇〇	五四〇,〇〇〇	六四五,〇〇〇	七三二,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	四〇五,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	六〇三,一八三
担	九〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	一〇五〇,〇〇〇	五四〇,〇〇〇	六四五,〇〇〇	七三二,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	四〇五,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	六〇三,一八三
額	九〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	一〇五〇,〇〇〇	五四〇,〇〇〇	六四五,〇〇〇	七三二,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	四〇五,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	六〇三,一八三

一 民有林造林事業（追加分）

府縣名	事業費総額	國庫補助額	地方費	市町村其他	計
青森	八五二,〇〇〇	三四〇,八〇〇	三四〇,八〇〇	一七〇,四〇〇	五一一,二〇〇
岩手	五七七,〇〇〇	二二〇,八〇〇	二二〇,八〇〇	一五,四〇〇	三四六,二〇〇
宮城	五九三,七五〇	二二七,五〇〇	二二七,五〇〇	一一八,七五〇	三五六,二五〇
秋田	一六一八,〇〇〇	六四七,二〇〇	六四七,二〇〇	三三三,六〇〇	九七〇,八〇〇
山形	二二八,二五〇	九一,三〇〇	九一,三〇〇	四五,六五〇	一三六,九五〇
福島	五八五,五〇〇	二三四,二〇〇	二三四,二〇〇	一七,一〇〇	三三〇,三〇〇
茨城	四五七,五〇〇	一八三,〇〇〇	一八三,〇〇〇	九一,五〇〇	二七四,五〇〇
栃木	六九二,七五〇	二七七,一〇〇	二七七,一〇〇	一三八,五五〇	四一五,六五〇
群馬	二二四,〇〇〇	八九六,〇〇〇	八九六,〇〇〇	四四,八〇〇	一三四,四〇〇
群馬	一三四,四〇〇	五三八,六〇〇	五三八,六〇〇	二六九,三〇〇	八九七,九〇〇
千葉	四九二,五〇〇	一九七,〇〇〇	一九七,〇〇〇	九八,五〇〇	二九五,五〇〇

府縣名	事業費総額	國庫補助額	地方費	市町村其他	計
東 京	四七八,五〇〇	一九一,四〇〇	一九一,四〇〇	九五七,〇〇	二八七,一〇〇
神 奈 川	四九七,五〇〇	一九九,〇〇〇	一九九,〇〇〇	九九五,〇〇	三九八,五〇〇
山 梨	二一九,八〇〇	八六三,二〇〇	八六三,二〇〇	四三一,六〇〇	一三九,四八〇
新 潟	一三〇,八五〇	四八三,四〇〇	四八三,四〇〇	二四一,七〇〇	七二五,一〇〇
富 山	一八〇,〇〇〇	四七,二〇〇	四七,二〇〇	二二六,〇〇	七〇,八〇〇
石 川	五五〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇
福 井	二〇四,二五〇	八一七,〇〇	八一七,〇〇	四〇,八五〇	一二二,五五〇
長 野	一三六,九〇〇	五四七,六〇〇	五四七,六〇〇	二七三,八〇〇	八二一,五五〇
岐 阜	六六〇,〇〇〇	二六四,〇〇〇	二六四,〇〇〇	一三二,〇〇〇	三九六,〇〇〇
靜 岡	二〇,九四五〇	八三七,〇〇〇	八三七,八〇〇	四一八,九〇〇	一三五,六七〇
愛 知	五八九,七五〇	二三五,九〇〇	二三五,九〇〇	一一七,九五〇	三三三,八五〇
三 重	一四七,〇〇〇	五八八,〇〇〇	五八八,〇〇〇	三九四,〇〇〇	八八二,〇〇〇

滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	岡山	廣島	山口	徳島	香川
賀	都	阪	庫	良	山	根	山	島	口	島	川
一九一七五〇	八一四五〇〇	三三六二五〇	一六七八二五〇	二二一、五〇〇	一五〇〇、〇〇〇	二一八、四五〇	一九七、六〇〇	二〇二、五五〇	一六七、五〇〇	一〇四、〇〇〇	五六、二二五〇
七六七〇〇	三三五八〇〇	一三四五〇〇	六七一三〇〇	八八六〇〇	六〇〇、二〇〇	八七、五〇〇	七九〇、四〇〇	八一〇、二〇〇	六七、〇〇〇	四一六、〇〇〇	二二四、九〇〇
七六七〇〇	三三五八〇〇	一三四五〇〇	六七一三〇〇	八八六〇〇	六〇〇、二〇〇	八七、五〇〇	七九〇、四〇〇	八一〇、二〇〇	六七、〇〇〇	四一六、〇〇〇	二二四、九〇〇
三八三五〇	一六二九〇〇	六七二五〇	三三五六五〇	四四三〇〇	三〇〇、一〇〇	四三七五〇	三九五二〇〇	四〇五、一〇〇	三三五〇〇	二〇、八〇〇	一、二四五〇
一、一五〇五〇	四八八七〇	二〇一七五〇	一〇〇六九五〇	一三六、九〇〇	九〇〇、三〇〇	二三一、二五〇	一、一八五、六〇〇	一、二一五、三〇〇	一〇〇、五〇〇	六、二四〇〇〇	三三七、三五〇
一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇

愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計
媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	
一、二五九、二五〇	一〇〇八、八二五〇	一八二、八、五〇〇	三〇六、〇〇〇	六三九、二五〇	二二四、五〇〇	四一五、〇〇〇	七五五、五〇〇	一、一八二、七五〇	三、七五二、七五〇
五〇三、七〇〇	四三三、三〇〇	七三、一四〇〇	一、二二、四〇〇	三、五五、七〇〇	八、九八、〇〇	一、六六、〇〇〇	三、〇二、二〇〇	四、七二、一〇〇	一、五〇、一〇〇〇
五〇三、七〇〇	四三三、三〇〇	七三、一四〇〇	一、二二、四〇〇	三、五五、七〇〇	八、九八、〇〇	一、六六、〇〇〇	三、〇二、二〇〇	四、七二、一〇〇	一、五〇、一〇〇〇
二、五一八、五〇	二七、一六五〇	三、六五、七〇〇	六、一、二〇〇	一、二七、八五〇	四、四九、〇〇	八、三、〇〇〇	一、五、一〇〇	二、三六、五五〇	七、五〇、五五〇
七、五五、五五〇	六、五、二九五〇	一〇、九七、一〇〇	一、八三、六〇〇	三、八三、五五〇	一、三四、七〇〇	二、四九、〇〇〇	四、五三、三〇〇	七、〇九、六五〇	三、二五、一六、五〇〇
七、五五、五五〇	六、五、二九五〇	一〇、九七、一〇〇	一、八三、六〇〇	三、八三、五五〇	一、三四、七〇〇	二、四九、〇〇〇	四、五三、三〇〇	七、〇九、六五〇	三、二五、一六、五〇〇

二 森林治水事業（國庫補助率 6/10）

府縣名	事業費總額	國庫補助額	府縣負担額
青森	一八六五六〇	一〇六〇〇〇	八〇五五六〇
岩手	六二六五六〇	三五六〇〇〇	二七〇五六〇
宮城	一七七九三六〇	一〇一〇〇〇〇	七六八三六〇
秋田	二四二七〇四〇	一三七九〇〇〇	一〇四八〇四〇
山形	六三三六〇〇	三六〇〇〇〇	二七三六〇〇
福島	二〇三六三二〇	一一五七〇〇〇	八七九三二〇
茨城	一八一二八〇	一〇三〇〇〇	七八二八〇
栃木	八一八四〇〇	四四五〇〇〇	三五三四〇〇
群馬	五〇〇五四四〇	二八四四〇〇〇	二一六一四四〇
群馬	一二五三一二〇	七一二〇〇〇	五四一一二〇
千葉	一八六五六〇	一〇六〇〇〇	八〇五六〇
東京	九〇八一六〇	五一六〇〇〇	三九二一六〇

府縣名	事業費總額	國庫補助額	府縣負担額
神奈川	二一八二四〇	一二四〇〇〇	九四二四〇
新潟	五七四八一六〇	三二六六〇〇	二四八二一六〇
富山	六五〇四九六〇	三六九六〇〇	二八〇八九六〇
石川	三〇八五二八〇	一七五三〇〇	一三三二二八〇
福井	一一八九七六〇	六七六〇〇	五一一一七六〇
山梨	六〇九四八八〇	三四六三〇〇	二六三一八八〇
長野	九八七七一二〇	五六一一〇〇	四二六六一二〇
岐阜	二八二一三三五	一六〇三〇〇	一一一八三〇〇
静岡	三六〇八〇〇	二〇五〇〇〇	一五五八〇〇
愛知	九〇四六四〇	五一四〇〇〇	三九〇六四〇
三重	二九九二〇〇	一七〇〇〇〇	一二九二〇〇
滋賀	二四一八二四〇	一三七四〇〇〇	一〇四四二四〇

計	鹿兒	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	府縣名
177954742	271040	360800	352000	362560	362560	542080	352000	2837247	高知
55656103	154000	205000	200000	206000	206000	308000	200000	1612072	福岡
42298639	117040	155800	152000	156560	156560	234080	152000	1225175	佐賀

愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都
1003200	2265440	1830400	4878720	6388800	3395040	4906880	3168000	3675600	8131200	3071200	14379200	12601600
5700000	7190000	1404000	2772000	3630000	1929000	2788000	1800000	2060000	4620000	1745000	8170000	7160000
4332000	5464400	7904000	2106720	2758800	1466040	2118880	1368000	1565600	3511200	13262000	6209200	5441600

二 森林治水事業費 (追加分)

府縣名	事業費總額	國庫補助額	府縣負担額
栃木	一九二〇〇〇	一〇〇〇〇〇	九二〇〇〇
群馬	五七六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	二七六〇〇〇
埼玉	五七六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	二七六〇〇〇
東京	三〇七二〇〇	一六〇〇〇〇	一四七二〇〇
神奈川	二八八〇〇〇	一五〇〇〇〇	一三八〇〇〇
新潟	三八四〇〇〇	二〇〇〇〇〇	一八四〇〇〇
富山	七六八〇〇〇	四〇〇〇〇〇	三六八〇〇〇
山梨	二三〇四〇〇	一〇〇〇〇〇	一三〇四〇〇
長野	一四八〇〇〇	六五〇〇〇〇	五九八〇〇〇
岐阜	二四九六〇〇	一三〇〇〇〇	一一九六〇〇
静岡	二八八〇〇〇	一五〇〇〇〇	一三八〇〇〇
愛知	一九二〇〇〇	三〇〇〇〇〇	九二〇〇〇
三重	五七六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	二七六〇〇〇

府縣名	事業費總額	國庫補助額	府縣負担額
滋賀	五七六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	二七六〇〇〇
京都	七二九六〇〇	三八〇〇〇〇	三四九六〇〇
大阪	一九二〇〇〇	一〇〇〇〇〇	九二〇〇〇
兵庫	五七六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	二七六〇〇〇
奈良	一九二〇〇〇	一〇〇〇〇〇	九二〇〇〇
和歌山	二八八〇〇〇	一五〇〇〇〇	一三八〇〇〇
鳥取	一五二〇〇〇	六〇〇〇〇〇	五五二〇〇〇
島根	一〇七九〇〇	五六二〇〇〇	五一七〇〇〇
徳島	七六八〇〇〇	四〇〇〇〇〇	三六八〇〇〇
福岡	一三四四〇〇	七〇〇〇〇〇	六四四〇〇〇
熊本	一九二〇〇〇	一〇〇〇〇〇	九二〇〇〇
大分	五七六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	二七六〇〇〇
宮崎	一五六一三四四〇	八一三二〇〇	七四八一三四四〇
計			

三 災害防止林業施設事業（國庫補助率 6/10）

府縣名	事業費總額	國庫補助額	府縣負担額
青森	一六三五〇四〇	九二九〇〇〇	七〇六〇四〇
岩手	一五五四六〇	六五六〇〇〇	四九八五六〇
宮城	四四五二八〇	二五三〇〇〇	一九二二八〇
秋田	二二三五二〇〇	一二七〇〇〇	九六五二〇〇
山形	四五〇五六〇	二五六〇〇〇	一九四五六〇
福島	六六七〇四〇	三七九〇〇〇	二八八〇四〇
茨城	四四五二八〇	二五三〇〇〇	一九二二八〇
栃木			
群馬			
埼玉	一八六五六〇	一〇六〇〇〇	八〇五六〇
千葉	二七三三二八〇	一五五三〇〇〇	一一八〇二八〇
東京	二二一七六〇	一二六〇〇〇	九五七六〇

府縣名	事業費總額	國庫補助額	府縣負担額
神奈川	二七三四三六五	一五五三六六	一一八〇七四九
新潟	四四四九二八〇	二五二八〇〇〇	一九二一一八〇
富山	六六一二二二〇	三七五七〇〇	二八五五三二〇
石川	二八九一六八〇	一六四三〇〇	一二四八六八〇
福井	三八三六八〇	二一八〇〇〇	一六五六八〇
山梨			
長野	一七九三四四〇	一〇一九〇〇	七七四四四〇
岐阜	六六七〇四〇	三七九〇〇〇	二八八〇四〇
静岡	三三〇七〇四〇	一八七九〇〇	一四二八〇四〇
愛知	一七六〇〇〇	一〇〇〇〇	七六〇〇〇
三重	四四〇〇〇	三五〇〇〇	一九〇〇〇
滋賀	二二一七六〇	一五六〇〇〇	九五七六〇

府縣名	事業費總額	國庫補助額	府縣負担額
高知	四九二八〇〇	二八〇〇〇	二一三八〇〇
福岡	一七六〇〇	一〇〇〇〇	七六〇〇〇
佐賀	一五一六八〇	一四三〇〇	一〇八三八〇
熊本	一〇五五〇〇	六〇〇〇	四五六〇〇
大分	三三三六〇	七六〇〇	五七七六〇
宮崎	二七四五六〇	一五六〇〇	一一八五六〇
鹿兒島	四九六一一九六五	二八一八八六一六	二一四二三三四九
計			

京大兵奈和島島岡山徳香愛	大阪	兵庫	奈良	和歌山	島根	岡山	山口	徳島	香川	愛媛
四四五二八〇	一七六〇〇〇	五七三七六〇	三一三三四〇	二六四〇〇〇	二八六五二八〇	九二五七六〇	五二八〇〇〇	一七六九〇〇	一五〇〇〇〇	一六二八〇〇〇
二五三〇〇	一〇〇〇〇〇	三二六〇〇〇	一七六九〇〇	一五〇〇〇〇	一六二八〇〇〇	五二六〇〇〇	三〇〇〇〇	一七六九〇〇	一五〇〇〇〇	一六二八〇〇〇
一九一三八〇	七六〇〇〇	二四七、七六〇	一三四四四〇	一四〇〇〇〇	一二三七二八〇	三九九七六〇	二二八〇〇〇	一三〇〇〇〇	一四〇〇〇〇	一二三七二八〇



三、災害防止林業施設事業（追加分）

府 縣 名	事業費総額	國庫補助額	府 縣 員 担 担 額
青 森	七六八〇〇〇	四〇〇〇〇	三六八〇〇
岩 手	三八四〇〇	二〇〇〇	一八四〇〇
宮 城	二八八〇〇	一五〇〇	一三八〇〇
秋 田	七七七六〇	四〇五〇	三七二六〇
福 島	二八八〇〇	一五〇〇	一三八〇〇
埼 玉	一九二〇〇	一〇〇〇	九二〇〇
千 葉	一五二〇〇	六〇〇	五五二〇〇
東 京	一五三〇〇	八〇〇	七三六〇〇
神 奈 川	一五二〇〇	六〇〇	五五二〇〇
新 潟	一五三六〇	八〇〇	七三六〇〇
富 山	八六四〇〇	四〇〇	四一四〇〇
石 川	九六〇〇〇	五〇〇	四六〇〇〇

府 縣 名	事業費総額	國庫補助額	府 縣 員 担 担 額
長 野	二一〇〇〇	一〇〇〇	一〇一〇〇
岐 阜	五七六〇〇	三〇〇	二七六〇〇
靜 岡	一五三六〇	八〇〇	七三六〇〇
愛 知	九六〇〇	五〇〇	四六〇〇
滋 賀	一九二〇〇	一〇〇	九二〇〇
京 都	二八八〇〇	一五〇〇	一三八〇〇
大 阪	九六〇〇	五〇〇	四六〇〇
兵 庫	七六八〇〇	四〇〇	三六八〇〇
鳥 取	九六〇〇	五〇〇	四六〇〇
島 根	九一六〇〇	九〇〇	四一八〇〇
岡 山	一〇五六〇	五〇〇	五〇六〇〇
山 口	一四四〇〇	七五〇	六九〇〇〇

計	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	高知	香川
二〇、四一五、三六〇	九六〇〇〇	九六〇〇〇	九六〇〇〇	一九二〇〇	九六〇〇〇	二八八〇〇
一〇、六三三、〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇〇	一五〇〇〇
九七、八二、三六〇	四六〇〇〇	四六〇〇〇	四六〇〇〇	九二〇〇〇	四六〇〇〇	三八〇〇〇

四 民有林開墾林道施設事業 (國庫補助率 3/10)

府縣名	事業費総額	國庫補助額	府縣負担額	施行首長負担額
青森	四二七九九六四	一三六四五三五	一〇六九九九〇	一九四五四〇九
岩手	一〇一八二五三九	三〇〇八四七七	二五四五六三五	四六二八四二七
宮城	五五二一〇五二	一六三一、三一九	一、三三〇、三六三	二、五〇九、五七〇
秋田	七二二八八九七	二、三三、八三七	一、八〇七、二四七	三、三八五、九〇三
山形	六〇七一、九〇五	一七九、三九七	一、五一七、九七八	二、七五九、九五六
福島	一九八一、二〇九三	五八九、六四五五	四四八、一三〇八	九四三、四三三〇
茨城	四〇三、六〇九五	一、九二、四八二	一、〇〇九、〇二四	一、八三四、五八九
栃木	四八六、六三五六	一四三、七七七	一、二一六、五八九	二、二一、一九八〇
群馬	七、一八二、五〇五	二、一三、一〇三	一、七九五、六二七	三、三六四、七七五
埼玉	三〇九、一八五五	八九三、二四三	九、一七六、二	一、二八六、八五〇
千葉	三四八、三九九七	一〇二、九一五六	九五、三三三、四	一、五〇一、八一七
東京	一、一三四、九〇八	三三三、二六八四	七、八〇三、三二四	

府縣名	事業費総額	國庫補助額	府縣負担額	施行首長負担額
神奈川	二七五、九五五九	八一五、一三六	六九〇、〇七八	一、二五四、三四五
新潟	一、一九四、五〇〇	三五九、二〇五	二九八、六三四五	五四二、九五五〇
富山	一〇〇、六六九八〇	二九七、四三三三	二五一、六七四七	四七五、七九〇〇
石川	七六、一三八八一	二二四、九五四九	一九六、三四六六	三四〇、〇八四六
福井	二五九、〇一五六	七三、二〇〇〇	一〇四、七〇三二	一、八一、一三三
山形	一〇、七九九、九五	三、一八六、七二一	三二六、一八二五	四三九、四四九
長野	二四三、三〇三二〇	六八七、五九六〇	六八七、五九六〇	一〇、五七、八四〇〇
岐阜	八六、五六四八七	二五五、七五九八	二一六、四一、二二	三九三、四七六七
静岡	一、一六三、三七五四	三、四三七、二四五	二、九〇、八四三九	五、二八八、〇七〇
愛知	六、一五三、六二〇	一、八一八、〇八七	一、五三八、四三三	二、七九七、一〇〇
三重	四、二九九、六一四	一、三七〇、三四〇	一〇、七四九、〇四	一、九五、四三七〇
滋賀	二、五一三、三二〇	六八〇、六九〇	七、八五四、一三	一〇、四七、二二七

京	大	兵	奈	和	鳥	島	廣	山	德	香	愛	
都	阪	庫	良	歌	阪	根	島	口	島	川	藏	
六四二〇四三六	三三九二四〇〇	九二一九二七六	六二六五九〇〇	五七九二八〇五	八七九八四二六	六八七五五七二	八五七五九〇八	七八〇〇七五二	一〇九七八五〇六	七六五四〇九〇	二八三六一三〇	七六六六九〇
一八九六九四七	一〇〇二二八九	二七三三八七六	一八五一二八九	一七一五一一〇	二五九九五三五	二〇三一四一八	二五三三七七一	二二〇四七三八	三二四三六四九	二二四一三七八	八三七九四五	二二六五〇一〇
一六〇五一〇九	八四八一〇一	二三〇四八一九	一五六六四七一	一四四八二〇一	二一九九六〇六	一七九八八九四	二二四二九七七	一九五〇一六三	二七四四六二七	二〇一八四三七	九八四〇三五	一九一六五四八
二九一八三八〇	一五四二〇〇〇	四一九〇五八一	二八四八一四〇	二六三三〇九四	三九九九二八五	三〇四五二六〇	三七九八一四〇	三五四五〇	四九九〇二三〇	三三九四二七五	一〇一四一五〇	三四八四六三二

府	高	橋	佐	長	熊	大	宮	鹿	計
縣	知	岡	賀	崎	本	分	崎	兒	
八二四一三九一	七六五五二四九	三三六〇八一	三六六五〇〇四	二三八五九〇〇	四九九七二六四	一〇四一三三〇四	三六一二四〇〇	三二六七五九七三六	
二四〇五四〇九	二二六一七七七	九九二九六六	一〇八二八四二	七〇四九二〇	一四七六四六四	三〇七六六三一	一〇二〇八九五	九六二二九一九二	
一〇三五三五〇	一九一三八一三	八六五二〇三	九一六二五一	五九六四八〇	一二四九三二六	二六〇三三七三	一〇二〇八九六	八九一三三二〇六	
三七〇〇六三二	三四七九六五九	一五〇二六四二	一六六五九一一	一〇八四五〇	二二七一四八四	四七三三三〇〇	一五七〇六〇九	一四一四九七四三八	

四 民有林開発施設事業 (當初予算のみ)

府縣名	事業費総額	國庫補助額	地方費	市町村等負担額	その他	計
青森	三、八五三、〇二三	一、一三八、三九三	九六三、三五六	五二五、〇〇〇	一、六九八、八七四	二、七二四、六三〇
岩手	九四九、一三一五	二、八〇四、二五二	三一九、二五九	二九七、六八一	五、一七七、七一三	六、六八七、〇六三
宮城	四、八四四、二一三	一、四三七、一五四	一、三六〇、五三三	一、八五七、三四五	三、五三七、七六一	六、四二六、〇五九
秋田	五、九二六、六三七	一、七五一、〇五二	一、四八一、六五九	一、八五八、八〇九	八、三五、一七	四、一七五、五八五
山形	四、九二二、四四八	一、四五四、六五五	一、三三〇、八六二	一、	二、三三七、九三一	三、四六八、七九三
福島	一、八八七、一七一	五、五七七、七三五	四、七一九、九三九	五、四八九、九五三	三、〇八八、一〇〇	一三、〇九五、九八二
茨城	三、三三三、二四五	九八一、八六八	八三〇、八一	三、〇二一、一三	一、二〇八、四五三	二、三三〇、一三七
栃木	三、三五五、一〇二	九、九一、八七一	八、三九、二七六	一、	一、五三九、九五五	二、三六五、二三一
群馬	六、一三一、七八三	一、八一、六六三	一、五五九、九四六	一、三九、三五八	二、六四七、八八六	四、三三〇、二二〇
埼玉	二、二二六、〇九〇	六、六〇、六六二	八、四三六、二五	六〇、九八四	六、七〇、八二八	一、五七五、四三六
千葉	二、七一一、三九七	八〇、一六五六	七、三九九、九〇	一、	一、七二、六五一	一、九一、六四一
東京	一、〇三二、八三三	三、〇五一、五二三	七、三六七、〇九	一、	一、	七、三六七、〇九

府縣名	事業費総額	國庫補助額	地方費	市町村等負担額	その他	計
神奈川	二、二六〇、一五八	六、六七七、七七四	五、五五〇、三三	一、	一、〇二七、三四五	一、五九二、三三四
新潟	九、六六九、三三九	二、八五六、八五〇	二、四一三、三三五	三、〇七六、六〇八	一、三三八、五四六	六、八一二、四八九
富山	七、五五七、七八九	二、三三三、九八三	一、八八九、四四七	二、〇六一、二二	三、三三九、二七七	五、三三四、八〇六
石川	六、三〇〇、一九一	一、八八一、四二〇	一、五七五、〇四八	一、	二、八六三、七七三	四、四三八、七七一
福井	二、四七七、五三九	七、三二〇、〇〇〇	六、一九三、八三五	五、六三〇、七七	五、六三〇、七七	一、七三五、五三九
山梨	九、〇六九、二三四	二、六九七、五五五	二、六七九、五四六	一、	三、七一一、一三三	六、三八九、六七九
長野	一、七五二、四九〇	五、一七七、八一四	四、三八一、二二七	九、五五九、〇〇	七、〇〇九、九六二	一、二三四、七〇三
岐阜	七、三四二、八八八	二、一六九、四六九	一、八三五、五七〇	二、六七〇、二二	五、〇七〇、六三三	五、一七三、三四九
静岡	九、七九三、三四四	二、八九三、四八八	二、四四八、三三六	一、	四、四五一、五二〇	六、八九九、八五六
愛知	五、四九六、六九〇	一、六二四、〇二二	一、三七四、七三三	一、	二、四九、八四五	三、八七三、六六八
三重	四、一〇二、五六三	一、二二二、二二	一、〇二五、六四一	一、八六四、五五	一、八四六、五五	二、八九〇、四四六
滋賀	一、六四七、〇三九	四、八六六、二五	四、一七六、〇	二、九九四、六	七、一八七、〇八	一、一六〇、四一四

京	大	兵	茶	和	鳥	島	廣	山	德	香	愛	
都	阪	庫	良	歌	根	山	島	口	島	川	媛	
五五四一・二八二	二八四二・三六三	七五一・一五〇・四	五四六九・四九五	四八〇・七五五・二	七六六・六三九・一	五二九・二五九・七	七四一・再七・八四	六八三・七・二九	八九一・六四・七八	六一二・三五九・二	二八三・六一・二一	五八〇・三・五三・二
一六三七・一九七	八三九・七八九	二二一九・三〇・八	一六一・五九・八七	一四二・〇・四一・三	二二六・五〇・七〇	一五六・三・七・二二	二一九・二・〇・二七	二〇二・〇・〇・六一	二六三・四・四・一四	一八〇・九・二・四・三	八三・七・九・四・五	一七・一・四・六・八・〇
一三八五・三三〇	七一〇・五九・一	一八七七・八七・六	一三六・七・三・七・四	一五〇・一・八・八・八	一九一・六・五・九・八	一四四・三・四・三・六	一八五・三・九・四・六	一七〇・九・二・八・三	二九一・八・一・九	一五五・八・七・二・八	一〇六・九・九・九・一	一四・五・〇・八・三・三
二五二・八七・六・九	一三九・一九・八	三四一・四・三・二〇	二二・三七・五・二・一	二一八・五・二・五・一	三二七・五・五・〇・〇	二一六・五・一・五・三	二六九・六・六・四・九	三〇七・六・七・〇・八	四〇五・三・〇	二七五・五・六・二・一	九〇・二・四・〇・二	二一・〇・三・七・三・九
三九七・四・八・五	二〇〇・二・五・七・四	五二九・二・一・九・六	三・八・五・三・五・〇・八	三三・八・七・一・三・九	五四〇・一・三・三・一	三七二・八・八・七・五	五二二・四・七・五・七	四八二・〇・六	六二八・二・〇・六・四	四三二・四・三・四・九	一九九・八・一・七・六	四〇・八・八・五・二

高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	計
知	國	賀	崎	本	分	崎	児	
六・九・九・〇・二・九	六八八・〇・六・七・九	二六八・九・〇・〇・〇	三一四・〇・一・六・一	一六九・九・七・四・四	三四六・三・八・一・五	八八四・七・六・〇・五	二七・八・九・一・七・七	三七二・四・三・四・七・四・三
一九四九・七・一・三	二〇三・二・九・二・八	七九四・四・七・七	九二七・七・七・五	五〇二・一・九・七	一〇二・三・四・〇・〇	二六・一・四・〇・六・五	八二・四・〇・七・五	八〇・四・九・二・〇・九・二
一六四九・七・五・七	一七二・〇・一・七・〇	六七二・二・五・〇	七八五・〇・四・〇	四二四・九・三・六	八六五・九・五・四	二二一・一・九・〇・一	六九七・三・九・四	七五五・七・九・六・一・〇
六二五・五・一・六	八五・五・九・九	一	一	一	六三九・七・八・四	一〇一・四・三・五	二二一・七・四・五・三	二二一・七・四・五・三
二九九・九・五・五・九	一五〇・二・〇・六・五	一三六・七・一・四	一四二・七・三・四・六	七七二・六・一・一	九四四・六・七・七	四〇二・一・六・三・九	一六六・六・三・三	九五・一・八・八・五・三・八
四六四・九・三・一・六	四八四・七・七・五・一	一八四・五・三・三	二二二・三・三・八・六	一一九・七・五・四・七	二四四・〇・四・二・五	六二二・三・三・五・四	一九六・五・一・〇・二	一九一・九・四・三・六・五・一

英奥地開発民有林林道施設事業（國庫補助率 6/10）

府縣名	事業費総額	國庫補助額	府縣負担額	施行者負担額
青森	三五三六七二〇	二〇〇九五〇〇	五六二六六〇	九六四五六〇
岩手	五一七四四二〇	二九四〇〇一〇	八二三二〇四	一四一一二〇六
宮城	二四八二五一一	一四一〇五七七	三九四九四四	六七七〇五〇
秋田	三八九三三九九	二二二一五八	六一九四〇四	一〇六一八三七
山形	一四九一三六九	八四七三六八	二三七二六四	四〇六七三二
福島	一一〇七八三三〇	六三九四五〇六	三四四九六一	一三三六八六三
栃木	一四四四三〇〇	八二〇六二五	六二三六七五	一
群馬	一一二〇二四六	一〇四二九四	一一五九五二	一
埼玉	一〇〇九〇六〇	五六〇八七〇	三二八一九〇	一一〇〇〇〇
千葉	六六五五〇〇	三七八一三五	一〇五八七一	一八一五〇〇
東京	四三三〇〇〇〇	二四八二五〇〇	一八四七五〇〇	一
神奈川	九九〇〇〇〇	五六二五〇〇	四二七五〇〇	一

府縣名	事業費総額	國庫補助額	府縣負担額	施行者負担額
新潟	四七四七三八〇	二六九七三七五	七五五二六五	一一九四七四〇
富山	四六二四八四八	二六二七七五五	一七三三〇九三	二六四〇〇〇
石川	四九〇六五八九	二七八七八三四	一一八七五五	一
福井	三〇三四一三七	一六四八九八二	八五七四七〇	五三七六七五
山梨	五五五八九九八	三一三一三六三	二二八一四五	一九九四九〇
長野	一三九五六六三〇	七五八五二九五	二七三〇六四五	三六四〇八六〇
岐阜	四六一三三三五	二六二五七五三	七三五二一〇	一一六〇三六二
静岡	一〇一三四一五七	五七五八〇三九	一六一二二五三	二七六三六六五
愛知	二七二八〇〇〇	一五五〇〇〇〇	一七七八〇〇〇	一
三重	一八九三〇五四	六七七七八七一	二四九八〇四	二六五三七九
滋賀	一四六九七四一	六六五四九〇	三三六八一五	三六七四三六
京都	二〇四七六五〇	一六三四三八	三二五七六二	五五八四五〇

兵庫	二二七、一四二四	一三四、七三九二	一〇、二四〇三二	三七、二四三五
奈良	一三六、五五九四	七七、五九〇五	二一、七二五四	三、七二、四三五
和歌山	八〇、七四〇〇	四五、八七五〇〇	一、二八四、五〇〇	二、二〇、二〇〇〇
鳥取	四九、二九五〇六	二八〇、〇八五六	二、一八六、五〇〇	一
島根	三六、四六二六九	二〇七、一七四〇	一〇、五三〇、七六	五、二一、四五三
岡山	八五、五七九三	四八六、二四五	一、三六一、四九九	二、三三、三九九
広島	一六八、五六三一	九五七、七四五	二、六八、一六八	四五、九七一八
山口	一四二、七六五七	八一、一六六七	二、二七、一三九	三八、九三六一
徳島	一九四、三〇三一	一〇九、四〇四八	三、三三、八三九	五、二五、一四〇
香川	一、二八三、六八四	七二九、三六五	五、五四、三一九	一
愛媛	二、三三四、七六六	一、三二六、五七一	一〇〇、八一、九五	一
高知	二、八二五、七七七	一六〇、四〇八九	四四、九二、三一	七七〇、一〇七
福岡	二、六〇三、五六〇	一四七、九二九九	四一、四二〇四	七、一〇〇、六二

計	一三九、三七七、三五四	七八五、五七、三八五	三六二、〇六〇、二五	二四、六一、三九四四
近畿	六七、八四七四	三八五、四九六	二九、二九七八	二、三九、五八〇
關東	八七、八四六〇	四九九、一七一	一、三九、七六三	三、一三、〇四九
大分	一、一四七、八四四	六五二、一八四	二、八二、六一一	三、九三、〇〇〇
宮崎	三、三八九、五一六	一九二、五九〇、四	一〇七、〇六一二	一、八二、六二六
鹿児島	七〇〇、〇六四	三八〇、四六九	一、三六、九六九	一



五、製地開發民有林林道施設事業（當初予算のみ）

府県名	事業費総額	國庫補助額	地方費等	その他	計
香森	二九二八二〇〇	一六六三三五〇	四六五八五〇	七九八六〇〇	一三六四四五〇
岩手	四三九三三三八	二四三九三八五	一八五三九三三	—	一八五三九三三
宮城	二一〇一〇〇〇	一〇九三、七五〇	三三四二五〇	—	九〇七、二五〇
秋田	二九〇四〇〇〇	一六五〇、〇〇〇	四六六、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一、二三五〇、〇〇〇
山形	一、一五五〇〇〇	六五六、三五〇	一八三、七五〇	三一五、〇〇〇	四九八、七五〇
福島	一〇、六八七、三九一	六〇七、三三八一	二五二五、二七〇	九九、六四三三	一、〇七二、五〇一〇
茨城	—	—	—	—	—
栃木	一、〇〇〇、〇〇〇	六二五、〇〇〇	一七五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
群馬	一六五〇、〇〇〇	九三七、五〇〇	七一二、五〇〇	—	七一二、五〇〇
埼玉	七四二、五〇〇	四二一、八七五	二三〇、六三五	九〇、〇〇〇	三三〇、六三五
千葉	五〇〇、五〇〇	二八四、三七五	七九、六三五	一三六、〇〇〇	二一、一三五
東京	四三六九、二〇〇	二四八二、五〇〇	一八八六、七〇〇	—	一八八六、七〇〇

府県名	事業費総額	國庫補助額	地方費等	その他	計
神奈川	九〇〇、〇〇〇	五六、五〇〇	四七、二五〇	—	四二七、五〇〇
新潟	三〇九一、〇〇〇	一七五六、三五〇	四五一、七五〇	—	一、三三四、七五〇
富山	三四九八、〇〇〇	一九八七、五〇〇	九〇七、五〇〇	—	一、五一一〇、五〇〇
石川	三九六〇、〇〇〇	二二五〇、〇〇〇	一七一〇、〇〇〇	—	一、七一一〇、〇〇〇
福井	一八七〇、〇〇〇	一〇六二、五〇〇	八〇七、五〇〇	—	八〇七、五〇〇
山梨	四一六二、五〇〇	二二六五、〇九〇	一六五九、九三二	—	一、七九七、四七一
長野	一、一七四、二五〇	六六七、一八七一	一八六、八一三五	—	五〇七、〇六五
岐阜	三三、七五〇、八六	一九一七、六五〇	五三六、九四六	—	一、四五六、四三六
静岡	六九八五、〇〇〇	三九六八、七五〇	一一一、二五〇	—	三、〇一六、二五〇
愛知	二二〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇	—	九五〇、〇〇〇
三重	九七九、〇〇〇	五五六、二〇〇	一七九、七五〇	—	四二五、七五〇
滋賀	八五八、〇〇〇	四八七、五〇〇	一三六、五〇〇	—	三、七〇五、〇〇〇

府県名	事業費総額	国庫補助額	都道府県	市町村	その他	計
高知	二二一〇〇〇〇	一三一二五〇〇	三六七五〇〇		六三〇〇〇〇	九九七五〇〇
香取	二三一〇〇〇〇	一三一二五〇〇	三六七五〇〇		六三〇〇〇〇	九九七五〇〇
徳島	四九五〇〇〇	二八一二五〇	二一三五〇		六三〇〇〇	九九七五〇〇
長崎	五一一五〇〇	二九〇六二五	八一三五五		一三九五〇	二二〇八七五
熊本	七五五七〇〇	四二九三七五	一一〇三三五		二〇六一〇〇	三三六三三五
大分	二九九七五〇〇	一七〇三一二五	九五九八七五		三三四五〇〇	一三九四三七五
宮崎	五四七、八〇〇	三一、二五〇	八七、一五〇		一四九四〇〇	二二六三五〇
鹿児島	一〇八〇九九九〇〇	六一四二〇、三八五	三七七〇、一六二	四〇〇八八四〇	一四九七、五一三	四六六七九、五二五
計						

府県名	事業費総額	国庫補助額	都道府県	市町村	その他	計
京都	一四八五〇〇〇	八四三、七五〇	二二六、二五〇	一八〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	六四一、二五〇
大阪	一九八〇、〇〇〇	一一二五、〇〇〇	八五五、〇〇〇			八五五、〇〇〇
兵庫	八八〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇			三八〇、〇〇〇
奈良	四一、四〇〇	二、三三七五〇	六五四、五〇〇			一七六、六五〇
和歌山	三八三、六一四〇	二一七、九六一五	一六五、六五一五			一七六、六五〇
鳥取	三一五、七〇〇	一七九、三七五〇	七七、二二五〇			一三六、三二五〇
島根	五五〇、〇〇〇	三一、二五〇	八七、五〇〇			二二七、七五〇
岡山	一四四、一〇〇	八一八、七五〇	二二九、二五〇			二二七、七五〇
広島	八九一、〇〇〇	五〇、六二五〇	一四一、七五〇			三八四、七五〇
徳島	一二三、七五〇	七〇、三一二五	一九六、八七五			五三四、七五〇
香川	八二五、〇〇〇	四六八、七五〇	一三一、二五〇			三五六、三五〇
愛媛	一六三、三五〇	九二八、一二五	七〇、五三七五			七〇、五三七五
計						

大森被害防除施設事業（國庫補助率 4/10）

府県名	事業費総額	國庫補助額	府地方費等	計
東京	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇
神奈川	六八五〇〇	二七四〇〇	三四二五〇	四一〇〇〇
大阪	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇
兵庫	四五〇〇〇	一八〇〇〇	二七〇〇〇	二七〇〇〇
岡山	九二五〇〇	三七〇〇〇	五五五〇〇	五五五〇〇
廣島	二二五〇〇	九〇〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇
山口	三三七五〇	一三五〇〇	二〇二五〇	二〇二五〇
徳島	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇
香川	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇
愛媛	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇
高知	四六二五〇	一八五〇〇	二七七五〇	二七七五〇
福岡	一五七五〇〇	六三〇〇〇	九四五〇〇	九四五〇〇

府県名	事業費総額	國庫補助額	府地方費等	計
佐賀	二二五〇〇	九〇〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇
長崎	五七五〇〇	二二〇〇〇	三四五〇〇	三四五〇〇
熊本	五七五〇〇	二二〇〇〇	三四五〇〇	三四五〇〇
大分	五〇〇〇〇	二〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
宮崎	五七五〇〇	二二〇〇〇	三四五〇〇	三四五〇〇
鹿児島	二二五〇〇	九〇〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇
鹿兒島	二二五〇〇	九〇〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇
計	四五五九七五〇	一八二三九〇〇	二七三三八五〇	二七三三八五〇

七、災害復旧事業（國庫補助率 1/2）  
 (一) 南海地方震災

府 県 名	事業費総額	國庫補助額	府県負担額
三 重	一五五四八六一	七四二〇〇〇	八一二八六一
和 歌 山	三〇七六四三五	一六五九〇〇〇	一八一七四三五
後 援	五一九六八四	二四八〇〇〇	二七一六八四
高 知	一一二一三〇二	五三五一〇〇〇	五八六二〇二
計	一六七六四〇〇一	八〇〇〇〇〇〇	八七六四〇〇一

(一) 南海地方震災（追加分）

府 県 名	事業費総額	國庫補助額	府県負担額
和 歌 山	一三七一〇〇〇	六〇〇〇〇〇	七七一〇〇〇
愛 媛	二二八五〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一二八五〇〇〇
高 知	五六六四一〇四	二五九二〇八二	三〇七二〇二二
徳 島	八一四九四六	四〇七四七三	四〇七四七三
計	一〇一三五〇五〇	四五九九五五五	五五三五四九五

備考  
 経本による國庫補助額は八〇〇〇千円であるが四五九九、五五円との差額は人件費補助である。

(二) 災害應急及復旧

府 県 名	事業費総額	国庫補助額	府県負担額
神奈川	一三三三九五	五七九〇〇〇	六三四二九五
石川	一五二五〇四七	七二三〇〇〇	七九二〇四七
山梨	四五六三九九九	二一七八〇〇〇	二三八五九九九
長野	七〇五九七四〇	三三六九〇〇〇	三六九〇七四〇
静岡	六六二一七八	三二六〇〇〇	三四六一七八
兵库	四〇六三二七五	一六三九〇〇〇	二四二四一七五
鳥取	二九九八六六一	一四三二〇〇〇	一五六七六六一
島根	三六六七二二五	一七五〇〇〇〇	一九一七一二五
岡山	二二二五五二八	一一〇五〇〇〇	一一二〇五二八
広島	六九一四一〇九	三九九九四九四	三六一四六一五
山口	四二九九九六六	二〇五二〇〇〇	二二四七九六六
徳島	一六〇五一五二	七六六〇〇〇	八三九一五二

府 県 名	事業費総額	国庫補助額	府県負担額
愛媛	六一三三五二九	二九二七〇〇〇	三二〇六五二九
高知	二二七九九〇四	一〇八八〇〇〇	一九九一九〇四
徳島	八一三三七八二	一八九三〇〇〇	四三六四七八二
佐賀	五四〇六三九	二五八〇〇〇	二八二六三九
熊本	九五九七三九	四五八〇〇〇	五〇一七三九
大分	一五七一六二五	七五〇〇〇〇	八二一六二五
宮崎	一六一九八二二	七七三〇〇〇	八四六八二二
鹿児島	六二八六五〇	三〇〇〇〇〇	三二八六五〇
計	六二七六九六六六	二九九五四四九四	三二八一五一七二

三) 二二年ハ水害ノ災害復急及復旧

府縣名	事業費総額	國庫補助額	地方負担額
青森	二八〇七、二二四	一、二二八、五〇〇	一、五七八、六三三
岩手	三、九七六、七五七	一、七四〇、三七五	二、二三六、三八二
宮城	一、〇三三、六八〇	五、一八四、〇〇一	一、五七八、六一三
秋田	二、八〇七、一三三	一、二二八、五〇〇	一、五七八、六一三
山形	七、九五三、五一四	三、四八〇、七五〇	四、四七二、七六四
福島	二、〇五〇、〇〇〇	一、〇二五、〇〇〇	一、〇二五、〇〇〇
茨城	九、三五七、〇〇八	四、〇九五、〇〇〇	五、三〇二、〇〇八
栃木	一、四〇三、五五二	四、五六四、四〇〇	四、五六四、四〇〇
群馬	一、四〇三、五五二	六、七三六、三九九	六、七三六、三九九
埼玉	一、五七三、一九六	一、二二六、一二五	一、四四七、〇七一
東京	一、四〇三、五五二	一、八四二、七五〇	二、二四六、三〇〇
神奈川	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇五、四九九	一、二〇五、四九九
計	二一、〇五三、四二二	九、二一三、七五〇	一、一八三、九六七

府縣名	事業費総額	國庫補助額	地方負担額
富山	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇三〇、八七五	一、〇六九、一二五
福井	一、一六九、六三五	五、一八七、五〇〇	六、三五七、一三五
山梨	五、六一四、二四五	二、四五七、〇〇〇	三、一五七、二四五
滋賀	三、四九九、九三〇	一、七四九、六九五	一、七四九、六九五
長野	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇三三、八七五	一、九六六、一二五
静岡	二、八〇七、一三三	一、二二八、五〇〇	一、五七八、六一三
和歌山	一、八七一、四一五	一、八一九、〇〇〇	一、〇五二、四一五
徳島	二、六二五、〇〇〇	一、三二六、五〇〇	一、三二六、五〇〇
愛媛	二、三三九、二九九	一、〇二二、三七五	一、三一五、五一九
高知	二、一〇五、三四二	九、二一三、三七五	一、一八三、九六七
計	六、二〇八、五七四	二、七七一、〇〇〇	三、四三七、五七四

(備考) 石割の数字は若山線所管事業、尾割の数字は池袋線所管事業である。

10

昭和二十三年二月

木材の割当及配給に関する状況監査報告

監査第一課

標記の件に就て 秋田 山形 宮城 栃木 神奈川の各縣並に東京都内  
に出張し其の状況を監査し及ところ左記の通りであるかう報告します。

記

一 監査日時

自昭和二十三年二月十五日

至 全 年二月二十二日

二 監査場所

秋田縣廳林業部

農林省秋田資材調整事務所

建設院秋田建設出張所

秋田縣林業公社林産組合連合会

山形縣廳林産課

29

農林省山形資材調整事務所

建設院山形建設出張所

山形縣林業公社林産組合連合会

農林省宮城資材調整事務所

農林省栃木資材調整事務所

栃木縣廳林産課

栃木縣林産組合連合会

農林省神奈川資材調整事務所

建設院神奈川建設出張所

神奈川林産組合連合会

三 監査の対象

木材の割当及配給の状況

四 監査の結果

(一) 木材の生産実績と出荷滞貨の状況

331  
104

21

鑑査した各縣に於ける木材の生産の実績は割当を上廻つてゐる。此が原因をなすものは、

- A 終戦後に於ける土木建築面の復興に刺激されたこと。
- B 戦時中の木材統制団体の解散により自由競争の余地が与えられたこと。
- C 製材業者、販賣業者の数が急増したること。
- D 山林の耕地化が行われてゐること。
- E 山林の國管が近い将来に実現されるたうとの豫測より出ずること。

F 財産税等の納入に影響せられてゐる筈である。本年度に於ける木材の生産実績を見ると、

縣別	割当(年間)	生産実績	期間	百分率
秋田	六二三、〇〇〇石	七三九、八五一石	自四月一日至一月末日	一二七%

縣別	割当(年間)	生産実績	期間	百分率
山形	六三二、〇〇〇石	一〇六、四三〇	自四月一日至一月末日	一六八%
宮城	三五三、〇〇〇	七二八、〇〇〇	自四月一日至一月末日	二〇四%
神奈川	一七〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	自四月一日至一月末日	一八九%
栃木	一〇二、〇〇〇	九〇、二四二五	自四月一日至一月末日	九〇%

であつて割当を相当上廻つてゐる。年度末には尚百分率が遠かに高率を示すものと豫測される。更に木材移出実績は(四月より十二月末)

縣別	移出実績	備考
秋田	五五六、〇四八石	
山形	二六三、七〇〇	
宮城	五九九、七七二	
栃木	七一八、一八八	



であつて

木材の滞貨状況は

縣別	滞貨量	備	考
秋田	二一四、七三九石		
山形	一二〇、〇〇〇		
宮城	一二九、〇〇〇		
橋本	三〇、〇〇〇		

下駄頭又は工場土場に山積している。前年九月初旬迄は比較的輸送は順調であつたが、風水害により長期に亘る輸送停止によつて滞貨が発生し加うるに山鉄管内は連日軍用は無蓋貨車の相当部分が使用せらるる所となり宮城、山形、秋田共更に冬期に入り及んで貨車は優先的に、米、燃料等の生必物資に向けられ加うるに前記の如く割当に対する生産超過より未だる輸送遅延等のためである。

(二)

秋田様の七割の生産量を占める能代市に於ては秋田木材株式会社其他の工場に於て一日約九百石の生産量であつて電力制限下の現在に於ても約四百五十石の生産実績を示しているが出荷は一日百六十石程度であつて残り滞貨として下駄頭に工場土場に累積せられて行き業者は資金の運搬が困難化し借金支拂の延期事業の縮小等により窮乏打倒に奔走し市当局又関係方面に陳情を行ひつゝある状況である。山形林業会に於ては一千七百万円に上る官材の拂下げ代金の納期を以かえ対策に腐心してゐると云う実情である。

生産局提示の監査要領に就て  
消費地に於ける需要者木材割当証明書は多く木材販賣業者に提出して現物化し、販賣業者は其実績により農林省資料調整事務所より販賣業者割当証明書を發券をうけ生産地不材業者に提出して現物化してゐることになつてゐるか前記の如く生産地に於ける製出ハスト

ツクに因却してゐるのは貨車不足より来たる輸送難のためである。従つて切符の現物化の困難のためでなく出荷証明書下付手続の必要上より切符は生産地に於ける木材業者又は販賣業者の手に停滞してゐる実情である。消費者の手に停滞してゐるものも少なくない原因は切符外譲渡が容易で価格面は大差ないことと資金難等である。

消費地に於ける需要者切符は現物化のため消費地に於ける木材販賣業者の手に提出せられてゐる。之等販賣業者は終戦後新に業者となりたるものを除き多く生産地に於ける木材業者、製材業者との間に取引関係を有してゐる。

従つて取引先の生産能力を熟知し切符制度の今日に於ても相互信任の線に添ひ譲渡契約はなされつゝあつて切符偏在の傾向は比較的少ない状況であるが良質材を以て鳴る秋田縣には需要者販賣業者の要求より切符偏在の傾向がある。

尚生産地に信用なき業者に於ては切符の現物化が困難であると共に一部生産地木材業者中に生産能力を超過せる切符の発注を受くることゝあつて、森林省各資材調整事務所に於て認証の際調整してゐる。

三、木材生産は各種類共割当を上廻つてゐることは前述の通りで現物化に困難を来すことは少ないが、需要者の希望による特殊規格の希望による特殊規格のものに就ては入手困難なるものあるは免れない。

四、小口需要者の切符の現物化は木材の生産実績より見て困難でない。

五、生産遠隔地の需要者切符の現物化は輸送難の解決を得るならば困難でない。

六、行政官廳の切符現物化の把握は遠流切符の数量による外付ない現状であるが林産組合連合会又は林業会等の団体の消極的協力を

以てしては其の把握は困難な状況にある。  
 神奈川資材調整事務所管内に於ける横浜市内の切符発券数量と入荷  
 の状況を比較すると

月別	発券数量	入荷数量	百分比	備考
七月	二五、一六〇石	一五、一〇〇石	六〇%	
八月	六二、五〇〇	三六、〇〇〇	五九%	
九月	二四、五六〇	三七、七五〇	一一%	風木害に依り入荷減
一〇月	四五、六八〇	一五、四七〇	三三%	
一一月	七一、三六五	二四、〇六七	三三%	
一二月	一二、九二五	四三、〇〇七	三三%	
一月	七、八五〇	一七、二九九	二二%	
計	三六七、〇四〇	一五四、八六六	四二%	

てあるが、此が基礎資料となつて、いる横浜市の木材業者、販賣業者

の報告が把握であると共に資材調整事務所にて於ける切符の回収が不明瞭で従つて入荷数量も正確を期することは出来ない。  
 縣下全般に亘る入荷数量に至つては殆んど判明し難い実状である。  
 更に宮城、山形資材調整事務所にて於ける切符の発券数と其回収数は  
 宮城 発券数 一九七枚  
 回収数 二七枚  
 山形 発券数 一六五枚  
 回収数 一枚

と云う状況で極めて回収率が不良であり、需要者切符を発券する建設  
 院建築出表前について見るに

縣別	発券	回収	百分比	備考
山形	一六、五四二名	七、八四八石	一四%	二二、二四半期
神奈川	三一、一六三	八、五五〇	二八、五%	二二、一四半期
東京	三三、一五八七八	一三、三八九、八	四一、七四%	二二、一四半期

である何れの面より見るも切符現物化の正確なる実態把握は頗る困難の実際である。

ク 木材業者販賣業者は縣木の閉鎖と共に各都道府縣共許可制を採っている。

許可手続は申請書を資材調整事務所を経由し縣の許可方針に基づき審査の上適格者を決定し内申書を添付して縣に回付する縣に於ては内申書により許可を与えているが栃木縣に於ける審査方針は

- A. 厳選主義をとり信用ある旧業者を優先的にする。
- B. 新規許可については眞に能力ある優秀なるものを許可する。
- C. 氏有林の蓄積、生長量等を勘案し更に木材生産計画（政府割当）を検討して許可する。
- D. 製材工場の乱立を防止する面とをみ合わせる。
- E. 設備費五万円以上のもの下資金調整法による許可をうけ設備拡張をなすものは許可しない。

となつてゐるが申請者の大部分は許可を与えられ木材生産割当としてみ合せ願ふ夥多の傾向にあつて経営難により遂次閉鎖するものが多くなつて來てゐる秋田、山形、福島、茨城の製材業者、販賣業者の数は

縣別	製材業	販賣業	備	要
秋田	八五六	二〇五二		
山形	八一六	一五三八		
福島		一〇〇〇		
茨城		一〇〇〇		
神奈川	一〇〇	一六〇〇		
栃木	一八〇	二〇〇〇		

であつて許可制を採用し居るも流通過程に入った木材の統制は支障が多く販賣業者の数を制限するの要あり。

ハ 木材切符の現物化の実態を把握することは前記の通り困難の状況にあるが現物の所在を掌握することは困難でない。

木材に於ては各都道府縣に木材検査官が駐在し検査の都度其の石数が報告せられていて縣並に資料調整事務所に於ては其の生産実績を知る事が出来ると共に又多数の業者が散在している実情より緊急の場合適時に木材を確保することかできる。

7. 切符の発券は生産実績に追いついていない。

生産実績は前述の通りであるが木材需要面の一七二%を占める。

建築の年間割当は千百万石であり。

更に建設院に於ける各期別各都道府縣住宅用木材割当は

一、四半期	六九三、三五六	石
二、四半期	一、〇七二、九六〇	
三、四半期	九〇二、四二〇	
四、四半期	不明	

であつて割当増加の傾向を見ない。

従つて木材割当は過少であると言ふ事が業界に高く木材需給の

バランスが混乱されている傾向がある。

一部官廳に於ける切符の超過発券の声も聞くが具体的な事例を挙げて見ると至らぬ。

10. 資金難の必要者、販賣業者に浮遊切符が存在すると言ふ風評はあつたが具体的な事例は判明しない。

11. 官廳側の事務上のため発券の時期が遅れる場合である。東京支隊出張所神奈川支隊出張所等に於ては、月一回又は二回の抽籤方法により当籤者を決定し建築許可を与え資材の需要者切符を発券してゐるが各期末需要者切符は有初期間が切迫してゐるが上廻つてゐる生産実績のために需要者に不便を与へてゐる向はない。

12. 木材の割当については各都道府縣林業会又は林産組合連合会に於て各業者の実態調査次期割当の基礎資料たる実績調査等複雑な事務を処理し割当の公正維持のため二名乃至三名の要員を置き発券官廳に協力してゐるが其末端林産組合にも亦これと同数の要

員を配置してゐる状況である。

然るに之等の要員を以てしては切符還流の事情すら把握出来な  
い状態であつて之等の協力団体が割当事務に従事しないとするは  
更に多数の官廳職員と設備を要するは言を俟たない所である。

13. 前述の如く木材需要者割当証明書は大口を除き木材販賣業者の  
手に提出して現物化する事になつてゐるが販賣業者と需要者の  
木材取引状況は切符との引換によらず譲渡せられ切符は單に販賣  
業者の実績獲得の手段に供せられてゐるに過ぎない感があつて業  
者は切符を賣渡つてゐるとの風評が高い。

更に建築許可面に於ける手持木材の相当部分は臨建規則制定後  
に於ける腐手入によるものを見て誤りなく木材販賣業者の一部に  
於ても

目黒区上目黒八ノ五六二

木材販賣業 田中百太郎

は月別二百石以上の販賣実績中割当証明書による販賣高は僅かに  
月三八石下あり

秋並区和泉町五〇四

木材販賣業 佐々木初治

は月別百石以上の販賣実績中証明書による販賣高三九石であるに  
過ぎない

と言つ実情であつた割当切符制度の適用が画一的形式的であつ  
て実情に即せず需要の充足に不便のある証左である。

(三) 木材の横流

木材の生産実績は、生産割当計画を上廻つてゐることは前述の通り  
であるが生産実績の基礎資料となつてゐるのは各都道府縣駐在検査官  
の検査数量であつて其他未検査木材がある。其の実績を把握すること  
は不可能であるが之等未検査木材は検査木材の一部と共に山林所有者  
生産地木材業者、消費地木材業者、土建業者需要者の各段階に於て横

流しが行われている。

東京都建築出資に於ける一般住宅建築面の木材割当による許可と

手持資材による許可とを比較するに

自昭和二十二年二月  
至昭和二十三年二月二十日

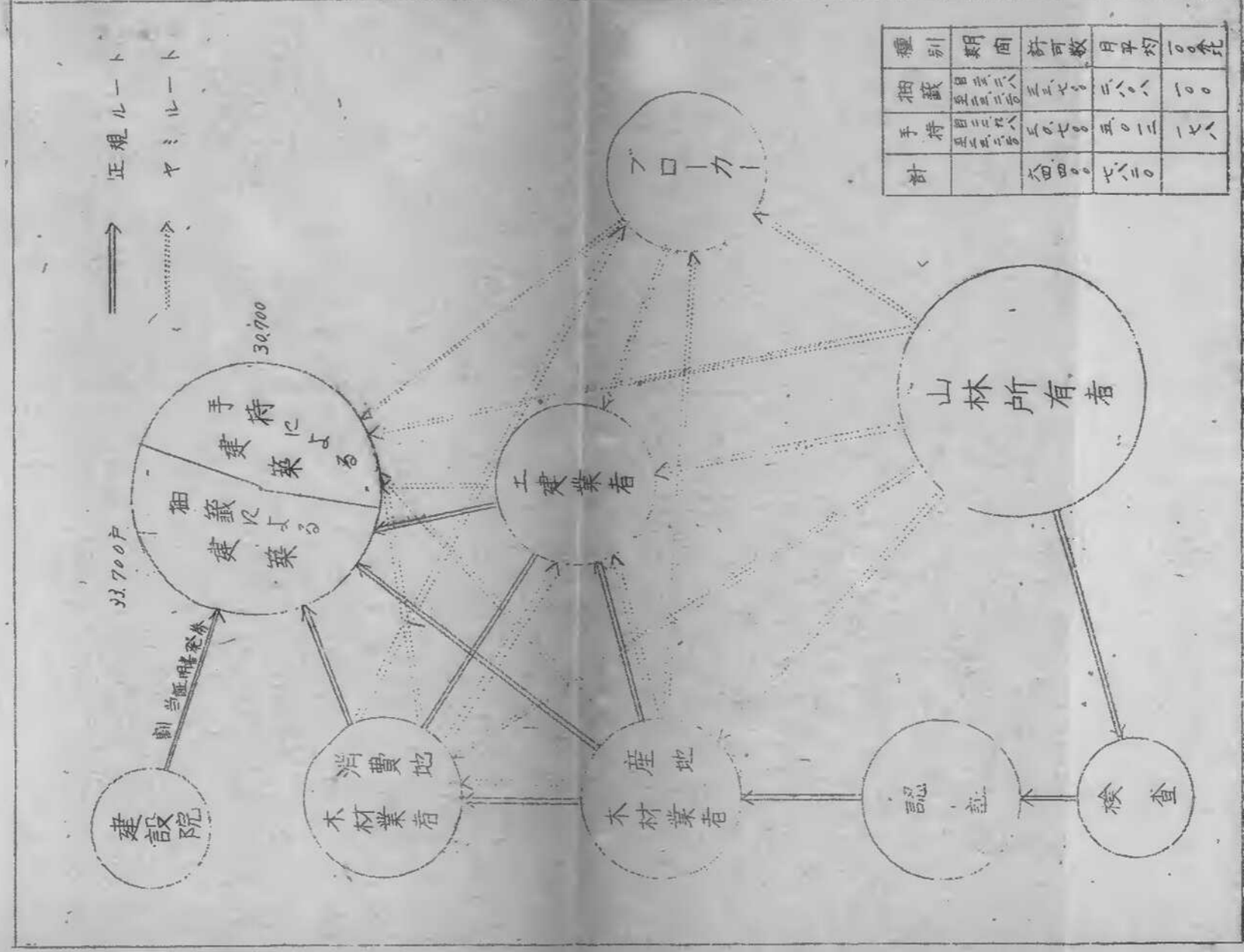
割当許可 三三、七〇〇戸

自昭和二十二年九月  
至昭和二十三年二月二十日

手持許可 三〇、七〇〇戸  
であつて手持資材による許可が圧倒的に多数で相当部分が屬入手である  
と見られる。

89

木材入手経路図



裏面白紙



4

昭和二十三年度第一四半期木材割当表

割当部	割当量 (単位 石)						備考
	一般用材	造船用材	車輛用材	坑木	電柱	枕木	
進駐軍用	500,000				200		
賠償撤去用	150,000						
輸出	220,000	30,000			30,000	40,000	
国内	国	450,000		162,500	29,500	413,000	
	私	50,000		35,000	5,000	140,000	
運	小	162,000		32,000			
	小	(662,000)		(229,500)	(32,500)	(553,000)	
海運倉庫	88,000	25,000					
通信	212,500		500		52,500		
電力	200,000				170,000		
石炭	石	350,000			2,750,000	5,000	10,000
	重	50,000			112,500		
	小	(400,000)			(2,862,500)		
ガス及ユークス	3,800					500	
鉄鋼	88,000					2,500	
鉄山精炭	62,500				285,000		

4.9  
4.7

91

裏面白紙

割当部	別当業 (單位 万)							備考
	一般用材	造船用材	車輛用材	坂木	電柱	枕木	1916用材	
石油	15.000			2.500				
金屬工業	30.000							
船舶	30.000	577.500						
機	農機具	250.000						
	電氣通信機	30.000						
	鉄道車輛							
機	其他	82.500		20.000				
	小計	(362.500)						
窯業	37.500					2.000		
化学肥料	87.500					2.500		
化学工業	油糧、農藥	8.000						農藥 1.800 油糧 1.200
	樟腦	2.000						
	其他	52.500						
	小計	62.500						
纖維工業	糸	20.000						
	其他	150.000						
	小計	(170.000)						
紙	15.000					500	1.475.000	

裏面白紙

別 号 部 門	別 号 量 ( 單 位 石 )							備 考
	一般用材	造船用材	車輛用材	坑 木	電 柱	花 木	パルプ用材	
製 糖	25.000							
農 業	225.000							
林 業	37.500							
水 産 業	250.000							
養 蚕 業	10.000							
畜 産 業	15.000							
食料品工業	酒	20.000						
	其 他	237.500						
	小 計	(257.500)						
煙 草	150.000							
生活用品	練 豆 炭	1.700						
	其 他	870.000						
	小 計	(871.700)						
衛 生 用 品	13.500							
土 石 採 取 業	5.000							
土 木	370.000					2,500		
建 業	3,750.000							

裏面白紙

別	当	所	別 当 費 ( 單 位 百 )					備 考	
			一般用材	古版用材	車輛用材	塔 木	電 柱		枕 木
其 他 産 業	全	秋 檢 團	20,000						
	土	木 建 築 業	13,000						
	販	運 通 制	5,000						
	和	磚	120,000						
	印	刷 局	2,000						
	其	の 他	20,000						築塔 10,000 築林道 10,000
	小	計	180,000						一般用材 法務庁 1,250
文	化 厚 生 施 設	616,500						文部省 567,500 厚生省 42,750	
官 公 務	建	設 院	44,000						運輸省 4,700 商工省 100
	法	務 廳	183,375						
	大	藏 省	2,500						
	厚	生 省	1,250						
	勞	働 省	1,250						
	農	林 省	5,000						
	文	部 省	1,250						
	商	工 省	1,250						
	運	輸 省	3,750						
	逓	信 省							

裏面白紙

別	当	期	門	別 当 量 (單位 石)					備 考	
				一般用材	造船用材	車輛用材	泥 木	電 柱		枕 木
官 公 需	宮	内	府							
	公		需	81.375						
	小		計	325.000						
小	口	需	要	150.000						
合			計	10,548.500	632.500	250.000	3,150.000	240.200	613.500	1,475.000
保			苗	169.000				9.800	11.500	
紙			計	10,717.500	632.500	250.000	3,150.000	250.000	625.000	1,475.000

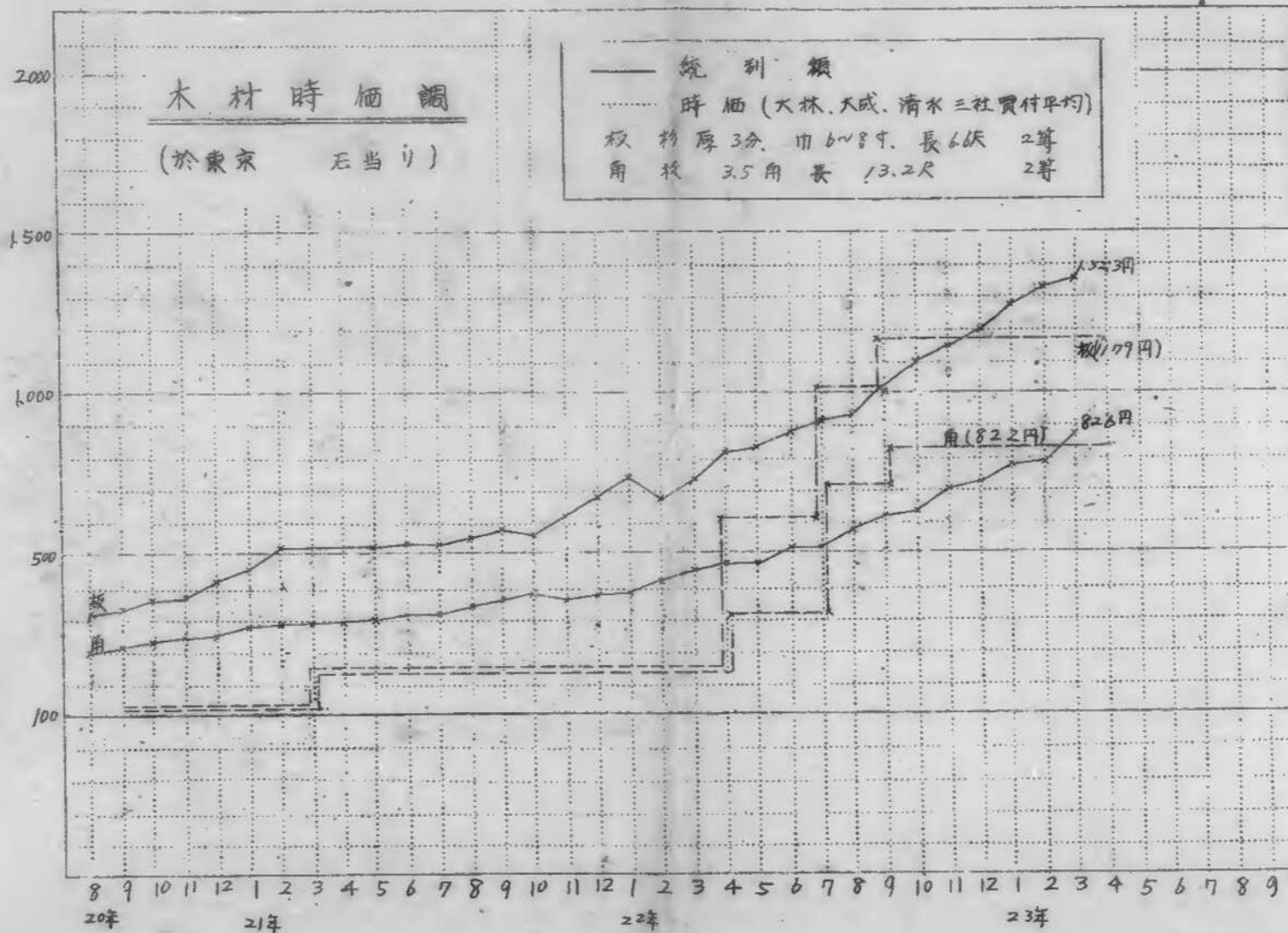
17,500,000

-5-

裏面白紙

95

20' 5-1 23. 4 23.



23  
423  
422

50部  
原4  
方日

昭和23年度木材需要量逆算概定配当計画表

(配当: 林産課)

大分類	一般用材		造船用材	枕木	電柱	枕木	パルプ用材
	A	B					
運送用材	1750,000	1,750,000					
運送用材	100	100					
運送用材	955,900	300,000					
運送用材	39	39					
運送用材	2,421,15	1,060,000	128,290	510,000	120,000	250,000	
運送用材	49	49	23	0	0	0	
運送用材	2,712,173	1,970,000					
運送用材	65	65					
運送用材	5,120,000	2,000,000					
運送用材	35	35					
運送用材	1,095,000	650,000					
運送用材	59	59					
運送用材	4,379,128	2,620,000					
運送用材	59	59					
運送用材	750,939	350,000	422,640	100,000	4,000	4,000	
運送用材	47	47	23		0	0	
運送用材	870,452						
運送用材	857,154						
運送用材	1,727,666	830,000					
運送用材	48	48					
運送用材	405,850	970,000					
運送用材	73	73					
運送用材	1,779,000	1,500,000					
運送用材	84	84					
運送用材	250,000	200,000					
運送用材	80	80					
運送用材	202,000	1,700,000					
運送用材	83	83					
運送用材	2,2236						
運送用材	15,000						
運送用材	67						
運送用材	5,69323	350,000					
運送用材	62	62					
運送用材	1,000,000	250,000					
運送用材	25	25					
運送用材	1,94500	60,000					
運送用材	31	31					
運送用材	244,306	120,000					
運送用材	49	49					

19  
4-2

大分類	一般用材	建設用材	車輛用材	船舶用材	進	電	柱	樑	木	其他用材
船舶	一般用材	210,000	2922,640							
	船舶	120,000	2400,000	64						
機械	農具	1380,000								
	農具	98								
農具	農具	518,386								
	農具	120,000								
農具	農具	23								
	農具									
農具	農具	88,600								
	農具	330,000								
農具	農具	37								
	農具	2,684,985								
農具	農具	1450,000								
	農具	54								
農具	農具	1484,598								
	農具	150,000								
農具	農具	10								
	農具	542,500								
農具	農具	350,000								
	農具	64								
農具	農具	904,57								
	農具	16,603								
農具	農具	39,5278								
	農具									
農具	農具	492,338								
	農具	250,000								
農具	農具	51								
	農具	207,448								
農具	農具	80,000								
	農具	38								
農具	農具	899,266								
	農具	600,000								
農具	農具	75								
	農具									
農具	農具	544,000								
	農具	64,000								
農具	農具	11								
	農具	212,000								
農具	農具	100,000								
	農具	47								
農具	農具	358,455								
	農具	900,000								
農具	農具	25								
	農具	207,065								
農具	農具	150,000								
	農具	15								
農具	農具	1,774,016								
	農具	1,000,000								
農具	農具	85								
	農具	79,076								
農具	農具	40,000								
	農具	51								

( 2 )

大分類	一般用材	建設用材	車輛用材	船舶用材	進	電	柱	樑	木	其他用材
建設省	建設省	891,703								
	建設省	146,000								
法務省	法務省	64								
	法務省	2,779,044								
大藏省	大藏省	535,500								
	大藏省	19								
大藏省	大藏省	412,584								
	大藏省	7000								



種	A		B	%
	A	B		
東	900,000	25		
林	1,070,000	15		
水	1,000,000	85		
系	40,000	51		

( 2 )

大分類	一般用材		建設用材	車輛用材	造	木	管	注	概	水	A	B	%
	A	B											
建設省	891,703												
	146,000	64											
財務省	2,779,044												
	535,500	19											
大藏省	900						300						
	1,700	1,7					0						
厚生省	11,000												
	4,000	36											
勞働省	120,454												
	4,000	0,3											
文部省	12,533,820												
	4,000	9,3											
農林省	78,110												
	10,000	12											
商工省	102,500												
	4,000	39											
運輸省	30,540												
	10,000	33											
逓信省	222,5739												
	0	0											
外務省	1,600												
	0	0											
最高裁判所	138,000												
	5,000	100											
宮内省	0												
	0	0											
公	674,302												
	287,500	43											
(小計)	9,588,301						400						
	1,150,000	12					0						
小口需要	1,600,000												
	1,600,000	100											
計	107,187,122		3,934,030	2,134,049	15,912,200	2,034,452	4,722,648	697,6500					
	48,582,000	2,530,000	1,000,000	13,000,000	890,000	2,292,000	5,938,000						
保	720,000					40,000			40,000				
	12,481,134												
合版用材	1,000,000												
	8,1												
合	107,187,122		3,934,030	2,134,049	15,912,200	2,034,452	4,722,648	697,6500					
	48,582,000	2,530,000	1,000,000	13,000,000	930,000	2,292,000	5,938,000						
總計	145,382,935												
	70,172,000	48											

( 4 )

88

大分類	細用材	造形用材	車輦用材	坑	木	電	柱	枕	木	その他用材
畜産	309,984									
	60,000									
酒	1,289,000									
	80,000									
食料品工業	31,512,26									
	350,000									
(計)	4,940,226									
	1,030,000									
算煙工業	12,500,000									
	600,000									
生煙	21,500									
	7,000									
生煙豆炭	8,124,465									
	2,950,000									
その他	8,145,965									
	2,957,000									
(計)	36									
	471,606									
衛生用品	100,000									
	21									
土石採取業	50,000									
	20,000									
土	969,376.5				5,000				5,000	
	1,500,000				0				0	
炭	22,856,800	2,000			0				0	
	15,000,000	0			92,200				52,500	
金融機関	66	0			0				0	
	480,000									
土木建築業	50,000									
	80,000									
その他	2,000									
	1,386,606									
印刷製本	5,000									
	1,200,000									
その他	633,360									
	80,000									
(計)	242,916.6									
	720,000									
教育文化施設	13,849,800	8,400			2,000				53,492	
	2426,000	0			0				0	
	17	0			0				1,000	

39

昭和二十三年度第二・四半期木材割当表

(單位：石)

大分類	中分類	一般用材	造船用材	車輛用材	坑 木	重 柱	枕 木	パルプ用材	備 考
進駐軍用		450,000							
防備撤去用		50,000							
輸 出 用		250,000	25,000	26,500					
陸 運	國 鉄	440,000		200,500		37,500	400,000		
	私 鉄	50,000		35,000		5,000	140,000		
	小 運送	160,000		32,000					
	(小 計)	(650,000)		(267,500)		(32,500)	(540,000)	1	
海 運 倉 庫		140,000	25,000			5,000		電氣通信施設等	
通 信	電氣通信								
	其の他			500		65,000			
	(小 計)	200,000							
電 力		200,000			120,000				
石 炭 鉱 業	石 炭	370,000			3,400,000	5,000	15,000		石炭公司正倉庫
	亜 炭	50,000			112,500				
	(小 計)	(420,000)			(3,512,500)	(5,000)	(15,000)		
ガスコース		3,000				500			
鉄 鋼		85,000					2,500	鑄造鋼正倉庫	
鉱山製錬		70,000			150,000				
石 油		20,000			2,500				
金屬工業		40,000							

5.11  
422

99

裏面白紙

大分類	中分類	一般用材	造船用材	車輛用材	坑木	電柱	枕木	バルブ用材	備考
船	鋼 船								
	木 船								
	(小計)	30,000	650,000						
機 械	農 機 具	250,000							
	電気通信機械	30,000							
	鉄道車輛								
	其 の 他	120,000		62,000					
	小 計	(400,000)		(80,000)					
窯 業		50,000							
化学肥料		85,000							
化学工業	農薬油糧	8,000							
	樟 腦	2,000							
	其 の 他	60,000							
	(小計)	(70,000)							
纖維工業	蚕 糸	20,000							
	紙及バルブ	65,000							
	其 の 他	100,000					2,500	1,988,000	
	(小計)	(120,000)					(500)	(1,988,000)	
製 塩		25,000							
農 業		250,000							
林 業		40,000							
水 産 業		340,000							
養 蚕 業		15,000							
畜 産 業		20,000							
								高砂洋備取 40,000	

(2)

裏面白紙

大分類	中分類	一般用材	造船用材	車輛用材	埴木	電柱	枕木	パルプ用材	備考
食糧品工業	酒	20,000							
	其の他	300,000							
	(小計)	(320,000)							青果物用材用 100,000 25%
煙草		150,000							
生活用品	煉豆炭	2,000							
	木製品								
	金属製品	660,000							煉草器用木製品を含む
	日用化学製品								
	和樽	128,000							
(小計)	(790,000)								
衛生用品		30,000							
土石採取業		5,000							
土木	内務省								
	復興院								
	(小計)	(400,000)							
建築		3,750,000						2,500	
其の他諸産業	金融機関	20,000							
	土木建築業者	15,000							
	ルーフィング	500							
	映画演劇	5,000							
	印刷製本	11,000							商工省 4,000 印刷局 7,000
	産業復興公団	10,000							商工省 10,000 農林省 10,000
	其の他	20,000							
	(小計)	(81,500)							

(3)

101

裏面白紙

大分類	中分類	一般用材	造船用材	車輛用材	坑木	電柱	枕木	鋼材用材	合板	備考
教育文化施設		1,672,000								文部省 25,000 法務省 1,450,000
	建設院	196,000								厚生省 150,000
	法務庁	110,000								労働省 35,000
	大蔵省	2,500								商工省 2,000
	厚生省	2,250								
	労働省	3,500								
	文部省	250								
	農林省	7,500								
	商工省	1,000								
	運輸省	4,000								
	通信省	-								
	最高裁判所	50,000								
	國家警察本部	120,000								
	消防庁	20,000								
	宮内庁	1,000								
	地方庁	30,000								
	(小計)	(528,000)								
小口需要		150,000								
(計)		11,984,500	700,000	350,500	3,665,000	222,500	572,500	1,988,000		
保費		196,000				7,500	7,500			
合計		12,180,500	700,000	350,500	3,665,000	230,000	580,000	1,988,000	合板用材 (300,000)	

裏面白紙

建築関係月別木材入手量、消費量報告

(様式 10)

昭和 年 月 日

大分類	中分類	一般用材			合板			建築実績
		発券量	入手量	消費量	発券量	入手量	消費量	

裏面白紙

103

19

4/50部

薪炭加工週報

(1)

(二三五二)  
E.S.B

5.14  
3/e

104

昭和二十二年度薪炭鉄道輸送状況並に昭和二十三年度の輸送見込

昭和二十二年度薪炭の鉄道輸送は前年度より木炭三万貨車、兎新二二万三千貨車、兎約一ヶ月分の実績増送されたが、それは中央にて、運輸省に要請したのに対し、木炭六四%薪九二%に過ぎないものであった。

二十二年度と観ると、別表に荷量は判るよう、昨年三月薪炭滞荷各所に増加したのて、鉄道当局と折衝の結果、岩手縣下より東京向薪炭列車一本の臨時運転を実施した(一六二列車)然し、逼迫せる燃料需要の充足と滞貨の切崩しには尚不充分であつたが、出荷現地に対しは尠く好感と以て迎えられた。

たゞ、四月中、埼玉縣下養蚕製茶用のため、埼玉向は、一時切替え輸送の途断を及ぼした。四月末に至つて、京浜埼玉地帯の入荷不均衡と、袖系川線よりの切替もあり、この列車の回線向け、變更方について申出があつたが、当方としては岩手縣下の在荷量は、一本の薪炭列車と持つての滞荷一掃は到底困難な実情にあるにかんがみ、更に運力に折衝要請の結果、現在のハハロ列車の実施の運力となり、輸送運管上川崎向として輸送されることになった。そのため岩手縣の在荷も減少されたが、山鉄局内運送量特殊輸送の増加の爲、薪炭列車の運転は極度に困難となり、当初計画通り実行は不可能になつた。従つて夏期に入るや、夏山増産増送運動展開され、各所に、在荷と生じたが、福島縣下



会津線、盛越東面線 方面に特に在荷着しく増加し現地より再三、一掃掃置方について陳情があり、運輸省にても事情を考慮し、崎玉向として現在の二六六列車が、実施されることになったが、本格的に輸送実施以前に九月十八、九日関東地区の大雨害の発生を見て、各列車共に運休の悲運に遇い、薪炭の入荷は全く杜絶しその上、災害者への薪炭配給の要も起り、全く窮地に陥った。よって、東京、崎玉、神奈川向の応急対策として、山梨、長野の比較的被害軽微の地区より、薪炭列車指定配車を設定すべく計画を立て、運輸省に要請の結果、同線より、災害地区への薪炭輸送が実施される。近時主産地よりのトラック直送も実施して入荷の増進を図った。

確保の必要性にかんがみ、國会にて、暫く、問題となり、國議決定の結果、薪炭輸送と、石炭、米、麥輸送と同様に取扱ひ正月迄一帯一線配給も如何なることがあつても確保すべく増送されることになり、このため東京地区、この移出先に出荷督促班が整理に分れ遠くは北海道迄長期出張となり、出荷の懇請輸送隘路の打開に努力した結果海陸両面の入荷担当増加し最末期一帯配給もまず、完了して落地と切りぬけることが出来た。

その頃より青森管理管内の山猫さわきがなかり折角國議決定した輸送に不円滑を来した。特に福島秋田線に、おびたしい滞荷を生じたので、この一帯につき、運輸省と折衝の結果、福島に對しては、水害のため、一時杜絶していった一六六列車の復活を見、秋

田線にては既に実施されてきた本材列車に薪炭と連絡させて運行するようになり、一時滞荷は、掃ナつ、あつたが古向木の向題が、急激に悪化し、若手、福島向の空車の注入は全く不可能となり再び取頭滞荷別表の通り増加し今後の見通しは才た極めて暗澹なるものである。其の他全国各地に於て現地鉄道当局と折衝の結果

1. 島根線下 三江線 山口線 滞荷一掃 (五月)
2. 島根線下 倉吉線 薪の滞荷一掃 (六月)
3. 岡山線下 姫新線 薪の滞荷一掃 (十月)
4. 九州内鉄管内熊本宮崎 鹿児島 薪炭一掃 (十月末日十一日)
5. 栃木縣下薪炭一掃 (十二月以休校回)

并何れも薪炭列車又は指定配給車の形で実施された。以上、二十二年度薪炭輸送にあつては各方面に努力はして来たものの、実績は先述述べた様に、前年度より稍上昇したに過ぎなかつた。最近貨車の事情よりして各所に滞荷を生じつゝあり、且く薪炭滞荷一掃計画を立て運輸省に要請し、梅雨前の輸送、夏枯期の輸送につき万全の努力を傾注したい。

次に昭和二十三年度の輸送見込について見れば、

一 要請	一八七五	十兆	
査定	一四八三〇		対前年度実績比率一三三%
前年度実績	二一、一〇、一		

右の通り二十二年度実績は比較して三三%増の計画とされていゝるが要請に対しては七九%である。

対前年度比一三三%で全国的全年を通じて見るときは現在の輸送事情からやむを得ないものと考へられるが、季節的特に地域的事情が一定しなかつたので、査定率が異なる。即ち仙居では要請に対して五四、七%、五九、三%と査定率が加えられてゐる。これは京浜地区に對する岩手、福島、京浜神地区に對する岡山、島根の最要需移出額の輸送と強度に規正されることとなる。即ち京浜地区に對してその影響をみると

需給計画による移入量	一八九九千噸(実量)
輸送査定による減量	六〇、五
差	一、二九四
入	六八、一%

といふことになり、輸送計画からすると予定されてゐる京浜地区の配給は七割程より見込みのないこととなり、需給計画に基いて、生産、供出の量を根本的に検討し直す必要が生じて来るわけである。特に本年度の需給計画に基く、各道府縣の移出割当は東北地方に削減と余儀なくされた結果となつたから、輸送と需給調整には二十二年度以上に困難なものと予想される。

(林野局新炭課)

### 二、昭和二十二年海上輸送状況

本年度海上輸送は大消費地の需給事情と関連して、相当に無理をもちたが大体に於て港湾集積力は乏した輸送をなすことか出来なむのと思われ。

機帆船による輸送実績は二月末迄、七四、八五九、二噸積であるが、年向を通じ使用船艘数の増加等により輸送能力の増強と思はれたが、実際面に於ては燃料油割当不足のため個々の面に於ては相当の制限をうけた。燃料油の割当は中央要請に對して約四六、六%であつた。

汽船積輸送は、北海道から本土向輸送と主として実施せるも、輸送力が大なる爲に、港湾集積がそれに伴ひなかつたことか多く、特に北海道に於ては鉄道輸送の逼迫のためその様な事態を生じた。

本年度二月末迄の地区機帆船によるもの八三、九%中央機帆船によるもの九、一%汽船によるもの七、〇%であつた。

地区別に見ると例年通り四角、九州、三陸、北海道が最も多いが、今年度は京浜向緊急出荷のため秋田、山形、奥日本からの輸送を実施した。

昭和二十二年海上輸送実績(二月末累計)

地区別	船種別	地区	船種	汽船	機帆船	計
北海道				五四一三二		五四一三二

地区別	船種別	地区	中央	汽船	計
三陸		三五、六七三	五一、一〇三		八六、七七六
四国		二六〇、二五三	二〇〇、二四		二八〇、二七七
九州		一八七、三九四	二、六〇六	八八八	一九〇、八八八
その他		一九一、五三九			一九一、五三九
計		六七四、八五九	七三、七三三	五五〇、二〇	八〇三、六一二

燃料油割当実績(地区横帆船中央割当分のみ)

要請量

割当量

比率

四七一三、二卅

二一九六、五卅

四六、六%

昭和二十三年度の見込

二十三年度に於ては需給計画の策定事情と、鉄道輸送の好転と余り期待出来ない点にかうみて、昨年度以上に海上輸送に転移するもの予想されるが、従来の実績からみて燃料油を増配確保は勿論のこと、港頭送り汽車輸送の増強確保(特に北海道、北支那、北支那地区向け移出確保の鍵となる)を図ることと、滞貨量に応じて適切に汽船積荷輸送と横帆船積荷輸送とを併行して行くことが必要であると想われる。(杯野局薪炭課)

附表 1. 昭和二十二年産新炭生産及輸送状況 (林野局新炭課調)

1. 不炭 (1) 生産状況 (十屯)

区別	計	画	実	價	比	率
生産	1,971.0		1,536.9			73%
快出	1,871.0		1,362.7			69%
移	503.5		346.5			69%

(2) 炭輸送状況 (貨車吨)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度
区別				
中央輸送専用		1,520.7	1,731.8	1,875.0
倉		1,391.4	1,564.8	1,483.0
実	1,185.4	1,080.3	1,110.1	

2. 新 (1) 生産状況 (十屯)

区別	計	画	実	價	比	率
生産	76,737.0		35,272.5			52%
快出	42,575.5		19,711.4			49%
移	4,627.0		5,263.7			114%

(2) 炭運送状況 (貨車吨)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度
区別				
中央専用		3,211.2	2,904.9	2,891.0
倉		2,508.0	2,082.0	2,943.7
実	1,502.6	2,454.4	2,177.2	

3. 瓦斯用炭 生産状況

区別	計	画	実	價	比	率
生産	400,000		358,421			90%
移	61,000		56,270			92%

輸送は増産の中にある。

附表 2. 昭和二十二年度八ヶ都府縣移入実績 (林野局薪炭課調)

府縣名	年間薪炭移入計画	4月-3月移入実績	比率%	年間薪炭移入計画	4月-3月移入実績	比率%
東 京	1,200,000	80,866	6.73	980,000	1,018,120	110.0
神 奈 川	45,000	27,263	60.6	500,000	610,318	122.0
愛 知	46,000	27,149	59.0	300,000	169,641	56.5
京 都	23,400	19,941	85.2	80,000	154,907	193.6
大 阪	76,600	57,364	74.9	1,000,000	1,204,150	120.4
兵 庫	21,900	24,049	109.8	100,000	168,610	168.6
崎 玉	30,400	16,752	55.1	400,000	423,956	105.9
福 岡	40,900	33,814	82.7	180,000	195,078	108.3

附表 3. 昭和二十一年度1日-3日 昭和二十二年度月別在所量調 (薪炭課)

月	木 炭			薪 炭		
	山 元	中 間	販 送 頭	山 元	中 間	販 送 頭
1947 1月	74,432	47,653	28,703	170,980	104,626	610,437
2月	76,722	50,517	20,640	194,809	103,446	364,840
3月	98,918	58,682	34,923	192,263	80,441	353,572
4月	70,702	40,243	27,353	142,834	68,776	321,523
5月	84,332	51,495	32,014	167,841	88,377	368,132
6月	73,122	37,519	24,028	134,669	67,562	342,019
7月	61,349	30,992	23,244	115,985	51,425	325,554
8月	67,047	35,875	26,527	129,448	51,827	307,123
9月	78,497	43,609	28,924	142,030	70,034	401,334
10月	76,454	44,883	27,993	151,130	92,376	521,534
11月	72,246	37,651	24,537	134,734	64,841	546,486
12月	64,863	46,254	26,273	132,390	69,834	518,480
1948 1月	84,834	45,370	34,504	164,928	81,690	513,410
2月	72,669	52,940	36,449	182,458	76,645	675,372
3月	78,894	48,546	30,844	162,904	97,928	675,552
合計	1,384,672	834,672	484,672	2,844,372	1,384,672	5,844,372

附表 4. 昭和二十二年年度煉豆炭生産実績 (日本煉炭工業会) (單位: 千屯)

地域別	種別	原料炭入荷			生産		
		原料炭入荷	生産	販 賣	原料炭入荷	生産	販 賣
東 京	東 京	75,621	106,118	75,388	17,734	21,805	20,608
神 奈 川	神 奈 川	31,872	42,828	40,794	27,868	28,313	26,409
愛 知	愛 知	34,741	52,207	47,956	146,333	232,614	218,541
大 阪	大 阪	60,212	91,102	67,151	387,777	548,789	516,847
合計	合計	198,446	292,255	271,330	618,712	827,519	782,406

附表5 東京都木炭配給進捗状況(東京都林産燃料組合)

期 間	前期末 手持量	当期入荷量		合計	配給		量		当期未現 在差引 額	備考
		移入	都内産		配給量	比率	業務用	瓦斯取用		
1-2月	97,023	305,030	26,119	428,149	72,440	97	5,143	63,220	15,114	第六回 配給
3月	153,524	2,020,014	14,885	2,188,423	111,854	90	36,569	18,901	170,581	"
3月1日 -2日	190,581	1,897,776	15,073	2,042,429	394,831	97	43,426	32,291	154,873	"
3月2日 -3日					330,526	97				"
合計	154,873	190,285	42,225	392,810	102,758	24	64,166	19,553	155,334	第七回 配給
合計	153,540	374,665	72,493	650,499	115,804		138,161	78,545	155,534	

附表6 東京都新配給進捗状況(東京都林産燃料組合)

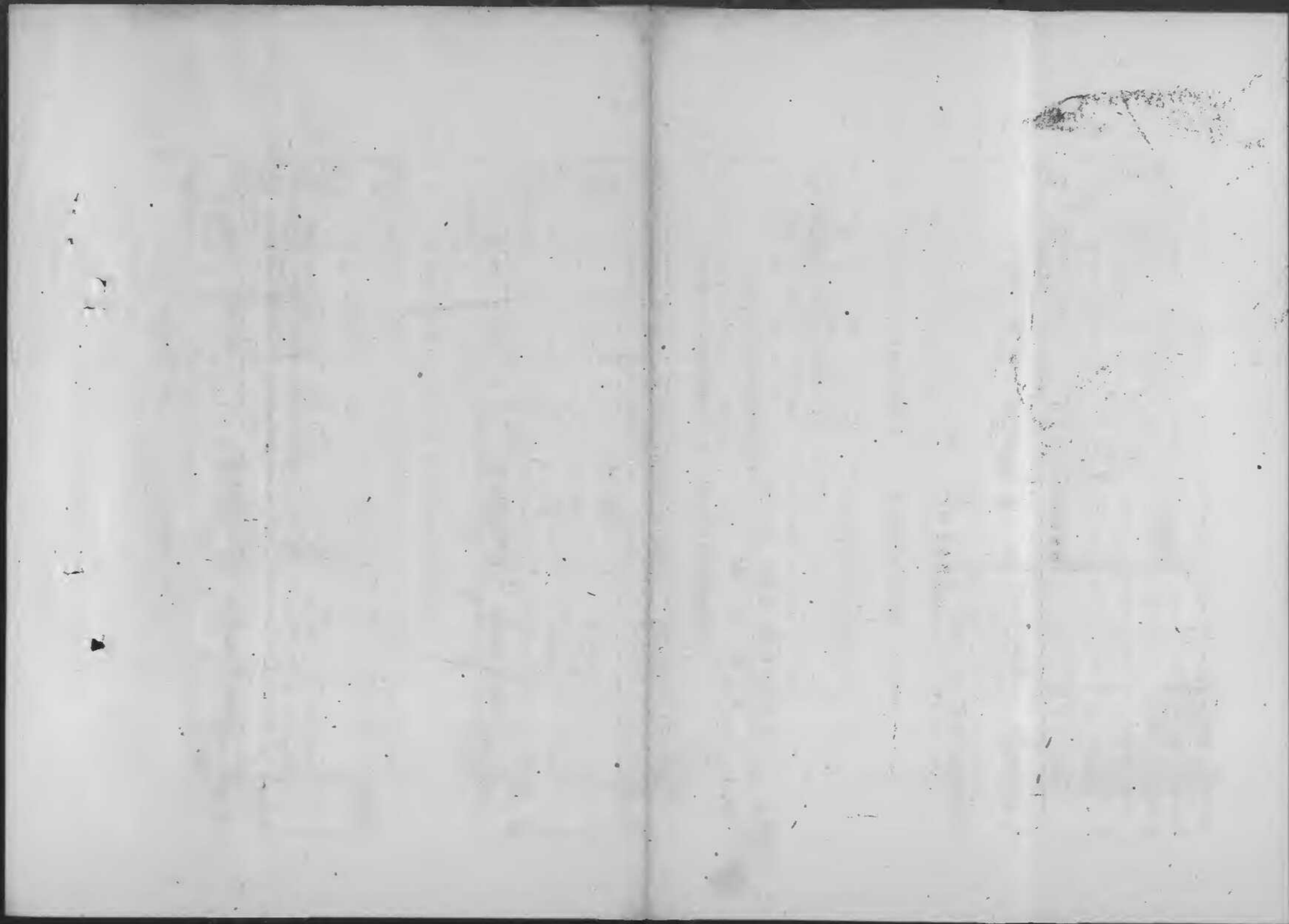
期 間	前期末 手持量	当期入荷量		合計	配給		量		当期未 現在 差引 額	備考
		移入	都内産		配給量	比率	業務用	瓦斯取用		
1-2月	119,490	631,936	367,934	899,870	2,076,246	92	285,158	10,005	132,436	第五回 配給
3月	132,034	4,440,899	241,348	4,812,279	4,022,227	82	1,353,877	12,605	1,364,497	"
3月1日 -2日	136,442	451,443	25,478	613,363	1,696,687	91	193,877	11,300	1,132,090	"
3月2日 -3日					2,082,554					"
合計	113,200	900,825	205,071	1,055,224	2,097,730	21	531,979	23,905	991,882	第六回 配給
合計	132,800	1,556,579	111,925	1,801,304	4,535,016		563,083	10,005	991,882	

附表7 東京都加工炭配給進捗状況(東京都林産燃料組合)

項目	在帯枚 需要枚	配給枚	進捗率	配給品内訳			備考	
				高四寸 豆炭	炭団	車炭 豆炭		
第三回配給	119,492	2,501,975	2,344,403	2,284,578	2,514,015	62,437		
第四回配給	119,716	2,516,794	406,448	1,620,528	1,020,511	2,778,220	1,115	
合計				1,494,581	428,676	1,896,735	62,437	1,115

附表8 昭和二十二年炭配給実績(東京都経済安定局)

項目	1. 東京都(市部)			2. 神奈川県(横浜、川崎、市部)		
	下期平均 下帯量 (不炭換算)	実績率	備考	下期平均 下帯量 (不炭換算)	実績率	備考
木炭	1.4	1.7	126	2.1	2.7	138.0
薪	1.2	1.4	117	1.6	2.5	156.2
加工炭	3.0	3.2	94	3.5	2.2	59.1
瓦斯	0.6	0.9	150	1.1	0.1	100.0
電	2.8	2.3	82	1.7	0.9	52.9
計	9.0	9.6	108	9.0	8.6	96.0



Allocation Table of Timber in 1948  
昭和二十三年度木材年間割当概定表

(E. S. B. Forest Products Section.)  
経本林産課

(23. 5. 14)

(Unit : Koku)  
量位石

Claimant	Purpose 分類	General uses 般用材	Ship building 造船用材	Vehicles 車輛用材	mining 坑木	Telephone poles 電柱	Sleeper 枕木	Pulp 用材	Remarks 備考
M.C.I	For allied Forces 進駐軍用	1,750,000							
"	For removal of 暗伐撤去用	300,000							
"	Export 輸出	1,060,000	30,000						
MT	Land transportation (Government railway) 陸運	1,770,000		650,000		110,000	1,600,000		
"	" (Private railway) 私鉄	200,000		140,000		20,000	550,000		
"	" (Miscellaneous transportation) 小運送	650,000		128,000					
"	(Total) 小計	(2,620,000)		(918,000)		(130,000)	(2,150,000)		
"	Marine transportation & Warehouses 海運倉庫	350,000	100,000						
M.C	Communication 通信	830,000		2,000		260,000			
"	Electric power 電力	770,000				480,000			
"	Coal mining (Coal) 石炭鉱業 石炭	1,500,000			11,500,000	20,000	40,000		
M.C.I	" (Lignite) 重炭	200,000			450,000				
"	" (Total) 小計	(1,700,000)			(11,950,000)	(20,000)	(40,000)		
"	Gas & Coke ガス コークス	15,000					2,000		

5-15  
4-2  
v

裏面白紙



Division	Purpose	類	General use 一般用材	Ship building 造船用材	Vehicles 車輛用材	mining 坑木	Telephone 電柱	Sleepers 枕木	Pulp 紙用材	Remarks 備材
M.C.I	Iron & Steel	鋼	350,000					10,000		
"	mining & refining	煉	250,000			1,040,000				
"	Petroleum	油	60,000			10,000				
"	metal industry	業	120,000							
MT	Ships	船	120,000	2,400,000						
M.C.I	Machinery (agricultural implements)	農機具	1,000,000							
"	(Electric communication)	電気通信	120,000							
"	(others)	其他	330,000		80,000					
"	(Total)	小計	(1,450,000)		(80,000)					
"	Ceramic industry	業	150,000					8,000		
"	chemical fertilizer	肥料	350,000					10,000		
M.A.F	chemical industry (agricultural chemicals & fats)	化学工業 農薬油糧								
M.F	(camphor)	樟腦								
M.C.I	(others)	其他								
M.F M.A.F M.C.I	(Total)	小計	250,000							

裏面白紙

Claimant	Purpose 命 類	General use 一般用材	Ship building 造船用材	Vehicles 車輛用材	mining 坑木	Telephone pole 電柱	Sleeper 枕木	Pulp 紙用材	Remarks 備考
MAF	Textile industry (Raw silk) 纖維工業 糸	80,000							
MCI	" (others) 其の他	600,000							
MAF MCI	" (Total) 小計	(680,000)							
MCI	Paper & pulp 紙及紙	60,000							
MF	Salt manufacture 製塩	100,000					2,000	5,938,000	
MAF	Agriculture 農業	900,000							
"	Forestry 林業	150,000							
"	Fishing 水産業	1,000,000							
"	Sericultural industry 養蠶業	40,000							
"	Grazing industry 畜産業	60,000							
"	Foodstuff industry (Liquor) 食糧品工業 酒	20,000							
"	" (others) 其の他	950,000							
"	" (Total) 小計	(1,030,000)							
MF	Tobacco industry 煙草工業	600,000							
MCI	Daily necessities (Briguettes & small briguettes) 生活用品 煉豆炭	7,000							
"	" (others) 其の他	2950,000							

- (3) -

111

裏面白紙

Claimant	Purpose	General use 一般用材	Ship building 造船用材	Vehicle 車輛用材	mining 坑木	Telephone 電柱	Sleeper 枕木	pulp 紙用材	Remarks	
M.C.I	Daily necessities (total) 生活用品 小計	2,957,000								
M.W	medical supply 衛生用品	100,000								
M.C.I	quarry industry 土石採取業	20,000								
B.C	Public Works 土木建築業	1,500,000					10,000			
"	Construction 建築	15,000,000								
M.F	Miscellaneous industries (organ of monetary circulation) 其他諸産業 金融機關	80,000								
B.C	" (Public Works & Construction) 土木建築業	50,000								
"	" (Roofing) ルーフイング	2,000								
"	" (Cinema & theatrical) 映画演劇	20,000								
"	" (Japanese style cask) 和樽	480,000								
M.F	" (Printing & bookbinding) 印刷製本	8,000								
M.C.I	" (Others) 其他	80,000								
"	" (total) 小計	7,200,000								
M.E	culture & welfare institutes 文化厚生施設	2,420,000							MJ 5,000	
M.W									ME 2,290,000	
M.L										MW 1,25,000
M.J										ML 19,600 MCI 400

(4)

112

裏面白紙

Claimant	Purpose 類	General use 一般用材	Ship building 造船用材	Vehicle 車輛用材	mining 坑木	Telephone pole 電柱	Sleeper 枕木	pulp 紙用材	Remarks 備考
B.C	Government & public demands (建設) 官公需	146,000							
MA	" (M.A) 法務省	535,500							
MF	" (M.F) 大藏省	5,000							
MW	" (M.W) 厚生省	4,000							
ML	" (M.L) 労働省	4,000							
ME	" (M.E) 文部省	4,000							
MAF	" (M.A.F) 農林省	10,000							
MCI	" (M.C.I) 商工省	4,000							
MT	" (M.T) 運輸省	5,000							
MC	" (Supreme Court) 最高裁判所	138,000							
	" (Public demands) 公需	287,500							
	" (Total) 小計	(1,150,000)							
	Small demands & others 小口需要及其他	1,600,000							
	Grand Total 合計	42,502,000	2,530,000	1,000,000	13,000,000	890,000	2,232,000	5,938,000	
E.S.B	Reserves 保留	920,000				40,000	40,000		
	Sum-total 総計	43,422,000	2,530,000	1,000,000	13,000,000	930,000	2,272,000	5,938,000	Denier Woods 合板用原木 1,000,000

裏面白紙

Table No. 9

Allocation Table of Timber in 2nd Quarter 1948

第二四半期木材配当計画表

Division	Purpose 分類	Quantity (数量)				Unit (Unit: Ryo)			Remarks 備考
		general use 一般用材	Shipbuilding 造船用材	Vehicles 車輛用材	Mining 坑木	Telephone 電柱	Sleepers 枕木	Pulp パルプ	
M·C·I	For allied Forces 連 駐 軍 用	425,000							
M·C·I	For removal of reparation 賠償撤去用								
M·C·I	Export 輸 出	250,000	25,000	26,500					
M·T	Land transportation (Government railway) 陸 運 (國 鉄)	440,000		200,500		27,500	400,000		
M·T	" (private railway) " (私 鉄)	50,000		35,000		5,000	140,000		
M·T	" (miscellaneous transportation) " (小 運 送)	164,000		32,000					
M·T	" (Total) (小 計)	(650,000)		(267,500)		(32,500)	(540,000)	Inclusive industrial auxiliary material 20,000 産業施設用	
M·T	Marine transportation & Warehouses 海 運 倉 庫	140,000	25,000				5,000		
M·C	Communication 通 信	200,000		500		65,000			
M·C·I	Electric power 電 力	200,000				120,000			
M·C·I	Coal mining (coal) 石 炭 採 掘 (石 炭)	370,000			3,400,000	10,000	20,000	Inclusive of solid fuel distribution Kodan 20,000 配炭公同用	
M·C·I	" (Lignite) " (亞 炭)	50,000			112,500				
M·	" (Total) (小 計)	(420,000)			(3,512,500)	(10,000)	(20,000)		

Claimant	Purpose 介 類	Quantity (Unit Koku) (單位:石)						Remarks 備 考
		general use 一般用材	shipbuilding 造船用材	vehicles 車輛車材	mining 坑 木	telephone pole 電 柱	slipper 枕 木	
MCI	Gas & Coke ガス - コークス	3,000					500	
MCI	Iron & Steel 鉄 鋼	85,000					2,500	Inclusive of cast & forged steel 鑄鍛鋼を含む
MCI	mining & refining 鉱山製錬	70,000			150,000			
MCI	Petroleum 石油	20,000			2,500			
MCI	Metal industry 金屬工業	40,000						
MCI	Ships 船舶	30,000	650,000					
MCI	machine (agricultural implements) 機械 (農機具)	250,000						
MCI	" (Electric Communication) (電気通信)	30,000						
MCI	" (Others) (その他)	120,000		62,000			2,000	
MCI	" (Total) (小計)	(400,000)		(62,000)			2,500	
MCI	Ceramic industry 窯業	50,000						
MCI	Chemical fertilizer 化学肥料	75,000						
MAF	Chemical industry (agricultural chemicals & fats) 化学工業 (農薬油糧)	8,000						
MF	" (Camphor) (樟腦)	2,000						
MCI	" (Others) (その他)	60,000						

Claimant	Purpose 介
MCI	Chemical industry 化学工業
MAF	Textile industry 繊維工業
MCI	"
MAF	"
MCI	"
MAF	"
MCI	Paper & pulp 紙及パルプ
MF	Salt manufacture 製
MAF	Agriculture 農
MAF	Forestry 林
MAF	Fishing 水産
MAF	Sericultural industry 養蚕
MAF	Breeding industry 畜産
MAF	Foodstuff industry 食糧品工業
MAF	"
MAF	"
MF	Tobacco industry 煙草工業

單位:石			Remarks 備考
Line pole 柱	Sleeper 枕木	pulp パルプ	
	500		
	2,500		Inclusive of cast of forged steel 鋳鍛鋼を含む
	2,000		
	2,500		

Element	Purpose 分類	Quantity (Unit: Koku) (單位:石)							Remarks 備考
		general use 一般用材	Ship building 造船用材	vehicles 車輛用材	mining 坑木	Telephone pole 電柱	Sleeper 枕木	pulp パルプ	
M H MAF MCI	Chemical industry (total) 化学工業 (小計)	(70,000)							
MAF	Textile industry (Raw silk) 繊維工業 (蚕糸)	20,000							
MCI	" (others) " (其他)	100,000							
MAF MCI	" (total) " (小計)	(120,000)							
MCI	Paper & pulp 紙及パルプ	65,000					2,500	1,988,000	
M H	Salt manufacture 製塩場	25,000							
MAF	Agriculture 農業	250,000							
MAF	Forestry 林業	40,000							
MAF	Fishing 水産業	340,000							Atlantic whaling fleet use 40,000 南水洋捕鯨
MAF	Sericultural industry 養蠶業	15,000							
MAF	Grazing industry 畜産業	20,000							
MAF	Foodstuff industry (Liquor) 食糧品工業 (酒)	20,000							
MAF	" (others) " (其他)	316,000							For package of vegetable & fruit 青果物梱包用
MAF	" (total) " (小計)	(331,000)							
M H	Tobacco industry 煙草工業	165,000							

Claimant	Purpose 分類	Quantity (Unit Koku) (單位:石)						Remarks 備考
		General Use 一般用材	Ship building 造船用材	Vehicles 車輛用材	mining 坑木	Telephone pole 電柱	Slips 枕木	
MCI	Daily necessities (Briquettes small 生活用品 (煤豆裝) briquettes)	2,000						
MCI	" (other) " (其の他)	660,000						
MCI	" (Total) " (小計)	(662,000)						Inclusive of wood and shop wood for civil 標用材及木製品等
MW	Medical supply 衛生用品	55,000						
MCI	Quarry industry 上石採取業	5,000						
BC	Public works 土木	400,000					2,500	Inclusive of water works and sewerage 10,000 上下水道等
BC	Construction 建築	3,750,000						
MF	Miscellaneous industries (organ of monetary 其の他産業 (金融機構) circulation)	20,000						
BC	" (public works & construction) " (土木建築業)	15,000						
BC	" (Roofing) " (ルーフ)	500						
	" (Cinema & theatrical) " (映画演劇)	5,000						
	" (Japanese style Caste) " (和 樽)	128,000						
MF	" (Printing & book binding) " (印刷製本)	11,000						M-F (印刷局) 7,000 M-C-I (製本) 4,000
	" (Koden) " (公 用)	10,000						
	" (others) " (其の他)	20,000						MA-F (製本) 10,000 M-C-I (商工) 10,000

Claimant	Purpose 分類
	Miscellaneous industry 其の他産業
MEM MLMT	Culture & Welfare indu. 教育文化厚生
BC	Government & public den. 官公需 (建)
MJ	" (M) " (法)
MF	" (M) " (大)
MW	" (M) " (厚)
ML	" (M) " (分)
ME	" (M) " (文)
MAF	" (M) " (農)
MCI	" (M) " (商)
MT	" (M) " (運)
BC	" (M) " (最)
I-M-H	" (Imperial) " (官)
	" (Head quarter) " (國家總)
	" (Fire Br.) " (消防)





claimant	purpose 分類	quantity (Unit: Koku) (單位: 石)						Remarks 備考
		general use 一般用材	shipbuilding 造船用材	vehicles 車輛用材	mining 坑木	telephone pole 電柱	sleeper 枕木	
	Government of public demand (Local government agency) 官公需 (地方行)	1,000						
	Sub-total 小計	(528,000)						
	Small demands & others 小口需等其他	150,000						
	Total 計	11,984,500	700,000	356,500	3,665,000	272,500	572,500	1,988,000
E.S.B	Reserves 保	246,000				2,500	2,500	veneer woods 300,000
	Grand Total 合計	12,190,500	700,000	356,500	3,665,000	230,000	580,000	1,988,000
	Grand Total 總計	22,000,000						

(6)

7.6  
422

7.19  
2.4

117

昭和二十三年七月一日

83

林業小委員会資料

1900

裏面白紙

林業小委員会資料

経済安定不明材探検編

1. 国土の現況

第1表

本邦に於ける林野田畑その他面積関係 (単位 千町歩)

山 林 要 覧

地方別	林野面積	田	畑	その他	人口	林野人口	林野人口率 (%)
全 国	68,102	5,340	6,046	11,014	47,894	0.465	
百分比	100	8	9	16			
内 容 別	22,621	3,005	2,090	27,49	66,882	0.210	
	100	10	7	25			
北海道	8,891	200	217	968	3,201	2.02	1.29
其 他	38,273	6,141	4,832	8,992	42,263	0.33	0.08

第2表 全国平均農家土地面積

調査年度 ( ) は相対面積 (森林統計)

種 別	自作農	小作農	小作農	平均
畑 地	138.04	125.04	120.24	128.01
山 林	(10.01)	(1.09)	(2.07)	(1.05)
林野その他	86.03	27.10	127	40.12
	4.24	4.13	0.17	3.08

2. 我國森林の現況

第3表 林野面積及蓄積 (昭和22年末)

所有別	林 野 面 積 (万町歩)			蓄 積 (百万石)		
	林 野	田 畑	林 野その他	林 野	田 畑	林 野その他
國 民	297	705	92	3816	1254	1962
民 族	1,707	1,520	197	2,783	1,679	1,104
其 他	2,504	2,205	289	6,079	3,033	3,066

第4表 政府の蓄積 (昭和10年)

	公蓄積	貯蓄積	消費積
國有林	3,598,000	1,370,000	2,228,000
民有林	3,195,000	1,823,000	1,372,000
計	6,793,000	3,193,000	3,600,000

(単位 千円)

第5表 (A) 利用蓄積 (単位 千円)

所有別	計	潤	計
國	992,447	1,312,525	2,310,972
有	1,343,200	282,200	2,226,400
計	2,335,647	2,198,725	4,537,372

第6表 (B) 未利用蓄積 (単位 千円)

所有別	計	潤	計
國	335,746	636,992	972,740
有	272,058	284,662	556,722
計	607,804	921,654	1,529,462

既 現状にては林産外画を構立し開充するも實計労働又は経済上不利にして故非不可能なるもの

第7表 奥北不町森林の明細表 (単位 千円)

所有別	地			光			海			陸			計
	面積	面積	蓄積	面積	面積	蓄積	面積	面積	蓄積	面積	面積	蓄積	
計	109	44,316	590	318	180,932	506	427	225,240	528	247,625	472	336	
國有	122	45,228	647	492	250,537	591	55	219,769	336	10,732	268	305	
公有	58	17,509	306	72	42,259	591	80	249,959	305	145,356	421	421	
民有	40	10,732	268	-	-	-	40	10,732	268	249,959	305	421	
計	220	248,989	305	882	413,750	559	3456	1453,356	421	421	421	421	

(2)

第8表 林相別森林面積

(單位 千町)

所有別	喬木林帶 (中環を合す)				計	闊葉林	計
	針葉樹林	闊葉樹林	針葉樹林	計			
國有林	311	426	207	1204	88	1292	
公有林	994	2542	1989	5465	733	6198	
公有林	1092	193	582	2267	754	3021	
私有林	58	8	14	80	11	91	
私有林	3821	995	1289	6105	1313	7418	
計	6226	4624	4281	15121	2897	18018	

第9表 全國私有林所有面積 (昭和5-9年)

第10表 全國私有林所有面積 (昭和13年)

(單位 町) (單位 町)

所有別	50町以上		20町以上		5町以上		計	
	面積	町數	面積	町數	面積	町數	面積	町數
國有林	15,265	37	22,341	5	825	19	3,223,476	75
公有林	2,225	24	2,656	26	2557	25	1,610	15
計								

第11表 私有林帯の私有林面積 (五月二十七日 - 五月二十八日 昭和13年)

所有別	50町以上		20町以上		5町以上		計	
	面積	町數	面積	町數	面積	町數	面積	町數
國有林	2,064	5	2,657	26	3,068	30	1,088,002	158
公有林	67,150	159	162,525	325	1,623	16	4,995,633	23
計	69,214	164	165,182	351	4,791	46	6,083,635	211

3. 植代状況  
第12表 植代状況

昭和6年度森林採伐及造林面積の対照表（面積及び採伐量）

年次	火採面積	造林面積	先期火採面積	年次		年度造林面積
				日新造林面積	回復造林面積	
6	379,859	342,319	37,640	-	7,577	34,933
7	428,578	351,517	77,061	-	12,529	72,619
8	412,231	357,285	54,946	-	10,105	20,550
9	444,430	386,453	57,977	-	6,839	6,419
10	412,013	349,786	62,227	-	7,370	12,410
11	455,270	372,381	82,889	-	9,274	12,569
12	462,887	371,428	91,459	-	3,899	7,239
13	494,405	407,882	86,523	-	8,010	10,694
14	543,246	416,133	127,113	-	7,451	30,157
15	580,063	421,601	158,462	-	5,666	61,513
16	686,040	438,302	477,737	-	14,276	71,274
17	766,875	486,702	82,113	-	24,641	92,880
18	758,223	512,943	245,280	-	9,138	179,539
19	729,426	433,525	295,901	-	34,177	142,330
20	488,000	192,632	295,368	-	-	109,368
21	587,000	299,607	287,393	-	-	113,393
22	522,000	434,318	87,682	-	-	115,019
累計						181,000
						244,000
						17,375

(注) 20年度以降は造林面積、22年度は火採面積である。

第13表 昭和5-12年度の森林採伐状況

年次	用材	薪炭	薪	計
昭和5年	47,684	124,009	-	171,693
6	45,862	126,078	-	174,940
7	51,243	128,179	-	180,012
8	56,296	133,217	-	189,513
9	64,372	139,503	-	203,875
10	65,650	141,892	-	207,542
11	72,138	138,177	-	210,315
12	79,427	153,258	-	232,685

(注) 薪炭は、昭和5年度は、5年度に計上されている。

第14表 伐採量 (單位: 千石) 昭和13年~昭和22年度

年度	用材		薪材		薪		計	
	圓形材	區形材	材	計	區	計	圓	計
13	24965	68500	84345	151701	15634	208124	36325	244449
14	25897	84143	109840	164981	145926	210907	43832	254739
15	22810	80535	103345	184980	174990	259970	49886	309856
16	26455	95505	121960	217465	19582	237047	46920	283967
17	41664	74377	116041	230118	213189	241507	98986	340493
18	52041	94159	146200	240359	20874	261233	37080	308313
19	56364	87811	144175	232087	170712	250899	42518	293417
20	30719	80451	95170	125821	111056	136877	43521	180400
21	34874	76384	111258	127442	18896	146338	38295	184633
22	37449	71029	108478	145507	115747	161254	40110	201364

第15表 製造林面實績表 (單位: 千ha)

年度	人工造林				天然更新補助				計	
	水邊	田池	材	計	水邊	田池	材	計	水邊	田池
昭和13年度	112,579	116,604	262,983	592,166	23,877	115,706	347,885	387,568	226,170	613,738
昭和14年度	8,260	20,864	29,120	58,244	31,150	31,129	62,279	38,370	51,989	91,359
昭和15年度	160,189	131,264	292,408	583,861	263,009	146,835	409,844	424,288	278,159	702,447

裏面白紙



第16表 河川別既得林乎塗林面積

町名	要箇林		同上内 既		所林名	専修林	同上内 界		計
	要箇林	兼江本池	代林池	兼生池			兼江本池	代林池	
光沼道	109485	42152	47008	20005	兼 池	6,000	2,259	3,030	300
菅 森	13,600	2,100	1,200	300	菅 池	18,046	9,066	9,000	711
若 手	52,893	25,314	25,378	-	下 池	6,000	1,200	4,800	-
若 手	42,090	12,660	20,800	8,630	下 池	32,643	66,900	10,242	1,560
秋 田	20,171	10,261	8,469	1,141	井 原	34,000	10,000	15,000	5,000
山 形	26,000	2,330	14,830	8,940	和 野 山	38,300	16,399	2,901	-
鹿 角	47,284	6,226	2,865	13,193	馬 取	6,010	1,910	4,000	100
茨 城	54,400	5,200	19,200	-	島 根	32,500	32,500	-	-
播 磨	9,425	2,600	6,575	1,200	同 山	60,500	500	60,000	-
群 島	6,600	2,000	4,600	-	太 島	34,234	9,134	24,600	-
新 玉	7,000	4,500	1,600	910	山 口	34,500	7,000	24,500	-
千 葉	16,500	2,495	4,100	4,505	楚 島	35,000	100	34,000	500
茨 木	2,735	300	2,635	-	香 川	1,950	450	1,500	-
神 奈 川	11,129	2,725	3,953	4,451	安 房	18,985	2,998	1,507	-
新 潟	22,041	9,906	13,245	3,390	高 知	61,506	53,182	8,324	-
富 山	5,600	1,800	1,900	1,900	福 島	20,308	10,406	9,902	-
石 川	13,240	7,600	1,800	-	佐 賀	7,370	8,120	1,250	-
福 井	4,900	3,000	3,400	1,500	長 崎	8,000	500	7,500	-
山 梨	5,673	462	4,577	508	熊 本	16,250	10,000	5,500	750
長 野	44,367	24,991	9,576	10,000	大 分	29,500	25,000	4,000	500
岐 阜	22,329	6,761	15,578	1	宮 崎	15,200	700	14,000	500
静 岡	20,857	2,000	13,407	5,050	鹿 兒 島	12,252	7,065	5,187	-
安 知	13,439	3,930	8,685	824	計	1,122,655	465,937	547,210	49,508
二 重	13,495	6,400	7,095	-					

第17表 年度計画と比の継続年数 取組面積一冊23.4  
第17表 希望計画菜(標準耳代増) 全園森林の平均重さ(標準)を以てしとせしむる

町名別	用 材	薪 材	計
園	25,700	18,353	44,053
民	45,627	44,801	90,428
計	71,327	63,154	134,481

裏面白紙

第18表 理想集

所有別	用材	計	計
國	25700	18353	44053
民	41064.3	31360.7	72425
計	66764.3	49714.4	116478

第19表 現行建設費

(建設費)

所有別	用材	計	計
國	28807	19135	47942
民	56008	67856	123884
計	84815	86991	171806

(新採内訳)

普通炭 488,300 圓 普通薪 58,833 600 圓  
 力不炭 306,300 圓 又薪 406,000 圓

第20表 火炭建設工費 (昭和23年度の火炭量に建設費の比を以て)

所有別	蓄積	生長率	23年度	年数	建設費に占める割合
國	1340,864.0	1.5%	26,807.0	80	45
民	1420,748	3.0	56,008	46	25
計	2761,612		82,815		
2.新採					
國	976,608	2.0	19,135	永久	51
民	805,682	4.0	67,856	16	12
計	1,782,290		86,991		
計	4,543,902		171,806		

5. 木材需給推移 単位千円

第21表

木材需給状況調査、山林要覧、木材年鑑、大蔵省貿易年表、20.2/1頁、林野局編、会計年度あり。

年次	項目	生産	輸		輸入	輸出	消費
			計	備			
昭和	1年	52,877	23,774	11,337	12,437	2,545	54,106
	2	32,003	25,262	11,991	13,271	2,370	54,895
	3	39,587	26,860	11,921	14,939	1,933	64,314
	4	38,542	25,117	11,308	11,809	1,819	59,840
	5	42,871	16,149	7,024	9,125	2,084	56,936
	6	47,180	16,656	8,064	8,592	1,971	55,865
	7	45,555	14,927	8,900	6,027	2,315	56,167
	8	51,009	14,574	8,892	5,482	2,881	62,502
	9	65,069	12,263	6,478	5,985	4,192	73,140
	5~9年平均	48,737	14,874			2,689	60,922
	10	66,206	12,359	4,401	2,458	3,801	74,764
	11	62,687	11,911	3,653	8,258	4,005	75,593
	12	71,294	10,766	3,094	7,672	5,072	76,988
	13	79,896	3,927	1,565	2,762	8,321	75,502
	14	94,537	3,902	1,251	2,651	15,025	83,414
	15	92,478	3,822	2,174	1,708	12,368	85,932
	16	96,214	2,921	1,377	1,544	6,025	93,110
	17	89,444	714	445	269	3,060	82,098
	18	100,518	135	123	12	1,169	99,479
	19	104,655	145	126	-	1,427	102,753
	20	64,904	-	-	-	37	64,872
	21	71,402	-	-	-	-	71,462

裏面白紙

921

(第22表) 昭5~9年木材用途別使用(需要)費調 (單位千石) (G.H.O資料)

昭和5~9年 平均	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	原單位 相當 0.109石
坑	6.818	6.721	6.284	6.886	7.167	
柱	1.147	1.503	1.617	992	2,346	
船	1.265	837	760	868	1,011	
輜	159	137	237	168	171	
枕	1,071	808	859	1,018	1,576	-石=2.5本
パルプ材	8,427	7,417	6,794	7,279	7,916	
一般用材	1,153	845	1,425	1,065	1,712	
枕丸太	1,646	1,867	1,978	1,404	2,751	
臨林支柱丸太	21,634	21,441	22,493	25,147	33,479	
果	2,092	2,076	2,069	2,079	2,115	
柴	552	512	510	577	652	
マツ材	12,300	12,400	12,400	12,600	12,700	
その他木製日用品	6	3	2	3	4	
造船	5	5	5	6	6	
家具	233	232	233	233	230	
運	10	14	12	11	17	
計	63,518	61,319	62,628	65,226	78,596	
一般用材	44,577	44,141	45,895	47,812	58,409	
合板用材	254	255	252	253	260	
國內消費	56,936	55,865	56,167	62,502	73,140	
國內消費+輸出	59,029	57,830	58,482	65,383	79,322	

(9)

裏面白紙

⑥ 木材の輸出入

第23表 本邦木材輸入 (單位石)

林野局、調査室

年次	千一〇	70-シガ-類	桐	ドヤナギ ハコヤナギ	楠	樟	計
5	22,852	8,623,727	9,780	275,452	12,962	22,968	8,968,745
6	18,597	8,056,285	13,101	105,750	21,098	26,119	8,240,944
7	18,863	5,642,312	3,179	-	13,465	22,140	5,699,451
8	21,034	4,809,538	3,936	31,695	20,019	22,155	4,909,972
9	19,497	4,073,922	2,956	73,216	17,426	22,569	4,209,566
10	28,058	4,851,603	5,314	78,247	18,523	21,636	4,976,381

明治	大正	昭和	年次	桐	樟	計
10	782	794,079	11	7,984,000	15	2,015,000
20	679	3,904,594	12	7,369,000	16	3,651,000
30	5,797	25,366,539	13	2,102,000	17	90,000
40	542,364	11,638,150	14	2,665,000	18	1,100

裏面白紙

第24表 木材輸入量連年比較表

(1) 針葉樹類

豊林省調

年次	露領アジア		米合英園		英領カナダ		支那関東州 の他		合計	
	千石	千円	千石	千円	千石	千円	千石	千円	千石	千円
昭和5年	1,763	2,709	5,604	3,238.2	1,257	6,731	(*)1	2	2,634	46,623
6	1,387	4,778	4,989	25,666	1,681	2,757	1	18	8,059	38,220
7	1,228	3,523	5,130	19,433	1,283	2,322	(*)2	8	3,642	30,287
8	597	2,515	3,128	23,103	1,084	2,602	(*)3	(*)4	4,809	53,225
9	105	619	2,643	20,443	1,924	9,385	2	17	4,074	30,464
昭和5 ~9年平均	2,002	3,829	3,899	26,205	1,926	2,059	0.6	9	6,244	35,264

(2) 闊葉樹類及針葉樹材輸入総金額

年次	楠 黒 檀		香 葉 材 木 葉 壇		桐		KOHコヤナギ類		木材総輸入額 (千円)の概算値
	千円	千斤	千円	千斤	千円	千斤	百円	千円	
昭和5年	995	2,201	316	10,127	360	2,495	288	53,090	53,090
6	5,766	681	489	11,514	347	3,225	399	21,150	42,380
7	753	2,481	304	9,262	274	795	87	-	35,029
8	920	11,121	633	10,121	290	984	97	6,339	40,384
9	758	9,680	560	9,951	292	754	66	14,643	40,183
昭和5~9 年平均	821	9,377	480	12,905	313	1,657	187	19,444	42,452

(註) (1) 表に於て(2)表でも同様であるが)千圓位としたため千以下は四捨五入し  
 たために表出されおこるものがある 即ち \*1 = 86石 \*2 = 315石 \*3 = 87石

\*4 = 488円

(11)

第25表 ベニヤ合板輸出入別輸出品数及金額の推移

(大蔵省貿易統計)

	昭和5年		6		7		8		9		昭和5年~ 昭和9年平均	
	数量 千斤	金額 千円	数量 千斤	金額 千円	数量 千斤	金額 千円	数量 千斤	金額 千円	数量 千斤	金額 千円	数量 千斤	金額 千円
支那滿州	1,828	53	3,250	52	8,045	94	2,245	329	5,048	690	20,414	1,297
英領印度	358	14	578	10	547	5	354	32	481	54	2,418	115
東南アジア	4,015	53	4,280	60	18,034	106	3,517	219	1,196	139	38,022	583
その他 アジア小国	-	-	-	-	-	-	-	-	31	5	31	5
欧州	12,661	243	18,782	323	42,893	939	2,263	1,710	12,215	2,569	94,314	5,828
北美南米 カナダ	828	22	350	7	333	9	124	27	30	5	1,665	70
南アメリカ	1,351	21	825	16	1,147	23	681	147	1,519	304	5,497	511
濠洲	2,220	171	1,342	27	5,434	98	383	86	1,507	250	15,686	627
計	28,241	556	34,387	551	76,531	1,289	15,087	2,550	21,821	4,010	176,047	8,936

(註) 斤を平方尺に換算するとすれば 1斤 = 2.7平方尺

金額は千円單位のため四捨五入にて示したため計に於て若干の差異あり。

第26表 その他の主要林産物(推定木炭、木炭)輸出入年比較表

	木		炭		推		算		本		鐵	
	千 斤	千 円	千 斤	千 円	千 斤	千 円	千 斤	千 円	千 斤	千 円	千 斤	千 円
昭和5年	488	22	22	22	981	2,364	4,281	1,871	4,281	4,281	1,871	1,871
6	361	13	13	13	290	1,498	4,024	1,155	4,024	4,024	1,155	1,155
7	1,299	56	56	56	843	1,041	5,189	1,177	5,189	5,189	1,177	1,177
8	831	28	28	28	1,146	1,292	4,685	1,139	4,685	4,685	1,139	1,139
9	885	32	32	32	1,306	1,703	5,293	1,258	5,293	5,293	1,258	1,258
昭和5~9年平均	872	30	30	30	1,009	1,579	4,694	1,320	4,694	4,694	1,320	1,320

(12)

第27表 本邦のバルブ原木消費量（単位后）

年次	内		地		北		海		道		樺		太		計（后）		
	用材伐採量	バルブ原木	用材伐採量	バルブ原木	用材伐採量	バルブ原木	用材伐採量	バルブ原木	用材伐採量	バルブ原木	用材伐採量	バルブ原木	用材伐採量	バルブ原木	用材伐採量	バルブ原木	比
5	39,491,564	870	8,312,972	199,764	24.2	11,496,735	6,254,974	54.2	59,180	8,228	13.9						
6	38,541,496	289	12,320,330	1,391,133	13.5	11,300,145	5,823,450	24.5	60,163	9,215	12.0						
7	38,538,118	970	12,684,992	1,212,112	16.2	11,187,022	5,242,265	46.1	62,362	8,518	10.4						
8	45,215,492	2,717	12,010,889	1,367,684	10.5	11,745,052	5,314,975	42.6	68,041	6,965	10.2						
9	51,225,332	3,360	13,146,831	1,476,000	11.2	12,190,241	6,122,709	35.6	81,562	7,601	9.3						
10	53,583,078	5,362	12,667,087	1,642,000	13.6	17,005,467	1,698,888	14.0	82,685	3,394	4.1						
11	57,820,950	12,458	14,516,873	1,587,859	11.1	18,542,425	1,636,247	8.8	90,680	3,354	3.6						
12	64,243,083	462,255	15,150,886	1,695,897	11.2	16,937,369	1,504,227	9.1	96,333	3,693	3.8						
13	75,031,406	1,038,676	14,314,461	1,945,328	13.6	17,417,311	1,691,623	6.1	106,763	4,045	3.7						
14	84,194,000	2,021,454	10,344,000	1,666,082	19.0	11,379,000	2,077,884	8.1	163,667	4,725	4.6						
5-14年 平均																	

昭10-13年までは山林要覧、それ以後は林政課統計。

木材バルブ生産量及消費量（后）

生産量	年次	消費量
625,537	5	704,644
566,709	6	667,221
551,720	7	652,288
620,037	8	797,343
691,836	9	918,958
	平均	



⑦ 新炭生産及び消費

第28表 精炭の家産用消費量実推定額

年次	種別	トン (単位1000トン)		斤 (単位1000斤)			
		総消費量	内家産用割合%	総消費量	内家産用割合%		
昭和1年 (1926)		1,667	1,149	68.9	33,147	22,663	68.4
" 2 (1927)		1,763	1,193	67.7	33,837	23,521	69.5
" 3 (1928)		1,837	1,235	67.2	31,619	24,349	77.0
" 4 (1929)		1,812	1,279	70.6	31,978	25,207	78.5
" 5 (1930)		1,724	1,324	76.8	33,015	26,095	79.4
" 6 (1931)		1,820	1,342	73.7	32,159	26,450	82.2
" 7 (1932)		1,881	1,363	72.5	32,530	26,864	82.6
" 8 (1933)		2,039	1,381	67.7	33,188	22,219	67.0
" 9 (1934)		2,100	1,404	66.9	32,443	22,663	70.0
(昭和5年度以前平均)		1,913	1,363	71.2	32,666	26,858	82.2
昭和11年 (1936)		2,283	1,434	62.8	32,264	28,265	87.6
" 21 (1946)		2,483	612	24.6	70,400	6,511	9.3
" 22 (1947)		2,328	573	24.6	15,442	9,205	59.6

「註」 1. 昭和21年実績は政府特別会計から供給したものを除く。この外に統制ルート外で消費されたもの或相当量ある見込

2. 昭和22年は政府特別会計から供給可能と見られる計画数字

(14)

第29表 水産の主要消費費量額

(昭和元年～昭和三十一年)

(単位1000屯)

年次	家産用	鉱工業用	農林漁業用	官需用	瓦断用	其他用	計
1926	1,149	53	116	-	-	369	1,667
27	1,193	67	120	-	-	383	1,763
28	1,235	81	124	-	-	397	1,837
29	1,279	62	112	-	-	357	1,812
30	1,324	46	84	-	-	270	1,724
1931	1,342	55	101	-	-	322	1,820
32	1,363	51	95	-	-	372	1,881
33	1,381	76	139	-	-	443	2,039
34	1,404	101	141	-	3	451	2,100
35	1,419	103	143	-	10	455	2,130
1936	1,434	195	144	-	50	460	2,283
37	1,457	209	146	-	100	369	2,281
38	1,472	209	148	-	203	278	2,310
39	1,502	223	150	-	231	476	2,582
40	1,511	328	151	-	381	482	2,803
1941	1,472	376	125	-	335	417	2,725
42	1,440	377	105	-	351	393	2,666
43	1,283	319	28	43	268	172	2,143
44	1,051	319	55	78	258	197	1,898
45	663	130	50	35	222	100	1,200
1946	1,022	453	156	91	294	308	2,324

(15)

第30表 薪消費量調

(昭和元年～昭和二十一年)

(單位 1,000 石)

年次	家庭用	醸工業用	農林漁業用	瓦脚用	其他用	計
2426	22,663	538	1,571	-	8,375	33,147
27	23,521	614	1,631	-	7,771	33,837
28	24,347	1,323	1,688	-	6,479	33,837
29	25,207	1,009	1,747	-	4,015	31,978
30	26,096	949	1,809	-	4,362	33,015
2931	26,450	894	1,834	-	2,991	33,159
32	26,864	832	1,862	-	2,972	32,530
33	27,219	1,237	1,887	-	2,845	33,188
34	27,663	1,643	1,918	20	1,199	32,443
135	27,959	1,679	1,938	68	2,114	33,758
1936	28,255	1,404	822	1280	1,503	32,264
37	28,698	3,404	1,989	675	3,648	38,414
38	28,994	5,404	2,010	1,372	1,413	37,193
39	29,290	3,638	2,030	1,662	5,434	41,954
40	29,586	5,353	2,051	2,234	18,643	52,867
1741	29,881	6,132	2,072	2,269	14,374	54,928
42	30,178	6,132	2,092	2,373	377	41,152
43	30,474	5,199	2,113	1,745	4,480	44,011
24	30,778	7,796	2,540	1,610	3,285	45,409
45	16,076	3,471	1,120	1,413	2,456	24,536
1946	23,001	4,627	1,292	1,440	5,775	36,135

(16)

第五表 昭和二十一年度における薪炭の用途別消費量調査

単位 { 木炭 1,000 屯  
薪 1,000 扇積石

(1) 統制ルートに乗ったもの

種別	用途	家庭用 (%)	産業用 (%)	瓦斯用 (%)	其他用 (%)	計 (%)
木	炭	67.2 (59)	18.2 (17)	1.98 (18)	9.1 (8)	1,083 (100)
	薪	6.5 (1.63)	2.66 (2.16)	8.08 (8)	1,389 (13)	10,400 (100)

(2) 統制ルート外からの入手消費量を推定見込入ったもの

種別	用途	家庭用 (%)	産業用 (%)	瓦斯用 (%)	其他用 (%)	計 (%)
木	炭	72.8 (4)	2.43 (1.4)	6.70 (3.8)	12.7 (7)	1,783 (100)
	薪	72.1 (9.8 (56))	44.60 (10.4)	2,500 (2)	10,587 (8)	129,886 (100)

「註」(2)表は2ノ年度の新炭村の伐採量として郡道府縣よりの報告1,88,200ノ千石より比較的確定確定者木炭原木材量を控除したる数量1,29,886千石を薪消費量としてみたものである。

(17)

8 林業施設

第31表 林産物搬出設備 (林道及貯水場) 單位坪

林野局施設要覽  
山林

年度	土地所有別	鐵道	索道	庫道	木橋道	牛馬道	歩道	針	貯水場
5	内地国有林	2,121	11	1,515	263	937	25,382	30,516	412.1
6	内地国有林	2,227	11	1,954	430	1,059	26,338	32,931	419.8
7	国有林	533	17	2,896	841	1,655	30,113	38,468	484.3
	官林	-	-	-	-	201	4,687	4,888	-
	官行造林	178	91	4,605	560	587	-	6,021	7.3
8	民有林	368	-	23	-	-	3,388	3,845	61
	民有林	901	108	7,524	1,401	2,403	38,168	53,682	477.9
	民有林	908	17	3,298	818	2,047	30,633	40,192	520
9	官林	-	-	-	-	291	5,846	6,127	-
	官行造林	186	72	7,932	793	1,165	-	10,168	12
	民有林	32	-	23	-	-	3,444	3,796	62
10	民有林	1,205	109	11,253	1,611	3,503	37,923	60,293	594
	民有林	558	17	3,663	899	2,488	31,389	42,475	542
	民有林	-	-	-	-	291	6,221	6,512	28
11	官林	219	110	10,009	932	1,466	-	12,940	24
	官行造林	32	-	-	-	-	-	141	-
	民有林	119	-	-	-	-	-	-	-
12	官林	877	131	13,662	1,831	4,245	37,610	61,868	592
	官行造林	376	14	3,917	905	2,691	31,676	43,606	564
	民有林	-	-	-	-	228	6,673	6,901	-
13	官林	234	142	11,002	967	1,700	-	14,040	26
	官行造林	58	-	42	-	-	3,502	4,008	62
	民有林	1,008	156	14,961	1,942	4,619	41,851	68,580	650
14	官林	4509	9	6,349	1,207	3,298	32,770	47,770	699
	官行造林	-	-	-	-	330	8,351	8,681	-
	民有林	228	141	15,598	1,490	2,966	-	20,413	-
15	官林	99	-	42	-	-	3,502	4,059	62
	官行造林	436	150	20,989	2,697	6,574	44,623	80,923	761
	民有林	1,064	-	-	-	-	-	-	-
21	官林	2,010.8	2.8	9,033.8	1,484.8	4,063.7	65,447.5	86,688.5	-
	官行造林	-	202.8	3,153.4	4,779.2	8,202.3	2,258.6	47,619.9	-
	民有林	2,010.8	271.6	40,587.2	6,262.0	12,266.0	69,777.1	234,308.4	-

(1)

裏面白紙

9 林業獎勵及山治山治水  
第32表 林道補助金額

林業共同施設補助—林道開設補助(索道を含む)

年次	所敷数	林道開設延長	総経費	補助金		工事進行費	備考
				国庫	府庫		
5	37	576,426	1,254	264	185	1,305	
6	39	640,372	1,843	261	224	1,358	
7	40	490,934	1,571	241	223	1,107	
8	37	372,655	1,117	262	157	698	
9	38	369,904	1,142	263	145	732	
昭和9年度 の累計		3,679,639	11,194	1,729	1,489	7,996	

○ 補助金正収常額とす

10	40	3,377,004	1,058	256	130	672	
15	38	1,597,772	923	367	92	463	
昭和15年度 の累計		4,846,749	15,920	3,420	1,788	10,512	

第33表 公有林野官行造林事業の経過

年度	造林地数		約数	造林済面積	造林済面積	備	考
	所村数	面積					
5	949	1,951	188,116.3	94,115.9	94,000.4		
6	992	2,073	196,603.6	102,677.0	92,926.6		
7	1,044	2,195	203,354.6	123,697.0	80,041.8		
8	1,089	2,337	213,415.1	143,940.0	69,474.7		
9	1,122	2,400	218,482.3	152,648.9	65,839.3		
15	1,355	3,004	260,417.1	179,240.9	(除却17,029.0) 44,147.2		

(註) 1) 昭和8年までは未済造林地は除地を含む。

昭和9年以降は 15,696.5 ha

造林未済地 50,142.8

(2) 造林面積は各年度の造林面積の累計である。火災跡地契約解除地を控除してある。

(3) 昭和7年度以降造林面積中には区救事業に依り分も含まれている。

(4) 昭和7年度の数は昭和10年現在である。

(5) 未契約予定地として昭和15年現在

町村数 556

面積 66,067.5 ha

第34表 公有林野官行造林土木事業 (内地のみにつき、華北加)

年次	歩	道	橋	路	計	年度別の累計	備	考
6	285	280				1,774,573		
7	(2,264,829)		(200,553)			(2,465,382)		
8	2,918,493		200,553			4,893,599		
9	(975,220)		(76,894)			(3,817,499)		
	1,159,563		76,894			6,140,059		
	346,109		1,083			6,487,251		
15	216,928		13,07			8,629,670		

区救事業の分も含む。( )の中の数字は二水を示す。

第35表 公有林野の造林奨励 (森林治水事業)

年度	造林額		補助金	造林費	補助金	計
	市町村	府				
4	10,118	12,571	240	236	576	
5	8,772	11,905	214	321	535	
6	8,925	12,554	175	310	485	
7	8,326	10,986	156	241	397	
8	8,705	11,981	174	291	465	
9	8,296	11,093	166	256	421	
第一回事業期	32,063	34,957	415	633	1,048	
第二回事業期	69,089	86,956	1,852	2,630	4,482	

第一回森林治水事業 (公有林野造成)  
 大正10年以前から昭和12年迄  
 第二回森林治水事業 (公有林野造成)  
 昭和11年から昭和15年迄

第36表 民有林造林補助

年度	種別	面積	造林面積	造林費	補助金		備考
					府	市町村	
昭和4-5	府営行造林	-	12,884	102	23	-	77
	府営補助造林	-	49,840	4,370	762	359	3,249
	計	-	62,724	4,472	785	359	3,498
6	府営行造林	11	1,245	91	19	-	72
	府営補助造林	46	29,449	1,920	329	167	1,423
	計	46	30,694	2,011	348	167	1,495
7	府営行造林	13	992	76	17	-	59
	府営補助造林	46	29,520	2,040	327	144	1,564
	計	46	30,512	2,120	344	144	1,623
8	府営行造林	10	1,131	88	22	-	66
	府営補助造林	46	29,362	2,111	369	139	1,602
	計	46	30,493	2,199	391	139	1,668
9	府営行造林	11	1,088	90	22	-	67
	府営補助造林	46	31,637	2,295	381	152	1,943
	計	46	32,725	2,385	403	152	1,810
15	府営行造林	26	2,364	257	59	-	198
	府営補助造林	45	65,089	8,215	1,199	442	4,572
	計	45	67,453	8,472	1,238	442	6,170

(27)



第37表 樹苗養成補助

年次	所限數	植養面積	補助金	負担金	合計	升
5	29 25	338 308	42 28	120 31	232 59	232 59
6	26 23	346 321	38 28	128 28	213 56	213 56
7	28 20	238 232	27 20	146 22	184 43	184 43
8	28 26	355 342	28 18	136 229	173 247	173 247
9	27	240	55	128	183	183
10	31 18	385 383	50 17	154 20	204 37	204 37
14	34 24	325 312	168 33	342 32	515 109	515 109

第38表 竹林造成補助

年次	所限數	造林面積	補助金	負担金	合計	升
5	21	1610	10	35	45	45
6	21	2307	10	25	35	35
7	19	1728	10	24	34	34
8	20	1622	17	20	37	37
9	22	1787	19	21	40	40
10	21	2037	19	24	43	43
15	11	200	6	6	12	12

第39表 沿岸町防造林奨励

着手年次	所限數	植養面積	池養年次	純植數	困難補助	所限負擔	池元負擔
昭和7	28	64 1,180	7 8 9	189 168 294	123 106 192	52 45 81	13 17 21
8	28	572	8 9	112 80	75 53	32 28	5 3
9	23	260	9	42	29	13	2
1-9年累計	28	2,012	7-9	885	576	268	61
10	29	444	10 11 12	80 63 115	53 41 76	23 19 34	4 2 5
15	25	285	15	103	89	31	3

第40表 荒廢林地復旧補助(治水事業費に依るもの)

年次	抛棄面積 畝	國庫補助 圓	農林省補助 圓	地方負担 圓	合計 圓
4	1,013	485	762	1,247	
5	1,034	616	662	1,278	
6	1,260	574	560	1,134	
7	1,225	708	507	1,215	
8	1,600	823	412	1,235	
9	2,129	1,156	508	1,664	
昭和44年3月31日現在 計	29,282	8,556	8,769	17,625	

(注) 1) 國庫補助は概算額

2) 災害荒廢林地復旧補助は含まれていない

第一期 前期累計	31,417	10,151	9,472	19,653
第二期 前期累計	11,713	11,057	6,526	17,613

第一期 森林治水事業(荒廢林地復旧)

大正10年以前(昭和44年から)昭和11年まで

第二期 森林治水事業(荒廢林地復旧)

昭和11年から昭和15年まで

10 開拓事業の在り方の林野面積

第41表

開墾過地予備調査表(昭和20~21)  
農林省開拓局

1. 開墾過地予備調査面積

829,618町歩

2. 開墾過地予備調査別面積(單位町)

地方別	総面積	民有地		国有林		御料林	充墾用地	其の他
		面積	%	面積	%			
東北	294,015	163,962	55.8	97,951	33.3	3,228	19,545	27,327
関東	135,329	109,396	80.1	4,216	3.1	1,884	17,289	16
北陸	42,014	37,399	89.0	1,532	3.6	-	2,978	105
東山	64,832	58,802	90.7	3,703	5.7	766	2,046	20
東海	42,246	28,506	67.5	12,85	30.2	2,868	19,556	31
近畿	37,520	32,952	87.8	1,977	5.3	8	2,191	392
中国	62,919	51,822	82.4	3,320	5.3	-	7,119	1,108
四国	22,634	19,293	85.2	2,931	12.9	-	1,424	6
九州	129,104	58,827	45.5	9,043	7.0	-	21,092	180
計	829,618	598,550	72.3	136,008	16.4	8,756	23,720	11,85

第42表

3. 地月別面積

地方別	純面積	山林		原野	その他		併集府縣
		面積	%		面積	%	
東北	190,833	190,833	100.0	77,959	40.9	25,223	宮城, 岩手, 山形, 福島
関東	95,257	95,257	100.0	26,824	28.2	11,198	栃木, 群馬, 茨城, 埼玉
北陸	34,455	34,455	100.0	10,437	30.3	2,122	新潟, 富山, 石川
東山	46,190	46,190	100.0	15,550	33.7	3,097	山梨, 長野, 岐阜
東海	20,620	20,620	100.0	15,899	77.1	5,727	静岡, 愛知, 三重
近畿	25,964	25,964	100.0	5,340	20.6	6,216	滋賀, 京都, 大阪, 和歌山
中国	32,349	32,349	100.0	18,529	57.3	11,641	高松, 岡山, 山口
四国	19,683	19,683	100.0	4,039	20.5	2,712	徳島, 香川, 高知
九州	65,691	65,691	100.0	36,863	56.1	26,550	福岡, 佐賀, 熊本, 鹿児島
計	519,442	519,442	100.0	210,490	40.5	99,686	19.2



第2表 世界森林生長伐採對比表 (單位百萬噸)

國別	1937		1946		生長		伐採		代採量	1946	1947	
	計	%	計	%	計	%	計	%				
ヨーロッパ(ソ聯を除く)	300.8	222.7	302.7	211	262.3	255.0	310.1	255.0	310.1	+55.1	+21	
入												
英國	15	15	15	15	15	15	15	15	15	7.45	+643	
法國	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8	17.2	+24	
ドイツ	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	7.64	+26	
ベルギー	20	20	20	20	20	20	20	20	20	-0.1	+8	
オランダ	56	56	56	56	56	56	56	56	56	+0.8	+80	
スウェーデン	24	24	24	24	24	24	24	24	24	70.5	+21	
フィンランド	48.5	48.5	48.5	48.5	48.5	48.5	48.5	48.5	48.5	+28.2	+44	
ソ連(ソ連)	41.7	41.7	41.7	41.7	41.7	41.7	41.7	41.7	41.7	+28.3	+41	
アイスランド	31	31	31	31	31	31	31	31	31	7.05	+17	
アイスランド	30	30	30	30	30	30	30	30	30	4.5	-	
アイスランド	40	40	40	40	40	40	40	40	40	5.0	-	
アイスランド	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	15.0	+25	
アイスランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アイスランド	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	70.4	+12	
アイスランド	10.50	10.50	10.50	10.50	10.50	10.50	10.50	10.50	10.50	96.5	+5	
アイスランド	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	10.5	+1	
アイスランド	42.6	42.6	42.6	42.6	42.6	42.6	42.6	42.6	42.6	43.0	-7	
アイスランド	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	43.0	+22	
アイスランド	93.6	93.6	93.6	93.6	93.6	93.6	93.6	93.6	93.6	78.7	+15	
アイスランド	180	180	180	180	180	180	180	180	180	90	71.2	
アイスランド	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	11.7	-5	
アイスランド	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	70	-	
アイスランド	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	-	
アイスランド	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	20.0	+9.3	
アイスランド	30	30	30	30	30	30	30	30	30	40	+3.3	
アイスランド	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	18.0	+20	
アイスランド	630.0	630.0	630.0	630.0	630.0	630.0	630.0	630.0	630.0	250.0	-5	
アイスランド	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.2	+100	
アイスランド	500.3	500.3	500.3	500.3	500.3	500.3	500.3	500.3	500.3	443.1	+33	
アイスランド	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	79.9	-	
アイスランド	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	2.8	-30	
アイスランド	319.8	319.8	319.8	319.8	319.8	319.8	319.8	319.8	319.8	359.5	+44	
アイスランド	140	140	140	140	140	140	140	140	140	0.9	+200	
アイスランド	800.0	800.0	800.0	800.0	800.0	800.0	800.0	800.0	800.0	120.9	-26	
アイスランド	132.1	132.1	132.1	132.1	132.1	132.1	132.1	132.1	132.1	1.53	-80	
アイスランド	303.5	303.5	303.5	303.5	303.5	303.5	303.5	303.5	303.5	119.4	+18	
アイスランド	200.0	200.0	200.0	200.0	200.0	200.0	200.0	200.0	200.0	30.0	-	
アイスランド	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	180	-	
アイスランド	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	85.0	+4.2	
アイスランド	15	15	15	15	15	15	15	15	15	2.4	-7.5	
アイスランド										2.0	-	
アイスランド										(1.3)	-	
アイスランド										(12.0)	-	
アイスランド										2.6	-	
アイスランド										(4.4)	-	
アイスランド										4.6	0.2	
アイスランド										0.2	-7	
アイスランド										1.25/8	+9	
全世界合計	2,049.6	1,953	1,920	-13.3	-0.1	-	-	-	-	1,251.8	+106.8	+9

( ) 1946年計

裏面白紙

第3表 木材需給表 (單位 1000 m<sup>3</sup>)

圖別	1937			1938			1939			1940		
	生産量	輸入	輸出	生産量	輸入	輸出	生産量	輸入	輸出	生産量	輸入	輸出
入廻り	5225	5204	15223	470	4286	76	2281	4971	1908	8930	4057	92
木小	710	5212	7	57	4922	116	12007	1082	836	80	962	11
木大	459	5213	110	74	4710	74	5113	5250	529	80	104	101
木中	360	890	90	74	4220	11	820	4110	286	80	230	96
木小	411	900	7	74	4250	85	511	330	950	10	10	10
木中	160	2835	-	-	3000	206	2836	190	1210	25	1800	95
木大	560	588	21	-	1410	220	567	650	880	1530	238	880
出廻り	1155	5142	52	60	22580	84	5090	21190	3100	1420	2344	88
出廻り	1000	2300	4	-	1000	102	2335	16400	200	1020	1000	1000
出廻り	560	268	40	-	805	115	221	1400	40	20	1400	203
出廻り	397	621	-	18	1000	46	421	1400	30	30	160	03
出廻り	370	561	-	-	735	22	511	560	470	1050	25	470
出廻り	2100	270	-	32	3060	42	472	2360	870	4210	58	1870
出廻り	75	380	-	75	400	33	380	90	780	870	92	280
出廻り	15890	117	7283	304	6770	324	-	8166	11370	110	970	-
出廻り	2654	963	386	-	3230	660	597	2360	100	50	244	4820
出廻り	1900	44	4100	334	2100	187	-	4046	100	2330	246	80
出廻り	6390	70	4997	3	2460	268	-	4727	3440	2570	2360	2350
出廻り	1500	26	4281	185	7214	52	-	6205	11600	1640	1980	1190
出廻り	3600	-	1590	10	2000	36	-	1590	1500	1600	360	78
出廻り	2940	25	613	2	1860	82	-	588	240	20	10	106
出廻り	1800	23	1800	13	420	38	-	1437	1400	500	81	50
出廻り	1400	28	28	-	1400	110	-	1160	1640	20	90	104
出廻り	2800	-	1160	-	1640	63	-	1160	1640	350	47	370
出廻り	204	-	-	-	239	22	-	470	-	-	45	45
出廻り	3290	-	1520	160	1680	50	-	1420	2800	920	1870	56
出廻り	42000	-	2000	35000	118	-	7000	37000	1870	1170	109	700
出廻り	26	155	8	-	1193	10	1197	40	2010	6	2060	17
出廻り	77143	1987	8050	1550	16090	270	-	6103	8790	2780	7050	324
出廻り	731	280	450	-	5060	266	-	4310	1100	80	5140	664
出廻り	23	2	-	-	21	50	2	60	10	10	10	10
出廻り	17910	610	3460	6550	5920	271	-	1850	7110	2570	2360	70330
出廻り	60	54	-	-	115	984	55	120	120	20	120	20
出廻り	5117	1587	627	-	6150	28	960	8505	1667	721	927	43
出廻り	332	571	108	-	795	8	463	571	680	111	108	11
出廻り	1874	2998	1541	34	1944	12	508	-	21870	6900	1870	17
出廻り	2340	234	-	4	2340	4	334	3740	930	7	5030	7
出廻り	1600	1400	-	6	234	4	-	2340	1870	17	930	17
出廻り	11500	1240	-	40	11200	87	1140	11700	4200	15700	121	4200
出廻り	2360	-	140	-	2200	81	-	920	1400	233	86	1400
出廻り	420	-	-	-	420	10	-	350	-	370	9	-
出廻り	330	280	-	-	610	68	250	470	140	610	65	160
出廻り	1400	290	-	-	1910	3	294	2340	230	2570	4	230
出廻り	223	703	234	37	2777	190	477	2710	750	90	234	660
出廻り	1410	640	182	32	1960	168	454	1870	740	70	2500	214
出廻り	753	67	42	5	777	285	21	840	50	20	870	318
出廻り	200096	33009	32274	-	9224	19267	-	12828	12103	2029	3594	20078
出廻り	200096	33009	32274	-	9224	19267	-	12828	12103	2029	3594	20078

裏面白紙

第 必 集 バ ル フ 需 給 表

(單位 1,000 噸)

同 別	1937		1946		1947		1948		1949		1950		1951		1952	
	生産	輸入	生産	輸入	生産	輸入	生産	輸入	生産	輸入	生産	輸入	生産	輸入	生産	輸入
入 港 品	11,336	1,987	5,225	2,517	9,119	2,333	2,275	1,921	2,749	793	1,947	1,511	1,111	1,111	1,111	1,111
出 港 品	200	1,802	1,827	2,211	3,160	62	3,760	100	355	30	1206	24	1111	1111	1111	1111
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
全 計	11,536	3,789	7,042	5,034	6,870	2,395	7,030	1,000	3,104	130	2,406	24	2,222	2,222	2,222	2,222

裏面白紙

第5表

天然材帯給表

(單位百円以下)

國別	1937		1946	
	生産量 (千立方尺)	人口一人別 消費指数	生産量 (千立方尺)	人口一人別 消費指数
ヨーロッパ(ノルウェーを除く)	1226	228	1552	252
出産国				
東本領	621	3	11	15
西本領	121	135	22.4	251
フランス	102	173	20.0	339
ベルギー	64	32	6.3	24
オランダ	64	32	6.5	40
デンマーク	11	200	1.6	291
イギリス南欧	388	167	46.0	201
ドイツ	184	136	23.0	232
スイス	1.7	283	1.9	316
ハンガリー	2.7	207	4.1	114
スペイン	3.0	82	3.5	96
イタリア	8.5	136	10.0	16.0
トルバニア	4.5	438	3.5	340
ギリシア				
北				
ノルウェー	27.5	1981	61.5	2236
スウェーデン	2.7	64	3.5	834
フィンランド	9.5	1049	20.0	2208
中東及南欧	15.3	2882	18.0	3391
ポランド及バルティック	49.0	326	44.0	314
エストニア	7.5	148	3.0	60
リトアニア	3.7	193	4.0	209
ラトヴィア	3.8	400	2.0	211
バルトカ	5.0	457	5.0	457
ユーゴスラビア	14.7	655	15.0	167
ブルガリア	2.3	255	3.0	333
ルーマニア	12.0	419	12.0	419
ソ連(ロシアを除く)	140.8	535	137.0	540
中華人民共和国	5.0	36	5.0	36
北	124.6	607	124.3	608
カナダ	20.3	1218	20.5	1260
アメリカ	1.5	3512	1.5	3512
メキシコ	102.5	546	102.0	547
ブラジル	0.3	2897	0.3	2897
南米南米	150.0	802	150.0	802
アフリカ	35.0	212	35.0	212
南米東部	211.0	138	211.0	138
南米中部	10.0	18	19.0	33
南米西部	1.5	18	2.5	33
日本(北海道)	50.0	445	50.0	445
朝鮮	0.3	13	0.5	21
台湾	0.0	98	1.0	130
南洋	6.0	389	6.0	389
オーストラリア	2.5	250	3.2	320
ニュージーランド	0.8	341	0.9	384
オセアニア	800.0	258	826.0	267
全世界合計				

国際連合食糧農業機構本部食糧及林産物のバランス (1937年～1946年抄録)



522  
82

33

木材供給計画表

用途	正期当面		年間		%		%	
	計	面	計	面	計	面	計	面
一般用材	43,270	43,422	10,817	12,186	20,424	10,272	9,477	9,477
造船用材	2,630	2,530	632	780	1,998	600	1,998	1,998
車輛用材	1,000	1,000	250	356	393	472	464	464
坑木	15,000	13,800	3,150	3,665	6,105	3,240	2,965	2,965
枕木	2,500	2,272	625	580	1,067	534	1,133	1,133
電柱	1,000	930	250	230	450	225	225	225
其他用材	5,500	5,338	1,475	1,988	2,475	1,238	1,237	1,237
合計	70,000	70,092	17,600	20,000	32,592	16,800	15,992	15,992

經濟安定本部生屋局

供給力	%		%		比率
	計	面	計	面	
北陸震災元判当	10,208	12,180			44
生屋原材用	250				
小口需用	100	150			
保留	198	246			
合計	648	396			
屋引配当可能量	9,560	11,784			81
① 運	100	424			24
運	3750	3,750			100
文化厚生施設	1,350	1,692			80
官公	350	528			66
運	4,010	5,390			74

木材需給調整要領

一九四八 八 四  
経済安定本部 林産課

8.5  
4.2

- 一、木材需給調整は指定生産資材割当規則及木材需給調整規則に基きこの要領により実施する。
- 二、本要領に於ける木材とは木材需給調整規則第二条の木材を謂う。但し桐材、漆材、樟材（樟腦原料）、銘木、産材及屑材を除く。
- 三、経済安定本部は農林省及関係官庁よりの資料及意見を徴し更に鉄道及海上輸送力、生産資材及輸入計画等を勘案して木材の年間概定需給計画を決定する。
- 四、農林省は経済安定本部の指示した生産供給の年間計画に基き関係官庁よりの資料及意見を徴し鉄道及海上輸送力、生産能力等を勘案して都道府県別、用途別生産供給計画を決定して関係官庁については各都道府県局長、民有林林長については各都道府県知事にその実施を指示する。
- 五、都道府県知事は前項の指示に基き四半期別、用途別生産供給計画を樹てその結果を農林省に報告する。

30部

- 五、王務官庁は経済安定本部の年間概定計画指示後十五日以内に都道府県別需給計画を樹て農林省に提出する。
- 六、農林省は前号の需給計画に基き都道府県別生産供給計画並に鉄道及海上輸送力を勘案して年間の都道府県別用途別生産消費計画を決定し経済安定本部の年間需給計画指示後一か月以内に都道府県知事及農林省資料調整課長に対し実施を指示すると共に需給計画を調整の上各王務官庁に通知する。
- 七、尚農林省は前号第二項の特殊調整の需要については之が生産供給の計画を樹てその需部門別配当通知をする。
- 八、経済安定本部は年間概定需給計画を基礎として四半期毎に鉄道及海上輸送力、生産能力輸入及需要の状況に依りて四半期別需給計画を決定しその実施を農林省及王務官庁に指示する。
- 九、王務官庁は経済安定本部の四半期別需給計画に基き都道府県別需給計画を樹て農林省に提出する。
- 十、北海道産潤葉樹、木曾ひのき、秋田すぎを特に必要とするものについては之を用途別に区分して提出する。
- 十一、農林省は前号の需給計画に基き、枕木、電柱、造船用材、車輛用材、パルプ用材

等については都道府県別用途別移入消費計画及北海道産潤米樹、不首ひのこ、秋田  
すだの供給計画を決定し都道府県知事及農林省資料調整事務所長に対し実施を通知及び  
示すと共に需要計画を調整の上及主務官庁に通知する。

(四) 主務官庁は前号の調整せられたる需要計画に基き木材の最終需要者に対し需要者割当証  
明書を発行する。右証明書は当該四半期中に発行する。

尚四半期毎供給計画に於て主務官庁は右証明書を緊急発券する必要がある時は農林省と  
協議の上前号の調整需要計画決定以前に於ても年間計画に従ひ発券することが出来る。

主務官庁は前項の需要者割当証明書の発券に当りその証明書の寫を農林省に送付する。

(一) 坑木、枕木、電柱、パルプ用材、造船用材、車輛用材、一般用材の内運搬費用等経  
済安定本部の指示するものについては主務官庁は農林省と協議の上需要者割当証明書を  
発行すると共に農林省はその協議に基き各都道府県知事、各管区局長、及農林省資料調  
整事務所長に供出確保に必要な指示をする。

(二) 第六号第二項の特殊樹種については発券及供給確保については前号に準ずる。

(三) 輸入木材については貿易庁はその輸入の都府経済安定本部及農林省にその樹種別枚  
量と報告及通知をする。

経済安定本部はこの輸入材につきその主務官庁の需要申請に基き需要部門別割当をす  
る。主務官庁はその割当に基き貿易庁と協議の上需要者に対し需要者割当証明書を発行  
する。

輸入材を木材販賣業者に譲渡する場合には経済安定本部は農林省の申請に基き販賣業  
者割当証明書を発行の指示をする。農林省はこの指示に従ひ貿易庁と協議の上販賣業者割  
当証明書を発行する。

割当をうけた者は割当証明書を貿易公団に提示し証明書と引換えに現物の譲渡をうけ  
る。

(四) 家庭小口需要にして一四半期一世帯素材換算五石以下の微量需要にして別に定むる取  
扱方法によるものは需要者割当証明書を據らないうことが出来る。

(五) 前号の微量需要以上一〇石以下の家庭小口需要及主務官庁の明確でない一〇石以下の  
需要等の「その他小口需要」に対しては農林省資料調整事務所長が需要者の申請により  
需要者割当証明書を発行する。

(六) 販賣業者割当証明書は四半期毎に木材販賣業者(製材業者及厚板又は組板生産業者  
を含む)に発行するものとし木材販賣業者に対する発行は原則として前四半期近に於け  
るその業者の割当証明書に対する販賣実績(業者所収の農林省資料調整事務所に返還さ  
れた証明書の枚数)を限度としてその業者所在地の農林省資料調整事務所長が発行する  
が木材供給調整のために必要を時は経済安定本部の指示により石の実績以上又は上下二  
期の販賣業者割当証明書を発行することが出来る。但し特定の都道府県に於て供給力に  
余剰を生じた場合は経済安定本部の指示によることなく供給双方の農林省資料調整事務  
所長間の協議により購入希望の販賣業者に対して従前の販賣実績を起し販賣業者割当証

既書を発行することが出来る。

一七、農林省木材調整事務所長は左記の如く需給調整上必要を認めたとときは購入地域、購入先及生産した生産品の譲渡制限をなすことが出来る。

- (1) 進駐軍用、輸出用、災害用、其他特殊又は緊急用途に供給確保を必要とする場合
- (2) 特定地域及生産者に余剰の供給力又は供給力の減少を生じた場合
- (3) 其他の場合

但し(1)の場合には経済安定本部の指示による。

一八、木材販賣業者は販賣実績等所定の事項を記入した販賣業者手帳を毎四半期末業者所在の農林省木材調整事務所に提出する。農林省木材調整事務所はこの手帳の実績とその業者より返還された需要者及販賣業者割当証明書と照合の上その業者の販賣実績を決定する。

一九、都道府県内に於ける木材生産の実績と需要及未所輸送との不均衡を更正する必要がある時は経済安定本部は主務官庁及農林省をして需要者割当証明書を発行させることが出来る。

右証明書の発給に当つては主務官庁は農林省と協議して発給し又農林省は農林省木材調整事務所長をして都道府県木材需給調整委員会に諮り需要者割当証明書を発行させる。但し右の証明書は当該都道府県内に於てのみ有効にして必要に處じや十七号に準じて添付を附することが出来る。

二〇、木材需給調整上左記の如く必要ある場合は経済安定本部の指示により農林省は各都道府県知事と協議の上農林省木材調整事務所長に対し薪材又は特定材の譲渡及出荷に対し特別の指示をすることが出来る。

- ① 進駐軍用、輸出用、災害用、其他特殊又は緊急用途に供給確保を必要とする場合
- ② 其他の場合

二一、需要者及販賣業者が各割当証明書により入手した木材又は自家用木材を鉄道、貨物自動車、汽船、機帆船により輸送しようとする時は木材輸送証明書を必要とする。経済安定本部が特定の利用途又は材種に対し輸送証明書に特別の指示をなすしめることがある。木材輸送証明書の用については木材輸送証明規則に基き実施する。

二三、主務官庁は別に定める木材輸送計画実施細目に基づき年間、四半期別、及毎月の輸送計画書を農林省に提出する。農林省は之を取據の上経済安定本部及運輸省に提出する。  
二四、各割当証明書の主務官庁職には主務官庁名を記入すると共に所屬需要部門名を、割当数量欄には杭木、枕木、電柱、バルブ用材、造船用材、車輛用材、合板用材、其他及第五号の特殊需要はその用途別区分をしてその素材数量又は製材にて取引されるものはその素材換算数量及製材数量を記入する。但し製材品の数量は括弧を附する。  
製材へ仕組板及釘が片切及び筒單加工を含む。

針葉樹 六五%  
闊葉樹 五〇%

二四、各割当証明書の発行を受けた者は需要地の都道府県所在農林省資材調整事務所長に割当を受けた者の住所氏名

本件を必要とする地所名、現物希望時期別の樹種別数量取引希望業者その他必要事項を記載して割当証明書を提示して届け出ることを要する。

二五、農林省資材調整事務所長は都道府県内に於ける木材の生産と配給及出荷の連絡調整を

二六、割当証明書の有効期間は次の通りとする。

一、 需要者割当証明書は翌四半期末迄一ヶ月、販売業者割当証明書は翌四半期末迄但し

二七、各割当証明書は割当を受けた者の所在地又は現物所在地の農林省資材調整事務所長が

二八、現物の授受はその都府、割当証明書と引換えとし、分割授受は出来ず、

一九、販売業者は左記を記入する販売業者手帳を整備することを要する。

一、 毎日の在庫数量

二、 譲受けの種類、数量、価格、年月日、譲り渡しの氏名及住所

三、 譲渡しの種類、数量、価格、年月日、譲渡先の氏名及住所

四、 証明書の発行庁、割当期、割当番号、割当数量（品種規格別）

五、 木材の譲渡しと引換えに各割当証明書の手帳を受けられた木材販売業者又は木材生産業者は直ちにその証明書を業者所在地の農林省資材調整事務所長に提出し、農林省資材調整事務所長は之を整理して主務官庁に送附する。

三〇、各主務官庁は毎月の需要者割当証明書の用途別、需要部門別の発行数量、当該月初在庫数量現物入手数量及当該月末在庫数量を次の翌月十八日迄に経済安定本部に報告する。

三一、農林省は農林省資材調整事務所より毎月の販売業、割当証明書の発行数量、都道府県内需要量、移出量、移入量、及生産量並に用途別、需要部門別配給実績を概し翌月二十

日迄に経済安定本部に報告する。

三二、需要者及販売業者が本要領の実施に内し農林省又は主務官庁の取扱に於て誤差を生じ

又は不服ある者は経済安定本部にその申出をなすことが出来る。経済安定本部は前項の申出を受けた時はその申出を受けた日から二十日以内にその申出を審査した結果を公表するものとする。

附則

一、 腕木用材、農機具用材、遊寸用材、床板用材、和構用材、仕組板は一般用材に含まれる。

二、 本要領は昭和二十三年十月一日より実施する。

8.7  
3/2  
122

DATE

41

本炭炭出予想量調

單位 1,000 吨

道	炭				計	(定額0.8%) 突煤予想量A	七月末日現在 在庫量B	A+B
	8月	9月	10月	計				
北海道	11.2	11.5	7.6	30.3	25.76	10.0	35.76	
青森	4.2	4.2	3.2	12.2	10.37	3.5	13.87	
岩手	5.7	6.0	5.1	16.8	14.28	3.03	17.31	
宮城	1.7	2.2	2.8	6.7	5.70	1.7	7.40	
秋田	3.3	3.3	3.2	9.7	8.25	4.5	12.75	
山形	2.8	3.4	4.7	10.9	9.26	2.0	11.26	
福島	5.3	6.4	6.7	18.4	15.64	1.4	17.04	
茨城	1.5	1.6	1.2	4.3	4.25	1.0	5.25	
栃木	1.2	1.8	2.2	5.2	4.93	2.4	7.33	
群馬	1.5	1.7	1.4	4.6	4.08	1.7	5.78	
埼玉	10.2	0.3	0.3	10.8	0.68	0.3	1.08	
千葉	0.6	0.6	0.5	1.7	1.44	0.2	1.64	
茨城	0.5	1.0	1.0	2.5	2.13	0.1	2.23	
栃木	0.5	0.5	0.8	1.8	1.53	0.1	1.63	
群馬	5.1	10.0	10.3	25.4	21.57	3.1	24.67	
山形	2.4	4.0	4.0	10.4	8.84	2.5	11.34	
福島	2.1	3.3	2.0	7.4	6.29	1.3	7.59	
茨城	2.1	3.1	4.4	9.6	8.16	1.0	9.16	
栃木	2.0	2.0	2.0	6.0	5.10	1.0	6.10	
群馬	3.7	4.5	4.7	12.9	10.96	3.1	14.06	
山形	3.2	3.3	4.6	11.1	9.77	3.0	12.77	
福島	1.0	1.7	2.6	5.3	4.51	0.5	5.01	
茨城	2.0	2.0	1.0	5.0	4.25	0.8	5.05	
栃木	1.2	1.1	1.1	3.4	2.89	1.0	3.89	
群馬	0.6	0.8	1.0	2.4	2.04	1.8	3.84	
山形	1.5	2.2	2.0	5.7	4.85	1.3	6.15	
福島	4.2	0.1	0.3	4.6	3.51	-	3.51	
茨城	2.8	2.7	2.2	7.7	6.12	0.9	7.02	
栃木	1.0	0.8	0.9	2.7	2.30	0.5	2.80	
群馬	0.9	1.2	1.3	3.4	2.87	2.1	4.97	
山形	1.5	1.9	1.5	4.9	4.17	1.0	5.17	
福島	4.7	6.2	4.7	15.6	13.26	4.8	18.06	
茨城	2.2	2.7	3.2	8.1	6.87	1.7	8.57	
栃木	4.1	4.4	4.0	12.5	10.63	3.6	14.23	
群馬	3.0	3.0	3.0	9.0	7.65	1.0	8.65	
山形	0.6	1.1	1.4	3.1	2.64	1.1	3.74	
福島	0.2	0.2	0.3	0.7	0.60	0.1	0.70	
茨城	1.9	1.7	1.9	5.5	4.85	1.8	6.65	
栃木	5.7	4.7	4.0	14.4	12.24	1.9	14.24	
群馬	0.7	1.2	1.7	3.6	3.06	0.1	3.16	
山形	0.7	1.1	0.8	2.6	2.21	0.4	2.61	
福島	1.4	1.3	2.0	4.7	4.00	1.1	5.10	
茨城	1.8	2.3	2.3	6.4	5.72	1.4	7.12	
栃木	1.8	2.7	2.7	7.2	6.12	3.1	9.22	
群馬	4.0	6.0	6.0	16.0	13.60	6.7	20.3	
山形	3.9	4.5	4.7	13.1	11.14	2.2	13.34	
計	110.3	134.2	130.9	375.4	319.16	137.2	456.36	

裏面白紙

151

普通通新供出予想重調

單位 1,000,000 円

地区	供出			計		西	計	(注項の70%) 受領予想A	七期現在 在荷量B	A + B
	8月	9月	10月	9月	10月					
北海道	201.1	401.0	100.0	702.1	702.1	491.5	102.0	591.5		
青森	94.9	20.3	65.8	241.0	241.0	162.7	26.6	175.3		
岩手	50.0	50.0	57.0	157.0	157.0	109.9	41.0	151.9		
宮城	51.0	69.0	96.0	216.0	216.0	151.2	75.4	226.6		
秋田	51.5	47.7	39.6	138.8	138.8	97.2	12.2	279.4		
山形	30.5	30.5	15.5	76.5	76.5	53.6	9.9	63.5		
福島	25.0	26.0	107.3	278.3	278.3	174.8	175.3	370.6		
茨城	40.3	52.7	65.7	159.7	159.7	111.8	65.0	176.8		
栃木	34.2	34.2	42.8	111.2	111.2	97.8	54.5	132.3		
群馬	38.1	40.2	30.0	108.3	108.3	70.2	120.1	190.3		
千葉県	12.0	20.0	15.0	47.0	47.0	32.7	3.8	36.2		
東京都	50.6	43.3	21.7	115.6	115.6	80.9	2.0	82.9		
神奈川県	53.0	62.0	24.0	139.0	139.0	97.3	42.5	139.8		
新潟県	10.0	9.0	30.0	49.0	49.0	34.3	2.0	37.3		
富山県	165.0	20.0	140.0	525.0	525.0	367.5	8.7	371.2		
石川県	100.0	80.0	25.0	205.0	205.0	135.5	16.6	202.1		
福井県	39.6	50.6	28.0	118.2	118.2	82.7	42.5	125.2		
山梨県	25.3	25.0	33.3	83.6	83.6	58.5	2.0	99.5		
長野県	50.0	70.0	44.0	164.0	164.0	114.3	85.0	199.3		
岐阜県	20.0	102.3	22.3	295.1	295.1	206.6	199.6	381.3		
静岡県	62.9	70.1	61.7	194.7	194.7	139.9	188.0	307.9		
愛知県	49.2	27.6	65.6	212.4	212.4	148.7	40.4	152.7		
三重県	31.0	50.1	21.0	102.1	102.1	71.5	40.4	111.9		
滋賀県	60.6	49.3	49.2	159.1	159.1	109.3	76.9	186.2		
京都府	49.0	4.7	39.2	92.9	92.9	65.0	6.3	71.3		
大阪府	35.0	52.7	60.0	152.7	152.7	106.9	26.7	133.6		
兵庫県	30.0	30.0	100.0	160.0	160.0	109.0	3.3	112.3		
奈良県	61.7	70.4	56.0	188.1	188.1	132.2	7.0	195.2		
和歌山県	7.3	11.2	24.5	43.0	43.0	30.5	0.2	30.7		
徳島県	24.0	41.1	41.1	106.2	106.2	74.3	36.0	110.3		
香川県	20.0	65.0	52.0	137.0	137.0	100.9	160.0	290.9		
岡山県	75.0	37.0	30.0	142.0	142.0	109.4	58.9	228.3		
広島県	52.5	70.7	72.5	195.7	195.7	137.0	41.5	198.5		
山口県	50.0	60.0	40.0	150.0	150.0	105.0	36.7	141.7		
鳥取県	40.0	40.0	40.0	120.0	120.0	84.0	27.7	111.7		
島根県	25.0	30.0	40.0	95.0	95.0	66.5	30.0	96.5		
岡山県	16.0	16.0	26.0	58.0	58.0	40.6	0.3	40.9		
広島県	45.0	40.0	40.0	125.0	125.0	87.5	30.0	117.5		
山口県	27.6	37.9	37.6	103.1	103.1	62.0	29.2	153.2		
徳島県	51.4	65.0	57.0	173.4	173.4	121.4	9.6	131.0		
香川県	16.0	20.0	14.0	50.0	50.0	35.0	6.9	41.9		
高松県	38.2	46.4	59.7	139.3	139.3	97.5	10.0	107.5		
愛媛県	44.1	84.0	77.2	205.3	205.3	141.7	56.5	228.2		
高松県	39.0	46.8	64.6	140.4	140.4	98.3	76.5	174.8		
愛媛県	50.0	40.0	20.0	110.0	110.0	77.0	50.0	127.0		
高松県	60.2	60.2	68.1	178.5	178.5	125.0	18.9	193.9		
合計	2401.8	2847.1	2365.1	7614.0	7614.0	5329.3	2724.10	8053.70		

42)

裏面白紙

木炭移出予想量調査

道	移出			計	移出予想量 A	七月末日現在 在庫量 B	A + B
	2月	9月	10月				
北海道	2.0	5.0	1.0	8.0	7.6	10.0	17.6
青森	0.6	0.2	1.0	1.8	2.2	3.5	5.7
岩手	3.4	2.8	2.1	8.3	2.8	30.3	39.1
宮城	0.05	0.1	0.1	0.25	0.23	1.7	1.93
秋田	1.4	1.3	1.2	3.9	4.4	4.5	8.9
山形	0.5	0.6	0.8	1.9	1.8	2.0	3.8
福島	2.2	2.4	2.9	7.5	7.2	11.4	18.6
茨城	0.3	0.3	0.4	1.0	0.95	2.4	3.35
栃木	0.5	0.4	0.6	1.5	1.4	1.7	3.1
群馬							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県	0.2	0.2	0.4	0.8	0.76	1.0	1.76
山梨県	0.5	1.0	0.4	1.9	1.7	1.0	2.7
長野県	0.7	0.2	1.0	1.9	2.38	3.1	5.48
岐阜県	1.1	1.4	1.4	3.9	3.7	3.0	6.7
静岡県	0.01	0.02	0.03	0.06	0.05	0.5	0.55
愛知県	0.1	0.1	0.1	0.3	0.28	1.0	1.28
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
徳島県	0.1	0.1	0.1	0.3	0.28	0.5	0.78
香川県	0.2	0.3	0.3	0.8	0.76	2.1	2.86
愛媛県	0.5	0.5	0.3	1.3	1.28	1.0	2.28
高知県	1.9	1.9	1.9	5.7	5.42	4.3	10.72
福岡県	0.7	0.3	0.8	1.8	1.28	1.7	2.98
山口県							
広島県	0.03	0.4	0.4	0.87	0.1	1.0	1.1
岡山県	0.2	0.5	0.6	1.3	1.24	1.1	2.34
広島県	1.0	1.0	1.0	3.0	2.86	1.8	4.66
山口県	2.6	2.3	2.7	7.6	7.4	9.0	16.4
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県	0.2	0.3	0.4	0.9	0.86	1.1	1.96
佐賀県	0.4	0.5	0.7	1.6	1.52	1.4	2.92
熊本県	4.0	0.9	0.9	5.8	2.66	3.1	5.76
大分県	3.0	3.0	2.0	8.0	7.6	6.7	14.3
宮崎県	2.0	2.1	2.4	6.5	6.8	7.2	13.8
鹿児島県							
沖縄県							
計	2739	3196	2827	8762	8381	1196	20341

裏面白紙



普通新移出実績予想量調査

単位 1000 部

道	移出			計	移出予想量 A	七月末日現在 在庫量 B	A+B
	8月	9月	10月				
北海道	3.50	3.00	3.00	9.50	9.50	410.0	505.0
青森	0.5	1.5	0.5	2.5	2.5	75.4	77.9
岩手	6.8	6.4	6.3	19.5	17.5	122.2	201.7
宮城	0.5	0.5	0.5	1.5	1.5	9.9	11.4
秋田	21.5	26.2	27.3	75.0	75.0	175.3	250.3
山形	20.3	26.4	17.6	64.3	64.3	65.0	129.3
福島	9.9	11.5	12.5	33.9	33.9	54.5	88.4
茨城	5.2	5.2	5.2	15.6	15.6	120.1	135.7
栃木	4.2	3.6	3.6	9.6	9.6	3.0	17.6
群馬							
千葉県							
東京都	2.0	2.0	2.0	6.0	6.0	42.5	48.5
神奈川県	2.0	2.0	5.0	9.0	9.0	21.0	30.0
新潟県	30.0	30.0	30.0	90.0	90.0	65.0	155.0
富山県	9.2	13.0	19.7	42.5	42.5	179.6	222.1
石川県	11.1	11.4	11.7	34.2	34.2	168.0	202.2
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県	3.0	3.0	4.0	10.0	10.0	76.7	86.7
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
徳島県							
香川県							
高松市							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
熊本県							
鹿児島県							
沖縄県							
計	308.6	295.6	316.9	921.1	921.1	2749.6	3670.7

六 大 都 府 縣 木 炭 所 要 數 量 論

單位 100 噸

六 大 都 府 縣 名	庫 存 量	本 國 内 既 有 貯 蔵 量	事 務 用	鐵 工 業 用	農 林 漁 業 用	官 署 用	兵 艦 用	瓦 材 用	運 送 用	合 計 所 要 量
東 京	10,910	0.2	0.2	1.0	0.2	0.5	0.1	0.2	0.2	2,270
神 奈 川 縣	5,000	1.2	0.1	0.7	0.1	0.1	0.0	1.0	1.1	8,700
愛 知 縣	4,700	2.6	0.1	0.9	0.0	0.1	0.1	1.5	0.1	5,400
京 都 府	6,200	1.2	0.1	0.5	0.1	0.1	0.1	1.0	0.1	8,600
大 阪 府	9,000	2.0	0.1	1.0	0.1	0.1	0.1	2.1	0.1	15,400
兵 庫 縣	2,800	1.6	0.1	0.8	0.2	0.1	0.1	2.6	0.0	7,000
計	40,100	10.8	0.7	5.2	1.0	1.0	0.8	12.1	0.7	50,600

註 / 所 要 期 限 は 8-10 月 間 と す る。

又 備 蓄 量 は 六 大 都 府 縣 市 制 施 行 地 一 世 帯 当 一 噸 と す る。

本 國 内 既 有 貯 蔵 量 中 既 給 正 要 する も の と し て 当 初 計 画 に 対 し 既 の 貯 蔵 量 の 比 率 を 押 入 へ ば、

家 庭 用 2.0% 華 華 用 官 署 其 他 用 5.0% 鐵 工 業 農 林 漁 業 用 7.0%

瓦 材 用 貯 蔵 量 用 1.0%

此 所 要 量 の 中 は 自 前 貯 蔵 内 庫 存 量 既 給 量 を 含 む。

六 大 都 府 縣 貯 蔵 所 要 數 量 論

單位 1,000 噸

六 大 都 府 縣 名	家 庭 用	共 他 用	合 計 所 要 量
東 京 都	1,520	42	1,565
神 奈 川 縣	2,600	54	2,654
愛 知 縣	3,000	100	3,100
京 都 府	2,200	40	2,240
大 阪 府	4,600	60	4,660
兵 庫 縣	1,500	70	1,570
計	21,420	366	21,786

註 / 所 要 期 限 は 8-10 月 間 と す る。

又 本 國 内 既 有 貯 蔵 量 中 既 給 正 要 する も の と し て 当 初 計 画 に 対 し 既 の 貯 蔵 量 の 比 率 を 押 入 へ ば、

家 庭 用 1.5% 其 他 1.0%

此 所 要 量 の 中 は 自 前 貯 蔵 内 庫 存 量 既 給 量 を 含 む。



251

木炭

六大商源向榮卷贈送計画

單位 噸

大 阪  
兵 庫  
廣 島  
山 形  
秋 田  
青 森  
北 海 道

商 源	入 入 入 入				大 大 大 大				東 東 東 東				神 神 神 神				愛 愛 愛 愛				大 大 大 大				兵 兵 兵 兵				廣 廣 廣 廣			
	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計				
北 海 道	2000	1100	1100	4200	1400	700	500	2600	200	100	200	500																				
青 森	200	500	210	910	800	500	400	1700																								
岩 手	4400	8610	8500	21510	6300	5000	5500	16800	1100	800	1000	2900																				
宮 城	100	100	100	300	100	100	100	300																								
秋 田	100	200	300	600	100	200	200	500	100	100	100	300																				
山 形	200	500	250	950	200	500	550	1250																								
福 島	1300	2200	1100	4600	300	200	600	1100	1050	300	1100	2450																				
栃 木	200	200	300	700	100	100	200	400	100	100	100	300																				
群 島	500	200	300	1000	250	300	300	850	50	50	50	150																				
山 梨	200	200	200	600	45	50	100	195	100	100	120	320	50	50	80	180																
長 野	300	400	400	1100					30	30	40	100	300	400	800	1500																
滋 賀	200	200	200	600									200	200	200	600																
靜 岡	30	30	30	90					30	30	30	90																				
三 重	20	20	20	60					20	20	20	60																				
奈 良	100	100	100	300									15	15	15	45					20	20	20	60								
和 歌 山	200	200	200	600																	15	15	15	45	100	100	100	300				
鳥 取	400	400	400	1200					10	10	10	30									20	20	20	60	100	100	100	300				
																	200	200	250	650	120	150	150	420	400	30	100	530				

裏面白紙

65'

郡	一ノ宮				二ノ宮				三ノ宮				四ノ宮				五ノ宮				六ノ宮				七ノ宮							
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
香取	1200	1100	1100	5200																												
阿武隈	151	110	200	1221																												
山口	40	50	50	400																												
鹿島	100	100	100	300																												
茨城	110	100	150	250																												
石川	150	300	400	1100																												
水戸	250	300	400	350																												
大分	150	120	200	450																												
宮崎	400	450	600	1500																												
鹿児島	400	400	500	1300																												
合計	1605	1510	1800	4805	500	400	500	1400	200	200	300	700	100	100	100	300	100	100	100	300	100	100	100	300	100	100	100	300	100	100	100	300
総計	2720	2460	2800	7400	2000	1600	2000	5600	300	300	400	1000	100	100	100	300	100	100	100	300	100	100	100	300	100	100	100	300	100	100	100	300

裏面白紙

091

〔新〕

大正府内各向緊急輸送計画

聖地 戸 積石

止  
中  
下  
段  
投  
叙  
銀  
運  
上  
地

輸 出 人 別	大正府内各向緊急輸送計画				聖地				戸				積石				京 都				大 阪				兵 庫			
	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計
吉 手	10000	15000	20000	45000	10000	15000	20000	45000	10000	15000	20000	45000	10000	15000	20000	45000	10000	15000	20000	45000	10000	15000	20000	45000	10000	15000	20000	45000
宮 城	800	700	500	2000	800	700	500	2000	800	700	500	2000	800	700	500	2000	800	700	500	2000	800	700	500	2000	800	700	500	2000
秋 田	2500	2500	2500	7500	2500	2500	2500	7500	2500	2500	2500	7500	2500	2500	2500	7500	2500	2500	2500	7500	2500	2500	2500	7500	2500	2500	2500	7500
山 形	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000
福 島	25000	25000	25000	75000	25000	25000	25000	75000	25000	25000	25000	75000	25000	25000	25000	75000	25000	25000	25000	75000	25000	25000	25000	75000	25000	25000	25000	75000
茨 城	2000	1000	1000	4000	2000	1000	1000	4000	2000	1000	1000	4000	2000	1000	1000	4000	2000	1000	1000	4000	2000	1000	1000	4000	2000	1000	1000	4000
栃 木	15000	15000	15000	45000	15000	15000	15000	45000	15000	15000	15000	45000	15000	15000	15000	45000	15000	15000	15000	45000	15000	15000	15000	45000	15000	15000	15000	45000
群 馬	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000
千 葉	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000
山 梨	20000	20000	20000	60000	20000	20000	20000	60000	20000	20000	20000	60000	20000	20000	20000	60000	20000	20000	20000	60000	20000	20000	20000	60000	20000	20000	20000	60000
長 野	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000
茨 城	500	500	500	1500	500	500	500	1500	500	500	500	1500	500	500	500	1500	500	500	500	1500	500	500	500	1500	500	500	500	1500
三 重	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000
香 川	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000
和 歌 山	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000
鳥 取	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000	40000	40000	40000	120000
徳 島	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000	2000	2000	2000	6000

裏面白紙

種別	大阪府内				東 京				神 奈 川				愛 知				京 都				大 阪				兵 庫			
	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計	8	9	10	計				
函 山	25,300	27,000	31,000	83,300																								
山 口	—	—	—	—																								
地 産	15,000	25,000	2,100	42,100																								
産 産	1,000	1,000	1,000	3,000																								
高 知	22,715	24,000	25,710	72,425																								
大 分	8,500	8,500	8,500	25,500																								
宮 崎	1,200	1,200	1,200	3,600																								
鹿 児 島	—	—	—	—																								
合 計	40,102	42,800	45,910	128,812	16,000	16,000	16,000	48,000	12,000	12,000	12,000	36,000	8,000	8,000	8,000	24,000	10,000	10,000	10,000	30,000	15,000	15,000	15,000	45,000				
統 計	42,200	44,100	47,000	133,300	16,000	16,000	16,000	48,000	12,000	12,000	12,000	36,000	8,000	8,000	8,000	24,000	10,000	10,000	10,000	30,000	15,000	15,000	15,000	45,000				

裏面白紙

8.16  
427  
42

林

45

經濟復興五ヶ年計画

木材需給計画表

林業小委員会



木材製当計画表 (單位千石)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年
造船	1,500	500	200	100	100	1,750
陸軍用	700	300	-	-	-	300
海軍用	893	1,107	1,518	1,872	2,178	1,090
陸軍用	5,800	5,900	6,000	6,100	6,185	5,818
海軍用	500	550	600	650	700	650
電信	1,100	1,150	1,150	1,200	1,250	1,092
電力	1,300	1,350	1,360	1,400	1,400	1,250
茶	14,000	14,100	14,500	14,500	14,700	13,710
芥子	20	20	20	20	20	17
鋼	300	300	300	300	300	360
鐵山	1,350	1,400	1,450	1,500	1,500	1,390
石油	80	100	120	120	130	90
金屬	130	140	150	150	150	120
鉛	2,500	2,600	2,650	2,700	2,700	2,520
鐵	1,760	1,850	1,900	2,000	2,100	1,530
炭	180	180	180	180	180	155
化學肥料	390	390	350	350	350	360
化學工業	400	400	350	350	350	280
紙	800	800	900	900	1,000	680
紙及	6,900	7,500	8,100	8,400	9,000	4,000
製	140	130	130	130	130	100
農	1,600	1,110	1,140	1,150	1,200	900
林	151	150	160	165	165	150
水	920	930	920	900	850	1,000
養	50	50	50	50	50	40
畜	80	90	100	100	100	60
農	1,180	1,180	1,200	1,200	1,210	1,030
造船	300	300	300	300	300	600
生	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	2,957
衛生	110	110	110	110	120	100
建	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
土木	200	200	180	180	180	1562
其他	1,700	1,700	1,700	1,700	1,600	-
小	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
其他	800	800	900	900	900	188
其他	2,900	2,900	2,700	2,600	2,500	2,420

官公計	24年	25年	26年	27年	28年	29年
需	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,150
計	70,684	70,787	72,103	72,987	74,298	68,172

保田 1,000  
合板原木 1,000

木材需給計画表 (單位千石)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年
需	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,150
計	70,684	70,787	72,103	72,987	74,298	68,172

食品加工	1,180	1,180	1,200	1,200	1,210	1,080
煙草	300	300	300	300	300	600
生活用品	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	2,957
衛生用品	110	110	110	110	120	100
建築	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
土木	200	200	180	180	180	1,562
其他	1,200	1,200	1,200	1,200	1,600	
小計	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
其他	800	800	900	900	900	188
其他	2,900	2,900	2,700	2,700	2,510	2,420

官公計	24年	25年	26年	27年	28年	28年計画量
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,150
	20,684	20,787	22,103	22,987	24,298	28,172

係目 1,000  
合板原木 1,000

木材需給計画表 (単位 1,000石)

輸入	24年	25年	26年	27年	28年
国内生産量	684	787	2,103	2,687	3,298
輸出	70,000	70,000	70,000	70,000	71,000
国内消費	70,684	70,787	72,103	72,987	74,298
	(853)	(1,107)	(4,518)	(1,872)	(2,108)
	2,593	2,607	2,918	3,292	3,698
	68,091	68,180	69,185	69,715	70,620
	70,684	70,787	72,103	72,987	74,298

注 輸出欄中、括弧内は合板、化粧板、仕組板、パーティエラスト、床板のみ  
下欄は輸出品梱包用材を含む。

輸出計画 (所要原木)

材	24	25	26	27	28
板木	8075	100	150	170	200
板木	40075	500	750	850	1,000
合板	1075	20	25	30	35
合板	1075	20	25	30	35
合板	4575	1,500	3,000	6,000	10,000
パーティエラスト	28	42	83	167	278
原木	8075	120	160	200	240
仕組板	8075	12075	16075	20075	24075
原木	1,515	170	200	250	350
仕組板	89575	425	500	625	625
所要原木(ラック)	28	42	83	167	278
(内地材)	865	1,065	1,435	1,705	1,900
合計	893	1,507	1,518	1,872	2,178

木材輸入計画 單位千石

	23	24	25	26	27	28
南洋林	20	28	42	53	167	298
1787 及 781	-	20	20	20	20	20
1816.70 用材	-	610	700	1200	1500	1900
その他	-	26	25	800	1000	1300
合 計	20	684	787	2103	2687	3298

寫

経本第一二五二号

昭和二十三年八月二十七日

経済安定本部副長官

農林次官殿  
 運輸次官殿  
 商工次官殿  
 大蔵次官殿  
 中央経済調査局長殿  
 地方経済安定局長殿

越冬用新炭加工炭確保に関する應急具体措置実施の件

別紙の通り大々府府縣を中心とする主要消費地に対する新炭加工炭確保に関する應急具体措置を八月二十六日官會議に於て決定せられたのであるが経済安定の重要な支柱として近時特に比重の増大をみつゝある呉等家炭用、輸送用並に其他産業用燃料の確保が成否にかつては政府として重大なる関心をもつものであるが今冬に於ては前般の事情より恐らくは相当の急迫を予想せらるゝので本措置に対し期待するとともに大層の次第であるからの施行には万全を期し計画の完遂に努められたい。

右通牒する。



兵庫縣向	六二〇〇	一一二、〇〇〇	五六、六〇〇
計	五五、三〇〇	一、三二九、〇〇〇	

大大都府県名	水	普通薪	備	考
東京府向	五五、〇〇〇			
神奈川縣向	九〇〇			
愛知縣向	四四、〇〇〇			
大阪府向	八、〇〇〇			
兵庫縣向	二〇〇			
計	七、八〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	

大大都府県名	水	炭	普通薪	ガス用薪	備	考
東京府向	五八、〇〇〇		四三、六〇〇			
神奈川縣向	一三、〇〇〇		二一、九〇〇			
愛知縣向	七、〇〇〇		二、四〇〇			
大阪府向	一、〇、〇〇〇		一、二四、二〇〇			
兵庫縣向	五五、〇〇〇		三八、八〇〇			
計	二二〇、〇〇〇		二四八、九〇〇	一七、〇〇〇		

- (B) 汽船輸送
- (C) 汽船輸送
- (E) (i) の輸送目標を確保するに必要の措置を講ずる。
- (A) 所定貨車船腹の確保
- (B) 七月十月不況対策として十月末日迄に生産放出された水炭に対し一俵(十五キロ)につき四月、十一月十二月未送は放出されたものに対し同二回の特別小出賃の支拂
- (C) 主要生産出荷線については貨物自動車用クイマキムープ三六本の特別重点配当をなす。(別表(五)の一参照)
- (D) 其他の線については貨物自動車の優先確保を計る。
- (E) 小運搬用ガソリン二四〇坪の特別重点配当(別表(四)の二参照)
- (F) 機関用重油の優先確保を計る。(別表(五)の三参照)
- (G) 小運搬用牛馬用濃厚飼料九〇〇噸の特別重点配当(別表(四)の四参照)
- 加工炭
- (1) 電力配給関係機関を管轄し加工炭工場の積貨一掃を計る。
- (2) 大大都府県向原料炭煙炭の輸送を促進するに必要、海上の配車船を確保し特に京浜向に対しては輸送目標を確保する。

(3)

165

汽船	九月	十月	十一月	計	備考
鉄道	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	六五、〇〇〇	
	一八、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	六三、〇〇〇	
	二一、五〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	六九、五〇〇	

三、瓦新用薪  
 (ハ) 加工炭工場への運送資金の結算を円滑にするもの措置する。

瓦新用木炭の需給が急激に困難な事情にあるので、本般及瓦新の増産を計り、これに代わる必要があるが、その原木を消費地へ輸送して生産することは輸送力の削減と正量取引を計るため極めて有利であるから、十一月三ヶ月間、次の数量を目標として、棚卸の機帆船による緊急輸送を行ない、是を原木として緊急増産を行う。

瓦	瓦新用薪	生産に用いる瓦新用薪	備考
岩手県	系系種	三〇、〇〇〇	
		三〇、〇〇〇	

四、埼玉、富山、福島の各県については、本指置に準じて、既定計画の増産を期するものとする。

第貳(一)〇一

木炭炭出千總量欄

單位 1,000 支

炭種	炭出量				計	(世帯の)炭消費量 A	八月末日現在 在庫量 B	A + B
	9月	10月	11月	計				
海産	11.5	26	77	268	2278	160	3278	
赤木	42	32	18	98	135	35	1483	
赤木	60	51	63	174	479	303	4509	
赤木	22	38	24	74	629	17	299	
赤木	32	32	31	95	808	45	1258	
赤木	34	47	37	118	918	20	1138	
赤木	64	67	77	208	1768	114	2882	
赤木	16	19	10	45	385	10	485	
赤木	18	22	25	65	553	24	293	
赤木	19	14	17	50	425	17	595	
赤木	23	12	44	80	485	23	595	
赤木	26	45	26	107	145	2	165	
赤木	10	10	10	30	255	41	265	
赤木	0.5	48	49	30	187	41	197	
赤木	10.0	12.3	10.3	32.6	2601	31	2911	
赤木	40	40	17	97	825	25	1075	
赤木	3.3	2.0	2.9	8.2	1.97	13	827	
赤木	5.1	44	5.9	134	1139	10	1239	
赤木	2.0	2.0	2.2	6.2	527	10	627	
赤木	4.5	4.9	4.3	14.5	1235	31	1543	
赤木	3.8	4.5	5.8	14.1	1199	30	1499	
赤木	1.7	2.6	2.5	6.8	578	45	628	
赤木	2.0	1.0	1.0	4.0	540	28	620	
赤木	1.1	1.1	1.1	3.3	281	10	381	
赤木	0.8	1.0	1.2	3.0	255	18	435	
赤木	2.2	2.0	1.5	5.7	485	13	615	
赤木	0.1	0.3	0.3	0.7	0.80	-	0.80	
赤木	2.7	2.2	1.6	6.5	553	29	643	
赤木	0.8	0.9	4.5	2.2	187	25	297	
赤木	1.2	1.3	1.5	4.0	340	21	550	
赤木	1.9	1.5	1.4	4.8	406	10	506	
赤木	6.2	4.7	24	133	1431	48	1611	
赤木	2.7	3.2	3.6	9.0	765	17	935	
赤木	44	40	37	111	944	36	1304	
赤木	30	30	30	90	804	10	865	
赤木	1.1	14	1.4	4.1	349	11	459	
赤木	4.2	6.3	24	35	271	01	271	
赤木	1.9	1.9	3.8	7.6	646	18	826	
赤木	4.7	4.0	5.8	14.5	1235	30	1535	
赤木	1.2	1.7	1.4	4.3	368	01	376	
赤木	1.1	0.8	4.9	2.8	238	44	278	
赤木	1.3	2.0	1.6	4.9	417	11	527	
赤木	2.8	3.3	3.3	9.4	399	14	539	
赤木	2.7	2.7	1.9	7.3	621	31	731	
赤木	60	60	50	170	1445	67	1515	
赤木	4.5	4.7	5.0	14.2	1207	12	1527	
計	134.2	130.9	128.4	393.5	3345.5	1322	4717.5	

②



別表(一)の2

普通紙類出千熱量綱

単位 10000斤換百

産地	炭出計				噸	(左欄の20000) 炭換算量A	八月平均 炭換算量B	4十位
	9月	10月	11月	計				
大連	401.0	100.0	101.0	603.0	4214	100.0	5214	
青島	84.3	65.8	43.8	189.8	130.9	26.6	159.5	
青島	52.0	67.0	95.0	202.0	1414	414.0	5514	
青島	1.89.0	96.0	135.0	300.0	214.0	254	2854	
青島	42.7	32.5	67.0	154.3	108.0	182.2	290.2	
青島	34.5	1.65	5.5	41.5	43.1	9.9	53.0	
青島	26.0	102.3	113.4	346.7	214.7	125.8	394.5	
青島	53.7	65.7	32.8	152.2	106.5	85.0	171.5	
青島	34.2	42.8	42.4	119.4	97.6	74.5	152.1	
青島	40.2	30.0	40.0	114.2	77.1	120.1	192.2	
青島	20.2	15.0	15.0	50.0	35.0	3.3	38.2	
青島	42.3	21.7	36.1	101.1	70.8	8.0	78.8	
青島	62.0	24.0	13.0	149.0	104.8	42.5	146.8	
青島	8.0	30.0	25.9	64.9	45.4	3.0	48.4	
青島	220.0	100.0	132.0	492.0	344.4	8.7	348.1	
青島	80.0	85.0	55.0	220.0	154.0	14.6	174.6	
青島	54.6	28.0	32.6	115.2	91.8	42.5	134.3	
青島	25.0	33.3	41.8	100.1	70.1	21.0	91.1	
青島	70.0	48.0	100.0	216.0	149.8	65.0	214.8	
青島	102.3	122.8	133.3	358.4	250.9	179.6	430.5	
青島	70.1	66.9	70.7	207.7	146.4	148.0	313.4	
青島	82.6	65.6	67.9	221.1	154.8	4.0	158.8	
青島	50.1	21.0	30.1	101.2	70.8	40.4	111.2	
青島	42.8	47.8	64.6	156.2	109.3	76.9	186.2	
青島	4.7	39.2	34.1	80.0	56.0	6.3	62.3	
青島	51.7	04.0	60.0	177.7	124.4	26.7	151.1	
青島	30.0	10.0	30.0	70.0	49.0	3.3	52.3	
青島	70.4	56.8	35.7	162.9	114.0	7.0	121.0	
青島	11.8	24.5	29.0	65.3	45.7	0.2	45.9	
青島	41.1	41.1	41.1	123.3	86.3	36.8	123.3	
青島	65.0	52.0	54.0	171.0	119.7	164.0	278.7	
青島	82.0	80.0	25.0	192.0	134.4	58.9	193.3	
青島	70.7	22.5	66.2	209.4	146.6	41.5	188.1	
青島	60.0	40.0	30.0	134.0	84.0	36.7	120.7	
青島	40.0	40.0	40.0	120.0	84.0	27.7	111.7	
青島	30.0	44.4	50.0	124.4	84.0	30.0	114.0	
青島	16.0	26.0	26.0	68.0	42.6	0.2	42.8	
青島	40.0	40.0	85.0	165.0	115.5	30.0	145.5	
青島	39.9	37.6	43.6	121.1	77.8	87.2	165.0	
青島	15.0	52.0	54.2	126.2	72.3	9.6	132.9	
青島	30.0	14.0	18.0	62.0	37.1	6.9	69.0	
青島	46.4	19.7	53.1	119.2	111.4	10.0	121.4	
青島	84.0	72.2	72.2	228.4	166.9	86.5	223.4	
青島	46.8	54.6	54.7	156.1	109.3	26.5	135.8	
青島	40.0	30.0	40.0	100.0	70.0	50.0	120.0	
青島	60.2	68.1	25.9	154.2	105.9	68.9	204.8	
合計	2,802.1	2,365.1	2,605.7	7,812.9	5,402.4	2,724.1	8,126.5	

別表(四)の1

水炭移出予想量概算

単位 1,000 吨

地区	炭 出 量					計	(左欄の合計) 移出予定量 A	八月末日現在 在庫量 B	A + B
	9月	10月	11月	12月	計				
北海道	50	10	15	25	25	713	140	1,213	
青森	28	10	12	30	30	285	35	425	
岩手	28	31	35	94	94	293	303	3923	
秋田	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	0.29	1.7	999	
山形	18	10	10	40	40	280	45	830	
福島	26	28	27	21	21	200	30	400	
茨城	34	29	30	83	83	289	144	1,929	
栃木	23	44	45	12	12	114	24	354	
群馬	44	26	26	16	16	152	42	322	
新潟									
富山									
石川									
福井									
山梨	42	44	44	10	10	295	10	195	
長野	10	24	10	24	24	228	10	328	
岐阜	46	10	11	29	29	276	31	686	
愛知	14	14	16	44	44	418	30	218	
三重	202	103	204	209	209	209	25	259	
滋賀	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	0.29	1.0	1.29	
京都									
大阪									
奈良									
和歌山									
徳島	41	0.1	1.1	0.3	0.3	229	25	279	
香川	0.3	0.8	0.4	1.0	1.0	0.95	2.1	3.05	
高松	25	23	22	10	10	0.95	1.0	1.95	
岡山	19	19	15	63	63	444	48	984	
広島	28	29	29	26	26	247	19	437	
山口									
徳島	204	204	208	216	216	215	10	115	
香川	25	26	28	17	17	162	11	272	
高松									
岡山	10	10	12	32	32	304	12	484	
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
山口									
徳島	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
香川									
高松	23	29	28	90	90	855	90	1,255	
岡山									
広島	23	29	28	90	90	855	90		

別表(四)の2

普通薪物出子数表

単位 1000圓

地区	薪物出子数				計	(五項の1/10%) 出子数A	(八項の1/10%) 出子数B	A+B
	9月	10月	11月	計				
北海道	300	340	330	930	930	102.5	410.0	512.5
支庁	15	45	45	105	105	28	254	282
管内	14	43	43	100	100	209	105.2	205.1
山越	45	45	45	135	135	47	99	146
旭川	26.2	23.3	28.0	77.5	77.5	89.7	125.8	205.5
十勝	26.4	17.6	17.7	61.7	61.7	63.9	66.0	130.9
釧路	11.5	12.5	13.7	37.7	37.7	41.5	54.5	96.0
根室	6.2	6.2	6.2	18.6	18.6	18.3	120.1	138.4
管内	36	18	30	84	84	92	80	172
道庁	20	20	30	70	70	66	425	491
管内	20	60	60	140	140	132	21.0	342
管内	300	340	440	1080	1080	1140	650	1700
管内	130	197	255	582	582	640	179.6	243.6
管内	144	117	120	381	381	382	168.0	206.6
管内	20	40	50	110	110	132	26.9	90.1
管内	11.1	11.1	12.1	34.3	34.3	37.7	36.0	73.7
管内	180	240	150	570	570	594	1600	2194
管内	240	170	150	560	560	572	158.9	116.1
管内	14.7	26.5	26.5	67.7	67.7	72.3	41.5	113.8
管内	150	190	220	560	560	618	300	916
管内	46	105	140	311	311	345	300	410
管内	50	35	30	115	115	105	56.5	145
管内	25	22	22	69	69	241	56.5	80.6
管内	120	140	129	429	429	483	76.5	124.8
管内	100	40	50	190	190	209	100	709
管内	40	40	40	120	120	132	68.9	82.1
管内	295.6	316.9	351.4	963.9	963.9	1064.5	2348.6	3410.1

5

別表(四)の1  
木炭

大々新府探向緊急輸送計画 (単位 両走)

上船  
中船  
百両

大船  
百両

送船  
百両

産出	月別	大々新府に対する輸入計画				系 京				神 奈 川				愛 知				東 郡				大 阪				兵 庫			
		9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計				
北海道		1500	1800	1900	4400	1200	800	1,500	3500	1300	200	400	900																
青 森		100	700	800	2,100	600	700	200	2,100																				
岩 手		5900	6500	7400	17800	5000	5100	6300	16400	900	1200	1100	3200																
宮 城		80	100	100	280	80	100	100	280																				
秋 田		750	750	900	2,400	650	650	800	2,100	100	100	100	300																
山 形		640	600	800	1,990	640	650	800	1,990																				
福 島		1300	1600	1,700	4600	300	600	400	1300	1000	1000	1300	3300																
茨 城																													
栃 木		150	300	200	650	100	200	100	400	60	100	100	260																
群 馬		200	350	300	850	150	300	200	650	50	50	100	200																
埼 玉																													
千 葉																													
茨 城																													
神 奈 川																													
新 潟																													
富 山																													
石 川																													
福 井		100		100	200									100							100					200			
山 梨		215	330	300	845	80	130	100	310	80	120	100	300	50	80	100	230												
長 野		480	470	700	1650	60	-	100	160	60	40	100	190	350	410	600	1360												
岐 阜		880	400	1000	2780									880	900	1000	2780												
静 岡		20	30	50	100					20	30	50	100																
愛 知																													
大 阪		80	80	100	260					80	80	100	260					40	20	100	160								

出入 月別	大分県内対公債入計書				京				神奈川				愛知				京都				大阪				兵庫			
	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計
滋賀	25		30	55																								
京橋																	25				30				55			
大阪																												
兵庫																												
奈良	100	100	120	320									15	15	20	50					85	85	100	270				
和歌山	270	310	310	890					10	10	10	30									250	300	300	850				
鳥取	430	500	600	1530													200	250	300	750	150	150	200	500	80	100	100	280
岡山	1700	1950	2100	5750					50	50	100	200	150	150	200	500	900	1000	1100	3000	350	450	400	1200	250	250	300	800
岡山	700	700	800	2200									100	100	100	300					450	450	500	1400	150	150	200	500
広島																												
山口	40	50	100	190																	40	50	100	190				
徳島	50	100	100	250									150	150	200	500					50	50	100	200				
香川																												
松山	50	150	100	300																	50	100	100	250				
高知	400	400	500	1300																	150	200	200	550	200	50	300	750
福岡																					400	400	500	1300				
熊本	250	300	300	850													250	300	300	850								
大分	100	200	200	500																	50	100	100	250	50	100	100	250
宮崎	500	600	700	1800													300	400	400	1100	150	150	200	500	100	100	100	300
鹿児島																					50	100	100	250				
合計	14145	18970	20620	53735	2655	8730	7200	26485	2290	2070	3010	7370	1865	1865	2020	5750	1800	2250	2300	6350	7425	2805	2800	13030	2330	630	1600	2560
総計	26796	38806	41810	107412	9870	11030	12500	33400	2810	2310	3700	8820	2665	2785	3220	8670	1825	2250	2330	6405	6536	6335	7100	19871	2230	750	2400	2980

別表(四)2

新

六大都府縣同緊急輸送計画

單位 層積石

上  
中  
下  
既  
取  
改  
鐵  
道  
船  
車  
其  
他

移入 移出	六大都府縣の出貨数量				東 京				神 奈 川				愛 知				京 都				大 阪				兵 庫			
	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計
北海道																												
青 森																												
岩 手	3000	3000	3000	9000	5000	5000	5000	15000	20000	20000	20000	60000	20000	20000	20000	60000	20000	20000	20000	60000								
宮 城	800	800	800	2400	800	800	800	2400																				
秋 田	3000	2500	2500	8000	3000	2500	2500	8000																				
山 形	1000	1000	1000	3000	1000	1000	1000	3000																				
福 島	28000	30000	30000	88000	8000	10000	11000	29000	20000	20000	20000	60000																
茨 城	10000	10000	10000	30000	15000	15000	15000	45000	4000	4000	4000	12000																
栃 木	42000	40000	38000	120000	22000	17000	18000	57000	20000	20000	20000	60000																
群 馬	3700	5000	5000	14200	2700	3000	3500	9200	1000	2000	2000	5000																
埼 玉																												
千 葉	1800	2000	3000	6800	800	1000	1000	2800	400	1800	2000	5800																
東 京																												
神奈川																												
新 潟																												
富 山																												
石 川																												
福 井	500			500																								
山 梨	2500	3000	32000	37500	6000	7000	8000	21000	9000	8000	9000	26000	12000	15000	15000	42000												
長 野	10000	13000	16000	39000																								
武 庫	5000	4000	5000	14000																								
靜 岡	400			400																								
愛 知																												
三 重	1800	2200	1800	5800																								
計	1800	2200	1800	5800																								



別表(四)の3  
反斯用新

大大都府縣向米港輸送計画

單位：米石  
上級中級下級  
新米  
舊米

出入 品名	大大都府縣向米港輸送計				京				神奈川				愛知				米前				大坂				兵庫			
	7	10	11	計	7	10	11	計	7	10	11	計	7	10	11	計	7	10	11	計	7	10	11	計				
北海道																												
青森																												
岩手	1300	1200	1200	3700	1100	1000	1000	3100	200	200	200	600																
宮城																												
秋田	200	300	500	1000	200	300	500	1000																				
山形																												
福島	2300	2450	2450	7200	1900	2000	2000	5900	400	450	450	1300																
茨城	80	100	150	330	80	100	150	330																				
栃木	400	500	550	1450	300	400	450	1150	100	100	100	300																
群馬	570	600	600	1770	470	500	500	1470	200	100	100	300																
埼玉																												
千葉																												
東京																												
神奈川																												
新潟																												
富山																												
石川																												
福井	20	-	-	20																								
山梨	740	800	1000	2540	520	550	600	1670	70	100	200	370	150	150	200	600												
長野	4200	4600	4650	13450	3400	3600	3500	10500	300	500	600	1400	500	500	550	1550												
岐阜	1700 300	1800	2050	5550 300	800	800	850	2450					1200 300	1400	1600	4200 300												
静岡																												
愛知																												
三重	100	130	130	360									70	80	80	230					30	50	50	130				



入 目 別	大々門下12時台出時数				京				神 東 川				要 町				京 柳				大 阪				兵 庫			
	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計	9	10	11	計
無 誤																												
東 柳																												
大 阪																												
兵 庫																												
東 良	14	20	20	50																								
和 歌 山																								10	20	20	50	
鳥 取	350	300	300	950																								
新 潟	530	680	700	1,910																				350	300	300	950	
四 山	4000	4200	4200	12,400								150	200	200	550	80	80	100	260				300	400	400	1,100		
及 島																								4000	4200	4200	12,400	
山 口	1000	1000	1500	3,500																								
徳 島	300	300	300	900																				1,000	1,000	1,500	3,500	
香 川																								300	300	300	900	
愛 媛	200	200	200	600																								
高 知	50	100	110	260																				200	200	200	600	
福 岡																								80	100	100	280	
岐 須																												
長 崎																												
大 分	50	50	50	150																				50	50	50	150	
宮 崎																												
鹿 兒 島																												
計	12,550	13,750	20,100	56,400	8,470	8,850	9,150	26,470	1,170	1,450	1,650	4,270	2,490	2,330	2,630	7,050	80	80	100	200	6,700	6,070	6,570	19,340				
計	500	550	550	1,600									300			300												
計	13,050	14,300	20,650	58,000	8,470	8,850	9,150	26,470	1,170	1,450	1,650	4,270	2,790	2,330	2,630	7,350	80	80	100	200	6,200	6,620	7,120	20,000				

別表 (五)

9-11月分薪炭緊急輸送用資材所要量調

1. 大々都府縣向自動車用タイマテコーダ所要量 (特配用)

薪炭別	輸送量	一台当り積込量	延台数	延量	延重量	所製材コーダ	特配
木炭	57,100 吨	2.5 吨	22,440 台	20 吨	593,760 斤	236 本	
普通薪	81,350 吨	2.4 吨	33,895 台	25 吨	847,375 斤	340 本	
瓦斯用薪	37,900 吨	2.5 吨	15,160 台	16 吨	242,560 斤	76 本	
計			19,495 台		1,682,695 斤	676 本	326 本

註1. 輸送量は全榜入量の木炭60%、普通薪55%、瓦斯薪5%としてみた。  
2. タイマテコーダ一台分(44本)の使用可能距離は10000新としてみた。

2. 全国貨物自動車用ガソリン所要量

薪炭別	量均	輸送量	二輪台数	延台数	延重量	ガソリン	ガソリン所要量	大々都府縣向特配
木炭	29 新	114,287 吨	2.5 吨	45,140 台	1,375,013 斤	0.3 升	412,395 升	
普通薪	27 新	249,226 吨	2.4 吨	90,984 台	2,139,319 斤	0.3 升	628,846 升	
計							1,041,241 升	240,000 升

3. 全国機関動用重油所要量

薪炭別	輸送量	照七換算	標準重量	一当り所要量	所要重量	備	考
木炭	31,400 吨	108,620 吨	0.01 升	1,086 升			
普通薪	355,600 吨	111,100 吨	"	1,111 升			
瓦斯用薪	1,700 吨	5,610 吨	"	56 升			
計		220,330 吨		2,203 升			

註 大々都府縣向緊急輸送に要する重油量は1,579新とある

4. 大々都府縣向薪炭輸送用凍害燃料所要量 (特配用)

薪炭別	輸送量	一回所要量	延日数	一回所要量	燃料所要量	備	考
木炭	34,040 吨	1.0 吨	34,040 日				
普通薪	657,308 吨	1.2 吨	554,775 日				
瓦斯用薪	204,000 吨	2.0 吨	102,000 日				
計			590,815 日	0.005 升	900 升		

註 輸送量は全榜入量の木炭40%、普通薪45%、瓦斯用薪35%としてみた。



木材創出計画表

(單位千)

	24年	25年	26年	27年	28年	23年計画
造船用	1,500	500	200	100	100	1,750
船舶修補用	900	300	-	-	-	300
輸送	5,800	5,900	6,000	6,100	6,185	5,818
海運	500	550	600	650	700	450
電信	1,100	1,150	1,150	1,200	1,250	1,092
電力	1,300	1,350	1,360	1,400	1,400	1,250
石炭	14,000	14,100	14,500	14,500	14,700	13,710
加又及コ-?又	20	20	20	20	20	17
鉄鋼	300	300	300	300	300	310
鉄山	1,350	1,400	1,450	1,500	1,500	1,290
石油	80	100	120	120	130	70
金屬工業	130	140	150	150	150	120
船舶	2,500	2,600	2,655	2,700	2,700	2,520
機械	1,760	1,850	1,900	2,000	2,100	1,530
紙	180	180	180	180	180	158
化學肥料	390	390	350	350	350	360
化學工業	400	400	350	350	350	250
纖維工業	500	800	900	900	900	1,000
紙及パルプ	6,900	7,500	8,100	8,400	9,000	6,000
製糖	140	130	130	130	130	100
肥料	1,100	1,110	1,140	1,150	1,200	900
紙	151	150	160	165	165	150
水産	920	930	920	900	850	1,000
林産	50	50	50	50	50	40
畜産	80	90	100	100	100	60
食品加工	1,130	1,180	1,200	1,200	1,210	1,030
煙草	300	300	300	300	300	600
衛生用品	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	2,957
衛生用品	110	110	110	110	120	100
建築	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
土木	200	200	180	180	180	150
建設	1,700	1,700	1,700	1,700	1,600	1,562
小口需用	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
其他産業	800	800	900	900	900	688
文化厚生施設	2,700	2,700	2,700	2,660	2,500	2,420
官公需	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,150
計	70,684	70,087	72,103	72,987	74,298	68,172

採炭  
合採原木  
1,000  
1,000

100%  
98  
100

99  
42  
17

副産未集荷促進対策要綱

(二二九一〇)

一 畜産生糸製造業者(爾決定所を含む)及び蚕種製造業者の生産意欲を増進し且其の生産せる副産未の集荷を円滑促進せしむる爲左の措置を講ずるものとする。

二 副産未の生産者に対して農林大臣の指示する数量を超へて副産未を供出した場合は左の率に依り織造製品を還元特配するものとする。

副産未供出数量	單位	織造製品 (第ニ〇四付)	副産品の還元 (第五五五付)	計
一〇〇%以上の場合	原料一貫に付	〇.五碼	〇.三碼	〇.八碼
一〇〇%以上の場合	〃	一碼	〇.五碼	一.五碼
一三〇%以上の場合(超過分に対し)	〃	四碼	二碼	六碼

但し供出数量の單位は毎四半期毎とす。  
右の特配方法に就ては別途協議の上決定するものとする。

1.13  
1024

三、普通の養蚕家に対しては、玉屑繭の自家用を全面的に許可して居る關係上、之と均等ならしめる爲めに、種繭生産養蚕家に対しては、生産せる種繭の出售兩の内、其の二割を希望ある場合は、自家用として、農林大臣の許可の上、使用せしめるものとす。



五、主務官廳は経済安定本部の年間概算計画指示後十五日以内に国道財源別、用途別需要計画を概算で提出する。

六、国道財源別需要計画は北海道産物、本管の各々、秋田さき等（以下特産物）を特に必要とするものについてはその用途別に分して提出する。

七、農林省は前号の需給計画に基き、国道財源別年間生産供給計画並に輸送力、海上輸送力、勘案して年間の国道財源別用途別需給計画を決定し、経済安定本部の年間需給計画指示後一ヶ月以内、国道財源別、農林省、国材調整事務所長に対し、決定を指示する。其に需要計画を調整の上、主務官廳に通知する。

八、国材調整事務所長は前号第二項の特殊整理の需要について、その生産供給の計画を概算でその需要部門別、相当通知する。

九、経済安定本部は年間概算需給計画を基として、四半期毎に鉄道及海上輸送力、生産能力、輸入及需要の状況に應じて、四半期需給計画を策定し、その実施を農林省及主務官廳に指示する。

十、主務官廳は経済安定本部の四半期需給計画に基き、国道財源別四半期需要計画を概算で農林省に提出する。

十一、特殊整理を特に必要とするものについては、これを用途別に分して提出する。

十二、農林省は前号の需要計画に基き、原木、材木、炭、造材用材、車輪用材、バルブ用材等については、国道財源別用途別、移入消費計画及特殊整理の供給計画を策定し、国

道財源別、農林省、国材調整事務所長に対し、決定を通知し、指示する。其に需要計画を調整の上、主務官廳に通知する。

一、主務官廳は第七号の需給計画に基き、木材の最終需要者に対し、需要者別、証明書を発行する。但し、第七号の指示用材及特殊整理については、同号の調整を以て、其の需要計画に基き、発行する。但し、証明書は当該四半期中に発行する。

二、四半期需給計画に於いて、主務官廳は、特殊整理を策定する。此等の特産物、木材、炭、造材用材、車輪用材、バルブ用材等については、主務官廳は、特殊整理の供給計画に基き、調整を以て、其の需要計画に基き、発行する。但し、証明書は当該四半期中に発行する。

三、主務官廳は、需要者別、証明書の発行に當り、その証明書の請求は、証明書を発行する者、其の農林省、国材調整事務所長に提出する。

四、原木、材木、炭、造材用材、車輪用材、バルブ用材、一般用材の内、国道財源別、用途別、需要者別、指示するものについては、主務官廳は、農林省、国材調整事務所長に提出し、其の決定を指示する。其に需要計画を調整の上、主務官廳に通知する。

五、農林省、国材調整事務所長は、前号の指示に基き、特殊整理の供給計画に基き、調整を以て、其の需要計画に基き、発行する。但し、証明書は当該四半期中に発行する。

六、輸入木材については、貿易統計上の輸入の相対経済安定本部及農林省、其の特殊整理の供給計画に基き、調整を以て、其の需要計画に基き、発行する。

七、経済安定本部はこの輸入木材につき、その主務官廳の需要申請に基づき、需要部門別、調整を以て、其の需要計画に基き、調整を以て、其の需要計画に基き、発行する。



る。主務官庁は、その制当の理由貿易行と協議の上、必要を以て対し、需受者制当証明書を発行する。

輸入材は、本府販賣業者に譲渡す。為替は、経済安定本部は、農林省の申請に基づき、販賣業者制当証明書を発行し、指示する。農林省はこの指示に依り貿易行と協議の上、販賣業者制当証明書を発行する。

三、農林省が、朝鮮新羅内における木材の生産、流通と需要及其荷運との不均衡を更正する必要があるとして、現の所は、経済安定本部の指示に基づき、主務官庁及農林省は、これにより、需受者制当証明書を発行することにかたざる。

(1) 主務官庁が、発行する場合は、農林省と協議して発行する。

(2) 農林省は、農林省が、朝鮮新羅内において、制当材が、木材需給調整委員会に諮り発行される。

右の証明書は、第三項により発行し、当該需受者制当材内においてのみ有効にして、必要に依り、第十八号に準じて、條件を附することかたざる。

四、水産小口需受は、して一回半期一世帯用材、換算五石以下の数量需受にして、別規定を以て、扱ふ。扱ふものは、需受者制当証明書を、発行することかたざる。

五、前号の数量需受以上一〇石以下の水産小口需受及主務官庁の明認する一〇石以下の

需受者の一〇石以下の水産小口需受は、計して、農林省が、需受者制当証明書の申請により、需受者制当証明書を、発行することかたざる。

六、販賣業者制当証明書は、四年半期毎に、本府販賣業者（専任業者及専任業者）は、組長に提出し、於けるその業者の制当証明書を、計する販賣業者（兼務業者）の業者制当証明書は、兼務業者の業者制当証明書と、併せて提出し、於けるその業者の制当証明書を、計する。併せて提出し、於けるその業者の制当証明書を、計する。併せて提出し、於けるその業者の制当証明書を、計する。

七、本府販賣業者は、販賣業者制当証明書の申請を、記入した販賣業者手帳を、毎四年半期、本府所在の農林省が、需給調整本部所長に提出する。農林省は、需給調整本部所長に、この手帳と、その業者より、提出した、需給調整本部所長に、提出する。併せて提出し、於けるその業者の制当証明書を、計する。

八、主務官庁又は農林省及農林省が、需給調整本部所長に、提出する。併せて提出し、於けるその業者の制当証明書を、計する。

九、主務官庁又は農林省及農林省が、需給調整本部所長に、提出する。併せて提出し、於けるその業者の制当証明書を、計する。

十、主務官庁又は農林省及農林省が、需給調整本部所長に、提出する。併せて提出し、於けるその業者の制当証明書を、計する。



三、 販賣業者は三式を記入する販賣者台帳を準備する。必要する  
毎日の在庫数量

一、 譲渡者の種類、数量、品名、年月日、譲渡者の氏名及住所

二、 譲渡しの種類、数量、品名、年月日、譲渡者の氏名及住所

三、 譲渡者の発行所、担当者、担当者名、担当者職別

四、 生産業者及販賣業者は毎月二十日迄に前月中の引当品の消費額を証明書又は販賣  
業者別当証明書と農林省資料明細表を所管官に送達せしめらるる。

五、 前項の場合を併ぐ前項を別当証明書と引換之れ本村を構成したる(販賣業者を除く)  
は二十日以内の当該別当証明書とその発行所を返還せしめらるる。

六、 各主務官庁は毎月所要資料の用込別冊要領別表の発行数量を毎月初在庫数量  
物入手量及び毎月在庫数量との翌月十八日迄に総務省農本館に報告する。

七、 農林省は農林省資料明細表を所管官より翌月の消費業者別当証明書の発行数量、前項所管  
内消費量、物出量、物入量、在庫量及生産量並に用途別消費別冊要領別表を毎月  
二十日迄に総務省農本館に報告する。

附則

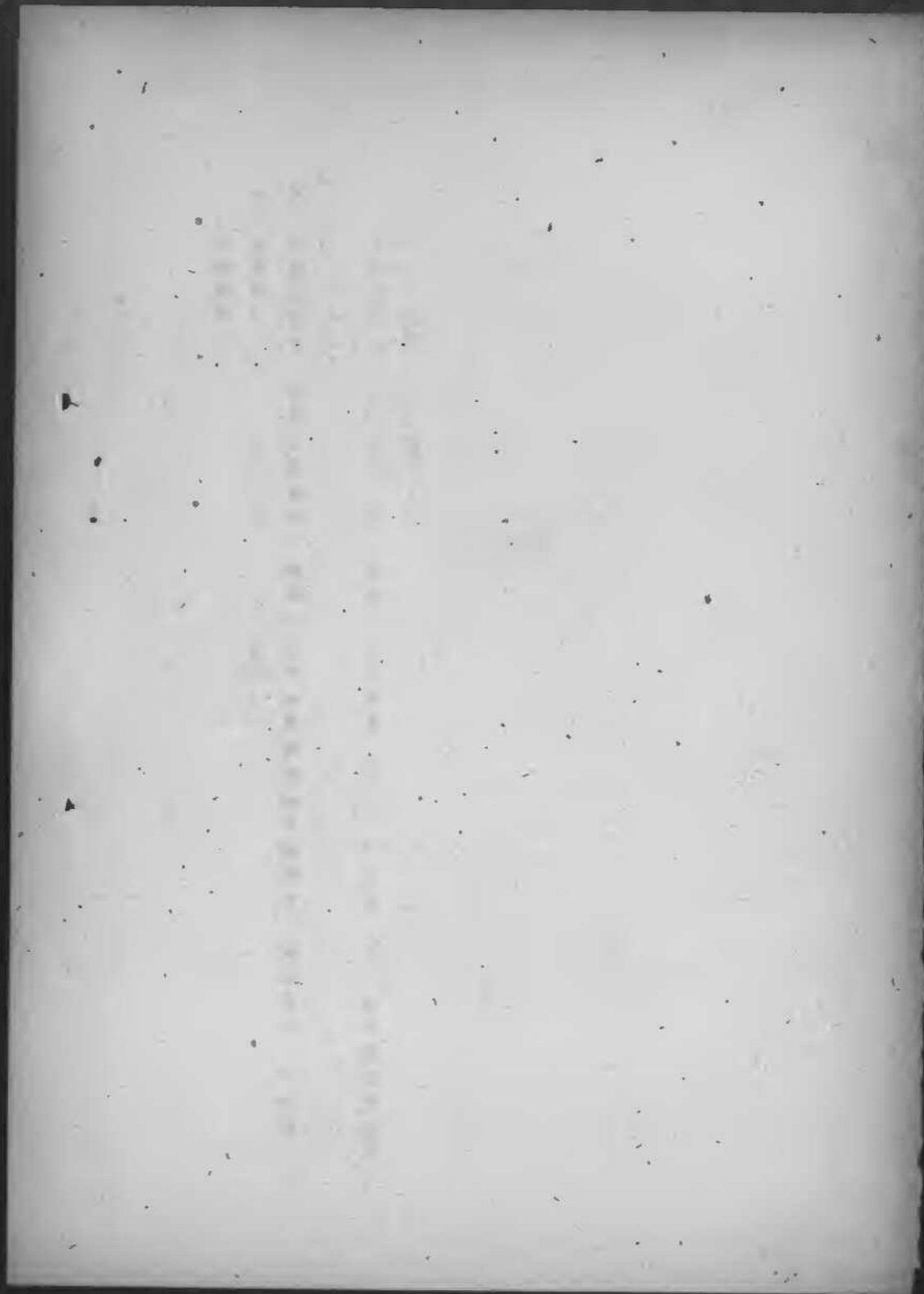
- 一、 販水用材、農機具用材、耕寸用材、農用用材、肥料用材、林産物用材、一般用材、農産

は各該用材をさす。

二、 本要領別表約二十三年十月一日より実施する。

三、 各級及農家の損失を農産物の解除は損失生産資料別当證明第一版別表第一水改正之れ  
及附より実施する。

四、 本附録送証明書領第一号明細表送証明書表のつては受としは農林省資料明細表  
附冊表の送証明書の表とする。



經濟復興計畫委員會

造林五年計畫資料

經濟復興計畫委員會

9.16
4~2
✓

179

### 造林小委員会の設置について

#### 1. 趣旨

農林省の経済復興計画造林委員会が組織されたことは、林業五年計画は造林の機会進行と  
絶対的條件としたものであるが、これが完遂はいつかは尚幾多の隘路あり、或は根  
本的に従来の防衛政策と異つた造林促進対策を講じなければならぬ。此の他大なる計画の完  
遂は必ずしも必ずしも思料されるので、これが更なる政策を考案し樹した。林業小委員  
会委員 山本 平保、松川 兼成、矢野五郎、西山 又好、

#### 造林小委員

幹事	植田 武夫、赤松 徳雄	日比野 宏、小竹 二郎
委員	北原 寛治、山本 辰男、(三子造林) 野田 實治、 有馬 政郎、(三井造林) 花田 政助、(造林中央会) 倉田 吉雄、(林野局参事)	
委員	小瀬 今村 (三井造林)	
委員	植田 武夫、赤松 徳雄	

#### 2. 現在の隘路的な問題

- (1) 補助金削減の趨勢
- (2) 造林費の増大
- (3) 融資の初力及限度
- (4) 造林意欲の低減
- (5) 造林費負担能力の低減

#### 3. 考究すべき問題

- (1) 技術指導
- (2) 関係機関の調整
- (3) 造林費の確保
- (4) 造林促進の法的措置

### 造林五年計画

E.S.B 林産課

日本林業の再興を担ふ造林計画は既に林野局から報告してあるが、其後経済復興本部が中  
心となつて計画して、ある経済復興計画の進捗に伴い、農の造林計画策定当時と比較して種  
々な情勢が変化したので改めて造林計画を立案することとなり、経済復興本部と林野局の両課  
の結果此の計画が策定された。

上記の情勢変化中最大のものは今般に予想される伐採量の増加である。繰で述べる通り  
増加した伐採量の増加である。繰で述べる通り増加した伐採量を現況の利用林に負担させ

造林五ヶ年計画

五. S. B 林業課

日本林業の再興を担ふ造林計画は既に林野局から報告してあるが其後経済安定本部が中心となって計画してゐる経済復興計画の進捗に伴ひ、曩の造林計画が著しい比減して種々の情勢が変化したので改めて造林計画を立てる必要となり、経済安定本部と林野局の両職の結果此の計画が策定された。

上記の情勢変化中最大のものは今般に予想される伐採量の増加である。後で述べる概ね増加した伐採量の増加である。後で述べる概ね増加した伐採量と理社の利用林に負担させるべきと聖域する為には経済復興計画中に林道建設や治山治水事業及び造林事業等の林業関係産業の増力を推進する組み入れをべく努力してゐる。然して林野局及び経済復興計画林業小委員会の一致した方針は増大する森林伐採をなるべく異地林の開發利用にまつて遂行しようといふことであつて異地的に異地林開發林道の建設等を國有林では1949年度に於いて森林道建設事業の2336であるのを1953年度には3396に引上げ國有林の伐採を3896から4696を増加せしめんとしてゐる。此うした前案の下に以下述べる造林計画が計画されるのである。

造林計画

1. 昭和22年度末(1947年度末)の要造林地面積

2. 國有林

國有林の伐採地地面積は1947年度末で約110,000町歩であつた。しかし林野局で此の全面積を再調査したところ約31万町歩は拮抗は勿論であるが第二次林が成立してゐるものが判つた。この爲國力の増進から見て此の面積の造林は相当期間延期して更新林木が少しでも利用しようとする必要があるので折つて造林する方針を定めた。此の結果要造林地面積は262,911町歩となつた。

3. 私有林

私有林の1947年度末要造林面積は1,600,000町歩である  
4. 荒廃林野

治山事業の対象となる荒廃林野は1947年度末で山越 245,000町歩、海岸々々 2,000町歩である。

以上の面積が1947年度末を早急に造林を必要とする面積であつて、その合計は1762,000町歩である。

5. 今般の伐採に伴ひ発生する要造林地

第一項で述べた要造林地の他に今般毎年の森林伐採は31万町歩の要造林地が発生する。目下経済安定本部で立案中の経済復興計画によれば、我國森林の伐採量は次第の如く用材が2700万石、薪炭立木が600万石、合計が3300万石となる。

用新採火採計畝

単位 1000 畝

	1948	1949	1950	1951	1952	1953
用 採 林	84,700	97,000	97,000	97,000	97,450	98,500
新 採 林	28,870	31,000	31,000	35,100	35,300	37,600
代 採 林	55,830	66,000	66,000	62,000	62,150	60,900
新 採 林	87,130	96,000	96,000	94,000	92,500	91,000
代 採 林	19,130	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
新 採 林	68,000	68,000	68,000	66,000	64,500	63,000
代 採 林	174,830	193,000	193,000	191,000	189,950	187,500
新 採 林	47,940	63,000	63,000	63,000	63,300	63,600
代 採 林	123,890	130,000	130,000	128,000	126,650	123,900

此の生産の爲に採採される森林面積は次表の通りである。

採 採 積

単位 町歩

	1948	1949	1950	1951	1952	1953
用 採 林	182,851	269,295	269,295	269,295	269,295	269,295
新 採 林	155,033	205,108	205,108	205,108	206,084	207,060
代 採 林	27,818	64,187	64,187	64,187	63,211	62,235
新 採 林	597,055	634,582	634,582	617,495	608,313	606,859
代 採 林	177,530	189,024	189,024	189,024	189,482	191,768
新 採 林	419,525	445,558	445,558	428,471	418,831	409,091

上記の表に示される採採面積は毎年合計約877,000~900,000町歩に達するが、大部分は此の中米陸採採面積を必要とする面積に次の通りである。

2. 國 有 採 採

1948年以降の主要面積約200,000町歩の中約70,000町歩は人工を初め、  
ないでも天然に更新されるので約130,000町歩が主要採採地である。

国有採採の用材採採は100%人工採採とするに比し、新採採は其の採採面積の5%を人工採採することになり、次に主要採採地面積は約210,000町歩である。  
以下今般採採を平型される主要採採地面積と地中は次表の通りである。

(3)-1

國 有 採 採 地

(単位 町歩)

	1948	1949	1950	1951	1952	1953	計
人工採採	29,120	32,877	32,877	32,877	32,971	33,129	193,673
天然更新	62,250	102,554	102,554	102,554	103,042	103,730	576,484
計	91,370	135,431	135,431	135,431	136,015	136,859	770,157

国有採採採採地

(単位 町歩)

	1948	1949	1950	1951	1952	1953	計
人工採採	198,006	241,102	241,102	244,013	240,224	242,223	1253,571

3. 採採の方針

4. 國有採採



1948年以降の主伐面積約20,000町歩の中約70,000町歩は人工を初  
 らない天然更新されるので約130,000町歩が要造林地である。

公有林 公有林  
 公有林の用材採伐は100%人工造林をすることをし新伐林は其の伐採面積の5%を  
 人工造林することとし、其、次に要造林地面積は約210,000町歩である。  
 以下今後発生を予想される要造林地面積を掲げれば次表の通りである。

要 有 林 地 採 伐 地 (単位 町歩)

	1948	1949	1950	1951	1952	1953	計
人工植 栽	28,120	32,877	32,877	32,877	32,971	33,129	193,673
天然更新 採 伐	62,250	102,554	102,554	102,554	102,042	102,530	576,484
計	90,370	135,431	135,431	135,431	135,013	135,659	770,157

公有林火採地要造林地 (単位 町歩)

	1948	1949	1950	1951	1952	1953	計
人工植 栽	19,806	21,102	21,102	20,413	21,024	21,223	125,670

3 造林の方針

a. 国有林  
 今後経済的に発生する約130,000町歩の要造林地は、その中25%を人工植栽に  
 より造林し残りの75%が天然更新に依存するものとする。此の造林地は原則として少  
 くとも翌年度には完全に造林を完了する方針をとり、其、5年度の様子出  
 来のため播種が不足しておるので計画の前期は少ししか出来ぬが5年間で播  
 種に遅延を及ぼさずすることとする。  
 ・現存250,000町歩の要造林地は10年を単位として造林することとしその半分を1  
 948年以降1953年までに完了することとする。

b. 公有林  
 経済的に発生する年間約210,000町歩の火採地は要度中に造林を完了するこ  
 ととする。但し、翌年度の造林面積は当該年度の火採地要造林地面積に準じがらしめる。  
 残存の195,000町歩は1947年以降10年間で造林することとしその半  
 分を1953年までに完了する。  
 c. 公有林野官林造林  
 公有林野官林造林事業として既に契約の成立している42,678町歩の造林を19  
 52年までに完了する。  
 但し、新種の契約は締結せぬものとする。

4 森林五ヶ年計画

以上述入の方針123リ注の計画で造林する。

国有林造林計画

1947年度の 国有林造林	人工植栽 人工補植	計	年度										計
			1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955			
244,468	46,770	198,650	-	-	-	20,430	-	17,183	17,183	17,183	2,960	48,716	64,877
-	49,178	19,650	-	-	-	20,430	-	17,183	-	17,009	130,533	130,533	
-	-	25,697	-	-	-	34,100	-	32,877	32,877	32,877	164,388	164,388	
-	-	62,250	-	-	-	100,000	-	103,000	103,000	103,704	472,954	472,954	
-	-	-	-	-	-	87,947	-	134,100	137,947	136,817	633,342	633,342	
-	-	244,468	-	-	-	254,697	-	341,100	422,000	520,000	1,740,000	2,222,000	
-	-	48,370	-	-	-	87,900	-	100,000	103,000	104,000	541,676	541,676	
-	-	69,178	-	-	-	123,597	-	134,100	145,000	144,000	1,800,000	2,638,760	

国有林造林計画

1947年度の 国有林造林	人工植栽 人工補植	計	年度										計
			1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955			
5,126	4,368	9,494	25,457	64,896	87,269	116,490	137,017	439,309	439,309	166,851	166,851		
-	11,494	38,988	-	-	-	88,988	119,527	159,576	187,777	606,190	606,190		
-	123,074	143,549	-	-	-	154,104	153,631	153,810	154,923	822,891	822,891		
-	25,032	62,553	-	-	-	16,998	58,822	56,814	52,300	370,919	370,919		
-	198,596	211,102	-	-	-	211,102	210,813	210,424	212,223	1,253,810	1,253,810		
-	-	3,620	-	-	-	4,700	12,000	12,000	12,000	-	42,600	42,600	
-	-	-	-	-	-	133,700	174,190	229,000	252,900	282,778	292,000	1,364,578	
-	-	19,800	-	-	-	8,000	89,100	99,000	108,000	108,000	537,800	537,800	
-	-	213,100	-	-	-	242,500	302,000	382,678	400,000	1,902,678	1,902,678		

国有林国有林造林面積合計

人工植栽 人工補植	年度										計
	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955			
154,108	204,197	253,400	294,900	332,778	362,000	1,187,083	1,187,083				
128,570	169,900	181,660	182,100	243,900	212,000	1,079,470	1,079,470				
計	282,678	374,097	435,060	477,000	576,678	2,266,553	2,266,553				

5 国有林の伐の計画

以上列挙した造林計画123リ注の計画で造林する。造林計画以上の伐の計画は下江集中である。

Allocation Table of Timber in 3rd Quarter 1948  
 昭和二十三年度第三、四半期木材配当計画表

(E. S. B. F. P. S.)  
 (經本 林産課)

claimant 主務部	purpose 分類	Quantity 数量 (unit: Koku) (單位 石)							Remarks 備考
		general use 一般用材	ship building 造船用材	vehicles 車輛用材	mining 坑木	Telephone pole 電柱	sluper 枕木	pulp 用材	
MCI	For Allied Forces 進駐軍用	100,000							
"	For removal of reparations 賠償撤去用	0							
"	Export 輸出用	200,000	20,000	25,000					
MT	Land transportation (Government Railway) 陸運 (國鉄)	280,000		250,000		26,000	360,000		
"	(Private Railway) (私鉄)	35,000		35,000		5,000	120,000		
"	(Miscellaneous transportation) (小運送)	120,000		32,000					
"	(Total) (小計)	(435,000)		(317,000)		(31,000)	(480,000)		
"	Marine transportation & Warehouses 海運倉庫	100,000	25,000				5,000		
MC	Communication (Electric Communication) 通信 (電気通信)								
"	(Others) (その他)								
"	(Total) (小計)	150,000		500		60,000			
MCI	Electric Power 電力	150,000				110,000			
"	Coal mining (Coal) 石炭採掘 (石炭)	265,000			2995,000	10,000	18,000		general use of timber inclusive of solid fuel distribution Kodan 15,000 Koku 一般用材 配炭公団 15,000石を含む

claimant 主請官庁	Purpose 分 類	Quantity 数量 (unit: Kokus)							Remarks 備 考
		general use 一般用材	Ship building 造船用材	Vehicles 車輛用材	mining 坑 木	Telephone Pole 電 柱	Sleeper 枕 木	Pulp パルプ用材	
MCI	Coal mining (Lignite)	石炭鉱業 (亜炭)	35,000			112,500			
"	(Total)	(小計)	(300,000)			(3,087,500)	(10,000)	(18,000)	
"	Gas & Coke	ガス、コークス	2,000						
"	Iron & steel	鉄 鋼	50,000					2,000	
"	Minings & refining	鉱山製錬	50,000			150,000			
"	Petroleum	石 油	15,000			2,500			
"	Metal industry	金属工業	35,000						
MT	Ships	船 舶	25,000	555,000					
MCI	Machine (agricultural implements)	機 械 (農機具)	200,000						
"	(electric communication)	(電気通信機械)	25,000						
"	(others)	(其の他)	90,000		115,000				
"	(Total)	(小計)	(315,000)		(115,000)				
"	Ceramic industry	窯 業	38,000					3,000	一般用材 炭力比 3,000を合す
"	chemical fertilizer	化学肥料	60,000					2,000	
MAF	Chemical industry (agricultural chemicals & fats)	化学工業 (農薬油糧)	6,500						
MF	(camphor)	(樟 腦)	1,500						
MCI	(others)	(其の他)	47,000						

claimant 主請官庁	Purpose 分 類
MF MAF MCI	Chemical indu (Total)
MAF	Textile indu (Raw silk)
MCI	(others)
	(Total)
MCI	Paper & pul
MF	Salt manuf
MAF	Agriculture
"	Forestry
"	Fishing
"	Sericultural
"	Grazing indu
"	Foodstuff ind (Liquor)
"	(others)
"	(Total)
MF	Tobacco indu
MCI	Daily Necessari (Briquette & Smallbrig)

claimant 主請者		Purpose 目的	Quantity 数量 (unit: Koku)	Remarks 備考
MF	MAF	Chemical industry (Total)	55,000	
MAF		Textile industry (Raw Silk)	15,000	
MCI		(Others)	100,000	
		(Total)	(115,000)	
MCI		Paper & pulp	30,000	
MF		Salt manufacture	20,000	
MAF		Agriculture	180,000	
"		Forestry	20,000	
"		Fishing	25,000	
"		Sericultural industry	10,000	
"		Grazing industry	15,000	
"		Foodstuff industry (Liquor)	15,000	
"		(Others)	235,000	
"		(Total)	(250,000)	
MF		Tobacco industry	120,000	
MCI		Daily Necessaries (Brigette & small brigettes)	2,000	Inclusive Japanese Style Cask 100,000 koku 和樽100,000石を含む

-12-

183

claimant 主請者	Purpose 目的	Quantity 数量 (unit: Koku)	Quantity 数量 (unit: Koku)							Remarks 備考
			general use 一般用材	ship building 造船用材	vehicles 車輛用材	mining 坑木	Telephone pole 電柱	Sleeper 枕木	Pulp パルプ用材	
MF MAF MCI	Chemical industry (Total)	55,000								
MAF	Textile industry (Raw Silk)	15,000								
MCI	(Others)	100,000								
	(Total)	(115,000)								
MCI	Paper & pulp	30,000						2,000	1,238,000	
MF	Salt manufacture	20,000								
MAF	Agriculture	180,000								
"	Forestry	20,000								
"	Fishing	25,000								
"	Sericultural industry	10,000								
"	Grazing industry	15,000								
"	Foodstuff industry (Liquor)	15,000								
"	(Others)	235,000								
"	(Total)	(250,000)								
MF	Tobacco industry	120,000								
MCI	Daily Necessaries (Brigette & small brigettes)	2,000								Inclusive Japanese Style Cask 100,000 koku 和樽100,000石を含む

-13-

claimant 主務官庁	purpose 分類	quantity 数量 (unit: Kaku)							Remarks 備考	
		general use 一般用材	ship building 造船用材	vehicles 車輛用材	mining 坑木	Telephone pole 電柱	Sleepers 枕木	Pulp 心材用材		
MCI	Daily necessities (others)	日用生活用品 (その他)	656,000							
"	(Total)	(小計)	(652,000)							
N.W	Medical supply	衛生用品	20,000							
B.C	Public works	土木	300,000						2,000	建築を含む
"	Construction	建築	2750,000							
MF	Miscellaneous industry (organ of monetary circulation)	その他産業 (金融機関業)	1,500							
B.C	(Public works & construction)	(土木建築業)	10,000							
"	(quarry industry)	(土石採取業)	3,000							
"	(Cinema & theatrical)	(映画演劇)	4,000							M.C.I. 3,000 商工省 Printing Board (MF) 印刷局 5,000
MF MCI	(Printing & bookbinding)	(印刷製本)	8,000							
"	(Small demands)	(小口需要)	100,000							
"	Kodan (Total)	復興公団 (小計)	8,000 (148,000)							
ME MW ML MT	Culture & Welfare institutes	文化厚生施設	1,350,000							MJ 15,000 MCI 1500 商工省 郵工省 ML 20,000 ME 200,000 商工省 文部省 MW 118,500 厚生省
B.C	Government & public demands (B.C)	官公需 (建設省)	120,000							

claimant 主務官庁	Purpose 分類
MJ	Government & Public (M.J)
MF	(M.F)
MW	(M.W)
ML	(M.L)
ME	(M.E)
MAF	(M.A.F)
MCI	(M.C.I)
MT	(M.T)
	(Supreme Court)
	(Headquarters of National Fire Brigade)
	(Public demands)
	(Total)
	Raw material
	Total
ESB	Reserves
	Grand Total

-14-



31.

1928
4-2
↓



9.30  
4-2  
✓

木材年次別配当見込表

(単位 千石)

部門別	年次別						24~28 計
	24	25	26	27	28	24~28 計	
陸	5,800	5,900	6,000	6,100	6,185	28,985	
海	500	550	600	650	700	3,000	
通	1,100	1,150	1,150	1,200	1,250	5,850	
電	1,300	1,350	1,340	1,400	1,400	4,810	
炭	1,100	1,110	1,140	1,150	1,200	5,900	
林	151	150	160	145	165	791	
水	920	930	920	900	950	4,520	
建	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000	
大	200	200	180	180	180	940	
水	1,700	1,400	1,700	1,900	1,600	8,400	
其	1,700	1,400	1,700	1,900	1,600	8,400	
他	1,700	1,400	1,700	1,900	1,600	8,400	
一	1,700	1,400	1,700	1,900	1,600	8,400	
般	1,700	1,400	1,700	1,900	1,600	8,400	
文化	2,700	2,900	2,900	2,660	2,500	13,260	
展	2,700	2,900	2,900	2,660	2,500	13,260	
公	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
需	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
計	31,441	31,740	31,910	32,105	32,030	159,226	

(1)

9

普通類々款年次別配当見込表

(単位 円)

部門別	年度別	24	25	26	27	28	29	30	31
陸	逓進	230,000	311,000	331,000	340,000	360,000	1,660,000		
	逓退	8,500	22,000	17,000	9,000	37,000	42,500	90,000	
海	逓進	8,000	22,100	27,000	32,000	32,000	37,000	42,500	121,000
	逓退	3,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	18,000	
電力	逓進	80,000	80,100	100,000	100,000	110,000	110,000	470,000	
	逓退	11,000	18,500	25,000	35,000	35,000	125,100		
林業	逓進	1,000	12,800	18,100	21,000	21,000	24,900		
	逓退	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,500		
水産	逓進	12,000	32,800	58,000	50,000	62,000	195,600		
	逓退	10,000	71,000	158,000	284,000	245,000	750,000		
文化厚生施設	逓進	2,500	15,200	21,300	35,000	35,000	109,000		
	逓退	2,000	5,000	6,500	9,000	10,000	32,500		
合計	逓進	8,000	11,000	13,000	36,000	41,000	109,000		
	逓退	58,100	581,400	968,400	865,000	942,000	3,507,900		

(4)

セメソノ十年次別配当見込表

(単位 円)

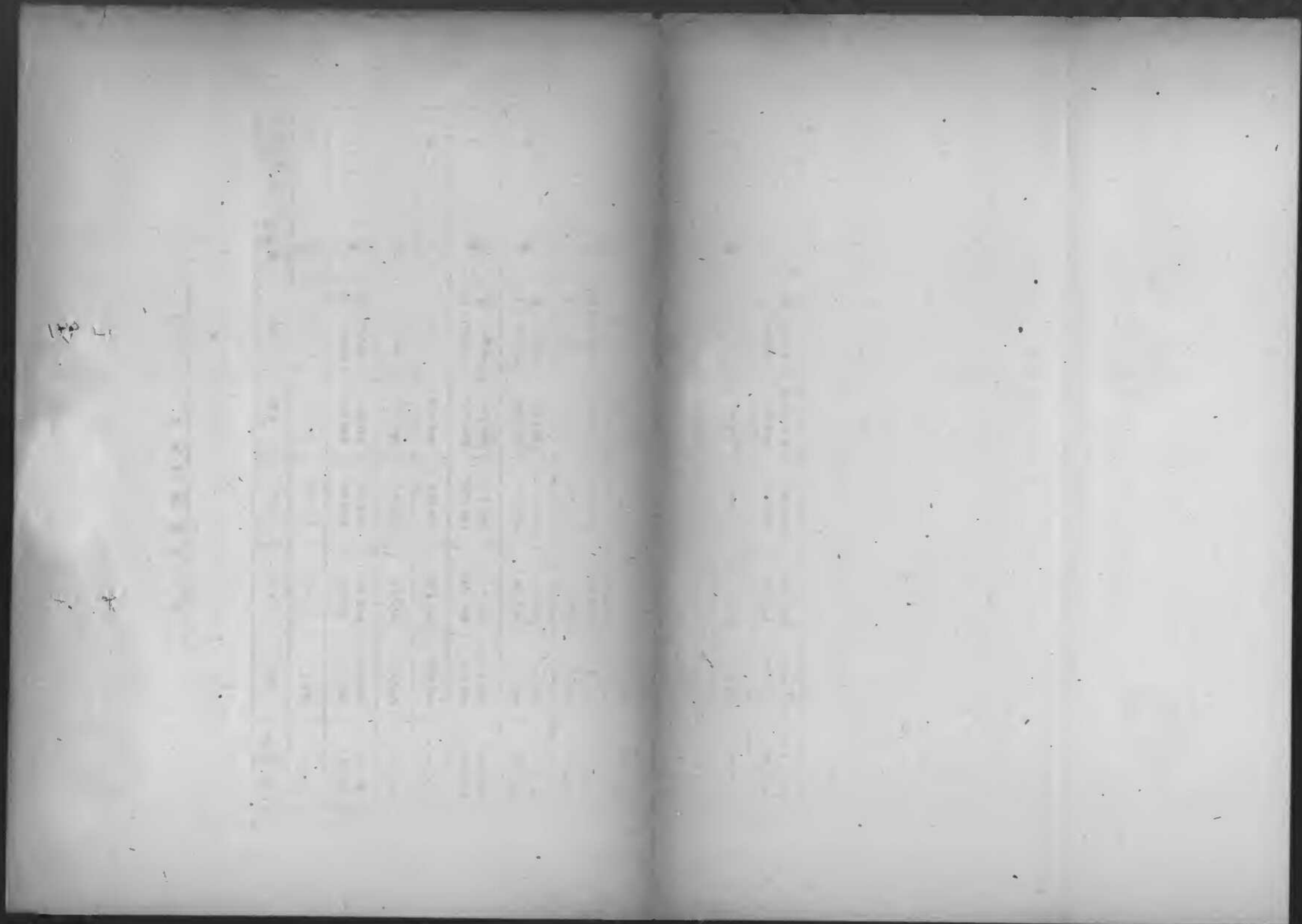
部門別	年度別	24	25	26	27	28	29	30	31
陸	逓進	300,000	325,000	350,000	350,000	350,000	350,000	1,695,000	
	逓退	92,000	131,000	140,000	150,000	180,000	568,000		
海	逓進	12,111	20,000	30,000	50,000	50,000	112,000		
	逓退	12,111	20,000	30,000	50,000	50,000	112,000		

セメソト年次別配当見込表

(単位 円)

部門別	年度別	24	25	26	27	28	24~28
陸	運	500,000	525,000	550,000	554,000	550,000	10,754,000
海	運	99,000	131,000	140,000	154,000	180,000	658,000
	運	12,000	20,000	30,000	50,000	50,000	162,000
通	信	35,000	40,000	50,000	55,000	50,000	231,000
電	力	555,000	700,000	950,000	780,000	780,000	3,565,000
農	業	120,000	180,000	200,000	197,000	207,000	914,000
	業	30,000	45,000	53,000	53,000	53,000	234,000
林	業	34,100	38,700	41,900	48,900	54,900	220,500
	業	1,600	2,300	8,100	2,100	2,100	16,200
水	産	6,000	8,900	10,900	10,900	10,900	47,700
	産	10,900	14,100	16,100	16,100	16,100	73,300
土	産	239,500	409,000	482,000	588,000	677,000	2,394,500
運	業	304,400	403,000	661,000	784,000	901,000	3,053,400
文化 厚生 施設		61,000	79,200	113,400	123,400	143,400	520,400
官 公 需		13,400	18,400	24,000	33,300	40,300	129,400
計		544,500	814,400	1,072,200	1,212,200	1,212,200	4,814,500
		1,142,500	2,322,200	2,823,200	3,120,500	3,399,500	13,418,900

(3)



5

1003  
原口  
1B

木材年次別配当區込表

(單位 十石)

部 門 別	年 次 別	24	25	26	27	28	24-28計
住	屋	5,800	5,700	6,000	6,100	4,185	29,985
商	屋	500	550	600	650	700	3,000
	通	1,100	1,150	1,150	1,200	1,250	5,850
	電	1,300	1,350	1,340	1,400	1,400	6,790
	農	1,100	1,110	1,140	1,150	1,200	5,700
	林	151	150	160	165	165	791
	水	920	930	920	900	850	4,520
	差	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000
土	更 換 省	200	200	180	180	180	940
木	其 他 一 致	1,700	1,700	1,700	1,700	1,600	8,400
	文 化 厚 生 施 設	2,700	2,700	2,700	2,660	2,500	13,260
	官 公 用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
	計	31,471	31,740	31,910	32,105	32,030	175,256

10-2  
4-2  
✓

187

セメント年次別配当見込表

(単位 元)

部 門 別	24	25	26	27	28	計
道 道	300,000	325,000	350,000	350,000	350,000	1,675,000
道 道	197,000	131,000	140,000	150,000	130,000	648,000
道 道	12,000	20,000	30,000	50,000	50,000	162,000
道 道	35,000	40,000	50,000	55,000	50,000	230,000
道 力	556,000	700,000	750,000	780,000	780,000	3,566,000
道 系	120,000	170,000	200,000	190,000	200,000	900,000
道 系	30,000	45,000	53,000	53,000	53,000	234,000
道 系	34,100	39,700	41,900	48,700	55,900	220,500
道 系	1,600	2,300	8,100	2,100	2,100	16,200
道 産	1,100	8,900	10,900	10,900	10,900	42,700
道 産	6,900	14,100	16,100	16,100	16,100	73,300
道 水	237,500	405,000	482,000	588,000	677,000	2,394,500
道 業	300,400	403,000	461,000	484,000	405,000	3,053,400
道 文化厚生施設	61,000	79,200	113,400	123,400	143,400	520,400
道 公 需	13,400	18,400	24,000	33,300	40,300	129,400
道 計	1,762,600	2,333,200	2,823,200	3,120,800	3,397,500	13,438,900

188

普通鋼材年次別配当見込表

(単位 元)

部 門 別	24	25	26	27	28	24~28 計
道 道	230,000	300,000	330,000	340,000	360,000	1,560,000
道 道	2,500	22,000	177,000			49,500
道 道	5,000	8,000	9,000	32,000	37,000	90,000
道 産	2,000	22,000	27,000	32,000	32,000	121,000
道 産	3,000	8,000	4,000	4,000	4,000	19,000
道 刃	70,000	80,000	100,000	100,000	110,000	470,000
道 系	11,600	18,500	25,000	35,000	35,000	125,000
道 系	1,800	12,500	18,100	21,000	21,000	74,400
道 産	1,700	2,300	4,500	7,000	7,000	22,500
道 水	12,000	32,600	39,000	50,000	62,000	195,600
道 業	10,000	71,000	158,000	236,000	275,000	850,000
道 文化厚生施設	2,500	15,200	21,300	35,000	35,000	109,000
道 公 需	2,000	5,000	6,500	9,000	10,000	32,500
道 公 需	80,000	11,000	13,000	36,000	41,000	109,000
道 公 需	268,100	581,400	746,400	765,000	947,000	3,507,900

Faint, illegible text on a page, possibly bleed-through from the reverse side. The text is arranged in several lines and appears to be a list or a series of entries, but the characters are too light to read accurately.

昭和23年度

## 木材薪炭道輸送実績 (單位千疋)

品目	種別	輸送要請 (A)	輸送計画 (B)	輸送実績 (C)	前年輸送実績 (D)	割合		
						$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$	$\frac{C}{D}$
木 材	4	2,953.4	1,291.5	1,331.0	1,283.7	45	103	104
	5	3,114.6	1,411.4	1,479.8	1,484.9	48	105	103
	6	3,213.6	1,360.2	1,544.0	1,399.9	48	114	110
	7	3,451.7	1,385.4	1,505.9	1,340.4	44	109	112
	8	5,202.0	1,466.0	1,428.8	1,303.4	45	97	110
	計	15,935.3	6,914.5	7,288.7	6,762.3	46	105	108
薪	4	3,428	256.4	247.4	245.8	72	96	101
	5	3,727	253.4	287.1	264.7	77	113	108
	6	3,994	241.6	237.0	202.9	59	98	117
	7	3,838	245.5	251.3	196.2	65	102	128
	8	3,745	235.9	332.5	208.7	89	141	159
	計	18,732.2	1,232.8	1,355.3	1,118.3	72	110	121

10.9
425
89



昭和23年 物品別在貨数量表 (單位100起)

		4月10日	6月30日	8月31日	9月30日
車	米	91	169	107	43
	小麦	43	124	218	315
	大豆	42	44	96	147
	甘藷	34	44	37	37
	大豆	30	39	12	28
	生豆	26	43	39	44
	粟	52	29	59	88
	杂粮	100	48	62	46
	其他	81	96	55	53
	其他	419	257	223	198
	味噌	23	27	40	47
	砂糖	226	237	68	32
	油	23	23	22	22
	酒	53	56	45	26
	烟草	104	148	143	100
扱	木材	269	229	365	312
	木材	1466	1236	1404	1521
	木材	14382	13582	15228	10037
	木材	593	498	570	431
	石灰	220	179	122	76
	水泥	856	805	612	371
	桐油	991	92	69	108
	桐油	144	144	123	161
	桐油	1431	1251	1418	1104
	桐油	1196	1330	1390	1459
	桐油	1101	1136	535	524
	桐油	303	262	231	250
	桐油	118	97	99	92
	桐油	440	402	322	326
	桐油	291	192	267	220
桐油	437	415	338	278	
桐油	194	182	151	138	
桐油	416	643	490	400	
桐油	522	541	486	393	
桐油	519	472	448	344	
桐油	412	806	747	651	
桐油	389	320	260	230	
桐油	627	547	459	442	
桐油	245	258	334	256	
桐油	384	326	380	258	
桐油	9241	4529	3834	2808	
計	23468	22495	28177	24471	

5

建

林業の部

赤岩部員

025
42
V

190

はしがき

(目)

(次)

第一章 北海道林業の地位

一 吾が國林業における地位

1 林野面積

2 森林蓄積量

3 伐採量

二 北海道産業における林業の地位

1 生産額

2 林業人口

第二章 北海道林業を制約する諸条件

一 自然的条件

1 林産資源の分布

2 植物の生長量

3 積雪

二 社会的条件

1 國有林の比重

2 林業の労働力

第三章 北海道木材生産の実績

15 13 11 11 9 8 6 6 6 5 4 4 4 3 3 2 2 2 1

第四章 総合開発についての特殊問題

一 森林と農地

二 林業と輸送

三 林業行政と総合開発

27 23 19 18

はしがき

本報告は次の諸点に重点をおいてまとめた。

第一 戦後日本のフロンティアとしてクローブス・アップされた北海道の林産資源は、どのような状態なのか。

第二 七〇万歩の開拓が進められつつあるが、北海道の合理的な土地利用の観点から林野と農耕地とは、どのような関係を保つべきであろうか。

第三 北海道林業は、日本経済の復興にとってどのような役割を果たしているか。またそれは、どんな経営におかされてあるか。

以上の二点から、林業の発展のためにはなにをなすべきかを明らかにする。

第四 戦後北海道の林業行政は、大轉換をした。北海道廳が運営して来た國有林経営は、農林省に行政上の統一をした。

一方に北海道の綜合開発といふことが、とりあげられてくる。綜合開発といふ問題と行政の一元的統一といふことは、どんな問題を含んでいるのだろうか。

勿論これらの問題は個々別々に分離して存在してあるものではなく、互に關聯をもつたものである限り、本報はこの様な主題別にまとめられてはいないが、基本的には以上の主題を中心として展開したつもりである。

勿論調査も短時日であり、資料も充分ではないので、北海道林業に対する最終的報告

答の資格はもつてゐないことを予めおことわりをする。

### 第一章 北海道林業の地位

北海道の林業を問題とする場合に、まづ第一に北海道の林業が、吾が国の林業において、どんな地位を占めてゐるのかといふこと、第二に北海道の産業構造に於いてどのやうな地位を占めてゐるのかといふ点を説明しをける必要はなからぬ。

#### 一 吾が国林業に於ける地位

##### ノ 林野面積

わが国の林野総面積は（昭和十七年山林要覽）によれば二四〇〇万町歩であり、その中北海道は大五〇万町歩であつた。即ち、林野面積では、北海道は、全国の二七%を占めてゐる。昭和二十一年農林統計では、林野総面積二、八七万町歩中北海道は五二四万町歩でその比率は二五%となつてゐる。

註

註ノ 北海道林業統計は（二十二年）五四〇万町歩をあげてゐる。

この二つの統計が正しとすれば、北海道の林業は、戦後、全国平均より多少余計に減少してゐることを示してゐる。それにも拘らず北海道における林野の比重は高く、国土の全面積に対する、林野面積の比率は、府縣では五八%に對し、北海道では八九%と、林野比率の大きいことを示してゐる。このことは北海道の人口稀薄の實態を

示すと同時に森林資源として期待をかけるものとあり、北海道が日本のワロン  
ダイヤとして、クワス、アツパされて来た一つの理由である。

### 2. 森林の蓄積量

日本の森林の全蓄積量は現在、大。徳石と推定されてゐるが、北海道のみで、二。  
徳石。(北海道総合開発委員会報告)と推定されてゐる。即ち、日本の全蓄積の三三  
%を北海道がしめしめてゐることを示してゐる。林野面積では、全国が二五%をもち、北  
海道が蓄積に於いて三三%と高い比率をしてゐる。このことは、統計上の数字が正し  
いならば、北海道の林野は單位当り蓄積は、全国平均よりも割合と高く、事実北海道  
の森林はいまは原生林の段階があることからこのことは正しい結論として間違では  
ない。しかし、北海道森林蓄積を材種別にみれば全蓄積の六七%は、畑菜樹であり針  
葉樹は少ない。針葉樹の蓄積は七億三千万石で、これの全国に対する割合は二四%と  
なる。現在、針葉材が利用高き材種なることを考へるならば、この数字が北海道森林  
蓄積の価値の实体を示すと判断しなればならぬであらう。

### 3. 伐採量

戦後に於ける日本の年木材伐採量の平均は二億五千万石に及んでゐるが、この中北  
海道の伐採した量は二千八〇〇万石である。即ち木材生産に於ける北海道の比重は一  
%といふ比率がある。蓄積の比率三三%に比すればははた低い。  
これについて北海道総合開発調査委員会、森林専門委員会は次のやうに報告してゐる

る(頁一。)  
今後に於いてこの生産量を増加することは如何にして困難であるかと、森林蓄積に於いて全国の三三%と高い蓄積の北海道に於いてその生産量がアンパラニスに低く、しかも今後この生産量の増大をなし得ないといふことは、後述する北海道林業の自然的、社会的諸条件より制約されるものがあるとしても、本質的には現在及将来の日本の林産資源と林業生産に關する根本的問題を含んでゐる。  
北海道林業における林業の地位

一、生産額  
北海道概況(昭和二十二年判)によれば、昭和五年の北海道の全生産額は、四億四千万円、その中林産千五百五十万円で、林産のしめる比重は、三三%であつたが、昭和十年は、五%と上昇し、その後引き続きこの比重を保ちつゝ、終戦を迎へてゐる。わが国全体としては、林産のしめる比重は大抵二%前後であり、これと比すれば、約二倍半をしめる高い比重ではあるが、原始産業を主体とする北海道において、北海道全生産額にしめる農業の三〇%、水産業の二〇%に比すれば、必ずしも高い比率をしめてゐるものとはいはれない。北海道の全産業生産額は、工業がやゝ高い比率を占める外、農、水、林、鉱、ほゞ均等に発展してゐるのに対し、林産は甚しく低く、農業の%、水産の%、鉱産の%といふにちがはしく低い比重にある。即ち、吾々が、北海道に渡つて、驚きの目を以てみた、大陸的な森林資源から受ける印象とは、いちがはしく隔つた意外な数字である。

### 二、林業人口

昭和二十二年の林業関係人口は三万六千五百〇〇人であり、全産業別人口に一六二万七千人に対して二二%と云ふ低率である。生産額に於いて五%といふ状態が戦後をほ連続されてゐるものとすれば、林業人口一人当生産額は割高なものとなるのである。吾々は統計上の資料の不足からその点を明らかにすることは出来ない。  
昭和二十年の農林統計によれば、昭和十七年に於ける北海道の林業労働者の総数五四、六四一人、その中第一種兼業七、七六〇人、第二種兼業一、九七、七八八人である。このことは、北海道林業労働者の五五%が第二種兼業によるものであり、第一種兼業を加へるならば更に、七〇%をしめてをり、専業者三〇%にすぎない。かかる林業労働の形態は、特に北海道林業の特徴ではなく日本林業全体の特徴である。特に北海道の林業経営主体は国営であり、大規模な近代的生产をなしてゐるが如く見ゆるけれども、その実体は、日本の林業の一般的水準を上廻るものではなく、農業及漁業との結合によつてのみ成立してゐるといふことを示してゐる。並に北海道の農業及漁業の甚しい季節性は林業との結合なくしては成立し得ないものであることを示してゐる。  
このことは北海道の綜合開発を考へる場合に重要な事項である。  
これについては北海道林業の自然的條件に於いて別の角度から眺めることにしよう。結論的に、北海道林業の全産業構造においてしめる位置は、その生産額に於いては、その人口吸収の面に於いては、独立的な地位をしめるものではなく、農業及漁業との結合



に於いて、その補助的な地位に於いて成立し、これらが北海道の産業構造の原始的な性格と、植民地的な性格を形成してゐる。

### 第二章 北海道林業を制約する諸条件

北海道の林業は、今後はどのやうな発展するだらうか、このことを正しく把握するためには北海道林業を制約してゐる諸条件を精確に解明しをけるはならない。

#### 一、自然的条件

##### 1. 林産資源の分布

広い北海道の中に、二、三の産石の林産資源があるといふだけでは、北海道林業の実体とわからぬ。今後の発展の方向を分らぬ。

とんを費深か、どの地帯に、どのやうに分布してゐるのか。

一般に、北海道は地理的には、温帯と亜寒帯との中間地帯であるといはれてゐる。北海道の植物分布は、札幌低地帯へ石狩平野から勇歩原野に連る線（を境として）を境として大きく

即ち、札幌低地帯を含む阿留地帯は温帯と何寒帯との中間移行地帯を形成し、この水より東北部は亜寒帯系植物が優勢であり、この水より西部は温帯系植物が優勢である。更に細分すれば、東北部は寒帯系に於いては大雪山を中心とする、中部背稜山脈を境として、その水以東の地は大陸系植物が多く以西の地は日本海暖流の影響で、日本的

温帯要素が混入してゐる。特に夏の積算温度の高い上川地帯や、暖流の影響をうける日高沿岸は温帯と亜寒帯の中間に札幌低地帯区分に含まれる。

温帯系地帯の西南部地区に於いては更に黒松内低地帯を境として二分され、北部地区は暖流の影響で亜寒帯系の混入が多く、南部は温帯北部的な特色で、ブナ林が発達してゐる。

#### 植物分布の概略は以上のやうであるが、その発達はどうか。

一般に森林は緯度は高くなるほど森林限界は低くなる。この点北海道のやうな北方地帯では森林の成立する高さは本州地方にくらべてずつと低くなつてゐる。山林の面積に対して、森林の経済的に利用し得る山林は非常に小さくなつてをり事業区面積の五〇%に低下してゐる。

ここに北海道の海洋的気象の影響をうける地帯は森林の生長も低い。すなわち海に近い東部及び南部の山々では、この森林限界は海拔六五〇米より低い。これに対して中部地帯の山々は海拔一四〇〇米である。これは中部の大陸的気象は、気温の度化の中も大きいが高湿を期間も多く、植物の生長には適してゐる。北海道の森林資源の中心は、この亜寒帯地区の中部背稜山脈より中腹の地帯であり、ここに北海道の林産がある。

具体的にいへば、旭川管林署及び北見管林署管内である。次に蓄積量の多い材種はどんなものか、蓄積量一億石以上をしのものは次のやう

をそのた。『森林と農地 林業夫氏』頁九

広葉樹

樹種	蓄積量
ナラ	二二六八〇立方
シナ	一五一二〇
カエデ類	一二六〇〇
カバ類	一〇〇八〇
トドマツ	四〇六八〇
エゾマツ	二九八八〇

針葉樹

二 植物の成長量

近代的な林業経営とは、天然林を逐次伐採しつくすことではなく、植物の生長を前  
 提として、経営されるものである限り、この地の植物の成長量を十分知らねばならぬ  
 地理的気象的制約と、天然林が多いといふことは、この地の植物生長等といちぢる  
 しく低下してゐる。植物の平均年生長量は内地では、二四%で北海道ではその半分の  
 一二%であるといはれてゐる。

北海道の林業の主体であるトドマツの輪伐期は一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三年であるが、内地の針葉樹は

八、九、十、十一、十二、十三年であるが、内地の針葉樹は  
 潤葉樹では、もつと甚しい。内地では一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三年であるが、北海道では二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三年以上  
 が必要であるといはれてゐる。これはこの地の植物成長量の低さを物語つてゐる。

このことがこの地の蓄積量に比して、伐採量のアンバランスに陥いたりの一ツの理由である。

この地の森林蓄積がこの地と同等の年生長率が一とすれば、半期の適当伐採量は二千二百万石であり、現在の伐採量は三四十万石で既に過伐の状態にある。北海道林業統計昭和二十三年二月にはこのことを明らかにしてある。

標準年伐採量は、針葉樹一八五万石、広葉樹一三五万石であるのに対し、実際の伐採量は、針葉樹一〇二八万石、広葉樹二三八万石であり、その過伐量は針葉樹で二一〇%、広葉樹で七五%、全体では五四%の過伐である。以上は全平均であるが、実際には経営別でもまた地域別でも多少と甚しい過伐を認めてある。

民有林では標準年伐採量に対し二八七%、地方苗木の針葉樹は一八五%といふ過伐の状態である。地域的にもいちぢるしいアンバランスがあり、針葉材については北見は二十一年の伐採量について、北見支庁のみで全道の三二%をしめてをり、北見 上川 釧路支庁で七二%と大半を擲へてある。

以上のことから結論的にいへることは、北海道の伐採量の今後の増大は危険であり、現在で、その最高限度に達してあるといふことになる。今後、林業施設の増大について問題があるとせば、伐採の地域的なアンバランスを緩和するといふ程度であらう。

積雪

氣候がこの地の林業を制約してゐる面は、その植物分布やその生長の面のみならず、雪が、北海道林業を大きく制約してゐる。本州の伐採事業は開平作業であるが、北海道の木材の伐採造材の重点は冬山作業である。生産量の八〇%は冬季の伐採である。九月初旬から十月にかけて初雪がある。これから伐採の期に入る。この地の冬山作業には次のやうな利点がある。

(1) 積雪を利用し、たくみに傾斜の賦出路を作つて自重によつて木材をたやすく搬出すること。

(2) 北海道では、道路の不完全なため、融雪期、雨期には木材のような重荷重にはとらうていたえないが、冬には、これらの悪路を悪路を悪路のために凍結し、また積雪にあはれるたの車馬、橋、とこれらによつてはトラップの発生が容易となる。

(3) 積雪が積雪の中に保護されてゐるので、大木を伐りたおしても、水を傷けることがなく天然更新を安全に行ふことが出来る。

(4) 冬季樹液の流動が休止してゐるあみだに伐採した木材は、害虫が少いこと。

(5) 林業労働者の大部分は農民の兼業によるのであるから、農閑期をこつて事業を行うことが出来る。

かくあげてくれば北海道の冬山伐採は、自然の制約といふより自然の恩恵といはるべきものであつた。一方、このやうな自然現象に依存しなげればならぬところ、北海道林業の原始的性格の一面を存在してゐる。

たとへば、林業経営が積雪の状態、雪の硬軟、降雪の時期や量等に左右されてゐる。あるところでは、十二月中に最大の仕事をし上げねばならぬ。あるところでは、三月中の仕事かその年の造材成績を決定したりする。このことはこの地の林業経営が、決定的に自然の條件に依存してゐるといふことである。このため、この地の林業はいま非常に苦難の中に投げ込まれてゐる。それはインフレや、資金難のため、一時に多額の資金を要するといふことや、資金回転率の遅いといふことを克服することが出来ないからである。

社会的條件

国有林の比重

この地の林業の最も特徴的なことは、国有林の比重が高いといふことである。山林面積において、六〇%、その蓄積量において、七六%、針葉樹八四%、闊葉樹一六%といふ圧倒的な高さをしめてゐる。

北海道の山林資源の国家による独占的形態は、北海道の開港にどのやうな影響を与へて来たか。

また、北海道林業にどんな影響を与へてゐるか。この問題は非常に重大な問題ではあるが充分解明することが出来ない。

現在、国有林中の、輸入されたものの中には、柳材料がある。その水は、林野面積が一大部ではあるが、最もいい資源をとり、へ全蓄積の二〇%、最もいい施設を有し

（全森林建設の四五%を占め）最もいい地域をしめてきたが、その経営は、極端に官  
 僚的であり一般経済関係から独立した存在であつた。

この水は、北海道林業の発展に大きな影響を及ぼして来た。また一面には北海道  
 の農業関係にも大きな影響を有して来たことは事實である。

御料林は戦後に於いて一般国有林の中に統一されたことはこの関係であらうが、一  
 面この水によつて、国有林がこの地の林業にしろる比重は絶対的に高まつた。この地の  
 木材供給は全く国有林の生産に依存することになつた。この地の木材生産額等は、  
 国有林の生産状況によつて決定される。国有林の木材生産は、炭木及パルプ原料が主体  
 をしめてゐる。その限りに於いて、国有林の経営とは、鞍山及製紙の大企業との密  
 接に結びつてゐる。

一方、現下木材需要の増大と、国有林経営の合理化は、いちぢるしい対立をしいして  
 ある。その結果、道有林や民有林に過重の負担をひき起してゐる。（前節等参照）  
 即ち、昭和二十一年の収穫量を国有、民有別に簡記し以上の関係を調べてみよう。

（北海道林業統計）

所 有 別	用 材	%	薪炭材	%	計	%
国 有 林	一、二七五	七八五	七一一	三九五	一、九八二	五八%
民 有 林	一一〇	六八	八八九	五〇〇	一、〇八九	三二%
計	一、三八五	一〇〇	一、五八二	一〇〇	三、〇七四	一〇〇%

計	二、三六	一、八二	一、〇八
計	一、七一一	一、〇八二	一、〇八二
計	一、〇八二	一、〇八二	一、〇八二
計	一、〇八二	一、〇八二	一、〇八二
計	一、〇八二	一、〇八二	一、〇八二

この数字をみたわけでは、国有林と民有林の木材生産の関係を明らかにするに  
 森林蓄積に於いてしめる国有林と民有林との比率が、七六%と二四%とを対比した場  
 合、この生産量は、如何に甚しい矛盾を含むものであるかがわかるであらう。

しかも、戦前（昭和十二年）—十九年平均）に於いては、民有林はもつと大きな比  
 率（全体の四二%）をしめてゐた。最近急激に低下して来たことは、既に民有林がそ  
 の生産限界を上廻つて過伐されて来たものと、いふことが出来る。国有林の経営が一  
 方的に合理化された水でも、北海道の林業全体が合理化された水と、なつてい  
 う事態がこの地の森林の極部の荒廃を激しくし、一方この水が、耕地の災害をも  
 おしてゐる。この水は北海道の総合的開発にとつて、大きな問題であらう。

- この地の林業は、自然的・制的の最大限を利用してゐる。これ以上の発展は希  
 得な事である。
- この地の林業の経営形態は、北海道の総合開発にとつて、殊多の矛盾を生じ、  
 林業の労働者

この地の林業についての第一の問題は労働者の問題であらう。この中の第一は、農業労働の問題である。吾々は第一章の林業人口に於いて、この地の林業労働者は、二種農業者が主体をなしていることを知った。

このことは、この地の林業が、他の原始産業から独立して発展し得ない、経営形式にあることを意味してゐる。

第二は、道内にて労働者を捕ひ得ないといふことである。

北海道総合開発の中間報告によれば、従来林業労働者は道内居住者のみにては充足し得ず、二〇—三〇%の本州労働者を移入してゐたと報告してゐる。勿論、我々引揚者及職業者の移入が、この方面に不足をどのやうにカバーしたかは明らかでないことは出来なかつた。けれども、この地の林業の今後の発展を考へる場合に、この労働者の道内供給が出来得ないといふことは一考を要する可き問題であらう。この地の林業経営の主体が冬山作業にあるとしても、またこの地の林業資源がこの地の人口に比して、いぢぢるしく、高いものであることを示してゐるものとして、このやうな事実は、二種類の発展に於いての弱点であらう。

以上のことから結論されることは、この地の林業の発展は農業人口の増大が決定的な力をもつてゐる。そしてこのことは、形式的には開拓の推進を迫るものであるが、

北海道の開拓地が、このやうな開拓を決定せしめず、また、林業植民が、開拓に与へられ得る国家的助成を与へられ得ないことは、総合開発として考へる可き問題である。

あらう。  
なほ、この地の木材生産が既に、過剰の段階にあるならば、このやうな農業と林業との結合による、経営の合理化といふことは綜合研究によつて重大な問題であらう。

### 第三章 北海道木材生産の实情

現在の経済再建にとつて、この地の木材生産にどのやうな効果を期待してゐるのか、その期待はどのやうに実現されてゐるか、この点について、昭和二十一年の生産計画と実績とを対照して考へてみよう。(北海道林業統計)

北海道の林業統計(林務部林政調査室)の二十一年生産計画では、

一、二十一年の生産計画量は、一、四四七万石(薪炭を含む)であり、材種別では、針葉材が七〇%、闊葉材は三〇%であること。

二、用途別では、一般用材が六七三万石、全生産計画の四六五%で第一位であり、第二位はパルプ材三二九万石で二二七%、第三位は枕木の二六二九万石で、一八六%であること。即ち、この三つで八七三%であること。

三、針葉材のみについてみれば、一般用材四四五%、パルプ材三一三%、枕木は二〇%であり、パルプ材と枕木合計で、五二二%と過半を占めてゐること。

四、経営別では、国有林及道有林九七一万石で六〇五%、民有林は九四%である。これに對して、二十一年の生産実績は、

註

1. 生産総量は、一、八六万石で計画の七五%にしかならない。材種別では、針葉材は計画の七六%、闊葉材が七三%であった。
2. 用途別では一般用材の生産実績は九〇%と平均を上回つてゐるのに対し、パルプの実績は大八%、枕木の実績は五二%と、非常に低い。特に闊葉材に期待したパルプ原料の生産実績は二五%と非常に低いこと。
3. 経営別では、国有及道有林の生産実績は八〇%であり、私有林の生産実績は四八五%。

註 前表による用材代数量一六一七と差があるのは、取工場輸出数量五二九万石を除外せるため。

以上の二十一年生産計画と実績の意味するものはないか。

第一に 二〇年の生産実績は八六七万石であるから、二十一年生産実績は、前年に比して二二四%と上回つてゐること、即ち昭和二十年を底として戦後、木材生産は順調に振興してゐることを意味する。しかしながら計画の七五%に止つたといふことは、計画が過大であつたといふよりも、この一ケ年に予想させる生産の悪条件が発生して来てゐることを暗示してゐる。その水は、生産資金の窮乏とか、飼料の不足、炭道輸送の制約等があげられる。材料別にみて、針葉材より闊葉材の成績が悪く、特に、パルプ材に於いて甚しく低調なことは、北海道の木材蓄積からみて重大である。この地の木材の蓄積の洞、針の比は七・対三・にあるのに対し、生産量は逆に三

対七〇であること更に悪いことは、闊葉材の生産の成績が針葉より下廻るといふことはこの地の木材資源のみならず、林業生産にとつて、重大な問題を合んでゐる。この点については資料の不足のため明らかになし得ないけれども、闊葉材を主体とする山の経営が、針葉材を主体とする経営よりはなほ低い水準にあるのではなからうかと思はれる。

第二に 用途別にみてこの地の木材生産計画の第一位が一般用材であつて、四六五%をしめ、パルプ材や、枕木等に割合に低いといふことは、この地の木材の材質及この地の木材消費の一般的判断からみて、不合理の如く思はれる。しかしながら、パルプ材の生産計画が三二九万石といふ数字は低いものではなく、かつパルプ用材の最大消費を占めた昭和十八年の三三〇万石に近い数値の計画であること、枕木の二六二万石生産計画にしても、二十年の北海道炭坑の枕木消費実績が一六六万石である点からみてその一五八%を目標とした計画は過小の評価ではない。計画に於けるこのやうな問題は一般用材の需要が、非常に高つて来てゐることと帰因してゐる。

しかるに生産実績では、パルプ及枕木の増産が計画よりいちぢく下廻つた。この原因はなんにあるからうか。第一に、この地の林業経営上の行詰りであるか、或は製紙工業及炭坑業の成績が上りなかつたためであらうか。二十一年の道内製紙業のパルプの消費実績は一六五万石であり、それに対して



パルカ材としての伐採量は二二五万石である点、明らかはこの地の林業の行状りではなく、需要の減少にあることを示す。一方坑木については道のことから表はれ、五七万石であった。これは道内供給は道内消費をこぼすことにも不足してゐる。この原因はなぜか、第一に、坑木の生産計画に於て国有林に非常に多くを期待してゐるが、これは失敗してゐる。二十一年の国有道有林の生産計画は一〇〇万石に對し、私有林で九三万石を計画したところ、実績は、国有道有林は七一%、私有林は三四%、少しも遂行出来てゐない。これは、この地の林業の生産力の不足をばない。勿論坑木は若木であるといふ点はあるが、計画のあやまりであるといはねばならぬ。以上の分析から一つの重要な結論が得られる。それは、この地の現在の木材生産は、道内の需要消費を十分に充分を能力を有してゐる。問題は生産割当計画の不合理にある。

#### 第四章 綜合開発に関する特殊問題

第一章より第三章で北海道林業の實体を把握することに努めた。勿論これを充分に解明されたるをいふ幾多の問題も残されてゐるが、この地の林業の一般特性格について、大凡の見解をもつことが出来た。本章ではかゝる認識のもとに、北海道綜合開発について林業に關係ある当面の二、三の問題について、検討をしよう。

次の三つの問題をとりあげる。

- 一 土地利用に関する森林と農地の問題
- 二 林業生産と輸送の問題
- 三 林業行政の統一と、綜合開発の問題

この問題は北海道の土地利用の観点から、また、農林業の経営の結合の観点から、第三には農林業の労働力の結合の観点からと綜合開発として、充分考へねばならぬ問題である。殊に北海道の国有林の絶対的割合の形からこの問題は複雑なものである。是を含んで、是はかりでなく、耕地解放の問題から、森林地の土地確保の点から、大々を問題とする。

この地の開拓はどんな意義があるのか、勿論この問題は、この地の農業経営の全般問題を含んでゐるが、ここでは土地利用の観点からのみとりあげられ。第一、この地の土地利用の状況と、内地のそれとを比較してみれば、北海道の全面積七九二万町歩中、山林は五五〇万町歩で六九%を占め、耕地は七六万町歩で九%である。これに對し全国平均では、山林面積の全面積に對する比率は五八%であり、耕地面積は一七%である。

これから分ること、北海道の耕地面積は非常に少なく、山林がいらちるしく大きい比重を占めてゐることは事実である。

第二 現在の土地單位当り生産額は、耕地は非常に大きく、山林はその四〇分の一にも当らない（第一章三、參照）即ち、土地の合理的利用の面から耕地の拡大を推進しねばならない。

第三 林業労働自身、農業労働に絶對的に依存してゐる。（第二章二の二參照）

しかもこの地の人口は資源の割合に依り、このことが、工業、鉱業その他の一切の發展をばはんできり、しかも、この地の食料の自給はこの少い人口すら養ふことが出来な。以上のことは、北海道の農業開拓は、土地利用の観点からみてと取りあけねばならない。開拓が一応山林よりも優先にあることを否定することは出来な。問題は七〇万町歩といふ量は正しいかといふ点、即ち山林地の開拓はどのやうな観点から考へられねばならないかといふ点から分析をしなければならぬ。

第一に、この地をさらに七〇万町の開拓をするならば、山林と、耕地との面積の比率は、山林が六一%、耕地は三九%となつて、殆ど内地と同じ比率に高むのであるが、この地の農業立地の條件からこれに可成なりや。

この水らの点については農業部門で取りあげられる問題であるが、現在の農業政策及開拓助成の方法からみて、これは過大ではないかと思はれる。

一方農業の副業として賃銀収入を得る水も林業との結合をくして現在の段階では困難ではないかと思はれる。

第二に、この地の気象的特徴から、山林の適地は山麓地帯から山腹地帯にあり、開拓適地

と競合してゐるこの場合開拓の適地は、山林か、或はど水だけ開拓するべきかの判定の基準として次のやうなものが考へられらるであらう。

一 山麓及山腹の森林の適地により洪水の危険が起る地方がある。

例へば石狩川の上流地域にはこの現象がおきてゐる。このやうな河川の流域地帯は、如何に農業適地であつても、開拓はさしとめらるべきである。

また、洪水の危険が現に起つてゐるやい地帯でも開拓によつて発生の手遅さ水るのは傾斜地の開拓である。現在の開拓適地として、全国的に傾斜十五度と定められてゐるが、河川の状況、山の状況、等から、相当程度開拓適地から除外する可きところがある。殊に、北海道の如く雪の降る地帯では融雪期に表土を崩壊することが多い。さらにこの地の傾斜地は肥料の流失も劇しいことだ。また北海道の地質的特殊から石も少ないので、段々畑も出来な。この地の大農経営から段々畑の営農も出来得ない点から考へて、山麓の開拓適地は全般的に再検討を要するし、傾斜度の一般の基準はもつと低下させる可きである。

二 この地の農業経営にとつては薪炭森林は絶対に必要な條件である。現在の開拓方式はこの点について充分の考慮が持たれてゐない。今迄の北海道の耕地には平地林が全く伐採され、寂滅たる景観を呈してゐるが、既耕地では、また農業経営の健全ところはともかく、開拓地には耕地と共に、薪炭森林が必要である。これのない開拓地は、不適地である。しかも現在、木の伐採されたあとにのみ入植さ

せられてゐる。

四 この地の気象的特殊性が農業生産に及ぼす影響に対する。森林の価値を認めらるべきでない。太平洋岸の濃霧地帯の農業作物にとって防風林が必要であることは認められてゐるが、一般的にこの地の寒い、強い風が農作物の成長を妨げてゐることに付いて、防風林の必要なることが認められてゐない。

農業生産量の増大は、耕地の広さによつて一方的に決定されることを考へられず、その傾向がみられる。北海道の既耕地が広漠たる。木立の姿のみない大陸的な景観がこれを裏書きしてゐる。

試験の結果によれば、防風林によつて、農作物の収量は一五%—一五。%の増産が可能であると報告されてゐる。(森林と農地、林常夫著)

この結果が正しいとすれば、少くとも既在耕地でさへその一。—三。%の面積を森林として残しておくことかその森林を伐り倒し、広い耕地とするよりも農業生産量の点だけからみてもより利益が多いことになる。その上、耕地とするための労力、広いための肥料の増加、労力の増加等を考へ、また、農家の薪炭備林を考へるならば、平地においても、地方によつて、風の強い寒さに応じて相当の面積を森林地としておくことが好ましい。殊に今後開拓される土地は寒冷地が多いことから考へてこの点は重要な基準である。

(4) 低湿地の利用について、現在、埋土、排水、土地改良等による耕地化が進めら

れてゐるが、かかる土地の開拓の成功は非常に疑問に思はれてゐる。しかも北海道の樹木の中には、低湿地にでもよく成長する樹種がある。例へば、マチハシ、ヤチグモ、しかもこの樹木を生長せしめることによつて、土壌の改良が自然になさるゝことと考へられなければならない。

(5) この地の林業の中、既に過伐の段階に入つた、樹種及過伐の傾向に向つて、地方に於いては、農業開拓は相当の制約をうけねばならない。今、この森林地帯を充分知ることには出来ないが、かかる調査に基づき、農業開拓も再検討を要する。さらに、この地の樹木の生長率は低いから、一度皆伐するならば、なかなかに必要量を確保すること、か出来得ない点からみて、開拓については、もつと、科学的な調査を必要とする。

以上の所論から開拓と森林との関係に利用するかについての結論をつけられは

二 この地の社会的、経済的事柄は、一般的には土地を森林としておくよりも耕地とする方が希望しいのであるが、これは一般的性格にすぎず、具体的には耕地とするよりも森林として利用しなげればならない。土地が相当の量に及ぶ。この意味で本道の七、八万町歩開拓は再検討の必要がある。

林道生産に於ける輸送の問題

重要物生産する林業にとつて輸送は決定的な因子である。特にこの地に於ける林業には輸送は大きい問題だ。なせならば

第一に この地の木材の主産地は北見、釧路方面であり、道内消費地は石狩及苫小牧地方にあること、このために北海道鉄道がウイック、ポイントたる石北峠と狩勝峠の隘路があり、しかも水らの課が所管であることは輸送力の増大に困難があること。

第二に 以上のやうな鉄道における隘路の上に、この地の林業が各山作業者が主体であり、鉄道輸送は夏期において、ピット、ロードを夏期に受け渡すはをらな。この輸送のピットのは、年に鉄道輸送のみならず、全輸送概算にピット、ロードを付けてある。

以上二つのことから木材の滞貨は大きい。  
木材の滞貨は、取頭と、山元との両方があげられてある。  
取頭滞貨の最大は五月に於ける六〇。万石、最低は二月の三〇。万石で、平均では、三五。万石の滞貨がある。山元滞貨では、最大は六月の三八。万石、最低は一。月の一九。五万石、平均二五。万石といふ数字があげられてある。

第三に 年生産量の三七。七万石が滞貨であるといふ状況である。  
即ち、年生産量の三七。七万石が滞貨であるといふ状況である。  
かゝる木材輸送の行詰りは、最近の金のまわりとインフレによる生産資金の不足を数化してある。この地の木材生産は出来るだけ早く、原木を市場に運搬しなければ、次の生産資金が得られなくなつてある。これはこの地の各山作業者と

いふことによつて、この資金の取戻が出来ないからである。  
以上のやうに、この地の木材の輸送問題は大きな問題をなつてある。  
この地の木材輸送の主体はどこにあるのか、またその隘路はどこにあるのか、この地の林業専門家はこの地の林道網は一ハクタール当り七米であり、内地の二割にしか当らないこと、殊にトラック道及鐵道が不足を強調されてあるが、これは正しいであらうか、いま昭和二十一年の実績から、その点を検討してみよう。

二十三年発行 北海道林業統計によれば  
二十一年の木材の全輸送量は、次のやうな数字を示してある。

1 鉄 道	五七二七万石	三五三%
2 船 舶	四一〇。〇	〇。
3 ト ラ ッ ク 道	一八九二。〇	一八六%
4 鉄 道	一九六一。〇	一九三%
5 牛 馬 道	五五五二。〇	五五五%
6 流 送	七九九。〇	七九九%
7 その他	二三四。〇	二三四%
計	一六二〇。〇万石	一〇〇。〇%

この表からわかることは  
第一、山元輸送としてのトラック、鐵道、牛馬道、流送の合計と、鐵道輸送との差は

四五〇万石である。勿論トラックの一部は道庁市場に行く運をさし引いても相当量の積貨が存在してゐるものと考へざるを得ない。

即ち、山元輸送力が、鉄道輸送力より遙かに上廻つてゐることを示してゐる。

第二、山元輸送力の主体は、牛馬道であり、全体の五五%をしめてゐる。鉄道とトラックは一九三%、五一八%であり、牛馬道の補助手段の如き感じである。

さらに、同上統計の月別輸送の実態からわかることは、牛馬道輸送のピークは三月であり、この月のみで三八七%、一月二月三月四月で四五二万七千石と、年間牛馬道輸送の八一%であることは、この地の林業輸送上は、冬季積雪期の馬籠輸送であることを示してゐる。即ち、この四ヶ月の馬籠輸送は、全山元輸送の四五%をしめてをり、この地の林業の一切の運命を左右してゐると、いつても過言ではない。

以上の分析からわかることは、この地の木材輸送の隘路は山元にはなく、鉄道にあること、また山元輸送では林道網の不足が問題ではなく、冬季馬の飼料が問題であることを敢へてゐる。

しかし、この地の木材の輸送が非常に大きなピークをもつてゐることは、鉄道輸送が弾力性をもち得ない性格のものである限り好ましいものではない。

このことが今後克服さるべき水をかつたことは、積雪の馬籠輸送が、非常に能率的な輸送

方法であるといふよりも、農業による、兼業労働であること、本主たる原因であらう。また、もし充分軌道やトラック道を行き渡る林道網をもつてゐるならば、冬山積雪に絶対的に依存する必要はないであらうし、輸送の実体も全体的に安定をもちたつてあらう。このことは正しいことではあるが、この当分の間、林業の兼業労働に依存する状態は克服さるべき冬山積雪の利益もある限り、この地の林道網の拡充は緊急必要を問題ではないばかりか、現在施設で、この当分の状態にあると結論し、間違ひはないであらう。

三、林業行政の統一と綜合開発の問題  
戦後、この地の御料林は国有林の中に編入された北海道庁が管理してゐるが、国有林は農林省の所管に統一された。これについて、加納氏は次のやうにいつてゐる。

「この水は、日本の林政統一がなされたばかりか、北海道の林業が北海道開拓財源のために利用さるべき経営施設に資本投下をみることに少ないために、粗放なやり方に止まつていなければならなかつた管林技術が、これからは一段と具体化さるやうといふ期待が、出来たわけである。技術と社会」No.6

このことは全面的に正しいであらうか。

第一、加納氏は道林政の統一が行はれたといつてゐるが、吾々がみた限り、五つの管林局は全く個別に運営され、その間に綜合的を經營が行はれてゐない。

五つの管林局は各々農林省と結ぶつてゐるが、道の林業の点には結ぶつてゐない。

い、また、国有林のみならず、道有林の経営、私有林とあるが、これは統一の  
を北海道林業行政は統一的に行はれていない。

第二 管林局の特別会計となることによつて、今迄の粗放な経営が近代化される  
があるといつてゐるが、吾々かみた国有林の経営は果して資本主義的経営と  
る経済的條件が成熟してゐるかといふ点については、甚しく疑問である。

吾々は、この地の林業を制約してゐる自然的條件と社会的條件の分析から、また  
現に行はれてゐる経営の実体から、輸送の実体から、また、原始的農業漁業労働に  
絶対的に依存してゐる林業経営の実体から、資本主義的経営の発展を認めること  
出来ないのである。

さらに、現下インフレーションの激化は、国有林の経営自身赤字でありこのため結局無理  
な伐採を行はざるを得ない状態にあるしと札幌管林局ではいつてゐる。

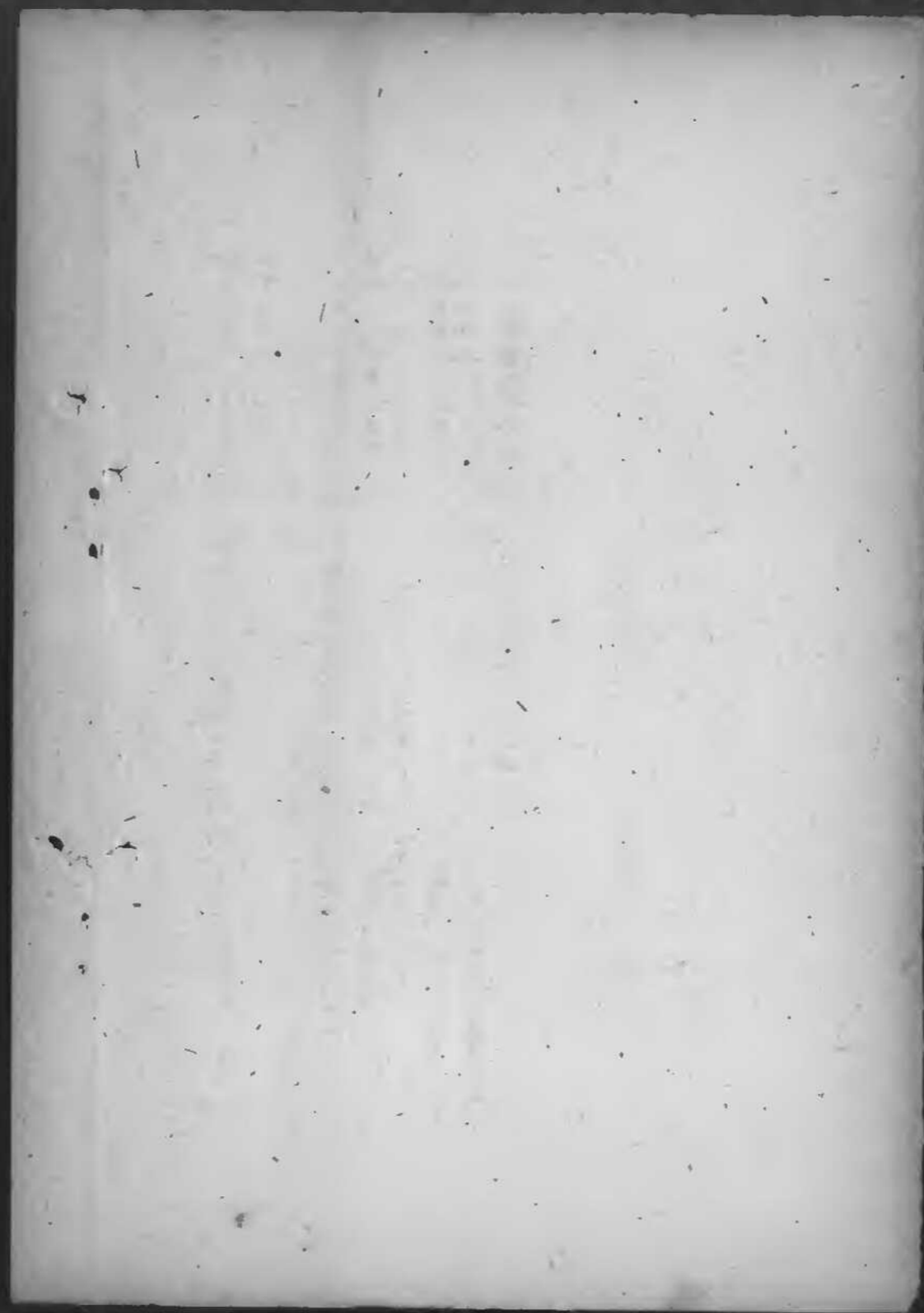
この地の国有林が資源的に経営的にも全く独自の形態でありながらこの四  
な実態であることは、この北海道の林業行政の統一のみで、林業の粗放なやり方を  
止揚することから出来ると考へることは、正しくない。

第三、林業行政が北海道庁から農林省に移つたことによつて北海道の開拓資源に利用さ  
れたことを防ぐことが出来るといつてゐるが、このことは、果して今の北海道で、  
また、この地の林業の特質からいつて、即ち北海道の総合開発の観点からいつて  
果して、林業行政を北海道庁の手からとり去つたことと正しいことであつたらうか。

正しいことではなかつたと結論せざるを得ない。この地の林政と農政とは密接に結  
合さ水ねばならぬ。

今の北海道開発の主眼はなんであるか、それは道民のより豊かな生活である。こ  
のためには国有林の経営の合理化のみによつて、むたらされるものではなく、ある  
場合には林業を犠牲にしても、より有効な部面に重点を注ぎなければならぬであ  
らう。このことをなくしては、北海道の総合開発は成立しないのである。

北海道庁が林業経営をにぎつてゐることからこのことを可能にしたのである。しか  
し、今、このことをくどくど述べても仕方がない。もつと、林業行政と農業行政と  
が、北海道総合開発の点から結合さ水ねばならぬ。



18

林業復興計画案

復舊建設計画

経済復興計画委員会

林業小委員会

31

10-25
4-2
V

287



I 林産物輸出施設計画  
新設計画

單位 ㎡

種別	23		24		25		26		27		28		計
	国有林	私有林	国有林	私有林	国有林	私有林	国有林	私有林	国有林	私有林	国有林	私有林	
奥地林用 老林道幹線	264,000	369,000	428,000	467,000	506,000	543,000	2,592,000	2,333,000					
既用老林道	計	974,917	1,259,865	1,821,382	2,382,900	2,596,072	2,981,417	12,018,553	11,041,636				
	国有林	841,000	1,238,000	1,199,000	1,160,000	1,121,000	1,084,000	6,643,000	5,802,000				
私有林	1,412,294	2,515,865	2,449,704	2,128,340	1,945,034	1,792,134	2,220,714	10,808,280					
計	2,253,294	3,753,068	3,618,704	3,286,340	3,076,034	2,876,134	10,863,574	16,614,280					
全林道計	国有林	1,105,000	1,627,000	1,627,000	1,627,000	1,627,000	1,627,000	9,240,000	8,135,000				
	私有林	2,122,211	3,385,933	3,813,086	4,042,240	4,045,106	4,220,551	21,042,127	19,516,916				
合計	3,227,211	5,012,933	5,440,086	5,669,240	5,672,106	5,847,551	30,282,127	27,651,916					

林道新設による伐採可能増加面積

單位 歩

種別	23		24		25		26		27		28		計
	国有林	私有林	国有林	私有林	国有林	私有林	国有林	私有林	国有林	私有林	国有林	私有林	
奥地林	52,990	68,361	99,152	123,327	141,581	162,709	6,544,720	501,730					
園有林	13,690	20,463	22,516	24,552	26,629	28,597	134,644	122,755					
私有林	39,100	47,898	76,636	105,375	114,954	134,112	518,075	478,975					
既用老林道		8,052	12,850	17,712	19,327	22,546	50,667	80,687					
園有林	44,257	65,167	83,114	61,078	59,003	57,033	349,652	305,395					
私有林	97,676	139,226	134,428	118,130	108,613	99,563	670,136	600,460					
合計	174,923	213,254	296,694	309,135	309,197	319,304	1,682,508	1,507,585					

註. 奥地林道幹線の伐採可能面積とは当該年度の林道開設により運入に搬出可能と  
した森林面積を示すもので、此の面積と奥地林道幹線の差額が翌年度以降の  
度の林道開設により伐採利用しうることとなるのであるが、本計画では将来の積  
積もあまるので、此等を総合して奥地幹線林道開設による利用面積として積上して  
いる。

林道計画

1. 林道は林産物生産の基礎である。
2. 里山の伐採が極度に進み現状の架の推移では森林資源の増減は明白であるが、里  
の木材生産の為、その目標と奥地林道の用益に置いて、年度輸出計画を樹立する。
3. しかしその間、事業の進行は各年度の所要林産物確保の為、主として財政上の理由  
から前期に於ては概然として既用老林道の利用に専らせざるを得ないが、後期に至り漸  
次奥地林道を重点を移行する。即ち園有林では奥地林道の利用のための林道を全林道開設

- 23% (23年度) より 33% (25年度) に 国有林では 33% (23年度) より 58% (25年度) に引上げらる。
- 4. 森林資源の現況は既述の林道延長による伐採面積増加を逐次減少せしめたるを得たので、奥地林伐採に重費を移してゆかが生産費その他の高騰により種々の困難を伴うので、その所要資金、資材について特別に考慮する。
- 5. 本計画に於て新設林道は概ね伐採面積増加は一ヶ年約 27~32 万平方メートルに要する施設は 1~7 年 5,000~5,800 Km とする。
- 6. 新設林道に依る伐採面積は全伐採面積の 3 割前後であり残余は既設林道に依つて採出する。但し奥地林は全て新設林道による。
- 7. 伐採面積 / 打歩に付する林道の要施設平均数は国有林 19m、私有林 18m (但し北海道は 14m) を基準とする。
- 8. 国有林に於ては既設林道に於て延長 20.686 Km (23年度) ~ 28.299 Km (25年度) 計 125.971 Km の維持修繕を要する。
- 9. 私有林に於ては既設林道に於て延長 46.416 Km (25年度) ~ 63.526 Km (28年度) 計 326.226 Km の維持修繕を要する。但しその資金は全額民間自己資金により賄われらむとする。

2. 流通路計画

種別	23	24	25	26	27	28	計	24-28年計
総量	118,182	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	1,018,182	900,000
国有林 (4桁)	/	/	/	/	/	/	/	/
私有林 (3桁)	118,182	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	1,018,182	900,000

(3) 貯木場計画

種別	23	24	25	26	27	28	計	24-28年計
総量	22,000	33,000	35,000	32,000	39,000	40,000	2,066,000	1,842,000
国有林	22,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	172,000	150,000
私有林	6,000	3,000	5,000	2,000	9,000	10,000	344,000	300,000

流通路対策

1. 河川による木材輸送は事情并せば経済的に極めて有利であるが、天羅川外河川に於てその実現に支障を及ぼすおそれあるため、他の流通に苦を付す。

貯木場計画

1. 国有林は一般に樹の生固地を多くし、且つ選材に不便な奥地が多いので、新木場建設は、規模ともに大にして、且つ重要である。本計画のものには、取土場、集材場、貯木場のみである。

つて、一ト折平均 2,000 m<sup>2</sup> 位である。

2. 公有林はその配置が広く散在し且つ比較的取出傾斜を忌む大規模な野木施設の必要度は国有林程ではなく且つ小規模にて可としている。但し将来の果地林南系に体う必要度の増大を思慮して換年度には漸次増大した。

3. 国有林の既設野木場面積 8,150,000 m<sup>2</sup> (23年度) ~ 9,570,000 m<sup>2</sup> (28年度) 計 53,000,000 m<sup>2</sup> の維持修繕が必要である。

4. 公有林の既設野木場中維持修繕を必要とする面積は 1,940,000 m<sup>2</sup> (23年度) ~ 2,440,600 m<sup>2</sup> (28年度) (28年度) 合計 1,687,000 m<sup>2</sup> である。之に要する支出総額 1,153,960,000 円は全額自己資金により賄われるものとする。

II 造林計画  
造林計画総括表

単位 町歩

種別	年度										計	24-27年計	
	23	24	25	26	27	28	計	24	25	26			27
人工植栽	国有林	20,408	25,697	34,100	42,600	50,000	50,000	222,205	2,017,977				
	公有林	133,700	174,500	229,000	252,900	282,708	292,600	1,366,808	1,231,178				
計	154,108	200,197	263,100	294,900	332,708	342,600	1,589,013	1,443,297					
天然更新	国有林	48,770	81,900	100,000	103,000	104,000	104,000	541,670	492,900				
	公有林	79,800	80,000	81,000	89,100	99,900	108,000	532,800	448,000				
計	128,570	161,900	181,000	192,100	203,900	212,000	1,074,470	950,900					
合計	国有林	69,178	107,597	134,100	145,000	144,000	154,000	763,875	694,697				
	公有林	213,500	254,500	310,000	342,000	382,678	400,600	1,902,678	1,689,178				
計	282,678	362,097	444,100	487,000	536,678	554,600	2,666,553	2,383,875					

(註) 1. 天然更新人工増植は天然更新人工増植と増植とを含めていふ。  
2. 公有林中に公有林野官有造林面積と合計。

代探面積

単位 町歩

所有別	年度										計	24-28年計	
	23	24	25	26	27	28	計	24	25	26			27
国有林	主伐	155,033	205,108	205,108	205,108	206,084	207,060	1,183,501	1,026,468				
	間伐	77,818	64,187	64,187	64,187	63,211	62,235	346,825	318,007				
計	182,851	269,295	269,295	269,295	269,295	269,295	1,530,326	1,344,475					
公有林	主伐	505,620	530,610	530,610	522,450	516,940	513,880	3,120,160	2,614,490				
	間伐	37,200	39,000	39,000	38,400	38,000	37,800	229,400	192,201				
計	542,820	569,610	569,610	560,850	554,940	551,680	3,349,560	2,806,691					
合計	644,903	735,718	735,718	727,458	723,024	720,940	4,303,661	3,642,958					

植 林 面 積

單位 町歩

植 林 種 別	23	24	25	26	27	28	計		備 考
							昭和28年度 の造林地 面積	24-28年 計	
國有林	人工植栽	39,120	32,817	32,817	32,973	33,129	160,524	131,424	昭和28年度 の造林地は 29年度に造 林するに当 るが、本計画 に於て対象と なるのは27 年度の造林 地である。
	天然更新	42,250	102,554	102,554	103,042	103,530	472,944	414,704	
民間林	人工植栽	91,370	135,371	135,371	135,371	136,015	136,659	522,128	昭和28年度 の造林地は 29年度に造 林するに当 るが、本計画 に於て対象と なるのは27 年度の造林 地である。
	天然更新	1,415,888	108,571	1,405,711	1,462,866	1,440,043	1,438,864	645,389	
計	人工植栽	202,268	212,244	212,244	208,980	206,076	205,552	1,042,512	昭和28年度 の造林地は 29年度に造 林するに当 るが、本計画 に於て対象と なるのは27 年度の造林 地である。
	天然更新	1,909,228	181,328	1,813,888	1,991,033	1,977,716	1,969,993	890,303	
合計	人工植栽	122,930	146,227	146,227	145,248	145,075	145,218	785,767	昭和28年度 の造林地は 29年度に造 林するに当 るが、本計画 に於て対象と なるのは27 年度の造林 地である。
	天然更新	293,638	349,615	347,615	344,351	342,791	342,211	1,876,010	

國 有 林 造 林 計 画

- 昭和22年度末の國有林造林未済地は61万町歩であつた。しかし、これ等を再調査した結果、約36万町歩は既に第二造林が成立してゐたので、此の面積の造林は現在、林木が根に立ちうるまでに成長し、國家財政が造林を許容しうる時期に到るまで延期することとした。この為、造林地面積は26万町歩となつた。
- 昭和23年度以降の年度の主任面積は約20万町歩であるが、その中約7万町歩は、全然人工を加えずとも天然に成林するので、各年度伐採地・造林面積は約13万町歩である。
- この年度造林地の約26%が人工植栽、残り約76%が天然更新により造林されるものとする。
- 人工植栽は昭和23年度の種子供給の確保が不足してゐるので、23、24年度は充分な交付金行出来ないが、植栽には漸次増大せしめ、25年度には漸次植栽地の要造林地は全部造林することとする。
- 25万町歩の造林未済地は昭和23年度からの本計画で造林することとし、25年度までに30,553町歩を完了する。
- 本計画は國有林・環境維持の爲の最低必要量を計画したものである。

國 有 林 伐 採 地 要 造 林 地

單位 町歩

人 工 植 栽	23	24	25	26	27	28	計	
							24-28年 計	24-28年 計
天然更新人工植栽	29,120	32,817	32,817	32,817	32,973	33,129	193,673	144,553
天然更新人工植栽	62,250	102,554	102,554	102,554	103,042	103,530	576,624	514,234
計	91,370	135,371	135,371	135,371	136,015	136,659	770,297	658,787

国有林伐採跡地造林計画

単位 町歩

	23	24	25	26	27	28	計	24-28年 計
人工植栽	-	25,697	34,100	34,957	32,817	32,817	162,388	
天然更新人工補整	-	62,250	100,000	103,000	104,000	103,704	492,954	
計	-	87,947	134,100	137,957	136,817	136,521	655,342	

国有林既存造林未済地造林計画

単位 町歩

	23	24	25	26	27	28	計	24-28年 計
人工植栽	20,428	-	-	2043	12,183	17,183	61,817	41,407
天然更新人工補整	48,770	19,650	-	-	-	276	68,716	19,946
計	69,198	19,650	-	2,043	12,183	17,459	130,553	61,353

国有林

- 昭和22年度末造林未済地は 1,662,000町歩である。
- 昭和23年度以降の主な面積は5/万～53/万町歩でありその内約30万～32万町歩は人工を加えたとし天然に成林するので要造林地面積は毎年約2/万町歩程度生ずることになる。
- 既存造林未済地ノ6万町歩は23年度以降ノ7年間で造林を完了することとし、其の約70%を昭和25年度までに造林する。
- 年々発生する伐採跡地の造林は翌年度中に造林を終ることとする。

国有林伐採跡地造林計画

単位 町歩

	23	24	25	26	27	28	計	24-28年 計
人工植栽	-	141,588	148,571	148,571	146,286	144,943	729,759	729,759
天然更新人工補整	-	60,680	63,623	63,673	62,694	62,033	312,753	312,753
計	-	202,268	212,244	212,244	208,980	206,976	1,042,512	1,042,512

昭和22年度末既存造林未済地造林計画

単位 町歩

	23	24	25	26	27	28	計	24-28年 計
人工植栽	130,200	28,412	28,429	92,329	123,814	142,357	592,441	462,241
天然更新人工補整	29,800	19,320	17,327	25,420	37,206	45,967	225,047	145,247
計	210,000	47,732	45,756	117,749	161,020	188,324	817,488	607,488

公有林野 官行造林

	23	24	25	26	27	28	計	24-28年 計
人 工 植 栽	3,500	4,500	10,000	12,000	12,000	12,000	42,000	39,100
計	3,500	4,500	10,000	12,000	12,000	-	42,000	39,100

大正九年度以降公有林野 33 万町歩に対し、町村と分収契約により更に於て造林を実行中のもので、其の最終年度 27 年度のものをも勘上する。  
尚お新規契約は別途予算によるものとして公有林野官行造林は打切るとする。

1. 森林害虫防除計画

森林保護計画

種 別	23	24	25	26	27	28	計	24-28年 計
被害木剥皮焼却(西)	3,800,553	3,368,500	2,357,700	1,100,800	352,800	-	10,017,953	2,014,500
刈 倒 有 林 (%)	903,153	222,500	505,700	252,800	75,800	-	2,459,953	1,556,800
刈 倒 有 林 (%)	2,900,000	2,600,000	1,852,000	926,000	277,000	-	8,358,000	5,458,000
策 箱 設置(400)	220	250	300	300	300	300	1,670	1,450
引 込 有 林 (%)	20	50	100	100	100	100	470	450
刈 倒 有 林 (%)	200	200	200	200	200	200	1,200	1,000
天敵菌採捕培養(500)	-	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000	500,000

1. 森林害虫の被害は近年激しくなり昭和 22 年末に於て被害木は 150 万町歩に達し尚蔓延シつゝ、あるため、森林資源の保全上早急に対策を講じなければならぬ。
2. 被害木剥皮焼却はアカマツの害虫之主役として行つてゐる。
3. 繁殖放逐は益鳥保育の爲である。
4. 天敵菌採捕培養は天敵菌採捕を培養繁殖せしめて生物学的に害虫を駆除せしむることである。
5. 害虫防除は拙力新明で力を傾注し後期に於て之を終絶せしめることとした。

2. 林野火災警防計画

種 別	23	24	25	26	27	28	計(24-28年)
防火線 (km)		4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	21,000
見張所 (町)		700	700	700	700	700	3,500

1. 森林火災は年平均 4 万町歩、焼失蓄積約 1,000 万石に上り、山火防止は炭源保全上重要である。但し、本計画は国有林関係のみであり、国有林は造林計画中に包含する。

ていふ。

- (2) 日本の森林火災は殆んど入山者の失火に依るものなるため、之が感化宣傳を感心して併せて之が爲の施設を施す。
- (3) 火災の延焼、拡大を防止するため森林団地の境域に防火帯を設置する。
- (4) 火災の早期発見による防火のため、見張りを設置する。
- (5) 火災危険期対策用として、濃度計、山番を必要とし、警防消火のための消火器具の配置標柱標札の設置、警防関係人員の配備等が必要であるが、本計画では計上しない。

治山計画画 (単位町歩)

種別	23	24	25	26	27	28	計	24-28計
山地治山飛越 林有林 民有林	3596 (330)	5679 (580)	12590 (1070)	16645 (1445)	22049 (1580)	27219 (1905)	90838 (7038)	40242 (6700)
沿岸砂地造林 林有林 民有林	3286	8090	11500	15200	20450	25284	83800	40800
災害防止造林 成林有林 民有林	1071 (84)	1783 (308)	2056 (444)	2408 (474)	2800 (540)	2916 (601)	12704 (2604)	11633 2520
災害防止造林 成林有林 民有林	987	1365	1612	1848	2084	2204	10700	4113
災害防止造林 成林有林 民有林	1099 (454)	5875 (1495)	5094 (1658)	6361 (1742)	8200 (1948)	9091 (2004)	34617 (9317)	33518 2863
災害防止造林 成林有林 民有林	845	3380	3422	4614	6252	9929	25300	24655
災害防止造林 成林有林 民有林	1680 (42)	2755 (100)	2894 (180)	2680 (181)	2680 (180)	2680 (180)	15349 (823)	13669 900
災害防止造林 成林有林 民有林	1638	2545	12604	2500	2500	2500	14,007	12,969
災害防止造林 成林有林 民有林	2733	125235	125235	125235	125235	177071	680,004	628,011
災害防止造林 成林有林 民有林	(2,023)	(54,570)	(54,570)	(54,570)	(54,570)	(116,400)	(320,420)	324,657
災害防止造林 成林有林 民有林	-	70,665	70,670	70,665	70,665	70,665	353,324	353,324
災害防止造林 成林有林 民有林	110,689 (42,408)	241,422 (105,010)	241,422 (105,010)	241,422 (105,010)	241,422 (105,010)	235,753 (107,542)	1,312,170 (630,060)	1,201,481 587,422
災害防止造林 成林有林 民有林	68,211	136,422	136,422	136,422	136,422	68,211	602,110	638,800

治山計画

- 1 本計画の目的は、国土の保全に資し、森林の破壊が益々人爲的に増大するのを、可及的公益に及ぼす被害を軽減する爲に、保安林を強化し、その適正な維持を以て、先づその性能を向上にし、而かも森林の経済的效用に出来る限り支障をからしめることと本旨とする。
- 2 昭和22年度に、国土の保全に資し、森林の破壊が益々人爲的に増大するのを、可及的公益に及ぼす被害を軽減する爲に、保安林を強化し、その適正な維持を以て、先づその性能を向上にし、而かも森林の経済的效用に出来る限り支障をからしめることと本旨とする。
- 3 山地治山施設並に海岸砂地造林は、山地、海岸に於ける不安定且つ荒廢した土地の安定事業であり、地盤の安定に資し、保安林の維持に資し、優良な保安林を造成するものなり。
- 4 災害防止造林は、昭和21年度調査に基づき、22年度以降、その年計画として実施するものとして、その防災機能の活用を目的とし、公共施設に被害を防止、災害防止、津波防止、風害防止等(その他の特殊造林)の爲に、行ふ特殊造林である。



5. 災害償回は毎年水害や震災等により新規に発生する荒廢林野の償回を云々。その償回数根據は従来の概算によつた。
6. 保安林調査は現存保安林の再配補を目的とする調査であり、明治初年以來の回復を科学的に再整備せんとするものではない。
7. 保安林改良は前項の調査により配補された保安林の林相樹種の悪化防止のためにより保安機能の高度化を図るものではない。
8. 森林破壊の甚さを得ざる強行と：一般災害の激増を考慮する時、副都府の山林保全事業が必要であるが、資金源材等を確保して前期に於ては緊急不可欠の最期限に止むれば年度は多少の事業量を増加せしめた。
9. 本計画の保安林制度の強化であるが、森林開発施設及造林事業と有機的関係を有するものではない。假令一連の採合に於て治山の効果を期待しようものではない。

森林経営計画

種別	23	24	25	26	27	28	計	24-28
経営未編成	1037,000	1,557,200	1,161,300	1,359,900	771,200	776,000	2232,000	6,065,000
地租	40,000	530,000	320,000	420,000	500,000	600,000	2,150,000	2,050,000
土地	690,000	220,000	222,000	222,000	655,000	655,000	850,000	964,000

1. 経営計画は国有林野事業の基礎であるが、戦中の際急激な植林計画の遂行により相当な混乱している。昭和22年度以降5ヶ年計画を以て、その正常化を目標とする経営案を編成する。
2. 近代科学の進歩を導入して森林経営の進歩を図る為、経営案の編成と併行して地形調査、土壌調査を行う。
3. 土壌調査は22年度以降13ヶ年計画で全国森林に対し実施するが、そのうち昭和5ヶ年は拙速を自覚して大略調査とし、5ヶ年計画で精密調査と行ふこととする。
4. 本計画は以上諸計画の23年-28年の5年分を橋上し占むるものではない。

2-民間有林

種別	23	24	25	26	27	28	計	24-28
経営未編成	1,522,150	2,000,000	2,200,000	1,824,515	-	-	5,546,665	6,220,515
地租	509,300	900,000	1,000,000	1,004,148	3,715,133	2,715,133	9,913,714	9,334,414
土地	325,700	440,000	500,000	429,195	883,310	583,310	2,401,515	2,491,515

(9)

民有林造営計画

- (1) 民有林造営に計画法を附する爲、植茶業の編成並に検討を行ふ。此の事業は進捗を要する中、先づ昭和27年度より随時植茶業の編成を行つてゐるのを、26年度迄で一應終了し、27年度からは第二期5ヶ年計画として検討を続行して本植茶業に移行せしむるものとす。
- (2) 植茶業編成の對象面積は原野を除いた総民有林野面積 1,549,225.25町歩である。これを植茶業の種類に分けると森林組合植茶業が 1,131,755.86町歩の公有林植茶業 1,916,540町歩である。
- (3) 森林組合植茶業は昭和14~18年間に於て 380万町歩に達して編成をみたすが戦災による甚大や非常況候の強行により内容著しく攪亂されたので、昭和22年度以降5ヶ年計画で臨時検訂を実施してゐる。南信、22年度中にその終了せるもの 316,542町歩であるから昭和26年度迄に残り 5,483,448町歩の検訂を終り、その後本植茶業移行の爲の検訂を続行する。
- (4) 森林組合植茶業面積中、臨時検訂による面積を控除した 777,755.86町歩は昭和25年度より5年計画で、その編成を実施してあり、22年度迄に 1,128,000町歩が終了したのを全線編成を要する面積は 2,596,665町歩であり、之を昭和26年度で完了するものとす。
- (5) 公有林中、昭和27年度以前に植茶業の編成されたもの 1,916,540町歩あるが、内容と現状とは著しく相違してゐる爲、昭和22年度以降5ヶ年計画でその検訂を実施してゐるが、昭和22年度迄に終了せる面積は、1,916,540町歩である。
- (6) 以上のより急事業先昭和26年度迄に一應開場植茶業としてその編成及び検訂を終了することとなるので、昭和27年度以降は検訂より5ヶ年計画で本植茶業に移行せしむ。その場合、検訂を要する面積は毎年度 森林組合植茶業が 2,125,133町歩、公有林植茶業が 503,510町歩である。

(10)

樓 旧 建 設 計 画 資 金 表 單位千円

事業別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	計	24-28年計
國有林	1,529,063	2,209,600	2,910,255	2,306,911	2,455,529	2,522,101	18,261,597	11,938,449
民有林望山	456,097	2,004,396	1,954,880	1,910,285	1,055,418	1,462,145	9,864,196	8,700,099
國有林	199,926	409,800	589,261	521,904	454,910	409,540	2,848,371	2,448,445
民有林	299,974	485,507	468,128	415,924	589,761	459,942	2,326,657	2,099,064
一、市町村費	50,180	182,210	195,898	155,951	144,128	132,922	849,048	990,919
其他	144,842	583,097	542,894	498,404	441,211	425,851	2,815,280	2,530,939
自己資金	34,685	145,994	144,919	124,601	115,305	104,338	668,020	632,935
民有林興地	410,098	808,281	1,450,049	1,993,819	2,115,093	2,539,504	14,022,902	7,948,409
國有林	233,010	514,932	823,892	1,182,931	1,235,837	1,441,809	5,382,330	5,149,301
民有林	45,245	144,181	288,690	319,798	344,334	403,797	1,592,258	1,038,103
市町村費	18,441	41,195	45,911	94,428	98,867	115,345	489,586	411,946
其他	9,553	144,978	248,645	362,672	395,468	461,379	1,822,346	1,649,982
自己資金	18,441	41,185	45,911	94,428	98,867	115,345	489,586	411,946
民有林興地	392,228	928,450	1,344,800	1,844,800	1,947,000	2,244,800	9,619,225	5,229,650
國有林	189,220	582,486	928,020	928,020	928,020	928,020	4,801,736	1,694,516
民有林	24,346	54,534	46,860	46,860	46,860	46,860	248,820	242,074
市町村費	35,461	142,228	53,800	54,800	54,800	56,800	329,054	293,458
其他	114,117	180,126	154,496	154,496	154,496	154,496	912,227	908,110
自己資金	28,529	45,001	38,624	38,624	38,624	38,624	238,456	198,529
民有林興地	150,989	1,505,998	1,409,147	1,813,410	1,945,259	2,079,387	10,418,901	2,014,452
民有林	1,468,488	2,149,124	4,009,930	4,331,882	4,385,285	4,624,590	22,459,041	20,390,553
國有林	424,144	1,895,169	1,939,103	1,902,654	2,042,816	2,219,419	10,112,458	9,412,242
市町村費	32,158	64,421	94,519	94,702	99,155	94,571	402,529	370,946
其他	110,452	289,335	288,610	309,199	299,995	305,889	1,646,938	1,466,286
自己資金	383,042	808,001	801,016	1,005,413	1,021,195	1,041,226	5,339,973	4,994,831
民有林	1,593,704	1,890,398	1,924,401	2,017,243	2,199,058	2,339,644	11,944,364	12,328,250
國有林	238,080	1,011,104	2,009,911	2,344,655	2,410,529	2,529,683	12,219,021	11,585,941
民有林	4,939,421	4,410,540	4,896,850	5,440,298	5,892,920	5,449,445	28,958,855	26,219,004
國有林	1,035,689	1,568,118	1,580,110	1,598,518	1,620,328	1,690,622	7,719,068	7,115,281
民有林	321,145	607,659	944,820	880,208	934,320	830,602	4,440,949	4,099,982
市町村費	234,989	371,513	404,725	400,104	540,569	494,991	2,508,831	2,374,242
自己資金	1,142,980	1,908,637	1,985,225	2,280,349	2,438,505	2,189,241	11,928,590	10,627,899

品名	23	24	25	26	27	28	計	24-28計
公有地所有林								
田	102,791	205,009	314,119	394,571	402,414	219,348	1,698,405	1,076,208
森林								
田	124,549	144,850	91,412	59,948	22,828	11,770	414,584	296,337
田	44,878	52,197	99,319	202,259	103,229	92,679	1,420,489	1,371,018
田	110,844	210,005	152,826	22,620	54,014	24,378	644,725	555,879
田	1,663	59,442	40,833	24,599	14,859	9,821	153,217	151,554
田	132,149	205,140	107,460	115,580	63,660	41,500	804,749	443,580
田								
田		239,320	229,920	320,010	360,050	400,190	1,600,050	1,402,150
田		144,406	111,422	122,458	148,454	164,470	612,190	462,190
田		24,244	22,258	21,112	35,216	39,270	156,810	156,810
田		9,100	11,200	13,800	15,400	12,900	46,500	46,500
田		109,110	125,090	102,410	148,930	178,400	915,150	915,050
田								
田	17,047	189,992	290,002	374,257	414,945	503,168	1,819,431	1,052,364
田	202,509	2,692,944	3,492,005	4,821,129	6,092,857	8,009,734	24,242,206	25,579,597
田	414,700	1,199,422	2,223,516	3,057,445	4,057,147	5,143,822	14,441,231	16,204,461
田	315,239	980,522	1,648,449	1,765,493	2,041,710	2,040,543	9,620,975	9,345,216
田								
田	12,936	48,500	38,500	58,500	48,600	38,500	305,486	292,406
田	404,924	990,943	1,022,373	948,250	902,750	940,950	5,214,492	4,879,514
田	208,533	604,839	638,983	692,049	592,969	592,969	3,208,261	3,024,720
田	238,313	344,108	383,390	357,981	365,981	355,981	2,042,250	1,914,239
田								
田	4229	26958	21848	21848	21,848	159,276	442,416	407,929
田	4,638	465,245	465,245	465,245	465,245	457,350	2,323,941	2,318,403
田	4,058	204,047	204,047	204,047	204,047	239,125	1,219,349	1,213,311
田	580	221,216	221,216	221,216	221,216	220,229	1,105,692	1,105,092
田								
田	556,100	729,400	904,000	904,999	1,069,645	991,645	4,045,588	4,649,425
田	278,090	229,400	902,600	904,999	1,069,645	991,645	4,029,898	4,042,405

	23	24	25	26	27	28	計	28-28年 計
和蘭有林實	298,090						298,090	
風林成豐業林板								
風有林	20,678	34,502	37,019	42,131	32,582	34,575	204,502	185,009
總計	14,205,818	1,902,201	22,827,433	24,831,893	22,788,410	28,044,692	104,115,943	122,838,045
西有林	2,495,794	4,322,496	4,942,747	5,304,000	5,671,598	5,942,832	28,680,468	25,225,193
民有林	2,004,084	1,505,901	1,295,444	1,749,373	22,124,402	22,092,020	105,422,944	77,632,892
留實	2,914,335	1,902,590	2,020,896	9,028,537	10,221,940	11,490,806	40,957,084	45,904,449
和蘭有林實	1,449,213	3,224,017	0,684,643	4,035,996	4,697,407	5,102,095	21,840,991	20,873,758
和蘭有林	365,241	490,818	244,505	301,665	355,942	819,558	4,242,049	3,944,825
和蘭有林	383,042	228,001	981,016	1,015,413	1,011,195	1,041,146	5,398,818	4,934,771
和蘭有林	2,098,253	3,959,805	4,258,846	4,581,152	4,841,148	4,948,234	25,232,039	22,154,906

林業復興建設計画勞務数 單位人

事業別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	計	注
林道	24,196,287	31,461,117	33,884,822	36,079,515	37,057,952	38,388,669	201,191,212	
國有林	4,902,140	6,261,600	6,228,796	6,254,519	6,522,632	6,801,421	33,220,988	42,481,638
民有林	12,485,147	22,699,817	24,809,326	24,771,126	27,562,320	28,152,628	148,887,424	130,915,202
望山	4,489,002	6,642,574	8,360,940	9,079,851	10,045,268	10,710,225	42,282,399	27,579,325
奥山	9,156,471	9,786,439	4,059,327	8,332,995	9,079,591	10,442,187	41,022,440	27,814,968
民有林奥山	24,441	2,726,592	2,577,000	2,887,000	2,397,000	2,329,000	14,289,558	12,092,802
民有林奥山	9,131,630	9,524,842	8,051,059	8,542,950	7,232,441	9,922,719	50,670,264	42,396,201
林	14,402,458	15,528,110	22,967,408	25,090,299	26,824,414	24,388,849	126,308,292	122,857,485
國有林	5,170,808	7,204,310	9,312,405	10,205,499	11,858,514	11,442,569	57,268,993	50,093,225
民有林	8,231,644	10,645,812	10,980,299	12,144,589	12,444,298	12,903,711	68,142,716	79,864,450
公有林	680,134	2,097,888	2,497,001	2,921,215	3,422,019	2,222,222	13,557,284	12,890,550
森林保護	912,054	94,559	89,220	285,618	108,198	31,547	2,519,022	1,294,407
警備防除	912,054	94,559	89,220	285,618	108,198	31,547	2,519,022	1,294,407
國有林	909,453	99,000	83,700	282,800	105,800	31,000	2,612,958	1,391,800
民有林	2,772	2,659	1,902	296	529	547	8,864	5,958
火災警防		9,884	1,618	1,842	2,046	2,549	9,209	9,209
民有林		1,070	1,118	1,042	2,086	2,290	9,209	9,209
望山一級	45,991,800	11,012,600	14,584,800	18,091,900	24,232,680	30,179,980	102,230,240	38,420,250
國有林	391,420	925,800	1,324,230	1,924,840	1,229,640	2,300,530	8,529,260	10,182,550
民有林	4,208,580	10,175,800	13,181,570	15,565,540	23,022,040	27,872,450	133,800,760	90,402,410
望山奥山	2,204,800	3,179,800	3,969,440	4,664,800	5,684,200	6,801,810	20,948,660	12,741,410
國有林	47,120	242,800	244,800	244,800	244,800	244,810	1,281,220	1,224,000
民有林	2,157,680	3,437,000	3,664,640	4,419,000	5,439,400	6,557,000	19,667,440	11,517,410
保安林奥山	48,302	2,209,421	2,209,621	2,219,621	2,229,621	2,239,621	11,499,668	14,451,018
國有林	29,640	451,654	451,454	451,454	451,454	451,454	2,306,530	2,671
民有林	18,662	1,757,767	1,758,167	1,768,167	1,778,167	1,788,167	9,193,138	11,779,316
經營業奥山	1,291,010	2,248,229	2,035,439	2,822,750	1,580,939	1,995,469	12,219,459	11,518,444
國有林	1,291,010	2,248,229	2,035,439	2,822,750	1,580,939	1,995,469	12,219,459	11,518,444

(4)

44

年 次 別	23	24	25	26	27	28	計	24-28年 計
地方事務費	1,068,989	1,375,710	1,621,800	1,182,494	1,182,494	859,284	7,660,421	5,996,632
民 有 費	1,068,989	1,375,710	1,621,800	1,182,494	1,182,494	859,284	7,660,421	5,996,632
計	47,987,724	24,821,066	8,264,378	90,219,271	98,051,999	108,892,070	406,427,229	406,427,229
國 有 費	15,057,214	21,087,499	2,922,260	25,219,222	25,265,179	24,652,893	134,914,561	121,915,747
民 有 費	32,930,510	4,733,567	5,342,118	64,999,955	72,786,820	84,239,177	271,512,668	184,511,480

(11)

林業復旧事業所要資料計画表

事業類別	年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	計	24-28年計
(林 道)									
セメント	石	33,349	42,626	44,027	43,205	40,561	30,807	252,282	233,076
国有林		5,478	4,011	4,494	4,477	4,860	7,045	31,867	33,385
民有林		4,988	12,771	12,354	11,028	10,206	9,561	62,998	56,010
奥地林道		3,902	4,968	7,622	10,480	11,400	13,308	51,595	42,835
災害復旧		4,998	8,161	7,000	7,000	7,000	7,000	49,739	36,161
奥地林道		10,060	10,520	11,247	12,090	12,975	13,865	94,789	80,709
木	石	407,440	405,351	502,486	525,393	500,615	543,119	3,025,567	2,615,124
国有林		231,071	244,385	254,177	267,893	260,049	232,241	1,535,236	1,396,365
民有林		33,388	42,936	40,851	53,996	43,191	45,897	316,439	295,271
奥地林道		23,440	35,707	72,257	60,232	65,068	109,208	381,319	347,869
奥地林道		24,792	38,323	42,397	44,992	41,519	46,768	322,111	286,339
災害復旧		58,058	79,280	68,000	68,000	68,000	68,000	409,839	351,280
奥地林道		1,903	5,512	7,457	8,415	14,079	12,516	41,602	46,699
奥地林道		1,525	3,458	4,998	5,078	8,217	8,136	31,010	29,687
奥地林道		83	162	158	139	129	120	791	708
奥地林道		62	1,408	2,263	3,098	3,380	3,902	14,145	14,083
奥地林道		87	119	102	102	102	102	614	527
奥地林道		1,48	155	166	178	181	204	1,042	994
(遊 林)									
セメント	石	41,45	4,596	7,524	8,503	8,043	6,903	42,044	38,059
国有林		445	482	812	783	991	991	4,914	4,469
民有林		3,600	5,224	4,442	7,290	7,452	5,542	34,070	32,490
奥地林道		100	120	200	280	410	440	1,590	1,400
木	石	48,280	47,625	40,818	41,207	43,308	41,933	378,044	327,664
奥地林道		42,300	44,528	32,908	37,667	35,285	35,233	202,044	182,044
奥地林道		2,000	9,100	18,910	24,100	24,500	24,500	121,100	100,100
(遊 林)									
奥地林道	石	420	959	1,204	1,312	1,374	1,082	4,878	4,250
奥地林道		672	898	1,118	1,208	1,288	1,283	6,865	5,715
奥地林道		23	37	40	46	47	38	228	205
奥地林道		20	24	24	60	44	64	250	250



種別	品名	23	24	25	26	27	28	計	24-28 計	
(被災前除)	木 材	480	4,000	3,600	3,600	3,600	3,600	17,880	17,400	
	国有林	240	600	1,200	1,200	1,200	1,200	5,640	5,400	
	民有林	240	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	12,240	12,000	
	炭 綱	0.8	5	6	6	6	6	298	29	
	国有炭	0.4	1	2	2	2	2	94	9	
	民有炭	0.4	4	4	4	4	4	204	20	
	(火災手付)									
	木 材		7,350	7,350	7,350	7,350	7,350	34,950	34,950	
	民有林		7,350	7,350	7,350	7,350	7,350	31,750	31,750	
	炭 綱		60	60	60	60	60	300	300	
民有炭		60	60	60	60	60	300	300		
(旭山一旗)										
セメント		14,951	44,862	53,883	64,561	82,809	103,521	341,095	344,824	
国有林		840	1,655	3,226	4,838	4,916	5,591	20,481	19,601	
民有林		14,111	33,207	50,657	59,723	77,893	97,930	341,384	325,223	
木 材		27,198	70,995	72,426	114,092	145,268	192,493	642,372	615,074	
国有林		2,755	14,320	18,616	21,392	25,358	31,318	119,719	119,954	
民有林		24,443	56,675	53,810	92,700	119,910	161,175	522,653	505,120	
炭 綱		105	335	474	415	504	1,031	3,044	3,219	
国有炭		12	32	50	63	69	83	309	299	
民有炭		93	303	424	552	735	948	3,705	2,920	
(旭山一旗)										
セメント		7,812	12,510	12,933	12,060	12,060	12,060	62,215	61,523	
国有林		189	810	810	810	810	810	4,239	4,050	
民有林		7,623	11,700	12,123	11,250	11,250	11,250	58,056	57,513	
木 材		3,210	5,360	5,748	5,360	5,360	5,360	30,398	27,188	
国有林		84	360	360	360	360	360	1,804	1,800	
民有林		3,126	5,000	5,388	5,000	5,000	5,000	28,514	25,384	
炭 綱		84	137	143	134	104	134	568	484	
国有炭		2	9	9	9	9	9	49	45	
民有炭		82	130	134	125	95	125	521	439	
(総 計)										
セメント		42,115	102,434	119,069	132,009	151,991	173,344	640,819	638,705	
国有林		8893	2,488	11,392	12,753	12,439	14,435	60,398	61,505	

資料別	單位	23	24	25	26	27	28	計	28-28年計
民有款	元	55,222	22,946	107,655	119,336	138,334	158,906	492,409	417,197
木	石	488,111	445,409	71,261	748,542	821,826	891,555	4,829,211	884,100
國有款	元	282,930	228,188	369,243	374,442	389,218	440,392	2,124,815	1,841,483
民有款	元	205,381	316,481	366,355	398,420	434,608	494,258	2,207,399	1,997,017
鐵	噸	2,728	2,000	2,364	14,542	13,217	15,119	58,966	56,224
國有款	元	2,144	4598	6957	7,178	8,350	8,518	32,940	35,226
民有款	元	5984	2,422	2589	4364	4837	5466	21,924	20,598



10.30  
4-2  
v

217

昭和二十三年十月廿七日

林業復興計畫案  
(生産計畫)

食糧並に生活物資部会  
林業小委員会

61

生産計画

- 1 現在日本林業の直面している基本的問題は 限られた森林資源と摩耗し切った生産地投とを以て 日本経済復興に必要な膨大な生産物需要を円滑に供給し かつ森林資源の削減を回避せんとする点に力がついている。
- 而して此の解決は戦後恐慌インフレーションの運行に伴う益々困難となりつつある。
- 2 森林林業の復興は以上の患難インフレーションの運行に伴う益々困難とする國民経済全般の根本的解決を以ては到底実現し得ざるもののである。
- 3 然し生産物供給が日本経済復興の成否を決する重大問題なる事實に鑑み 本計画に於ては林業技術的又は経済的の最大限度の生産を敢行するものとした。
- 4 斯くして計画された伐採量は現在利用可能森林蓄積の標準年伐量と違かにも上廻るものであり、用材で217万〜223万、薪材で259万〜273万の過伐となつたが 此れはさまざまな大災害の源衆に極む不安定な国土保全及び國民経済全般に於て益々悪影響を及ぼすであろうことには否定し得ない。
- 5 故に造林計画及び治山治水計画、その他の建設計画の完全なる実行が生産遂行に不可欠な条件となつて来る、而かも林業の生産事業は建設事業と不即不離のものであり 後者の減少は直ちに生産の減退を免れないのである。
- 6 昭和22年度末に於ける我國林野の概況は次の如くである。

第1表 我國林野面積及び蓄積の概況

林種	林野面積 (10万町歩)			森林蓄積 (100万立米)		
	林野	竹林	林	針葉樹	闊葉樹	總計
國有林	205	-	92	292	1,333	1,625
私有林	15,220	10	197	1,907	1,615	3,522
總計	15,425	10	289	2,504	2,948	5,452

生産計画

代採計画及び用材生産計画

第2表 用材代採計画

単位 1000石

種別	23	24	25	26	27	28	備考
用材	54900	52000	52000	52000	52000	52000	
用材	28000	35000	35000	35000	35300	35600	
用材	55000	62000	62000	62000	62150	62900	
用材	89000	96000	96000	94000	92500	91000	
用材	19,150	28000	28000	28000	28000	28000	
用材	48000	68000	68000	68000	64500	63000	
用材	10,000	193000	193000	191000	189950	189500	
用材	49940	62000	63000	63000	63700	63600	
用材	23890	120000	130000	128000	126150	125900	

第3表 用材生産計画

単位 1000石

	23	24	25	26	27	28	備考
用材	63,150	90,000	90,000	90,000	90,300	91,000	
用材	21,000	23,800	23,800	23,800	24,000	24,200	
用材	41,920	46,200	46,200	46,200	46,300	46,800	

第4表 用材地域別生産計画

単位 1000石

年度	甲		乙		丙		合		計
	針葉樹	闊葉樹	針葉樹	闊葉樹	針葉樹	闊葉樹	針葉樹	闊葉樹	
24	107900	140200	116600	2230	115020	108500	139200	108900	197000
25	58550	29500	59000	2930	3270	11000	139200	6220	20900
26	106040	40000	106040	12050	14910	12000	108090	18910	197000
27	104860	29000	108640	8460	15460	118360	10240	10240	199000
28	105160	3220	108380	2350	15460	118360	10240	10240	199000
	542000	2250	549200	8400	3950	118430	10240	10240	20300
	126,100	108900	126,050	9410	15460	123350	10240	10240	194500
	542000	52620	59990	5410	3940	123350	10240	10240	21000

(注) ( ) 内は原木材積。(立木枚数)

第5表 新炭材地割別採採計画

年度	内				外				合計
	計	新炭材	通炭材	地	計	新炭材	通炭材	地	
24	18400	45860	84260	730	11010	11740	19130	26870	96000
25	18400	65860	84260	730	11010	11740	19130	26870	96000
26	18400	63860	82260	730	11010	11740	19130	24000	84000
27	18400	62360	80760	730	11010	11740	19130	23370	82500
28	18400	60860	79260	730	11010	11740	19130	21570	81000

單位 立木材積 1000石

第6表 林産物生産と林道建設計画

年度	山			東			海			合計
	計	既設林道	新設林道	計	既設林道	新設林道	計	既設林道	新設林道	
24	46535	30843	69396	-	2622	2622	46535	23465	20000	
25	48220	14911	66707	-	2052	2052	48220	19765	28000	
26	45514	24554	66495	-	3505	3505	45514	18159	26000	
27	46667	13433	65992	-	4154	4154	46667	19587	24000	
28	49287	13229	69987	-	4308	4308	49287	23633	20300	
合計	23297	18906	68193	-	4514	4514	23297	11041	22500	

單位 1000石

第7表 利用可能蓄積及び標準伐採量 (推定)

單位 1000石

年度	山			東			海			合計
	計	既設林道	新設林道	計	既設林道	新設林道	計	既設林道	新設林道	
24	899008	16157	715945	431225	534086	966211	1132133	551023	1682156	
25	880014	146105	1026119	116481	120032	834513	974495	664137	1650632	
合計	1599822	162242	1142064	545806	1054918	1600724	2125628	1219160	3342988	

年度	山			東			海			合計
	計	既設林道	新設林道	計	既設林道	新設林道	計	既設林道	新設林道	
24	10497	223	10820	4318	8023	12336	14810	8346	23156	
25	20150	4383	22563	1717	2261	24078	29597	24944	54641	
合計	28699	4906	43383	6035	3084	36414	44407	35090	77797	

單位 1000石

経済的原料を考慮せしめ得る利用可能蓄積						計	
計	新炭材	用材	計	新炭材	用材	計	計
國有林	104,154.6	24,519	106,673.6	793,891	143,301.6	168,000.71	24,990.81
民有林	223,533.8	244,450	143,999.88	800,929	976,499	1,411,108	24,628.9
計	327,688.4	268,969	250,673.5	1,594,820	2,409,515	3,091,909	49,619.71

同上 炭材採量 (生産量)						計	
計	新炭材	用材	計	新炭材	用材	計	計
國有林	15,625 (1.5%)	490 (2.0)	14,135 (1.5)	11,908 (1.2)	22,014 (2.2)	12,398 (1.2)	34,412 (3.4)
民有林	39,530 (3.2)	6,134 (2.4)	45,664 (4.5)	34,431 (3.5)	42,167 (4.2)	40,565 (4.0)	82,732 (8.2)
計	55,155 (4.4)	6,624 (2.4)	61,779 (6.0)	46,339 (4.7)	64,181 (6.4)	52,963 (5.2)	117,144 (11.7)

註 ( ) 内は平均生産量

生産計画説明

1 生産量の決定は経済復興計画の最大目標の一つとなつてゐる昭和5~9年の生産水準確保よりは復興計画の實現に必要とさるべき森林産物供給の最低限度を確保することを中心を置いた。

2 産木 パルプ用材その他の需要増加を確保する為には可能とされる限り外材輸入の増大を計画したが、世界的木材総産と輸出入計画中の緊急項目等が充分なだけの輸入は計画出来なかつた。

3 此の結果国内森林の伐採量は3年度より増大し昭和5~9年の平均184,000石を村し102,000石となつた。

4 産し新炭材に於いては計画の敷期に於て新炭以外の燃料事情の好転と家庭燃料の合理的利用を奨励するものとしその効果を期待して逐次減少せしめた。

5 半ば以下2,3千万石に過ぎないのば、此れは固有林蓄積16.8億石の確保が民有林の多く且つその主要産木が比較的生育の速い松、かば及び杉(天然杉)を主体とし又老令適葉林が多いの山村に民有林は比較的生育の早い赤松及び切止令期葉樹林を主体とし、この相違に基づくのである。

6 北海道に於ける生産増加は輸送面に於いて副期的改善が行はれ存の限り、直ちに増産を促進せしむる虞れがある。此れが島嶼輸送計画に於てその改善を強く要求すると共に、木材船輸送一環に木材輸送と馬鈴薯、石灰等の輸送と増産を計画する必要がある。

7 森林産物は森林生産の根本である。我々森林の現況は里山の森林が果敢とされ伐採



中より過度に荒廃してゐることを拘らず、異地林と称される相当の森林がまだに存んで  
放置されて置かれないう状態にある。

森林の保護を考慮して伐採量と計画する上は現状の木の推移は許されず、積極的  
山開きをを行い登山の荒廃を防止すべく計画したが主に國家財政の窮乏によりそのテ  
は漸進的をとりしめざるを得なかつた。此の結果林道工事の中の奥山南谷林道の事業量と  
有林は全林道開通の23%（23年度）より33%（25年度）に、民有林に於ては  
33%（23年度）より57%（25年度）に引上げた。此の計画を前段とした伐採計  
画が第5表である。此處で注意を喚起しておくとは、林道開通は逐年累積されてゆ  
くものであり、異地林材の生産増加も前年度の林道開通が実行されないと直ちに大  
け復原に達引され、又一方では伐採制限等の対策が講じられないうり奥山の過伐を促進  
し、国土保安を危うくし、莫大の災害の及出を不可避たらしむるおそれのあることである。  
異地林開採と計画通り実施しよの伐採地は、確保する為には木材新炭の価格又  
は雨害の手法、造林奨励の手法に特段の措置が必要である。

利用可能蓄積の不足を占める有林の総量は日本林業の運命を次第するとともに、古い得るこ  
あう。今日國有林特別会社が直面上してゐる各種の困難は、経済の正常化に伴い解消する  
面も多いが、計画された林産物生産を円滑に実行するには、特別の対策が必要とされる。  
例へば現在のオミヌムによる官行併伐の取扱は困難であるから、当然立木処分の量が飛躍  
的に増加してゐるが、此等の森林が主として奥山に存在する為、現在の木材材新炭の価格で  
は民間資本による生産は極めて困難である。此れが解決には、現行國有林特別会社事業と  
充分に再検討することが必要である。

又 生産計画 再掲

本項は上記伐採計画に基づく細部の生産計画を集録したものである。

第8表 国別利用材生産計画

単位 素材材積 100000

種類	樹種別	24	25	26	27	28
國有林	針葉樹	16660	16660	16660	16040	16930
	針葉樹計	9140	9140	9140	9160	9270
	針葉樹計	23800	23800	23800	24000	24200
	針葉樹計	41850	41850	41850	41950	42450
民有林	針葉樹	4350	4350	4350	4350	4350
	針葉樹計	46200	46200	46200	46300	45100
	針葉樹計	58510	58510	58510	58790	59380
	針葉樹計	11490	11490	11490	11510	11520
	計	90000	90000	90000	90300	91000

第9表 新炭原木計画

年度	国有林材	民有林材	合計	原木	普通新原木	良材新原木	新炭原木合計
24	14,175		13,825				28,000
25	14,445		23,555				28,000
26	15,120		22,880				28,000
27	15,660		22,940				28,000
28	16,200		11,800				28,000
29	39,285		23,215				68,000
30	39,015		21,485				68,000
31	38,340		22,660				68,000
32	39,260		24,200				83,000
33	53,460		39,540				96,000
34	53,460		35,040				96,000
35	53,460		35,540				94,000
36	53,460		36,540				92,500
37	53,460		37,040				91,000
38	53,460		37,040				91,000

第10表 木炭生産計画

年度	原木	普通新原木	良材新原木	新炭原木合計
24	10000	4000	1000	15000
25	335	14175	1455	17000
26	560	14445	1445	17450
27	560	15120	1420	17400
28	600	16200	1380	18200

第11表 普通新炭生産計画

年度	原木	普通新原木	良材新原木	新炭原木合計
24	400	13425	13155	27000
25	23915	21485	35040	80460
26	640	21048	19988	41676
27	37944	34376	36256	108576
28	60644	46064	58064	164772

第12表 炭新生産計画

原 産 地	24	25	26	27	28
原 産 量	45 5000	46 7500	47 5000	48 2500	49 500
生 産 量	412 1000	412 1500	412 1000	412 500	412 100

1 用材生産7000万石中針葉樹用材は約2割、闊葉樹用材は約2割である。

2 用材生産中國有林よりの生産は約三分の一である。しかし國有林特別会計に於ては現状以上の所収増加は望めないのが、當行所依による年間生産は、23年度と同程度の1,250万石と計画した。

その結果國有林の立木処分材積は23年度に比べて約400万石（立木材積）増加するこゝに存つた。

3 上記立木処分材の所収事業遂行は既に述べた如く極めて困難であるが、これを実行出来る限り國有林の増伐は不可能である。

4 木炭の生産は各年度共、インフレーションとして、國有林からの生産を逐次増加せしめ、森林の生産を急していった。これは現在の新炭統制の面からみても、國有林材による生産が比較的増進し易いとの國有林の新炭原本が、益々奥山に移行してゆくことを考慮した為である。木炭生産ノトシ当りの木材所要量は各年度共インフレーションとした。これは國有林には別に別属は存いが、民有林では、その収入率向上を系するもので、その実行には製炭設備の改良指導のみならず、新炭行政に對する強力な措置を講ずることが必要がある。尚ほ新炭の製炭統制は継続するものと考へる。

5 普通薪の生産は計画全期間を通じて中絶するの懸念を察して、いるがその原因は、新炭生産が25年度最高として山型の生産パターンを急がしく爲つてある。

7 上記述べた如く、新炭の生産は現在行はれて、いるが、新炭生産を新炭製炭切りに代へるこゝに、必要の増産を考へて、計画前期には増産を計画したが、計画の裁断に、及びソリシテ輸入の好況を見込んで、急激に減少せしめた。

8 新炭生産の全体を通じて、原木の所在地が、製炭産地奥山に移ることは避けられないので、その輸送が、計画実行上の最大の隘路となるのであろう。このことは、同時に生産コストの高騰を来すことでもあり、この為、価格面の不安定が生産機構そのものに、何等かの処置を講ずることが必要である。

3. 林産物需給計画

第13表 用途別木材(国内材)生産及び輸入材配当計画

用途	24		25		26		27		28		備考
	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	
一般用材	41,748 (1372)	(160)	41,446 (1192)	(150)	41,149 (1178)	(160)	41,211 (1652)	(170)	41,580 (1655)	(180)	単位 1000B (1) 国内材輸入材配当量
造船用材	2,552		2,585		2,581		2,585		2,585		
船舶用材	1,611		1,592		1,531		1,552		1,592		
造船用材	13,500		13,950		14,230		14,230		14,540		
造船用材	1,010		1,010		1,005		1,005		1,005		
造船用材	2,400		2,406		2,392		2,377		2,378		
造船用材	14,355		13,971		14,422		14,202		14,902		
造船用材	6,000		6,020		6,000		6,100		6,100		
造船用材	1,600		1,600		1,600		1,597		1,523		
造船用材	1,200		1,200		1,200		1,200		1,200		
造船用材	13,551		13,950		14,230		14,230		14,540		
造船用材	20,000		20,000		20,000		20,300		21,000		
合計	107,531		107,980		107,223		107,997		108,375		

第14表 木材需給計画表

(単位 1000B)

用途	24		25		26		27		28		備考
	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	
国内生産量	70,000	780	70,000	780	70,000	780	70,300	780	71,000	780	輸出量中( )内は、国内材不足分は、輸入材に充てられる。
輸出量	2,651 (11,233)	2,905 (11,502)	2,905 (11,502)	3,387 (11,906)	3,387 (11,906)	3,387 (11,906)	3,387 (11,906)	3,387 (11,906)	3,387 (11,906)	3,387 (11,906)	( ) 国内材不足分は、輸入材に充てられる。
国内生産量	68,102	68,075	68,075	68,726	68,726	68,726	68,726	68,726	68,726	68,726	( ) 国内材不足分は、輸入材に充てられる。
合計	70,953	70,980	70,980	72,123	72,123	72,123	73,097	73,097	74,375	74,375	( ) 国内材不足分は、輸入材に充てられる。

第15表 年度別木材配当計画 (単位:1,000石)

用途	一般用材	造船用材	電線用材	枕木	電柱	枕木	丸ノ目材	合板	輸入材	合計
直駐軍用	200									200
陸軍機去用	1,031	132	90						81	1,324
海軍倉庫	2,600		100		150	2,300			61	4,151
逓信	350					8			137	485
電力	750	100			200					1,050
石炭	550				550					1,100
カニ及コ-7	1,000				20	40				1,060
鉄鋼	12									12
鞍山精煉	300					19				319
石	200									200
金屑工	80									80
船舶	120									120
船	100	2,400								2,500
根	1,400		300						20	1,720
化学肥料	120					4				124
化学肥料	300									300
化学肥料	250									250
化学肥料	550									550
鉄鋼	250					8			435	693
鉄鋼	80									80
鉄鋼	800									800
鉄鋼	80									80
水産	1,000									1,000
水産	40									40
水産	50									50
水産	880									880
水産	550								20	570
水産	3,000									3,000
水産	120									120
水産	1,300									1,300
水産	15,000									15,000
水産	225									225
水産	530									530
水産	4,000									4,000
水産	1,250									1,250
水産	400									400
水産	200									200
水産	40,748	2,632	1,470	13,460	1,000	2,570	6,000	1,200	753	69,653
水産										68,880
水産										753
水産	40	137	61	20	10	30	435	80	753	1,120
水産										1,120
水産	41,788	2,769	1,531	13,580	1,010	2,600	6,435	1,280		72,753

註 ( ) 内は輸入材を含む総材額を示す

25年度木材配当計画

(單位 1000石)

用途	一般用材	造船用材	船舶用材	枕木	電柱	枕木	心材用材	合板	輸入材	合計
建設用	500									500
建設機械用	200									200
建設出運	1,254	145	83						90	(1,592)
海運倉庫	2,600		1,100		130	2,300			91	(6,530)
海運倉庫	350	150				10			172	(682)
海運倉庫	950				300					1,050
電力	550				550					1,100
電力	1,000			13,300	20	42				14,362
電力	12									12
電力	250					12				262
電力	200			600						800
電力	200			10						210
電力	60									60
電力	120									120
電力	100	2,400								2,500
電力	1,400		300						30	(1,730)
電力	120									120
電力	120									120
電力	300									300
電力	300									300
電力	250									250
電力	250									250
電力	550									550
電力	200					8			577	(1,280)
電力	80									80
電力	800									800
電力	80									80
電力	900									900
電力	40									40
電力	700									700
電力	450									450
電力	2,900									(3,350)
電力	110									110
電力	1,300									1,300
電力	15,000									15,000
電力	230									230
電力	600									600
電力	4,000									4,000
電力	4,000									4,000
電力	1,000									1,000
電力	400									400
電力	1,200									1,200
電力	800									800
電力	40,406	2,665	1,483	13,910	1,000	2,326	4,000	1,200	980	(59,930)
電力	800									800
電力	50	192	81				577	90		980
電力	800	20	20	40	10	30				920
電力	41,296	2,857	1,594	13,950	1,010	2,456	6,577	1,290		59,980

26年度木材配当計画

單位 1000石

用途	一般用材	造船用材	船舶用材	坑木	電柱	枕木	丸太用材	合板	輸入材	合計
造船用材	400									400
船舶用材	200									200
坑木	1402	191	133						110	1736
電柱	2500		1100		130	2300			133	6163
枕木	350	100				10			178	6338
丸太用材	950				300					1250
合板	550				550					1100
輸入材	1000			13000	120	40				14800
合計	12					10				12
丸太用材	250			600						850
船舶用材	200			10						210
坑木	80									80
電柱	120									120
枕木	100	2400								2500
丸太用材	1455		300			4			40	1599
合板	120									120
輸入材	300									300
丸太用材	250									250
船舶用材	550									550
坑木	200					8			1642	1842
電柱	80									80
枕木	900									900
丸太用材	40									40
合板	900									900
輸入材	400								20	420
丸太用材	2900									2900
船舶用材	100									100
坑木	1200									1200
電柱	15000									15000
枕木	230									230
丸太用材	600									600
合板	3600									3600
輸入材	900									900
丸太用材	400									400
合計	1000	2671	1533	14210	1000	2372	6000	1200	2123	29135
丸太用材	40									40
合計	1000	198	133	20	5	20	1642	110	2123	2123
丸太用材	1000									1000
合計	41209	2859	1676	14230	1005	2392	7642	1310		72523

27年度木材配当計画

單位 1,000石

用途	一般用材	造船用材	船舶用材	坑木	電柱	枕木	1/4寸用材	合板	輸入材	合計
造船用材	320									320
船舶用材	100									100
船舶用材	1,210	175	182						157	(3,222)
船舶用材	2,500	100	1,100		130	2,300			185	(8,220)
船舶用材	350								185	(8,220)
船舶用材	250				300					1,050
船舶用材	550				550					1,100
船舶用材	1,000			13,800	20	40				14,660
船舶用材	12									12
船舶用材	250					10				260
船舶用材	200			600						800
船舶用材	60			10						70
船舶用材	120									120
船舶用材	100	2,400								2,500
船舶用材	1,580		300						50	(3,330)
船舶用材	120					0				120
船舶用材	300									300
船舶用材	250									250
船舶用材	550									550
船舶用材	200					8			8,100	(8,500)
船舶用材	50									50
船舶用材	800									800
船舶用材	89									89
船舶用材	900									900
船舶用材	40									40
船舶用材	50									50
船舶用材	900									900
船舶用材	400									400
船舶用材	2,900								20	(3,320)
船舶用材	100									100
船舶用材	1,200									1,200
船舶用材	15,800									15,800
船舶用材	230									230
船舶用材	600									600
船舶用材	3,600									3,600
船舶用材	900									900
船舶用材	400									400
船舶用材	1,200									1,200
船舶用材	11,200									11,200
船舶用材	40,611	2,675	1,582	14,210	1,000	2,362	6,100	1,200	2,299	(89,040)
船舶用材	11,200									11,200
船舶用材	20	185	185				2,202	159		(102,539)
船舶用材	200	10	10	20	5	15				260
船舶用材	41,381	2,890	1,777	14,230	1,005	2,377	8,302	1,359		(93,299)

(12)

223



28年度木材配当計画

単位 1,000円

用途	一般用材	造船用材	車輛用材	坑木	電柱	枕木	汽機用材	合板	輸入材	合計
運送費	280									280
貯蔵費	100									100
共同運送	1,910	175	182						223	(3,290)
運送倉庫	2,500		1,200		130	2,000			185	(6,930)
運送倉庫	350	100			300				185	(835)
運送倉庫	750				550					1,300
運送倉庫	550				70	40				1,100
石炭	1,000			13,910						14,910
石炭	15									15
石炭	250									250
石炭	200			600		10				800
石炭	80			10						90
石炭	100									100
石炭	100	2,400								2,500
石炭	1,620		300						80	(1,920)
石炭	120									120
石炭	300					5				300
石炭	250									250
石炭	600									600
石炭	200									200
石炭	800					8	4,100		2,002	(8,902)
石炭	85									85
石炭	900									900
石炭	40									40
石炭	50									50
石炭	900									900
石炭	400									400
石炭	2,900								20	(3,920)
石炭	100									100
石炭	1,200									1,200
石炭	15,000									15,000
石炭	230									230
石炭	850									850
石炭	3,520									3,520
石炭	100									100
石炭	400									400
石炭	1,500									1,500
石炭	40,900	2,675	1,682	14,520	1,300	2,365		1,200	3,375	1,500
石炭	80	185	185							3,375
石炭	500	10	10	20	5	15				560
合計	41,680	2,800	1,877	14,540	1,005	2,378	4,502	1,423		74,375

第16表 木材輸出計画 (町産原木凡金額)

品目	数量	単位	24					25					26					27					28				
			数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額				
板	板	1,000石		80		100		100		100		100		100		120		150		20		3,000		750		10,000	
	全	1,000石		20		20		20		20		20		20		20		20		20		2,000		600		10,000	
	所要原木	4,000石		400		500		500		500		500		500		500		500		500		2,000		600		10,000	
	数量	1万立方呎		3,000		4,000		5,000		5,000		5,000		5,000		5,000		5,000		5,000		2,000		600		10,000	
	金額	千/呎		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000	
	全	1,000石		2,100		2,800		3,500		4,000		4,900		5,000		5,000		5,000		5,000		2,000		600		10,000	
	所要原木	1,000石		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000	
	数量	1,000坪		10		20		25		30		35		40		45		50		55		60		65		70	
	金額	千/坪		5		5		5		5		5		5		5		5		5		5		5		5	
	全	1,000石		50		100		125		150		175		200		225		250		275		300		325		350	
板	所要数量	1万組		200		250		300		350		400		450		500		550		600		650		700		750	
	全	1,000石		170		170		170		170		170		170		170		170		170		170		170		170	
	所要原木	1,000石		3,400		4,250		5,100		6,050		6,950		7,900		8,850		9,800		10,750		11,700		12,650		13,600	
	数量	1万組		200		250		300		350		400		450		500		550		600		650		700		750	
	金額	千/組		150		170		200		250		300		350		400		450		500		550		600		650	
	全	1,000石		975		1,105		1,300		1,500		1,700		1,900		2,100		2,300		2,500		2,700		2,900		3,100	
	所要原木	1,000石		375		425		500		625		750		900		1,050		1,200		1,350		1,500		1,650		1,800	
	輸出金額合計	1,000石		8,125		10,255		12,025		14,025		16,025		18,025		20,025		22,025		24,025		26,025		28,025		30,025	
	町産原木合計(輸入材)	1,000石		(67)		(90)		(110)		(130)		(150)		(170)		(190)		(210)		(230)		(250)		(270)		(290)	
	国内材			1,031		1,254		1,462		1,670		1,878		2,086		2,294		2,502		2,710		2,918		3,126		3,334	
合計			1,098		1,324		1,572		1,828		2,078		2,328		2,578		2,828		3,078		3,328		3,578		3,828		

第17表 木材輸入計画 (単位千石)

品目	23	24	25	26	27	28
南洋材	20	100	134	189	234	310
パシフィック材	-	20	20	20	20	20
木	-	610	800	1,900	2,500	3,000
その他畑菜樹材	-	20	22	30	40	50
リチオンバニヤ	-	-	-	-	-	-
コルクバー	-	-	-	-	-	-
合計	20	753	980	2,123	2,799	3,375

第18表 家庭燃料(全国平均非農家)配当概算(木炭換算版)

木	23	24	25	26	27	28
薪	4	6.5	9.2	8.0	8.3	8.5
加工炭	5	9.0	9.0	9.5	8.0	9.0
小計	3	3.5	3.5	4.0	4.8	4.8
瓦斯	12	12.0	12.7	19.5	21.1	23.3
電力	29	1.2	1.5	2.0	2.2	2.4
合計	13	11.1	1.1	1.1	1.1	1.1
合計	14.3	19.3	20.3	22.6	24.4	26.8

(注) 瓦斯、電力、加工炭は級工業邦会中間案に依る

第19表 木炭用途別配当計画(単位1,000kg)

進駐軍用	23	24	25	26	27	28
家庭用	10	10	10	10	10	10
市務用	862	1,220	1,320	1,490	1,580	1,620
級工業用	40	40	40	40	40	45
級林用	200	150	100	50	50	30
官需用	60	50	50	30	10	10
瓦斯用	30	30	30	30	130	30
瓦新用	300	250	200	100	50	10
其他	30	50	30	30	30	30
調整	130	140	100	100	100	100
自家消費	98	100	100	100	100	100
合計	1,760	1,980	1,980	4,980	4,980	4,980

(15)

第20表 普通新用途別配当計画 (単位 1,000 肩積石)

	23	24	25	26	27	28
造 駐 軍 用	240	240	240	240	240	
駅 庭 用	19,300	31,714	32,014	33,604	34,204	
事 務 用	1,000	550	850	800	800	
飯 工 業 用	3,450	3,000	2,000	2,000	2,000	
炭 採 用	540	800	800	800	800	
官 需 用	219	220	220	220	220	
其 他	240	240	240	200	200	
調 整	9,313	3,000	3,000	3,000		
自 家 用 費	29,518	20,000	16,000	15,000		
計	65,120	60,064	56,064	56,864		

第21表 新炭材供給計画 (消費量) (単位 1,000 石)

	23	24	25	26	27	28
総 量	135,930	135,010	135,000	134,000	132,000	131,300
薪 炭 材 炭 木	87,130	96,000	96,000	94,000	92,500	91,000
造 材 材 物 材	14,300	14,500	14,500	14,500	14,500	14,650
製 材 材 残 材	2,500	10,500	10,500	10,500	10,550	10,650
粗 采 其 他	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

1. 木材需給計画は日本経済再建の最も困難な隘路が林業にあることを説明するものである。即ち方森林生産力の27%〜22%に上る過伐を計つて毎年7,000万石の木材を供給すること、それ自体莫大が国土保安部門への負担を不可避ならしめるにせしめらる。各産業部門に於ける分配を現状以上好転せしむることには不可能なことがある。加之、復興の中間に於ては坑木、パルプ用材その他としての特定基礎産業の木材消費は著しく増大するので一一般産業に於ては樹木の需要を圧縮する以外に需給バランスを維持することには極めて困難である。

2. 此うしを需給を緩和せしむる方策は之以上の増伐が不可能である限り各産業部門の消費の合理化と輸入材に依存する以外に存在しない。  
しかし外材の輸入は世界的木材不足と日本経済の輸入能力を勘案すれば到底国内消費用材に足らざることは許さしうべくも無く幸うして再輸出原木の最低必要量を揚上しうるに過ぎぬのである。

3. 外材輸入の中で最も需給の逼迫しているのは針葉樹材である。海外諸国の情勢を調査して計画の前期に於ては、60〜80万石の木材(アメリカ、カナダ)輸入を

場とするに止るに後期には東亞の情勢好転とシベリヤ用炭の取果を期待して100万〜200万石の北洋灯輸入を計画した。

4. 木材配当計画は石炭と紙及びパルプ工業に最も重大をおきその必要量を優先的に供給する方針を設つたが、その反面一般産業部門への圧迫は毎年著しく増大するので重工業界に於ける現状の如き木材消費を抑制することほ出来ないので電力消費合理化に努力することとして大巾な節約を期待した。

5. 計画の後期に於ては換機工業、住宅建築、船舶、車輛等の木材必要量は飛躍的に増加されるであろうが、之等の供給に産業界の需要を圧縮する以外には実現せしむることか不可能である。故に、住宅建築は本計画量と以てては到底取扱い得ざるものと思考せらるゝも、建築技術の活用とツープリーマン住宅への移行を強く要望して計画したものである。

6. 非農家一戸当り家庭用木材配給量はインフレーションに基く統制レートによる供出増加と石炭生産の増大に伴う敏工業の需要減及び木炭瓦斯発生炉の減少によつて昭和23年の4億から2億半程度の減少を計画した。

7. 瓦斯用木炭は木炭瓦斯自動車の新瓦斯機換とカソリン輸入の増加を見込んで大幅に減少せしめられた。

8. 木炭の敏工業用需要も石炭の増大に伴うインフレーション配当の増加を見込んで逐次減産した。

9. 普通薪の非農家一戸当り配給量は大量の場合と関係経済の正常化と敏工業部門への配炭増及び農村消費の削減と見込んで3億5千万石（昭和24年木炭総産7億）から1億（昭和25年木炭換算7億）に増加せしめられた。

10. 然し薪炭配当計画の全体を通じてその確保が効果の確保する為には現在のインフレーションの還付がなされる必要と石炭、電力等の資源の大幅な配当増加が絶対条件となつていふ。

11. 家庭用その他の部門に比較し、薪の自家消費が著しく大きい様であるが、此種の消費は量りて照令によつては効果的節約と差別することは不可能であつて、農家生活の根本的改善を必要とするもので、その効果をあげることは極めて困難なことがある。しかしこの量と減少せしめることは極めて必要かつ有効な手段であるから、富民一致の努力を措く必要がある。

12. 以上各種の改善乃至国家的努力を見込んでも家庭燃料配当量は全国平均非農家一戸当り4億（昭和23年木炭換算）から昭和25年度には昭和21年度の平均の80%にしか過ぎぬことを懸念し計画出来なかつた。

13. 薪ノ木炭は燃料として使用される木材の総材積を推定したものである。此の表で薪炭材立木以外の燃料種目は配当計画の対象に入らなかつた。此の理由は此等の薪炭材供給の困難な為である。

14. 薪炭材消費協会の高心は炭薪燃料中の薪炭の比重を軽減する以外に方法がなかつた。本計画では計画の最終年度に於て計画当初薪炭材採伐量の5%の節約に止つた。

15. 量産に整備したいことは我國森林の現状からみても新炭の生産量が著しく過大なことである。これは家庭用炭として新炭が極めて大々的ラエイトと与つてゐるためであるが斯かる莫大な新炭生産は用材採の相当な部分に喰ひ込んで生産されてゐるのであるから採木の利用価値からみても一刻もゆるがせにすることは出来ないのであり、森林資源の維持増進を図る為にも産炭、炭新産地の資源の副期的利用の途を速やかに開いて新炭採伐採を激減せしむべきである。

4. 生産用資材計画

第22表 生産資材計画表

種目	使用区分	単位	24	25	26	27	28	備考
			官行事業	民間事業	合計	官行事業	民間事業	
鉄	官行事業	ト	5,774	5,774	5,774	5,900	5,972	
			民間事業	9,615	9,615	9,624	9,402	9,467
鋼	官行事業	ト	15,389	15,389	15,398	15,402	15,439	
			民間事業	2,800	2,800	2,800	2,850	2,900
セメント	官行事業	ト	2,700	2,700	2,700	2,740	2,780	
			民間事業	5,500	5,500	5,500	5,590	5,680
石炭	官行事業	ト	31,920	31,920	32,400	33,000	34,000	
			民間事業	120	120	150	200	250
木	官行事業	キ	32,040	32,040	32,550	33,200	34,250	
			民間事業	900	900	900	750	770
材	官行事業	キ	1,200	1,200	1,200	1,270	1,330	
			民間事業	1,900	1,900	1,900	2,020	2,100
合計								

説明

1. 本計画立案の当初から、強く要望されてゐる林産物生産及び搬出その他の諸行程の機械化は主として経済的理由から余り期待し得なかつた。
2. 鉄鋼は固有の循環として、機械の修繕等が相当に増上されてゐるが特別に森林鉄道敷設の敷設やその他の事業による消費増加は殆んど計画されてゐない。
3. 民間の採伐事業の鉄鋼消費は主として木馬道用の釘と索道用鋼索である。
4. 石炭の民間事業消費量が僅か1000ト程度にすぎないのは民間の森林鉄道の石炭炭用機関車が僅か2台しか無い為である。

5. 資金計画  
第23表 資金計画表 (単位 1,000円)

種別	単位	24	25	26	27	28
養材生産	針葉樹材 550円 雑費納付 510円	39,184,400	39,184,400	39,184,400	39,355,000	39,686,106
木炭生産	1519人/歳 1,060円	12,432,404	12,432,404	12,432,404	12,432,404	12,432,404
薪生産	1/歳 1,270円	11,023,600	10,388,800	10,515,800	10,781,030	10,919,460
尾屑薪生産	30人/歳 35,200円	1,104,991	1,762,500	1,104,991	582,511	1,104,991
合計		63,820,395	63,772,904	63,772,904	63,161,545	63,054,714

第24表 国家資金及び民間資金別計画 (単位 1,000円)

	24	25	26	27	28
国家資金	2,584,646	2,584,646	2,584,646	2,612,996	2,737,345
民間資金	57,235,749	56,188,258	55,927,749	55,508,449	55,312,369
計	63,820,395	63,772,904	63,312,395	63,161,545	63,054,714

説明

1. 林業生産の事業分野を最終土場生産としてその所要資金を算定した。
2. 伐採される立木価格は立木購入資金としてその全部に充当されるものとして算出した。資金計画の内に含まれた。その額は毎年毎1854億円内外である。
3. 立木伐を除いたもの、大部分が運賃と労賃である。労賃の額は各年毎約265億円内外である。
4. 運賃は馬車、トラックの輸送費が主であり、180億円程度と推定される。

6. 労務計画

第25表 所要労務表 (単位 1,000人)

	24	25	26	27	28
養材生産	4667	4667	4667	46,867	47,333
木炭生産	48,889	48,889	48,889	48,889	48,889
普通薪生産	5,1923	47,994	49,067	50,426	51,080
尾屑薪生産	305	459	305	152	31
合計	147,844	144,809	144,908	146,334	147,333

注

(1)  
2021-10-18  
6 小委 8  
2021.11.15  
資源庁委託事務局

林業復興策計画(林野局長) 抜粋  
本計画の採択策計画委員会は林業小委員会の1R案に基づいて  
7万石。

用材供給計画(桑村) (万石)

種 別	23	24	25	26	27	28	計
総 量	6,315	7,010	7,000	7,010	7,030	7,100	41,465
国有林	2,153	2,380	2,380	2,380	2,400	2,420	14,183
民有林	4,172	4,630	4,620	4,630	4,630	4,680	27,282

薪炭供給計画(消費量) (万石)

種 別	23	24	25	26	27	28	計
総 量	12,593	13,500	13,500	13,500	13,260	13,130	79,283
薪炭材立木	8,713	9,600	9,600	9,400	9,250	9,100	55,663
造材生産残材	1,450	1,450	1,450	1,450	1,455	1,465	8,700
製材生産残材	950	1,050	1,050	1,050	1,055	1,065	6,220
担架其他	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	9,000

用薪材伐採計画 (万石)

種 別	23	24	25	26	27	28	計
用 材	8,470	9,700	9,700	9,700	9,740	9,850	58,160
国有林	2,470	3,500	3,500	3,500	3,530	3,560	20,470



(2)

	23	24	25	26	27	28	計
民 林	5,587	6,200	6,200	6,200	6,715	6,290	36,692
新 林	8,713	7,600	7,610	7,400	7,250	7,100	55,663
國有林	1,113	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	15,913
民有林	6,800	6,800	6,800	6,600	6,450	6,500	59,750

國有林 伐採面積 (町步)

	23	24	25	26	27	28	計
總 量	182,851	269,995	269,995	269,995	269,995	269,995	1,529,326
主 伐	155,033	205,108	205,108	205,108	206,084	207,060	1,183,501
間 伐	27,818	64,887	64,887	64,887	63,911	62,935	345,825

民有林

	23	24	25	26	27	28	計
總 量	59,405	63,582	63,582	61,759	60,313	60,857	368,498
用 伐 林	17,530	18,902	18,902	18,902	18,902	19,168	112,552
新 採 林	41,875	44,680	44,680	42,857	41,411	41,689	255,946

造林計劃 (單位町步)

種 別	23	24	25	26	27	28	計
人工植栽	150,408	195,697	254,100	282,000	320,000	344,000	1,546,205
國有林	(29,408)	(25,697)	(34,100)	(42,000)	(50,000)	(50,000)	(222,205)
民有林	150,000	170,000	220,000	240,000	270,000	294,000	1,324,000

(2)

	23	24	25	26	27	28	計
天然更新	(25,100)	(41,700)	(60,000)	(103,000)	(144,000)	(104,000)	(541,670)
播 種	8,000	5,000	5,000	8,000	3,000	10,000	42,000
補 整	7,200	75,000	75,000	83,000	92,000	100,000	477,000
合 計	79,700	121,700	140,000	194,000	249,000	214,000	1,078,400
國有林	(12,100)	(10,200)	(14,100)	(24,500)	(15,000)	(15,400)	(71,300)
民有林	67,600	111,500	125,900	169,500	234,000	198,600	1,007,100

( ) 國有林

家庭燃料改訂計劃試案

新發生產計劃(案)

	23	24	25	26	27	28
木 炭 千担	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
普通炭 千担	65,120	66,120	57,120	54,920	59,520	61,102
瓦斯薪 千担	510	1,000	1,500	4,000	500	100

→ 木炭51箱元      → 瓦斯薪2元

新炭原木計劃(案)

	23	24	25	26	27	28
木 炭 千担	32,800	52,800	52,800	52,800	52,800	52,800
普通薪 千担	40,700	38,200	35,700	36,200	34,200	31,700
瓦斯薪 千担	2,500	5,000	7,500	5,000	2,500	500
合 計	76,000	96,000	96,000	94,000	92,500	85,000

(4)

木炭用金別配当計画(案)

(単位 千円)

用途別	23	24	25	26	27	28
重駐軍用	10	10	10	10	10	10
家庭用	862	766	4,127	1,333	4,530	1,549
事務用	40	40	40	40	40	40
鉱工用	200	150	100	50	30	30
農林用	60	50	50	30	10	10
官需用	30	30	30	30	30	30
瓦斯用	300	200	100	50	10	10
其の他	30	30	30	30	30	30
調整	130	200	200	100	30	10
自家消費	78	84	76	85	40	41
計	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760

備考 家庭用は別表右帯数に依り24年度より各年度非農家一帯5帯、6帯、7帯、8帯、9帯とした。23年度は本年度実施計画。農家は各年度2帯

普通薪用金別配当計画(案) (単位 千円)

用途別	23	24	25	26	27	28
重駐軍用	240	240	240	240	240	240
家庭用	19,300	26,006	59,887	31,388	56,502	46,594
事務用	1,000	850	850	800	800	800
鉱工費用	3,550	3,000	3,000	2,800	2,500	2,500
農林用	840	800	800	800	800	800
官需用	719	720	720	720	720	720
其の他	740	740	740	700	700	700

(5)

	23	24	25	26	27	28
調整	7,313	2,844	2,763	2,552	1,752	1,497
自家消費	29,527	26,120	17,120	12,720	15,320	12,249
計	15,120	11,120	57,120	57,720	59,520	61,102

備考 家庭用は別表の右帯数に依り24年度より各年度非農家一帯5帯、6帯、7帯、8帯とした。23年度は本年度実施計画

人口及右帯数表

	23	24	25	26	27	28
総人口 千人	80,515	82,358	83,868	85,233	86,553	87,841
総右帯 千帯	15,583	15,936	16,272	16,486	16,775	16,991
農家右帯	4,987	5,106	5,171	5,276	5,368	5,437
非農家右帯	10,596	10,830	11,101	11,210	11,407	11,554
市部右帯	6,077	6,215	6,327	6,430	6,542	6,626

- 総人口は経済復興計画に用いること12G.H.Q.に適合のもの。
- 総右帯は昭和10年国勢調査における普通右帯の割合72.1%と右帯人員50.2%に依り算出したもの。
- 農家右帯は総右帯の32% (昭和22年12月林野局調)
- 市部右帯は総右帯の39% ( " " " )

80

改訂家庭燃料(全国平均非農家)配当概算  
(木炭換算単位係)

	23	24	25	26	27	28
木炭	4	5	6	7	8	8
薪	5	6	7	7	8	9
加工炭	3	3.5	3.5	4	5	5
合計	12	14.5	16.5	18	21	22
瓦斯	0.9	1.0	1.2	1.3	1.3	1.5
電力	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
合計	14.2	16.8	19.0	20.6	22.6	24.8

備考 瓦斯 電力 加工炭は農工部改訂試案に依る。  
 二つと承産燃料供給計画第一次試案に比べると各  
 年度の3倍の不足を生じ、昭和28年度に於ては  
 昭和5~7年の32.2倍の77%となる。したが  
 って、加工炭、瓦斯部門の増強、電力の増加が  
 必要に存る。

1117  
427  
✓